



議案等審査付託

議案等番号	件名	付託委員会
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (専決第3号 平成20年度奄美市一般会計補正予算(第9号)について)	本会議
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて (専決第4号 平成20年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)について)	本会議
報告第3号	専決処分の承認を求めることについて (専決第5号 平成20年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)について)	本会議
報告第4号	専決処分の承認を求めることについて (専決第6号 平成20年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算(第3号)について)	本会議
報告第5号	専決処分の承認を求めることについて (専決第7号 平成20年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について)	本会議
報告第6号	専決処分の承認を求めることについて (専決第8号 平成20年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第9号)について)	本会議
報告第7号	専決処分の承認を求めることについて (専決第9号 平成20年度奄美市訪問看護特別会計補正予算(第3号)について)	本会議
報告第8号	専決処分の承認を求めることについて (専決第10号 平成20年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)について)	本会議
報告第9号	専決処分の承認を求めることについて (専決第11号 平成20年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)について)	本会議
報告第10号	専決処分の承認を求めることについて (専決第12号 平成20年度奄美市と畜場特別会計補正予算(第2号)について)	本会議
報告第11号	専決処分の承認を求めることについて (専決第13号 平成20年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について)	本会議
報告第12号	専決処分の承認を求めることについて (専決第14号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の制定について)	本会議
報告第13号	専決処分の承認を求めることについて (専決第15号 奄美市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について)	本会議
報告第14号	専決処分の承認を求めることについて (専決第16号 平成21年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について)	本会議
議案第60号	奄美市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	本会議

付議事件は次のとおりである。

議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
議案第60号	奄美市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	H.21.5.25	原案可決	本会議

出席議員は、次のとおりである。

1番	師玉敏代君	2番	多田義一君
3番	橋口和仁君	4番	蘇嘉瑞人君
5番	戸内恭次君	6番	平田勝三君
7番	向井俊夫君	8番	奈良博光君
9番	朝木一昭君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	里秀和君
13番	泉伸之君	14番	関誠之君
15番	三島照君	16番	崎田信正君
17番	奥輝人君	18番	平川久嘉君
19番	渡京一郎君	20番	竹田光一君
21番	栄勝正君	22番	世門光君
23番	平敬司君	24番	大迫勝史君
25番	与勝広君	26番	叶幸与君

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	福市長	濱田龍太郎君
住用町 地域自治区事務所長	高野匡雄君	笠利町 地域自治区事務所長	塩崎博成君
総務部長	福山敏裕君	総務課長	川口智範君
財政課長	則敏光君	農政局長	田丸友三郎君
企画調整課長	安田義文君	福祉部長	福山治君
市民部長	有川清貴君	健康増進課長	嘉原孝治君
自立支援課長	小倉政浩君	産業振興部長	瀬木孝弘君
産業情報政策課長	前里佐喜二郎君	紬観光課長	日高達明君
農林振興課長	熊本三夫君	建設部長	田中晃晶君
土木課長	砂守久義君	会計管理者	松元龍作君
教育事務局長	里中一彦君	教委総務課長	白坂稔君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	赤 近 善 治 君	次 長 兼	山 崎 實 忠 君
		調 査 係 長 事 務 取 扱	
議 事 係 長	森 尚 宣 君	議 事 係 主 査	麻 井 庄 二 君

議長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は26人です。会議は成り立ちました。

これから、平成21年第1回奄美市議会臨時会を開催いたします。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） ただちに本日の会議を開きます。

本日、教育長が主催行事に参加のため欠席いたしますので御了承願います。

議長（伊東隆吉君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に平敬司君、大迫勝史君、与勝広君の3名を指名いたします。

議長（伊東隆吉君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本日臨時会の会期として、別紙配布の議事日程案のとおり、本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第3、報告第1号から報告第14号までの14件の専決処分の承認を求めることについて、一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。本日1日限りでございますが、よろしく願いいたします。

ただいま上程されました報告第1号から報告第14号までの提案理由の説明をいたします。

報告第1号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第9号）の専決の主な内容をご説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、歳入については市税の見込額をはじめ、地方譲与税、各種交付金及び特別交付税の額が確定したことに伴う所要額を計上いたしております。

国・県支出金、市債等につきましては、歳出における事業費や事務費等の確定に伴う決算見込額を計上するものです。また、その他の歳入費目についても、それぞれ決算見込みにおける所要額を計上するものです。

次に、歳出につきましては、人件費をはじめ、各種事務事業や公共事業等の確定に伴う不要額の計上及び財源更生等が主な内容でございます。また、それぞれの費目において、各特別会計の決算見込みに伴う繰出金の所要額を計上いたしております。

これらと併せて、衛生費の保健衛生費においては、国民健康保険特別会計繰出金の財源補てんとして2億円を追加し、他の繰出分と差し引き1億7,113万4,000円を計上いたしております。また、総務費の総務管理において、財政調整基金2億3,261万円、地域振興基金に1,204万3,000円の積立金を計上いたしております。

以上、今回の専決補正で2,321万2,000円を減額することにより、平成20年度奄美市一般会計予算の総額は307億1,828万8,000円となります。

第2表地方債補正につきましては、各事業費の確定に伴い、起債限度額の変更を行うものであります。

報告第2号 平成20年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決につきましては、歳入歳出の最終的な見込み及び事業費の確定に伴う調整を行い、併せて平成19年度末までの累積赤字に対し2億円の財源補てんを行うものでございます。歳入歳出それぞれ1億3,663万3,000円の減額補正を計上させていただいております。

今回の補正によりまして、平成20年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は70億6,2

66万1,000円となります。

報告第3号 平成20年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人件費と内科委託料等を、医業費につきましては医療用衛生材料費等をそれぞれ減額計上いたしております。

歳入につきましては、診療収入におきまして外来収入の減額と手数料の増額を計上いたしております。また、繰入金につきましては、診療報酬等の見込みが減額となることに伴い、その減収分を含め、決算不足見込額を一般会計から繰り入れたものでございます。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1,566万7,000円の減額となり、平成20年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は、2億1,072万1,000円となります。

次に、報告第4号 平成20年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算の(第3号)の専決につきましては、歳入歳出額の最終的な見込み及び事業費の確定に伴う調整を行うもので、歳入歳出それぞれ3,907万9,000円の減額補正を計上いたしております。

今回の補正によりまして、平成20年度奄美市老人保健医療特別会計予算の総額は、5億9,031万8,000円となります。

報告第5号 平成20年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の専決につきましては、歳入歳出額の最終的な見込み及び事業費の確定に伴う調整を行うもので、歳入歳出それぞれ4,765万円の減額補正を計上いたしております。

今回の補正によりまして、平成20年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、3億7,094万円となります。

報告第6号 平成20年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決につきましては、歳入歳出額の最終的な見込み及び事業費の確定に伴う調整を行うもので、歳入歳出それぞれ7,411万2,000円の減額補正を計上いたしております。

今回の補正によりまして、平成20年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は、45億5,193万9,000円となります。

報告第7号 平成20年度奄美市訪問看護特別会計補正予算(第3号)の専決につきましては、歳入歳出額の最終的な見込みに伴い、歳入歳出それぞれ653万5,000円の減額補正を計上いたしております。

今回の補正によりまして、平成20年度奄美市訪問看護特別会計予算の総額は、1,865万1,000円となります。

報告第8号 平成20年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)の専決につきましては、歳入歳出額の最終的な見込み及び事業費の確定に伴う調整を行うもので、歳入歳出それぞれ2,082万5,000円の減額補正を計上させていただいております。

今回の補正によりまして、平成20年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は、26億9,708万2,000円となります。

報告第9号 平成20年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)の専決につきましては、歳入歳出額の最終的な見込み及び事業費の確定に伴う調整を行うもので、歳入歳出それぞれ688万9,000円の減額補正を計上しております。

今回の補正によりまして、平成20年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、6億4,469万9,000円となります。

報告第10号 平成20年度奄美市と畜場特別会計補正予算(第2号)の専決につきましては、歳入におきまして一般管理費の係る不要額の確定に伴い25万6,000円及び予備費10万円を減額補正を計上いたしております。

歳入につきましては、事業収入80万9,000円及び諸収入1,000円を増額補正いたしており

ます。これらの調整によりまして、一般会計からの繰入金を116万6,000円減額補正いたしております。

今回の補正によりまして、平成20年度奄美市と畜場特別会計予算の総額は、676万2,000円となります。

報告第11号 平成20年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決につきましては、事業費等の確定に伴いまして、歳入歳出それぞれ2,275万9,000円の減額補正を計上いたしております。

主なものは、事業費の確定に伴います歳入歳出予算の減額、または各費目の不要額を計上するとともに、一般会計繰入金を1,835万7,000円減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、平成20年度奄美市簡易水道事業特別会計予算の総額は、6億3,270万2,000円となります。

報告第12号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、個人住民税に係る住宅借入金等特別税額控除の制度が創設されたことや、土地に係る固定資産税の負担調整措置が平成23年度まで継続されたことなどにより、所要の規定の整備を行ったものであります。

報告第13号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税介護納付金課税額の限度額を改めるなど、所要の規定の整備を行うものであります。

報告第14号 平成21年度奄美市一般会計補正予算(第1号)の専決の内容につきまして御説明をいたします。

報告第14号 平成21年度奄美市一般会計補正予算(第1号)失礼しました。第1表歳入歳出予算補正にありますとおり、歳入について県支出金3,028万2,000円及び繰越金76万7,000円を追加計上いたしております。

県支出金の内容は、雇用創出のための基金事業及び緊急を要する事業に充てるための補助金、交付金を計上するものであります。

歳出につきましては、労働費において緊急雇用創出臨時特例基金事業724万1,000円、ふるさと雇用再生特別基金事業1,165万5,000円を計上いたしております。また、基金事業以外に総務費の総務管理費において、FM中継アンテナ設備設置委託費1,000万円、教育費の社会教育費において奄美文化センター舞台機構設備改修費138万6,000円など、特に皆既日食までに必要な事業を主に計上いたしております。

今回の専決補正で、3,104万9,000円を増額することにより、平成21年度奄美市一般会計予算の総額は286億4,343万9,000円となります。

以上、報告第1号から報告第14号までの提案理由を申し上げましたが、議会を招集して御審議をお願いする時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により市長において専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。何とぞ御審議の上、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長(伊東隆吉君) これから質疑に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

最初に、崎田信正君の発言を許可いたします。

16番(崎田信正君) おはようございます。私は報告第2号、専決第4号の平成20年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)について、2点だけ質疑をしたいと思います。

この内容については、報告第1号の一般会計の4款衛生費で、国民健康保険事業特別会計に1億7,113万4,000円が計上されております。先ほど市長の提案理由の中で、これは19年度決算の累

積赤字6億800万円に対する補てんという説明がありました。3月の特別会計での予算、国保予算での論議でも大変な赤字をどうするのかというのが大きな話題になったわけではありますが、19年度の赤字補てんということですが、じゃ、20年度決算見込みはどうなるのか。これで2億円繰入れをして、累積赤字が減っていくのか。その状況をどうなっているのか、1点お伺いしたい。

それでも累積赤字はたくさん残っているわけですが、今後の対策はどのように考えているのか。この2点について御答弁をお願いしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

健康増進課長（嘉原孝治君） お答えいたします。平成20年度の国民健康保険事業特別会計の決算見込みについてでございますが、今回、2億円の繰入れを行うことで、単年度で約3,500万円余りの赤字決算見込みでございます。累積赤字につきましては、約6億4,500万円余りを見込んでおります。

次に、累積赤字への対応策についてでございますが、平成19年度末までの累積赤字6億800万円余りに対し、20年度において2億円の財源補てんを行うことで、19年度末までの累積赤字を4億800万円余りに減額し、さらに21年度におきましては、財政状況を勘案しながら、一般会計において累積赤字の残額分4億800万円余りに対し、臨時財政対策債の市債を発行し、この財源をもとに国民健康保険事業特別会計に繰入れ、19年度末までの累積赤字を解消するとともに、国保財政の安定化を図る予定といたしております。

16番（崎田信正君） それともう一度確認をしたいんですが、先ほどの答弁では20年度の財源補てんで、単年度では3,500万円の赤字が見込まれるということになると、その後の累積が4億幾らになるというのとは、どういう整合性になるのかですね。20年度で2億円を計上して3,500万円の赤字が出るということになれば、19年度の累積が6億800万円ですから、これは6億4,300万円になりますよね。そのときに、今累積赤字は4億幾らになるという答弁があったと思いますが、この整合性はどうか考えたらいいのか、お願いします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市民部長（有川清貴君） 先ほど申し上げました単年度の2億を繰入れを行うということですのでご理解をお願いします。

市長（平田隆義君） 前回の議会でも申し上げましたように、6億円以上、そして20年度の赤字が2億約9,000万円近いのが出やしないかという心配が出ていたわけですが、それらを勘案して、この6億円という繰越赤字をどう処理するかということは、大変な市の財政状況において厳しい状況にあるということで、一括して一般財源でこれを補てんするということはとてもじゃないができませんという判断をしております。そういう中で、このたびの国の財政対応にもございまして、若干財政対策債の方で対応ができるんじゃないかというめどがつかしました。正確には名前は何と言う。臨時財政対策債のですね、借入の枠が少し出はしないかという財政課の説明がありますので、この赤字を1回で返すことがないようなやり方ということは、借入をですね、年賦で返していくということしかないわけですので、この臨時財政対策債を使わせていただいて、残りに4億幾らの金を返済しようと、埋めようと、繰り出して埋めようということをやったわけですが、したがって、一般会計の方で起債残高として4億円以上のお金が残るわけですが、これは今後の交付税で措置されるということなので、こういう形を取らせていただきたいということでございます。ただし、申し上げたいことは、現状の国保会計の状況では単年度でまだ赤字を出さないという状況ではないということが厳しい状況にあると言われて、申し上げているところです。先般の委員会の方でも1億円、5,000万円の繰入れに対して1

億円の繰入れをするべきじゃないかという議会からのご意見があったことも伺っております。私の心づもりとしては、何とか毎年5,000万円の繰入れで運営ができるように努力してもらえないかという思いと、それから今申し上げました交付税措置されるとは申し上げましても、起債残高として借入金が残っておりますので、その返済金等を合わせますと、やはり7~8,000万円になりはしないかという思いがいたしますので、こちら辺のところを御理解いただいてもらいたい。ただ、年度をまたがって処理するという事も併せて御理解たまわりたいと、このように思います。

16番(崎田信正君) それで、今市長からもありましたけれども、やはり20年度も2億円の繰入れで、それでも3,500万円の赤字が出てくると。今言われたように、21年度、22年度もこの状況であれば、新たな累積赤字をつくる可能性があるんですね。そういったことになるんですね、市長も3月議会ではですね、後期高齢者医療制度の絡みで、やっぱり制度の問題があると言われているわけですから、これはやっぱり国がきちんと、こういう国民健康保険制度というのは社会保障の根幹になるものですから、ちゃんと手立てをすることが必要なんですね。それについては、この累積赤字への対応策はどうするかと質疑を出してありますけれども、国に財政出動ですか、大いに要求をしていかないと、これは奄美市だけの問題じゃないと思いますので、そちらの国への対応策というのは、どんなふう考えられているのか、答弁できればお願いします。

市長(平田隆義君) 現時点で、この国保会計への国の財政出動に対しての額を上げるという話は、現在のところ出ておりませんが、いずれにしても、地方自治体における国保会計というのは、破綻を来しているということは共通認識ではないのかなと受け止めております。ただ、今国が出している方向としては、広域の国保会計処理ということはかなり可能性を持って、今議論されていると、こう受け止めております。私たちの奄美市の場合を見た場合に、先ほど何とか単年度収支を黒字にというお話を申し上げたんですが、国保税を、税率を上げたにしても、所得の低い層が多いということで、税率を上げた税徴収による改善策というのが、大変厳しいということも理解しているつもりであります。そういう中で、それじゃどうするかということになると、県一円で国保会計を運用することによる、お互い力を合わせていくということによる解決策というものも、一つの方法ではないのかなと、こう思っているところです。議員のおっしゃるとおり、それをやったにしても、私はやはり地方における国保会計は厳しい状況だろうと、やはり国が対応しないとやっていけないと、医療制度そのものに対する考えを変えていかないと、解決できないんじゃないかという思いは持っております。

議長(伊東隆吉君) 次に、蘇 嘉瑞人君の発言を許可いたします。

4番議員(蘇 嘉瑞人君) 皆さん、うがみしょうら。どうも、4番無所属 蘇 嘉瑞人です。私はですね、報告の第14号 平成21年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について質問したいと思います。

5款1項にかかわるものについて質問いたします。まず、5款1項3目にある緊急雇用創出臨時特別基金事業についてお伺いいたします。これらの事業の概要をお聞かせください。また、目的、主体、その財源はどこなのでしょう。さらに、今回この予算を専決処分で行っているんですけれども、その理由をお聞かせください。また、様々な具体的に事業をやると思うんですけれども、何名の雇用が創出されるのかお答えください。

次に、5款1項4目ふるさと雇用再生特別基金事業についてお伺いいたします。

まず、先ほどの質問と重複しますが、これらの事業の概要、そして目的、主体、財源、さらにはなぜ専決処分を行ったのか。さらには具体的にはどんな事業を行うのか。そして、それぞれの事業において何名の雇用が創出されるのか、お答えください。

次からは自席にて質問いたします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

企画調整課長（安田義文君） おはようございます。それでは蘇議員の御質問のうち、補正予算書の8ページ歳出の5款1項3目に関するイからホまでにつきまして、私の方からお答えをさせていただきます。まず、事業の概要につきましては、現在職のない人につきまして、この事業におきまして原則6か月未満雇用しようとするものでございます。なお、地方公共団体が企画した新たな事業であること。さらには事業費に占める人件費の割合が7割以上であり、事業に従事する全労働者に占める新規労働者の割合がおおむね85パーセントであること、または、事業費に占める人件費の割合が8割以上であり、事業に従事する全労働者に占める新規労働者の割合がおおむね4分の3以上であることが条件となっております。次の事業の目的につきましては、急激な経済情勢の変動によりまして離職を余儀なくされました非正規労働者、さらに中高年齢者に対しまして、緊急一時的なつなぎ就業の機会を提供し、これらの人の生活の安定を図ろうとするものでございます。次に事業の実施主体につきましては、本補正に上げておりますのは地方公共団体でございますが、民間企業やシルバー人材センターの方へも委託できることとなっております。財源につきましては、国から都道府県別の非正規労働者数、有効求職者数に基づき配分されました交付金により、県が基金を造成しまして、その基金を財源としております。次に、専決処分の理由につきましては、緊急雇用事業目的を考慮し、少しでも早くこの効果を発揮できますよう、県から事業計画を認められた事業につきまして、今回ほかの専決事業に併せて専決することしたものであります。さらに、7月に奄美で観測できる皆既日食関連での雇用を計画しておりますため、6月の補正では事業の実施期間が短くなりなすので、今回補正の例を上げさせていただきました。以上ですが、具体的内容や事業の事業ごとの雇用につきましては、担当課のほうから答弁をさせていただきます。

袖観光課長（日高達明君） 7月22日の皆既日食には、多くの観測者が予想されます。その受入体制を図るために、奄美大島の空の玄関口奄美空港、それと海の玄関口名瀬港に、臨時的に観光案内所を設置して、観測者をはじめ、観光旅行者に安心して安全に観光ができるように努めていきたいと考えております。また、この期間は、突発的に予測困難な事態が発生することも考えられるため、このような状況下に専属的に対処できる体制を構築するために、臨時職員を2009皆既日食奄美市実行委員会事務局袖観光課内に、4月から7月まで4か月間1名を配置します。先ほどの観光案内所の設置、これにつきましては、当日7月22日含めて10日間、空港に2名、名瀬港に2名、合計4名、先ほどの事務局に1名、5名の雇用を考えております。

議長（伊東隆吉君） 雇用の創出人数は。答弁ほかないですか。何名の雇用というところをどなたかされるのかな。失礼しました。

産業情報政策課長（前里佐喜二郎君） 次に、ふるさと雇用再生特別基金事業についてお答え申し上げます。

まず、事業の概要と目的でございますが、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情や創意工夫により、地域の求職者を雇い入れ、雇用機会を創出する機会、創出する取組を支援するために、国からの交付金をもとに各都道府県がふるさと雇用再生特別交付金、鹿児島県は68億円でございます。地域における事業の実施を支援するものでございます。対象となる事業の分野は11分野ございまして、介護福祉分野、子育て分野、医療分野、産業振興分野、情報通信分野、観光分野、環境分野、農林漁業分野、治安防災分野、教育文化分野、その他の分野となっております。県または市町村が事業主体となって自ら企画した新たな事業、または既存事業に新たな工夫を加えた事業、いわゆる拡充による雇用の創出で、雇用機会を創出する効果が高い事業であること、地域内ニーズがあり、かつ今後地域の発展に資すると見込まれる事業であって、また、地域における継続的な雇用が見込まれる事業であることなどが採択の要件となっております。次に、事業主体につきましては、今回の事業は奄美市が事業主体と

なって県に申請いたしますが、事業の実施にあたっては、民間企業、NPO法人、その他の法人、または法人以外の団体などの、民間企業などへの委託事業となります。事業の財源につきましては、県からの100パーセントの補助金でございます。次に、専決処分にした理由でございますが、平成21年度において実施する事業の募集が2月にございました。申込締切は3月初旬、事業採択内示が4月1日でございます。通常でございましたら内示後関係補正予算を次の定例会に上程し審査をお願いするのが筋でございますが、このふるさと雇用再生特別基金事業は、新規雇用者の1年以上の創出を求めておりまして、6月議会での予算計上となりますと、事業のスタートは7月以降となり、事業の目的が十分に達成できないものと判断をしたものでございます。昨今の厳しい雇用情勢でございますので、できるだけ早く事業をスタートさせ、雇用状況の改善に努めようとしたものでございます。御理解をおねがいいたします。次に具体的な事業と事業内容でございますが、今回の補正で上げましたのは二つの事業でございます。一つ目が農業体験滞在型プログラムの開発のための事業でございます。これは農業体験ツアー創出のためのプログラム開発などを行うことといたしております、二つ目は人と文化の交流による名瀬町商店街にぎわい創出事業で、商店街でのにぎわいを創出するためのアート展の開催、町中ライブの開催、アートワークショップなどを開催し、併せて中心商店街の活性化を担う人材の育成も目的といたしております、これを実施するものでございます。最後に、雇用創出に人数でございますが、農業体験滞在プログラムの開発では1名、名瀬町商店街にぎわい創出事業では2名、合計3名の雇用の創出を目指すものでございます。今後の状況でございますが、申し上げました11の分野の中で、現在産業振興分野と情報通信分野の事業を検討いたしており、熟度を高めて県への事業提案を順次行うよう心がけてまいりたいと考えております。

土木課長（砂守久義君） 緊急雇用創出臨時特例基金事業の奄美空港景観保全事業について御説明いたします。奄美空港は全体面積が約110万平方メートルありまして、そのうち草刈りが必要な面積が約80万平米ございます。その草刈りが必要な部分を伐採する事業を実施するものでございます。事業の目的としましては、7月22日に観測される皆既日食時に、奄美空港を利用し来島する観光客の増加が予想される中、奄美空港の制限区域内の良好な景観の保全と、バードストライク防止対策として作業を実施するものでございます。具体的な内容としましては、飛行機の運行時間や航空関係機器等が設置されている箇所での作業となるので、熟練された作業員が夜間に5人で伐採を実施し、明るく日の昼間に二人で伐採した草を有機農業支援センターへ運搬する作業を行います。この事業は、5月7日から実施しておりまして、7月までの45日間を予定しております。雇用人数につきましては、7人が45日の勤務の予定ですので、延べ315人の雇用が生まれることとなります。

議長（伊東隆吉君） 答弁漏れはありませんね。

（発言する者あり）

ちょっと待ってくださいよ。

質疑の中身は、これ以外ありますか。

具体的な事業ということで、今、答弁漏れないかと確認しているわけですけど。

（発言する者あり）

企画調整課長（安田義文君） それでは、私どもにある資料の方で、残りの分を説明させていただきます。まず、会員登録支援実態調査事業、こちらの方は未登録の犬が多数いると推測されるということで、実態調査を行うということで、そのために雇用するということで4人の方を5か月14日、延べ280人を予定しております。次に、笠利地区の新規イベント支援事業、これは皆既日食の新規イベント事業に対して、業務の円滑な遂行を図ることを目的としまして、臨時職員を雇用して体制づくりを図るということで、1人の4か月を雇用する形となっております。次に、総合計画策定に伴う北部振興計画策定事業、こちらのほうは合併事業市庁舎建設計画で承認を受けました奄美空港以北地域の振興を含めた北部

地域の活性化，これを今回策定する奄美市の総合計画に反映させるということを目的としまして，補助員としまして新規失業者を一人雇用すると，これは1人の12か月ということでございます。

4番議員（蘇 嘉瑞人君） 以上，今回の緊急雇用創出についていろいろ上げていただいたんですけども，まず1点目の緊急雇用創出臨時特例基金事業についてなんですけど，これ，直轄事業及び委託事業，両方パターンがあったと思うんですけど，なぜ直接事業だけを行ったのかという質問が1点。後，今雇用，緊急雇用で上げていただいた雇用された方が，皆既日食の細観光課担当で5名，市民協働の飼い犬で4名，笠利の地域教育課でイベント対応として1名，そして北部の総合計画で1名，空港の草刈りで7名雇用しているんですけど，これ全部で18名になるんですね。18名の地域別の内訳を見て見ますと，名瀬地区が7名，笠利地区が11名，勤務地ですね，住用が0です。この事業目的を見たときに，急な離職を余儀なくされた人たちに対するつなぎ事業というのをはっきり答弁の中にもあったと思うんですけど，それを広く地域の方々に一人一人，生活困っている方いますので，その人たちに対して一人でも多く，少しでも広い範囲で賄っていきたいというのが事業の目的にあると思います。しかし，この実行配分を見たときに，何かしら見当がなかったのかということに，残念に思うんですけど，その地域配分についてどのような考えのもとにこのような事業を計画されたのか。また，住用がゼロなんですけれども，住用の総合支所内でこういった新規の雇用を生み出すような話し合いは持たれなかったのかというのを聞きします。

次に，ふるさと雇用再生特別基金事業についてお伺いいたします。こちらが民間の計画書に基づいて，どんどん支援していこうという，すごく民間活性化につながる良い事業だと思っています。また，県からの100パーセント補助金というふうに話されたんですけども，この補助金のもととは去年の2次補正からできた基金による補助金です。でしてまだまだ3か年事業であり，始まったばかりの事業ですので，今年度中にも追加の募集があるのであれば，その時期にこういった形で追加されるのかというのを聞かせください。

企画調整課長（安田義文君） それでは，まず1点目の委託がなぜないのかというお話なんですけど，私も企画調整課の方では，議員御存知のように各課のほうへこの事業でございますということで，この事業に合致する事業を要望してくださいということで上げております。その中で，直営でやるのか委託をするのかということ各課のほうにお願いをして判断をいただいているところです。今回は大変急ぐということでですね，すべての事業が直轄で上がっておりますが，また1年間の中で要望があればそのような形も検討してまいりたいと存じます。それと，地区別のことですが，これも同様のことでございまして，御案内のとおり5事業のうち3事業が皆既日食に関する業務でありまして，非常に急ぐ事業ということで今回計上してありまして，地域性の特定については他意はございません。現在既に追加要望で2件提出がありまして，今後においても各課の方からですね，本事業目的に合致する事業計画要望が出てまいりましたら。その辺も踏まえて検討させていただきたいと思っております。

産業情報政策課長（前里佐喜二郎君） ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては，今後の話でございますが，民間のほうからのアイデアなどと我々と調整いたしまして，この意見などを取り入れて，積極的に今年度内でも追加募集ができますので，応募ができますので，活用を図ってまいりたいと考えております。具体的な話も現在まいっておりますので，今後追加が可能だということでございます。

議長（伊東隆吉君） 再々質疑ありますか。まだ終わっていない。

住用事務所長（高野匡雄君） 住用内での話し合いがもたれたかという御質問だったと思うんですけども，メール配信でこの事業については支所にも流れてきておりましたけれども，支所の中で特に急をようしたこともありましたが支所全体の話し合いというのは全くありませんでした。

4 番議員（蘇 嘉瑞人君） 今答弁にもあったんですけど、目的はこれは皆既日食ではございません。事業主体の目的は緊急的な雇用の創出です。しかも、今この厳しい経済状況下において、急な離職をした人たちに対する救済の支援のお金のはずです。にもかかわらず、そこを第一の目的とせず、皆既日食だけを考え過ぎて、この事業をつくったことはやはり問題だと思っていますので、これからやはり緊急雇用等を考えられる場合は、そういったことも十分に配慮していただいて事業策定をお願いしたいと思います。もうこれで答弁は大丈夫です。

議長（伊東隆吉君） 次に、三島 照君の発言を許可いたします。

15 番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島 照です。私も報告第14号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第1号）について、5款の2項10目労働費補助金1,889万6,000円についてなんですけど、先ほどの蘇議員への答弁で、おおよそ分かりましたんですけど、あえて2,3質問していきたいと思います。言われてますように、今、奄美市内においても派遣労働、派遣切りの中ですね、島へ帰ってきて仕事をしたいけど仕事がない。働きたくても働くところがない。こういう人たちが結構相談にも来られてます。そういう意味ですね、今回は国の施策として、昨年、年末の第1次補正に中ではですね、プレミアム券の発行や、また草刈りや松くい虫対策など、多くの事業が行われて、年末から新年にかけて事業が進められてきています。そして、今2次補正の中での定額給付金などの交付がされてきていますし、この事業はその一環だと思いますけど、引き続き第3次補正も今国会で議論されています。そこでですね、この間、幾つか先ほど各担当部署から説明がありました。私が聞きたいのはですね、失業雇用も厳しい状況の中で、この事業を適用するにあたって、そこら職安等を含めた実態調査などもした上で、こういう事業が組まれてきているのかが1点ですね。

もう一つは、事業をしたいために働きたくても働けない、いわゆる子育て支援の問題です。この中では、特に公立保育所やそういったところでは、かろうじて預けて働いておりますけど、今、無認可保育所等においては、全く奄美市の助成も何もありません。特に、末広町にある活性化事業に伴ってやられている保育所などはですね、家賃払えば助成金ももう飛んで、近いうち事業を閉鎖しなければならない。こういうところが今、市内でもたくさん出てきています。こういった事業を実態調査しながらですね、この、先ほど言われたわずか3年の期限付きの助成ですから、そういったところにも適用していくことができないのか。そういう点でこの事業の目的、拡大して適用する思いがあるのかですね、目的のおおよそは、先ほどの答弁で分かりましたけど、今言われたようなところについて、どういうふうに検討されているのか、お聞きします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

産業情報政策課長（前里佐喜二郎君） お答えいたします。職安での実態調査ということですが、これは事業の内容が職場に調査するものかどうか、ちょっと疑問ですが、職員の募集にあたってはハローワークを通してということになっておりますが、実態調査につきましては直接職安での実態調査は行っておりません。

それから、中心商店街で行っている末広町の子育て支援センターへの補助につきましては、事業の内容に沿った提案が出てくればですね、一緒に提案することは可能だと考えております。ただ、それには家賃の補助だとかいうのは、この事業では直接は該当しないものだと思います。事業の50パーセント以上は人件費だと、じゃないと難しいということになりますので、この辺の事業との中身が合えば、そういう提案が出てくれば、補助も可能だというふうに考えております。

15 番（三島 照君） 今ですね、そういう点で、今回提案されているこういう支援事業の使い道は、い

ろいろあると思うんですよね、まだまだ。そこら辺では、やっぱり奄美市の各事業や経済状況など判断しながら、またどうせ定例会もありますけど、しっかり調査して、こういう事業がありますから、民間からも事業提案をしてほしいとかいったね、事業の周知徹底、この制度の、いわゆるふるさと雇用再生特別基金などをですね、緊急雇用創出の事業など、やっぱり役所で考えて出す事業だけじゃなくて、この制度をもっとそういった民間にも徹底してですね、時期を決めて事業を選んでいくと。正に、雇用と民間の所得向上、経済活性化につながる利用を図っていくことが必要だと思うんですけど、そこら辺はどういうふうに思われますか。

産業振興部長（瀬木孝弘君） それでは民間の提案や闊達な御意見を、どのように活用するのかということを含めてお答えをいたします。

先ほど担当の課長から説明をいたしておりますように、この事業の事業主体は地方公共団体ではございますが、御質問にございましたように私どもとしましては広報紙あるいはホームページ等で広く募集を呼び掛けておりまして、むしろこの事業の3年間でございますが、その効果として引き続き雇用を継続するというのが目的でございますので、市のほうの基本的な一次案に対しまして、民間の方々のお考え、このあたりを加味して今回申請をし、その可能性のあるものに内示をいただいたものでございます。したがって、今後も民間の方々のお提案や発案について、私どものほうと協働で作業をさせていただきながら、協働した形でこの事業のですね、申請にあたっていくべきものと思っております。何も、地方自治体の基本的な見解だけではなくて、お話のありましたような団体の意志やその後の活用、在り方、このあたりも見定めてまいりたいと思っております。

議長（伊東隆吉君） 再々よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これから、討論に入ります。討論は一括して行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

報告第1号から報告第14号までの14件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案をそれぞれ承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第14号までの報告14件については、いずれも承認することに決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第4、議案第60号 奄美市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） ただいま上程されました議案第60号 奄美市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。

人事院は5月1日に国家公務員の6月の期末手当等に関し、その一部を凍結する勧告を行いました。これを受け奄美市においても人事院勧告に沿った措置を図ろうとするもので、期末手当などの基準日である6月1日以前の条例改正が必要であり、今臨時議会に条例改正案を上程するものであります。

以上をもちまして、議案第60号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上議決してくださいませようお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） これから質疑に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

初めに、三島 照君の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島 照です。私は議案第60号 奄美市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、2点を質疑いたします。

元来、この制度はですね、人事院は毎年民間の期末状況を調査した上で、8月以降、人事院勧告を出し、そして12月の年末で1年間の調整を図って支給してきたものです。そういう点から考えたときにはですね、今回のこの前倒しで減額をする勧告については、戦後初めてではないかと思っています。この入口はですね、一時金カット等の問題について、今、政府は第3次補正予算を提案しながら、政府与党としてこの議会の中で、いわゆる西松建設の政治資金の問題等を含めてですね、何とか小沢さんを降ろして、今の与野党逆転を何とか止められないかと。そういう立場で今回やった結果ですね、小沢さんはやめたけど、結局鳩山さんの人気は落ちそうでない。これを何とかしようという政府与党が編み出したその結果が今回の、私はこの人事院勧告、正に本来の人事院勧告を無視した政治的圧力に追随した、そして先ほどから言われてますように、1次補正、2次補正で景気浮揚対策、特に内需拡大なしに市民の暮らし、国民の暮らし、守れないし、今のこの経済不況を克服する上では、どうしても内需拡大に全力を上げるという政府の方針に基づいて取り組んできた。しかし、1次補正、2次補正をやっても、もう一つ成果が得られない。ここで、出した問題が今度の問題で、これは内需拡大による景気回復に正に逆行する問題ではないかというふうに思います。そういう点で一部改正を提案する、その理由は何なのか、のが1点。

もう1点は、さっきも言いましたように、地域経済に与える影響。どう見ているのかですね。昨年からプレミアム付き商品券の発行などで消費を促し、経済活性化を図ろうとした、この施策と矛盾しないのか。整合性をどう考えているのか。この2点について質問し、後、自席に戻ります。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

総務課長（川口智範君） 1点目の一部改正を提案する理由はということでお答えしたいと思います。御承知のように、人事院は去る5月1日に人事の勧告を出し、国家公務員について今年6月期の期末手当について、その一部を凍結する旨勧告をいたしました。この勧告に沿って、給与関係の閣僚会議の中で人事院勧告どおりの取扱いをする方針が決定なされております。地方公務員についても、地域の実情を踏まえながら、国の取扱いを基本として対応するようという総務大臣談話がだされております。したがって、奄美市としましてはこれまでの対応と同様に、これまで人事院勧告が出されたときと同様に、国の取扱いと同じように今回の一部改正案を上程したものでございます。

次に、地域経済に与える影響ということでございますが、支給額が減るわけでございますので、消費

に関して抑制がかかるという懸念は、当然考えられております。が、人事院勧告は民間給与を公務に反映させるためのものでありますので、昨年来の急速な景気悪化に伴う民間企業の夏期一時金の状況を考えれば、今回の措置もまたやむを得ないものじゃないかというふうに考えております。その上で、私どもが考えておりますのは、どうしても生産の形が所得になるわけでございます。生産そのものが減少している中で、すべての雇用者が等しく、やはり傷みは分かち合う、公務も同じ問題だと、私どもとしては考えております。市民とともに痛みを分かち合った上で、御指摘の地域経済がどうあるべきか、消費、ひいては内需拡大にどういう措置が講ぜられるのかは、次の際の議論にすべきものだと、私どもとしては考えているところでございます。

15番(三島 照君) 今答弁して、やむを得ないと、しかもこれからの奄美の経済がどうなるかは、後でこれから考えようということだったと思います。しかし、私はこの問題はですね、確かに今、経済危機の中で企業は大幅な赤字を、この今期で言えばですね、出しながら、年末から新年、春闘の賃金確定闘争の中でも、確かに減額になってますし、減ってるのは事実です。しかし、これを今、戦後やったことのない人事院勧告という形でもってきた、この問題は、私はこの間扱われてきた1点目は内需拡大として、金は天下の回りもの、これは昔から言われている言葉、この金が回らなくなれば、奄美のようなこういう海外離島の中でですね、さらに奄美の経済は、その結果は、さらに民間の給料引き下げに大きくつながっていく。そういう点で今回のこの措置は、私は民間のそういう状況を踏まえて、公務員と民間の対立抗争を生み出す、そしてそれをこれ幸いと言わんばかりにですね、取り上げ、やった問題は、一番の問題はそこにあると思っているんです。内容で言えば、いろいろ言い訳はしています。しかし、そういう中で、今回の問題で言えば、この一時金カットなどは、逆に今度は春闘がまだ続いているところもあります。その最後にいわゆる地域でのですね、最低賃金もここで決まって来るんですよ。それに対する、いわゆる影響も大きく広がってくると思うんです。そして、ましてそれだけじゃありません。今、公務員給与というのは、奄美市の職員で言えば、全国県下の18市中18番目ですよ。ラスパイレスも94.2で、今一番低いところ。ましてや、今度出た2パーセントの報酬の2パーセントカットも、今後どうなるか分からない。そこら辺との絡みも分かれば、今答弁できれば、含めた対応が1点出てきます。そして、この問題が奄美経済に与える影響というのが、出なかったと思うんですけど、そこら辺、本当にどんだけのこれで減額になって、市民経済にどう影響を与えるのかということ、もう一度出してください。

総務課長(川口智範君) 私どものほうから、市民経済への影響について、私ども推計の仕方がどういう推計があるのか、よく分からない中で、課内でいろいろ論議した結果、私どもが今認識している分で申し上げたいと思います。平成18年の市民所得推計をもとに試算いたしました。その時の公務従事者数が2,213名となっております。これに奄美市職員の1人当たりの凍結額、カットではございません、凍結でございますので、凍結額が7万9,523円、1人当たりの平均がでございます。これを掛けますと1億7,600万円となります。雇用所得全体が奄美市民の雇用所得全体が740億7,400万円ですので、0.23パーセントの影響額になるものだと、一応私どもとしては、荒いものですが試算はいたしております。ただ、この2,213人の公務従事者には県病院などの従事者が入っていないよとか、あるいは公営企業の職員が含まれないとかというような分類上の制約がございますので、先ほど申し上げた0.23パーセント以上の影響が出るものだと考えております。

それから、0.2パーセントカットの話が出ましたが、私も今回、今議会に提案するにあたりまして、職員組合のほうにお願いをいたしております。こういう状況ですので、凍結について御理解をいただきたいということでいたしております。その際に、団体交渉の申し入れがありました。2パーセントカットについては、これまで協定を締結したとおり、随時見直していきましようということが言っておきますし、その上で、交付税が今後どうなるのか、このあたりを見極めた上で話し合いをしましようということで、組合とはお話をしているところでございます。

15番(三島 照君) 削った2パーセントについては話し合いの最中だということだと理解しました。最後に、この今回の提案された条例は、このまま恒久的なものになっていくのかね。この減額された金額、さっき1億6,000万ちょっとと言いましたけど、この金額は、今後例えば、その雇用対策やとか、市民に還元されていくのか。どういう形でこれが市民に還元されると思っているのか。この2点だけ聞いておきます。

総務課長(川口智範君) 前段の部分でございます。今回の改正はあくまでも平成21年6月期の期末手当等に限った対応でございます。そういった意味において、条例本則での改正ではなく、条例附則のほうに1項を設けたということで御理解いただければと思っております。

後段のほうの市民に還元されるかということでございますが、職員の給与等が減額になった場合、それに似合う分の交付税も減額されるものだと、私どものほうとしては認識いたしております。職員の給与部分がそのまま各種の事務事業に回せるかと言ったらそうではないというふうに認識をいたしております。

議長(伊東隆吉君) 次に、奥 輝人君の発言を許可いたします。

17番(奥 輝人君) 議場の皆さん、市民の皆さん、こんにちは。まずは、新年度から新部課長に就任されました皆さんにお祝いを申し上げます。奄美市の均衡ある発展のために頑張っていたきたいと思っております。それでは、私も議案第60号について、若干質疑をしたいと思っております。

先ほど三島議員から質疑があったものと、ほとんどかぶってきますけれど、若干違う面から質疑をしたいと思っております。まず1番目にですね、期末手当の削減については、人事院が実施した国家公務員ボーナス引き下げの人事院勧告に基づくのを受けての対応であると思っております。現在において、景気対策や雇用対策が打ち出されている中、奄美市職員の期末手当の削減は、地元商店街や飲食店街、その他サービス産業には少なからずその影響が出てくると思われまます。なぜこの時期なのか、経緯を伺う。これはもう総務課長のほうから先ほど答弁がありましたので、これはもう省略させていただきたいと思っております。2番目のほうですけど、地元紙によりますとですね、約5,200万円の削減との報道でありました。今後、この金額相当分を地域活性化につなげていく施策をですね、事業等が考えられないのかを伺いたいと思っております。三島議員のほうからの答弁もありましたけれど、再度何かあれば、良い知恵があればよろしくお願ひしたいと思っております。次からは発言席から質疑をいたします。

議長(伊東隆吉君) 答弁を求めます。

総務課長(川口智範君) 職員の給与が今回の凍結によった分、これによって地域経済、地域の活性化につなげていくような財源にならないかということでの御質問だと理解いたしました。この部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、凍結された額については交付税でそれ見合い額が減額になるものだと、私どもとしては認識しております。ただ、職員の給料カット2パーセント、これについては、約6,000万円だと私ども認識いたしておりますが、これは今現在、地域活性化のためのいろいろな事務事業に充てているところでございます。二つ分けてお考えいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

17番(奥 輝人君) 答弁はほとんど分かりました。例えばですけど、この前、ちょっと飲み屋に行っただんですけど、この件についてですね、ちょっと議論したんですけど、やはり地元の公務員さんたちのボーナスが引き下がるというですね、お客さんが少なくなるとか、そういったぼつりとしたちょっと言葉を受けたんですけど、今後の商店街の活性化、また地元の笠利地区においてもそういった商店

街や飲み屋もありますので、これがちょっと危ぐされるのかなという思いをしました。これは先ほど言われたようにやむを得ないような措置でありますので、今後、違う形ですね、地域の活性化が図られるように、また元気が出るような施策等も、今後また検討していただきたいと、私は思います。私からは以上です。

議長（伊東隆吉君） 次に、関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は社会民主党社民党の関 誠之でございます。今第1回臨時議会に提案されています議案60号 奄美市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質疑をさせていただきます。

本条例は四つの条例を本則を変えることなく、附則により平成21年6月の期末勤勉手当の支給率を減額するものだと考えております。しかし今回の条例改正にはいくつかの問題点があり、提案すること自体にも多くの問題があると考えております。第一は、国における人事院の調査の在り方です。春闘が決着する8月に勧告し、冬期一時金で調整するこれまでの人事院勧告制度を無視をしていること。また、実態調査をするはずが、今回の調査は特別調査と称して通信調査で行い、その時期は景気が一番冷え込んでいる時期であり、夏期一時金妥協済み企業の割合が全体のわずか13.5パーセントで、従業員割合も19.7パーセントと、正確の面で大きな問題があること。第2は、県の人事院では126社に郵送し、96社の回答を得ましたが、通信調査のため8社だけしか正確なデータを取り扱うことができず、正確性を欠くとして、今回の人事院勧告を見送り、これまでどおり冬期一時金で調整することにしております。第3は、奄美群島内における11市町村の状況です。過半数の町村、瀬戸内町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町の七つの町村が今回条例を提案せずに、今までどおり7月の人事院勧告、8月の人事院勧告にしたがって、冬期一時金において調整を図ることを既に決めていること。また、冬期一時金だけで調整を図っても、凍結される金額は何ら変わらず、市民や当局に不利を与えることではないと考えております。第4は、昨今の消費状況の冷え込みを回復するため、国が定額給付金の全国民に給付し、経済の底上げを図っている中で、一時金の一部凍結を実施することは時期が悪く、景気を悪化させる政策的矛盾である。また、この政策は中小地場企業の春闘賃金交渉に悪影響を及ぼし、公務員に限らず、ますます消費者マインドを冷え込ませ、地域経済に打撃を与えること。以上の状況を考えますと、夏期一時金の0.2凍結することは、景気の面からも疑問が大いにあるところであります。今までの奄美市の行政への在り方からも、県内のトップを切って、議会を開会し議決を議会に委ねること自体、理解しがたいことであります。そこで、通告に従い、順次質疑をさせていただきます。

一つ目、人事院の示す国家公務員の一時金を0.2凍結する勧告があったが、凍結とは具体的にどういうことなのか。二つ目、人事院の今回の特別調査は、先ほど申し上げましたとおり、正確性の面で大きな問題があると言われているが、このことについて当局の具体的な見解をお聞かせください。三つ目、奄美市において国家公務員と同様に一時金0.2を凍結する最大の理由は何であるかの3点についてお答えください。後の質疑については自席より行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

総務課長（川口智範君） 1点目の凍結の意味についてでございます。公務員の期末手当等については、8月の人事院勧告において例年年間の支給率が示され、その差額を12月期の期末手当等で調整をするという方法が議員御指摘のとおり取られてまいりました。今年についても基本的にはこの手法には変更はないものだと考えております。しかしながら、人事院によりますと民間企業における夏期一時金について大幅なマイナスが伺えることから、民間の状況をできる限り公務に反映させること。また、12月期の期末手当等で年間分の調整を行うと大きな減額になる可能性があるということから、今年6月期の

期末手当等について、暫定的な措置として支給率を引き下げ、その分を凍結しようとするものでございます。2点目の正確性についてでございますが、人事院自体も報告の中で今回の調査が短期間の調査であり、調査方法や抽出方法が通常の調査と異なることから、正確性については不確定要素があるとしております。したがって、6月期の支給率については一部凍結というような表現で暫定的な措置が取られたものだとして理解いたしております。3点目についてでございますが、奄美市は平成19年に人事院勧告により給与の改定を行っております。期末手当等に関してこのときも人事院勧告どおり私どもとしては対応を取っております。このように奄美市、あるいは旧名瀬・笠利・住用においても同じだったと思うんですけども、人事院勧告を私どもとしては基本的には十分尊重しなければならないということでの今回の対応でございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

14番(関 誠之君) 少し答弁になってないような気がするんですが、凍結とはどういうことなのかということをごきちと説明をした上で議論をしたいんですけども、その前にですね、市長、お分かりかどうか分かりませんが、先ほど職員組合にお願いの文書を出したわけですけども、これは平成21年の5月7日に出ているわけです。市長名で、それも公文ですね。5月7日というと、この臨時議会の25日に決めるというのは、5月8日の議会運営委員会で決める予定になっておったと理解しておるんですけども、既にその前の日にですね、こういう25日に臨時議会に上程する予定と、25日に、25日の臨時議会に上程すると、いわゆる議運を開く前に、既に当局が議会の日程を決めて、組合のほうにですね、これ、公文ですよ、奄美市長平田隆義と、こういうことは、私はちょっと理解できないんですけども、確かに議会の招集権というのは市長にあるということは理解しております。しかし、日程のね、このように当局が決めて、我々の知らないところでこういう文書が出て行くということはどういうことであるかなと説明をひとつお願いをしたいと思っております。

それと、県の人事院会が、非常に先ほど申し上げたとおり、制度ができないということで勧告を見送っておりますけれども、群島内の11市町村のうち、先ほど申し上げました7町村が県に準じるということではありますが、今までは少なくともこういう種類のものはそういった県、群島の状況を見ながら、決定してきたように私は理解しておりますが、なぜ、こうもあせてですね、25日に議会をもってやらざるを得ないのか。私は削られるのがいやだと言っているわけではありませんよ。こういう非常に手段ややり方がいつもと変わっておるということは、何か異常な気がしてならんわけですけども、こういう状況のもとで、実施する最大の原因というのはどういうことなのか。これは市民に対しても十分に説明責任を果たして、議会の判断を仰ぐというのが私は正常なやり方だというふうに思っておりますので、是非その辺の具体的に説明責任を果たしていただきたいと思っております。

三つ目はですね、先ほど職員組合との交渉合意がなされているというふうに聞いておりますが、情報によりまして上程することに関してはということですが、それはそれで理解ができることです。しかしながら、奄美市の職員組合の中には、現業評議会とか、水道労組とか、いわゆる法律的に協約権が保障されているところがあるわけですね。賃金労働条件はこの協約に従って、当局との合意の上実施をするというのが合法的な根拠があるわけですから、そこでお聞きをしますが、現業評議会、水道労組との労働協約の締結はどのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

あと、るるありますが、聞いて最後の質問にさせていただきます。

議長(伊東隆吉君) 答弁を求めます。

総務課長(川口智範君) 1点目の議会招集の件でございます。おっしゃるように  
(発言する者あり)

凍結ということでございますが、この部分については、今回予算措置も私どもは何もしておりません。と申し上げますのは、先ほど来、申し上げておりますとおり、8月に人事院勧告がございます。この部分で年間分の支給率の勧告がなされるものだと考えております。その支給率を見たらうで、今回凍結し

た分との差額、今回凍結分の0.2月と人事院、今現在が年間4.5月でございます。その差額分を12月期に実施したいと、12月期に改正をしていきたいということでございます。あくまでも凍結でございますので、カットではございません。8月の勧告を見て、その上で年間分を決めていきますと。今回支給した分を人事院勧告から、人事院勧告で年間支給率、その差額分がもし出てまいりましたら、12月期に調整をいたしたいということでの凍結でございます。

議会招集の関係につきましては、確かに私ども、予定とか、こういう言葉を入れてすべきだったというふうに、十分反省いたしております。今後こうしたことがないように注意をまいりたいと思っております。

次に、郡内町村の関係、お話ございました。ただ、私どもが今現在持っている18市の中で、16市は、私ども奄美を含めて16市は確実に出すということでの情報を得ております。残りの2市、日置市は市長選が済んだばかりで、私どもの調査時点では未定と、それと阿久根市の部分が5月31日に市長選ということで未定と、この二つだけが未定でございました。その他16市はすべて臨時会を行いますということでの回答を得ていたものですから、これは県内のほかの市に遅れることなく、また、前に進むこともなく、同じような形で私どもとしてはやりましたというふうに考えております。

今回この条例改正を出した最大の理由は何ですかということでございます。これにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、年間の給与、年間の支給割合が大幅に減少することが考えられますと。そうやってきたときに、12月だけの調整については、大変厳しいものがありますと。従って、6月のほうで一部凍結をして、12月で清算できるような形を取るのが、やはり職員のためにも私どもとしては一番良い方法だというふうに思っております。

交渉の合意で協約の締結権についてのお話でございます。私も先ほど来、議員からお話があったとおり、組合条項にあるとおり、現業の皆さんも含めて交渉をいたしました。その結果として、議員がおっしゃった議案を上程することについてはやむを得ないと、容認せざるを得ないという文言になっておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

(発言する者あり)

そのあたりの部分につきましては、組合の皆さんに確認をまだいたしておりませんので、この場で何とも申し上げようがございません。

14番(関 誠之君) 凍結ということで、今説明があったわけですが、いわゆる予算措置をしてないという言い方は、少し問題があるかなと思っておりますが、8月の人勤を見て12月に調整をしてちゃんと支払うということであれば、わざわざ6月をやって、そして12月、先ほどの大きな削減が予想されるから、職員のことを思ってという話でありましたから、そこは職員が決めることであって、その思いは大事にしたいと思っておりますけども、そういうことであれば、一色単に12月にやったほうが、事務的、あるいは合理性から言って、何ら問題はない。県もそういうふうにするわけですから。その辺について、是非市長の見解をお願いをしたいと思っております。市長がなかなか答えてくださらないようですが、やはりこれは市民に対して、きちっと市長分の声ですね、説明責任を果たしていただかないといけないことかなというふうに思っています。総務庁の方からも十分に情報を自治体に与えて、そういった説明責任を果たさせるというようなことが言われておりますから、是非、先ほどから議論になっております中小地場企業の一時金の労使交渉が現在続いているわけで、このことに対して、やっぱり多大な影響を与えるのではないかと。現在行われている定額給付金の趣旨に反すると、地域経済を冷え込ますことになると思っておりますけれども、こういった奄美市に実情を踏まえつつ、一時金0.2パーセント凍結する市長として説明責任を、ひとつお願いをしたいなというふうに思いますが、それと、この国はですね、給与法案まだ参議院にあって、おそらく今日確認しておりませんから、金曜日の段階では25日にこれは可決、否決と表決は出てないわけですね、まだね。ですから全国のことには分かりませんが、少なくとも九州、もしかしたら日本で一番最初に、この5月25日の奄美市の臨時議会で凍結問題が表決されるというふうになるのかなというふうに思いますが、この辺について、国に先立ってですね、議決をお願いすること

も含めて、市長に説明責任を果たしていただきたいと思います。

総務課長（川口智範君） 今現在の国会の審議状況については、私も把握はいたしておりません。ただ、公務員連絡会、組合の公務員連絡会等の情報によれば、おっしゃるとおり25日からの参議院での審議入りというような情報に接しております。ただ、私どもが今回このような形で上程を踏み切った最大の理由は、5月2日付けの日経新聞の中で、当然、与党である自民党の皆さんの理解は得てますよということで、当然やってると思っております。その上で、民主党の行政調査会長のお話として、人事院勧告の必要性は基本的に理解でき、完全実施が望ましいということで、民主党の皆さんにも御理解いただいているものですから、私どもとしては今国会での成立が当然図られるものだということで今回出しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（伊東隆吉君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これから討論に入ります。

通告のありました順に、発言を許可いたします。

初めに三島 照君の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） こんにちは。日本共産党の三島 照です。私は本日提案されました議案60号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に反対する立場で討論に参加します。その理由を述べます。先ほどからの答弁にもありましたように、今回の措置はあくまでも凍結であって、これが減額されるとか、そういう条件のものではありません。最終的にはいつも12月に調整をするということです。先ほど答弁の中でもありましたけど、この制度は人事院が既に決まっていた公務員の給与をカットする勧告を出したことが、内需拡大による景気回復にも逆行し、労働基本権をはく奪された代償機関としての役割を投げ捨て、政府与党の政治的動きに追随するものです。毎年、先ほどから答弁なりましたように、8月に人事院が勧告して、年末に調整をする。しかし、今回は今回の一時金カットは、自民党がこの間削減法案を何とか検討しはじめた、そのことが発端です。そして選挙前に、だからこそ今回の6月の実施、選挙前に民主党に応援の多い公務労働者、これをたたいて、たたいたことをアピールすることや、ルール無視の賃下げ実績がねらいです。党利党略以外の何物でもありません。このことは5月2日付けの日経新聞でも、石油危機で物価が急騰した1974年には、一時金を引き上げる人事院勧告した例もあるが、引き下げる勧告は初めて。公務員だけ据え置きでいいのかという声が政府与党で強まった。春に減額決めれば秋までにある選挙で、与党側の姿勢をアピールできるうえに、官公労から支持を受ける民主党をけん制できるとの思惑も行動している。これは日経新聞が報道しているんですよ。

（「発言する者あり」）

私と違う、日経新聞。

（「続けてください」と呼ぶ者あり）

正に、このことは公務員労働者、いわゆる労働組合と野党の間にくさびを打ち込まん、言わんばかりのやり方です。この間、提案してきた内需拡大による景気回復が求められ、そのために補正予算を出し

たと言いながら、内需を冷やすこの一時金削減をあえて前倒しで行う道理はどこにもありません。消費低迷と景気悪化の悪循環を加速させることにしかならず、国民生活と日本経済より党利党略優先の姿勢が厳しく問われます。しかし、民間の厳しい経済状況、働く者の労働環境の劣悪さも際立っています。さらに、官制ワーキングプアという言葉さえも生まれており、特に奄美での労働環境の悪さは深刻です。商店街の空き店舗は増加し、生活保護の相談も増えてます。その裏に、裏返しに、公務員に対する厳しい評価も私たちの耳の届いています。仕事のむだを排し、全体の奉仕者としての公務員の役割をきちんと理解し、業務に従事することが必要です。しかし現在の経済危機は、自公政権が進めてきた外需頼みの日本経済の在り方が行き詰ったもので、内需主導に切り替えなければなりません。職員の中にはこうした点でもいっぺんに削減されるより、夏と年末の2回に分けて削られるほうが、先ほど総務課長もそういう答弁をされてます、いうこともあります。しかし、この夏のお盆に向けた売上げを伸ばさなければならぬ時期に、外需頼みの日本経済、労働者の生活への影響だけでなく、お店の売上げにも決して良い影響を与えるとは思いません。先ほどの質疑でも明らかなように、地域経済に与える影響は避けられず、その分交付税も減額される。ならばますます奄美の経済、財源が市民に還元されないことも明らかになりました。私はこのような国の攻撃に対して、国民と私たちが団結し、今度こそ政治を変える、今までの60数年の自民党を変える、そのことこそこの選挙で問われているものであって、こういう問題で国民や私たちが動揺する必要も何にもない。むしろ社会的連体で跳ね返すことを、日本共産党は呼びかけて反対討論を終わります。

議長（伊東隆吉君） 次に、関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） お疲れ様でございます。社民党の関 誠之でございます。議案60号 奄美市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

人事院は夏期一時金の特別調査を受け、国家公務員の一時金を0.2月凍結することなどの内容の勧告を行っています。人事院は政治からの要請については否定をしていますけれども、今回の特別調査は与党の国家公務員の給与の検討に関するプロジェクトチームなど、一連の政府与党の一時金削減の意向を受けたものだと言わざるを得ません。正に、公務員賃金引き下げを選挙対策に利用しようとする与党側の、極めて政治的党利党略的な動きであり、それに人事院が組したものだとなれば、労働基本権誓約の代償機関としての役割を否定するとともに、独立中立の第三者機関である性格を歪めることになると考えます。二つ目に、景気悪化の影響で、今年夏の民間一時金は大きく落ち込んでいますが、民間支給実態の精査な調査に基づく夏の勧告を得て、国家公務員の一時金に反映されるのがこれまでのルールであります。今回の特別調査は、通常の民間給与実態調査とは異なる抽出方法を用いたこと。支給実績でなく、支給額の対前年伸び比を取っていること。実地調査でなく、通信調査を行ったことから、人事院が自ら抽出された企業の業種によって、全体の調査結果が大きく左右される恐れがある。全企業を代表するものとは言いきれないなどとしているように、二つの一時金回答だけに限定した概況調査に過ぎず、調査対象の企業数も各県でばらつきがあるなど、正確性の面で大きな問題があります。既に昨年の08勧告を通して確定している夏期一時金の凍結を、極めて異例の事態となれば、これまでの民間の実態を正確に調査し、比較するという公務員賃金の決定ルールを踏みにじることになり、あまりにも乱暴であると考えます。三つ目に、中小企業などでは労使交渉が現在も続いており、その中で公務員の一時金凍結が実施されれば、臨時非常勤職員はもとより、中小地場企業の一時金に多大な悪影響を与えることになると考えております。また7月に向けて検討されている最低賃金の改定にも影響をもたらすこととなります。百年に一度の危機と言われる経済不況において、賃金が賃下げが圧力が増すことは、内需に大きな打撃を与え、景気悪化にさらに拍車をかけることになりかねないと思います。四つ目、人事院が自ら異例特別の措置とするように、今回の勧告は多くの問題点を含んでおります。人事院の一方的な姿勢は問題があるし、労働基本権制約の代償措置としての役割を果たしていないと批判をせざるを得ません。

私は先ほども申し上げましたとおり、凍結、いわゆるされることを容認することでなく、時期が悪い。12月にしましょうということを申し上げていることは御理解をお願いをして反対討論といたします。ありがとうございました。

議長（伊東隆吉君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、議案第60号 奄美市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に制定について、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本臨時会に付議された事件は議了いたしました。

これをもって平成21年第1回奄美市議会臨時会を閉会いたします。（午前11時25分）

## 第2回定例会会期・議事日程及び付議事件

平成21年6月15日 奄美市議会第2回定例会を招集した。

会 期 19日間

議事日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
6月15日	月	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 (19日間) 3 報告第15号 (1件) 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第61号～72号 (12件) 上程 説明 5 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
6月16日	火	本会議	1 一般質問 - 大迫議員, 関議員, 奥議員, 多田議員, 竹山議員 (質問順)
6月17日	水	本会議	1 一般質問 - 里議員, 世門議員, 栄議員, 三島議員, 師玉議員 (質問順)
6月18日	木	本会議	1 一般質問 - 蘇議員, 崎田議員, 奈良議員, 戸内議員 (質問順)
6月19日	金	休 会	
6月20日	土	休 会	
6月21日	日	休 会	
6月22日	月	休 会	1 議案第61号～72号 (12件) 上程 質疑 付託 付託区分 { <ul style="list-style-type: none"> <li>総務建設 - 議案第65号～66号, 69号～72号 (6件)</li> <li>厚 生 - 議案第62号～63号 (2件)</li> <li>産業経済 - 議案第67号～68号 (2件)</li> <li>文 教 - 議案第64号 (1件)</li> <li>全委員会 - 議案第61号 平成21年度一般会計補正予算 (第2号) は, 所管する各常任委員会に付託。</li> </ul>
			請願・陳情付託報告 (前議会からの継続審査事件を含む) 総務建設 - 陳情第1号, 陳情第2号 (2件) 厚 生 - 請願第1号, 請願第2号, 請願第3号, 陳情第3号 (4件)
			全員協議会 (本会議終了後) <b>【議題】</b> ・特別委員会の構成・調整について <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人奄美市シルバー人材センター理事選任の報告について</li> <li>・民生委員推薦会の委員の推薦について</li> <li>・核兵器廃絶の国際条約締結へ政府の具体的な努力を求める意見書の提出について</li> </ul>
6月23日	火	休 会	各常任委員会審査 (厚生・産経)
6月24日	水	休 会	各常任委員会審査 (総建・文教)
6月25日	木	休 会	報告書整理
6月26日	金	休 会	報告書整理
6月27日	土	休 会	
6月28日	日	休 会	
6月29日	月	休 会	報告書整理
6月30日	火	休 会	報告書整理
7月1日	水	休 会	報告書整理

7月2日	木		報告書整理
7月3日	金	本会議	1 議案第61号～72号(12件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 請願第1号～第3号(3件), 請願事項の訂正(3件) 上程 報告 採決 3 請願第1号～第3号 陳情第3号(4件) 上程 報告 質疑 討論 採決 4 議案第73号(意見書)(1件) 上程 説明 質疑 討論 採決 5 議案第74号～76号(3件) 上程 説明 質疑 討論 採決 6 議案第77号～78号(2件) 上程 説明 質疑 討論 採決 7 議案第79号(1件) 上程 説明 質疑 討論 採決 8 議案第80号(意見書)(1件) 上程 説明 質疑 討論 採決 9 議案第81号(決議)(1件) 上程 説明 質疑 討論 採決 本会議終了後, 議場にて永年勤続議員表彰状の伝達

付議事件は次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		平成20年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成20年度奄美市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成20年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成20年度奄美市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成20年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書			
(1)	報告第15号	専決処分の承認を求めることについて (専決第17号 平成21年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)	H.21.6.15	承認	本会議
(2)	議案第61号	平成21年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	H.21.7.3	原案可決	全委員会
(3)	議案第62号	平成21年度奄美市国民健康保険業特別会計補正予算(第2号)について	H.21.7.3	原案可決	厚生
(4)	議案第63号	平成21年度奄美市笠寿園特別会計補正予算(第1号)について	H.21.7.3	原案可決	厚生
(5)	議案第64号	奄美市銅像等管理基金条例の一部を改正する条例の制定について	H.21.7.3	原案可決	文教
(6)	議案第65号	奄美市奄美群島振興開発特別措置法に基づく市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H.21.7.3	原案可決	総務建設
(7)	議案第66号	奄美市交通災害共済条例の一部を改正する条例の制定について	H.21.7.3	原案可決	総務建設
(8)	議案第67号	奄美市企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	H.21.7.3	原案可決	産業経済
(9)	議案第68号	奄美市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について	H.21.7.3	原案可決	産業経済
(10)	議案第69号	新たに生じた土地の確認について	H.21.7.3	原案可決	総務建設
(11)	議案第70号	字の区域の変更について	H.21.7.3	原案可決	総務建設
(12)	議案第71号	辺地に係る公的施設の総合整備計画の変更について	H.21.7.3	原案可決	総務建設
(13)	議案第72号	奄美市公共下水道名瀬終末処理場建設工事委託に関する協定について	H.21.7.3	原案可決	総務建設
(14)	議案第73号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を国に求める意見書の提出について	H.21.7.3	原案可決	本会議
(15)	議案第74号	奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H.21.7.3	同意	本会議
(16)	議案第75号	奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H.21.7.3	同意	本会議
(17)	議案第76号	奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H.21.7.3	同意	本会議
(18)	議案第77号	奄美市人権擁護委員候補者の推薦について	H.21.7.3	承認	本会議
(19)	議案第78号	奄美市人権擁護委員候補者の推薦について	H.21.7.3	承認	本会議
(20)	議案第79号	固定資産評価員の選任について	H.21.7.3	同意	本会議

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(21)	議案第80号	核兵器廃絶の国際条約締結へ政府の具体的な努力を求める意見書の提出について	H.21.7.3	原案可決	本会議
(22)	議案第81号	「振り込め詐欺に関する決議」について	H.21.7.3	採択	本会議
(23)	請願第1号	学童保育への公的補助・支援に関する請願	H.21.7.3	採択	厚生
(24)	請願第2号	学童保育への公的補助・支援に関する請願	H.21.7.3	採択	厚生
(25)	請願第3号	奄美市の子育て環境改善を求める請願	H.21.7.3	採択	厚生
(26)	陳情第3号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を国に求めることについての陳情	H.21.7.3	採択	厚生
(27)	陳情第1号	川内原発3号機増設反対に関する陳情	H.21.7.3	継続審査	総務建設
(28)	陳情第2号	川内原発3号機増設に係る陳情	H.21.7.3	継続審査	総務建設

## 第2回定例会一般質問通告

(6月16日(火))

公明党 大迫 勝史

### 1 市民生活について

#### (1) 新型インフルエンザ対策について

- ア 現在の対応状況と体制はどうなっているのか。
- イ 本市の医療機関全体のタミフルの備蓄状況を把握しているか。
- ウ 対策費としてどういうことに、どのくらいの予算が必要か。
- エ 国・県からの対策費の助成金の内示はどうか。

#### (2) 「介護福祉希望カード」について

- ア 現在の配布状況は。
- イ 波及効果の試算はどのくらい見ているか。
- ウ 県立大島病院の現在の対応状況

#### (3) 子育て支援について

- ア 10月からの出産一時金アップと出産費用の連動はないか。
- イ 出産祝い金の反響について
- ウ 定額給付金と子育て応援手当の給付進ちょく状況
- エ 本年度予算第1次補正予算案での「子育て応援特別手当」の支給世帯数と該当児童数や支給総額の試算をしていないか伺う。

#### (4) がん対策について

- ア 本市のがん検診の受診率また、効果や必要性の啓発方法の取り組みについて伺う。
- イ 「新経済対策」に女性特有のがん対策が盛り込まれているが、本市の今後の取り組みはどうか。

### 2 経済対策について

#### (1) 平成21年度地方財政対策「1兆円」の増額について

- ア 地域雇用推進費の使い途を伺う。
- イ 地方財源の充実に充てられる「5千億円」の本市への配分額と使い途を伺う。
- ウ 経済危機から学生を守る「基金」の活用について

### 3 環境問題について

#### (1) 地域グリーンニューディール基金について

- ア 基金活用の計画があるか。
- イ 低公害車、ハイブリット車購入や太陽光パネル設置の助成の広報等考えていないか。
- ウ 今年の「クールアースデー」の取り組みは、どう考えているか。

社会民主党 関 誠之

### 1 改正奄振法について

- (1) 今回の改正法をどう活かすか。
- (2) 改正奄振法をどう評価しているか市長の見解を

### 2 奄美市総合計画について

- (1) 総合計画策定における最大の特徴は何か。
- (2) 今後の進ちょくと議会との関連は

### 3 福祉・教育について

- (1) 障害福祉計画について

- (2) 丸刈り校則の見直しについて
- 4 行政資料等の管理・保存について
  - (1) 合併した市町村の行政資料等を收集整理して，管理保存は出来ないか。

## 市民クラブ 奥 輝人

- 1 農業振興について
  - (1) 農業委員会について
    - ア 各地区の農地流動化の推進について
    - イ 小作料の支払いについて
    - ウ 農業委員会委員の選挙区について
    - エ 農業委員会の選挙による委員の定数について
    - オ 推薦枠について
  - (2) さとうきびの振興について
    - ア 春植えの推進について
    - イ 増産について
    - ウ 年内操業について
    - エ 農業機械の安全操作・事故防止対策について
- 2 太陽が丘総合運動公園の活性化について
  - (1) 指定管理者制度後の現状について [各施設の活用状況]

## 新奄美 多田 義一

- 1 福祉行政について
  - (1) 病児保育は出来ないか。
  - (2) 家庭福祉員（保育ママ）の取組状況
  - (3) 深夜託児所の状況をどのように考えているか。
  - (4) 保育所の運営について
- 2 観光行政について
  - (1) 観光圏の指定に向けて
  - (2) 2010年の観光に向けた取り組みについて
- 3 佐大熊併存住宅について
  - (1) 跡地利用はどのように考えているのか。
  - (2) 子育て，また高齢者向け住宅が出来ないか。
  - (3) 伊津部小学校の児童数を見て，どう思いますか。

## 奄美興政会 竹山 耕平

- 1 まちづくりについて
  - (1) 国交省「住まいと街の安全・安心再生プロジェクト」のモデル地区・末広町（中心商店街）の取り組みについて
  - (2) 安全・安心まちづくりについて
    - ア 高齢者事故防止に向けた対応策
    - イ 通勤・通学時間帯の事故防止に向けた対応策
    - ウ 歩行や日常的な生活において妨げになる放置自転車を含む障害物への対応策（商店街・道路・住宅・公共施設等）
- 2 末広・港土地区画整理事業及び中心市街地活性化について
  - (1) 末広・港土地区画整理事業及び中心市街地活性化について

- ア 今後の計画予定と本工事着工時期の計画
- イ だいわについて（商業集客拠点施設の必要性及び計画）
- ウ 土地区画整理審議会について
- エ マリントウン計画と本事業は一体化されて事業として位置付けられている。将来ビジョン及び入口となる港町の位置づけと活性化策，土地利用計画について
- オ 銀座通りをはじめ各通りの活性化策について
- カ 電線地中化計画の変更について
- キ 中心市街地活性化協議会の設立と役割について
- ク ユニバーサルデザインのまちづくりについて

### 3 税収について

- (1) 本市の貴重な収入源に，ゴルフ場利用税・たばこ税・軽自動車税等があるが，毎年度当初予算と決算額において減額及び減額見込みが続いている。本市の見解及び啓発活動について（公用車・港・空港など）

(6月17日(水))

奄美興政会 里 秀和

- 1 農林水産業の振興と取り組みについて
  - (1) 産学官連携について
  - (2) 建設業の帰農について
- 2 環境・ゴミ減量について
  - (1) 生ゴミ処理機購入補助金制度について
  - (2) 浄化槽設置補助金制度について
  - (3) ノヤギ，ノイヌ，ノネコ駆除の現状と取り組みについて

奄美興政会 世門 光

- 1 教育行政
  - (1) 大島工業高校移転後の跡地について
    - ア 市の考えは。
    - イ 検討委員会について
- 2 市長の政治姿勢
  - (1) 大熊～有良間のトンネル構想について
- 3 建設
  - (1) 入札制度について
    - イ 入札のあり方について
    - ウ 工種別のランクのあり方

市民クラブ 栄 勝正

- 1 施政方針について
  - (1) 市長としての総括，課題
    - ア 今後の対応
  - (2) 限界集落について
    - ア 現状，実態，対応
    - イ 本市の集会場の実態，取組

- ウ 集落の市営住宅の実態今後の方針
- (3) 災害のないまちづくり
  - ア 火災予防
  - イ 崖崩れ対策
  - ウ 自主防災組織の育成

## 2 観光行政

- (1) 皆既日食の前夜祭 当夜祭 後夜祭は万全か。

## 3 教育行政

- (1) 本市の教職員の配置状況
- (2) 皆既日食に対する小・中学生への対応
- (3) 開かれた学校作り

## 日本共産党 三島 照

### 1 平成19年度から始った中心市街地活性化事業について

- (1) 各事業の現状と課題は。
  - ア まちづくり交付金事業について
    - ・「ひよこ広場」の今後について
  - イ 立ち上がり支援・助成事業について
  - ウ アドバイザー事業について

### 2 土木行政について

- (1) 名瀬港本港地区用地買収と売却について
  - ア 現状はどうなっているのか。
  - イ 今後の計画は。
  - ウ 売却の予定はあるか。

### 3 福祉行政について

- (1) 子育て支援について
  - ア 無認可保育所の現状と課題をどう見ているか。
  - イ 今後の対策はどのように考えているか。

### 4 紬の振興対策について

- (1) 販路開拓の現状と課題について
- (2) 関係団体と具体的な相談はしているか。

### 5 農業政策について

- (1) 品目別経営安定対策制度施行後の現状と課題は。

## 新奄美 師玉 敏代

### 1 耕作放棄地対策について

- (1) 20年度耕作放棄地全体調査の結果は。
  - ア 奄美市の耕作面積と放棄地面積は。
- (2) 21年度耕作放棄地再生利用緊急対策事業の概要と利用促進をどう図るのか。
  - ア 体制整備・農業委員会の役割は。
  - イ 所有者不明地対策は図られるのか。

### 2 加工センターの建設と既存の施設の充実について

- (1) (有)サン奄美の既存施設を含め、加工センターの充実・新たな建設予定があるのか。
  - ア C A S (電磁冷凍)の整備を図るのか。
  - イ 新選果場・加工センター・生産者の連携・将来に向けた戦略は。

### 3 子育て支援対策について

- (1) 学童保育の現状にどう取り組んでいくのか。
  - ア 21年度の学童保育の実態は。
  - イ 保育料の補助・指導員の確保・施設の改修・拡張（朝日小）の改善は図られないか。
- (2) 乳幼児健康支援一時預かり事業、病時後保育について
  - ア この事業内容は実施できないか。

(6月18日(木))

無所属 蘇 嘉瑞人

#### 1 皆既日食について

- (1) 奄美市にとって2009年の皆既日食とは何か。
- (2) 皆既日食への取り組みの現況は。
- (3) 他の自治体と連携して取り組むことは何か。
- (4) 皆既日食ツアーについて

#### 2 文化行政について

- (1) 文化財の保存・活用において行政は、何をすべきで何ができるのか。
- (2) 奄美市が歴史文化基本構想を策定することに取り組む意義は。
- (3) 文化財とはどんな存在なのか。
- (4) おがみ山は、文化財となりえる存在であるか。

日本共産党 崎田 信正

#### 1 市長の政治姿勢について

- (1) 施政方針で、社会保障について「給付に応じた負担が原則」とあるが、市長の真意は。

#### 2 なぎさ園建替えの進ちょく状況について

- (1) 建替えを条件に無償譲渡したが、その後の進ちょく状況はどうなっているか。

#### 3 和光園の将来構想について

- (1) 国立長寿センター構想が頓挫したが今後の見通しは。

#### 4 国民健康保険制度について

- (1) 5月25日の臨時会の総括質疑で2億円の財源補てんでも赤字は3500万円との答弁があったが、国保制度の現状と問題点、その改善策はどう考えているか。
- (2) 平成21年度の国保証資格証明書の発行状況は。滞納世帯の中学生以下の国保証の発行状況は。18歳未満までに対象の拡大を。
- (3) 「特別の理由」による国保税減免と一部負担金減免の実施状況は。

無所属 奈良 博光

#### 1 景気浮揚・雇用対策について

- (1) 15兆円余りの経済対策の中で奄美市の配分金額を示していただきたい。合せて景気対策・雇用対策の計画を伺います。
- (2) 耐震対策で遅れている体育館の整備計画は発注したのか伺います。
- (3) 失業率上昇による本市への影響はどうか。
- (4) 本市も失業者が多く生活保護申請も多いと聞きますどうですか。職員一人に対し80人の生活保護者を担当しなければならないようです。対応はできていますか。

#### 2 定額給付金について

- (1) 市の定額給付金7億5千200万は全家庭に行き届いたのか、不備などなかったのか。
- (2) 有効申請期間は10月6日としたのはなぜか。
- (3) 景気浮揚対策として支給されたが、その効果はいかがですか。
- 3 学童保育について
  - (1) 昨年の6月議会で質問しました、現場を見て検討したいとのことでした結果を伺います。
  - (2) 少子高齢化の中で、奄美市も子供の人口を増やすためにどのように考えているのか。伺います。
  - (3) 今回は補助の件で請願も出ています、若いお父さんお母さんは共稼ぎをして生活費・教育費を捻出しているところですが、龍郷町のように補助は出来ないか伺います。
  - (4) 国・県の補助もあると聞きましたが、その辺の市の対応を伺います。
- 4 風力発電について
  - (1) 愛知県田原市を視察してきました。奄美市が現在建設中のものと同じ風車と聞いています。建設費並びに建設計画（現在建設中）、得た電力はどこに使用するのか、今後増やしていくのか。
- 5 名瀬クリーンセンターについて
  - (1) 市民のゴミに対する分別化は徹底されているのか。
- 6 税の徴収について
  - (1) 景気低迷の中、税徴収も激しい状況にあり、「夜間徴収や差押などして強い態度で臨む」などの記事を見ましたがその現況を伺います。
- 7 大島紬について
  - (1) 撚糸工場の建物について、紬組合から相談はないのか。朝戸にある給食センターの土地について伺います。

## 無所属 戸内 恭次

- 1 皆既日食への取り組みについて
  - (1) 市の受け入れ活動について
  - (2) 地域の受け入れ活動について
- 2 休耕地等の問題について
  - (1) 補助金のあり方について
  - (2) 不明地主対策の法、及び条例整備について
- 3 世界遺産に係る件について
  - (1) 犬、猫対策の条例制定について
- 5 国道58号おがみ山バイパスについて
  - (1) 費用対効果の算出方法について
  - (3) 住民からの申入書について
- 6 未広・港土地区画整理事業について
  - (1) アンケート等調査報告について
  - (2) 審議会のあり方について

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	朝 木 一 昭 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	里 秀 和 君
13番	泉 伸 之 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	奥 輝 人 君	18番	平 川 久 嘉 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	竹 田 光 一 君
21番	栄 勝 正 君	22番	世 門 光 君
23番	平 敬 司 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	福 市 長	濱 田 龍 太 郎 君
教 育 長	徳 永 昭 雄 君	住 用 町 長	高 野 匡 雄 君
笠 利 町 長	塩 崎 博 成 君	地 域 自 治 区 事 務 所 長	
総 務 課 長	川 口 智 範 君	総 務 部 長	福 山 敏 裕 君
農 政 局 長	田 丸 友 三 郎 君	財 政 課 長	則 敏 光 君
福 祉 部 長	福 山 治 君	企 画 調 整 課 長	安 田 義 文 君
高 齢 化 福 祉 課 長	倉 井 則 裕 君	市 民 協 働 推 進 課 長	高 崎 義 也 君
保 険 福 祉 課 長	村 山 則 文 君	市 民 部 長	有 川 清 貴 君
産 業 振 興 部 長	瀬 木 孝 弘 君	地 域 総 務 課 長	満 田 英 和 君
農 林 振 興 課 長	熊 本 三 夫 君	産 業 情 報 政 策 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君
建 設 課 長 (笠 利)	中 秀 喜 君	建 設 部 長	田 中 晃 晶 君
		教 育 事 務 局 長	里 中 一 彦 君

教委総務課長 白坂 稔 君

選挙管理委員会 会長 久保 忠義 君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 赤近 善治 君

次長 兼 山崎 實忠 君  
調査係長 事務取扱

議事係長 森 尚宣 君

議事係主査 麻井 庄二 君

議長（伊東隆吉君） それでは皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は26人であります。会議は成立いたしました。

これから、平成21年第2回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

この際、報告いたします。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成20年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成20年度奄美市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、平成20年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書及び平成20年度奄美市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成20年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書の5件について報告がありました。その内容は、お手元に配布いたしました資料のとおりであります。

議長（伊東隆吉君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に叶 幸与君、師玉敏代君、多田義一君の3名を指名いたします。

議長（伊東隆吉君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期として、別紙配布の議事日程表案のとおり、本日から7月3日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から7月3日までの19日間とすることに決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第3、報告第15号 平成21年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。6月議会を開会するにあたって、皆既日食のPRへのご協力いただきましたことについて、実行委員長として厚くお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

ただいま上程されました報告第15号の提案理由を御説明いたします。

報告第15号 平成21年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決について御説明をいたします。

歳出におきまして、繰上充用金を計上いたしました。繰上充用金につきましては、平成20年度奄美市国民健康保険事業特別会計において、歳入不足が生じ、予算の執行に急を要したため、平成21年度歳入を繰り上げてこれに充てるといふものでございます。歳入につきましては、その財源といたしまして、国民健康保険税を増額計上いたしました。今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ5億7,692万円の増額となり、平成21年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、71億617万4,000円となります。

以上、報告第15号の提案理由を申し上げましたが、議会を招集して審議をお願いする時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、市長において専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。何とぞ御審議の上、御承認くださいますようお願いを申し上げます。

議長（伊東隆吉君） これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、採決を行います。

本案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、報告第15号 奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、承認することに決定いたしました。

議長(伊東隆吉君) 日程第4, 議案第61号から議案第72号までの12件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長(平田隆義君) ただいま上程されました議案第61号から議案第72号までの提案理由を御説明いたします。

議案第61号 平成21年度奄美市一般会計補正予算の第2号の主な内容につきまして御説明をいたします。

第1表歳入歳出予算補正について、まず歳出の主な補正内容を御説明申し上げます。

議会費につきましては、議員共済組合負担金の改定に伴う必要額をはじめ、旅費、消耗品等を追加計上するものであります。

総務費については、総務管理費において、本庁舎のトイレ改修工事450万円、旧県立図書館奄美分館跡の小俣町集会場改修工事1,000万円、コミュニティ助成事業費補助金2,260万円などを計上いたしております。

民生費につきましては、社会福祉費において、グループホーム施設のスプリンクラー設備整備のための地域介護福祉空間整備事業費補助金1,647万9,000円などを計上いたしております。

また、労働費につきましては、先の専決予算に続き、緊急雇用創出臨時特例基金事業913万9,000円を計上いたしております。

商工費につきましては、巡るいのちのキョラジマ創造事業として特産振興費に300万円、日本商工会議所青年部九州ブロック大会開催地補助金100万円などを計上いたしております。

教育費につきましては、小学校費において、屋内運動場の耐震審断結果が良好であった市内3校の改修事業費について、当初予算で計上いたしておりました所要額を減額するものであります。また、社会教育費において、銅像管理基金において413万2,000円を積み立て、保健体育費においては笠利小学校屋外照明施設の電柱立替工事400万円などを計上いたしております。

次に、歳入につきましては、歳出に要する財源として県支出金2,455万4,000円、諸収入3,333万4,000円などを増額するとともに、国庫支出金698万2,000円、地方債3,320万円を減額するものであります。

国庫支出金と地方債の減額については、歳出で御説明申し上げたとおり、屋内運動場改修事業費の減額によるものであります。このほか、銅像管理のための指定寄附金320万6,000円を計上しております。

今回の補正で2,422万円を追加することにより、平成21年度一般会計予算の総額は286億6,765万9,000円になります。

第2表地方債補正につきましては、事業の追加及び変更に伴う起債限度額の補正を行うものであります。

議案第62号 平成21年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の主な内容について御説明いたします。

歳出につきましては、保健事業費において40万5,000円の必要額を計上いたしております。

歳入につきましては、それぞれ国・県支出金の補助額を増減し、計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ40万5,000円の増額となり、平成21年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は71億657万9,000円となります。

議案第63号 平成21年度奄美市笠寿園特別会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費及びサービス事業費におきまして、臨時職員賃金の各総合支所間の統一に伴うものと、備品購入等に伴う所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、サービス収入におきまして介護保険法改正に伴い、介護給付費収入と自己負担金収入を増額計上しております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ846万円の増額となり、平成21年度奄美市笠寿園特別会計予算の総額は2億2,826万3,000円となります。

議案第64号 奄美市銅像管理基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現在の基金条例は、元名瀬市長大津鐵治氏の銅像建立に伴うものであり、基金運用による管理範囲については、元名瀬市長大津鐵治氏銅像及びその周辺となっております。このたび、この基金におがみ山公園に建立されております谷村唯一郎先生像の建立に伴う基金を加えるとともに、おがみ山公園復帰記念広場に建立されております泉芳朗先生像及びあやまる公園敷地内に建立されております永野芳辰先生壽像も加え、一本化を図ろうとするものであります。

議案第65号 奄美市奄美群島振興開発特別措置法に基づく市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、奄美群島振興開発特別措置法の一部改正に伴い、市税の特別措置の拡充を行うため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第66号 奄美市交通災害共済条例の一部を改正する条例の制定につきましては、交通事故による交通災害を受けた者が酒気帯び運転等の悪質な違反による場合に共済見舞い金の支給制限を行うため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第67号 奄美市企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について及び議案第68号の奄美市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、企業立地促進法に基づく奄美地域業務計画が今年の3月25日に国の同意を受けたことに伴い、固定資産税の課税免除及び緑地面積の緩和の特別措置を受けるための必要事項を整備するため、条例を制定するものであります。

議案第69号 新たに生じた土地の確認について及び議案第70号 字の区域の変更につきましては、笠利町の大字喜瀬に隣接する国有地の地先公有水面埋立工事が竣工しましたので、当該埋立地を本市の区域内の土地として確認し、併せまして笠利町大字喜瀬宮田に編入しようとするものであります。

議案第71号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、まず、名瀬辺地における総合整備計画において、農道・林道の事業費が事前計画を上回るが見込まれます。次に、住用編地における総合整備計画において、消防施設の事業費が事前計画を上回るが見込まれます。また、笠利辺地における総合整備計画において、学校給食施設設備の事業費が事前計画を上回るが見込まれます。このことから、総合整備計画を変更するに当たり、交付税措置において、より有利な起債である辺地債を適用するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定による準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第72号 奄美市公共下水道名瀬終末処理場建設工事委託に関する協定につきまして御説明を申し上げます。

奄美市公共下水道事業は、昭和59年3月の供用開始以来25年が経過しております。平成12年に終末処理場内の各施設の調査をいたしましたところ、老朽化が進行しており、平成13年度より施設の改築工事を進めておりますが、今後も計画的に改築工事を進める必要があります。今回、その中で老朽化が顕著な汚泥処理設備の消化タンク設備について改築を早急に実施する必要があります。この度日本下水道事業団へ工事を委託するため協定を締結するものであります。

以上をもちまして議案第61号から議案第72号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願いを申し上げます。

議長（伊東隆吉君） ここで暫時休憩を入れます。（午前9時50分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午前10時00分）

日程第5、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内全市町村の市長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。今回市議会議員区分に2人の欠員が生じたため、候補者受付の告示を行い届出を締め切ったところ、3名の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。この選挙は同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び告知は行えません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ございませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

それでは、ただいまの出席議員は26人であります。

候補者名簿を配布いたさせます。

（候補者名簿配布）

候補者名簿の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配布いたさせます。

（投票用紙配布）

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。  
点呼に応じて順次投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に竹山耕平君、竹田光一君を指名します。両君の立会いをお願いいたします。

(開票)

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票26票、無効投票0票

有効投票のうち、

崎田信正君 22票

榎本一己君 4票

浜之上大成君 0票

以上のとおりです。

それでは報告いたします。

先ほどの暫時休憩中に、奈良博光君から議会運営委員の辞任願が議長に出され、これを受理し、委員会条例第14条の規定により、議長において許可いたしました。

ここでお諮りいたします。

ただいま欠員が生じた議会運営委員の選任を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

議会運営委員会の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

議長(伊東隆吉君) 日程第6、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、師玉敏代君を指名いたしましたと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、師玉敏代君を議会運営委員の選任することに決定いたしました。

議会運営委員会の委員長等互選のため、暫時休憩いたします。

議会運営委員は、第一委員会室に御参集ください。

暫時休憩(午前10時16分)

---

議長(伊東隆吉君) 再開いたします。(午前10時24分)

議会運営委員会の委員長の互選の結果について報告をいたします。

議会運営委員長 平 敬司君であります。  
以上のとおりであります。  
以上をもちまして、本日の日程は終了しました。  
明日16日、午前9時30分本会議を開きます。  
本日はこれにて散会いたします。(午前10時26分)

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	7番	向 井 俊 夫 君
8番	蘇 嘉 瑞 人 君	9番	朝 木 一 昭 君
10番	竹 山 耕 平 君	11番	伊 東 隆 吉 君
12番	里 秀 和 君	13番	泉 伸 之 君
14番	関 誠 之 君	15番	三 島 照 君
16番	崎 田 信 正 君	17番	奥 輝 人 君
18番	平 川 久 嘉 君	19番	渡 京 一 郎 君
20番	竹 田 光 一 君	21番	米 勝 正 君
22番	世 門 光 君	23番	平 敬 司 君
24番	大 迫 勝 史 君	25番	与 勝 広 君
26番	叶 幸 与 君		

欠席議員は、次のとおりである。

6番 平 田 勝 三 君

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	濱 田 龍 太 郎 君
教 育 長	徳 永 昭 雄 君	住 用 町 高 野 匡 雄 君	地域自治区事務所長
笠 利 町 塩 崎 博 成 君	地域自治区事務所長	総 務 部 長	福 山 敏 裕 君
総 務 課 長	川 口 智 範 君	財 政 課 長	則 敏 光 君
税 務 課 長	重 山 治 君	収 納 対 策 課 長	中 英 信 君
地 域 総 務 課 長 ( 笠 利 )	川 畑 克 久 君	農 政 局 長	田 丸 友 三 郎 君
企 画 調 整 課 長	安 田 義 文 君	福 祉 部 長	福 山 治 君
市 民 課 長	徳 田 照 久 君	市 民 協 働 推 進 課 長	高 崎 義 也 君
福 祉 政 策 課 参 事	重 野 照 明 君	市 民 部 長	有 川 清 貴 君
健 康 増 進 課 長	嘉 原 孝 治 君	市 民 課 長 ( 住 用 )	浦 口 一 弘 君
市 民 課 長 ( 笠 利 )	勢 田 哲 央 君	い き い き 健 康 課 長	朝 郁 夫 君

福祉政策課長	桜田秀勝君	産業振興部長	瀬木孝弘君
産業情報政策課長	前里佐喜二郎君	紬観光課長	日高達明君
農林振興課長	熊本三夫君	産業振興課参事	朝野平三君
建設部長	田中晃晶君	都市整備課長	東正英君
土木課長	砂守久義君	建築住宅課長	大石雅弘君
下水道課長	盛正弘君	福祉政策課参事	永井健二君
土地対策課参事	福島吉宏君	会計管理者	松元龍作君
地域教育課長 (住用)	山下隆光君	教育事務局長	里中一彦君
教委総務課長	白坂稔君	学校教育課長	福永朗君
地域教育課長 (笠利)	中尾豊和君	農業委員会会長	山口敏光君
農業委員会 事務局長	山下修君	水道課長	義岡出君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	赤近善治君	次長兼 調査係長事務取扱	山崎實忠君
議事係長	森尚宣君	議事係主査	麻井庄二君

議長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は25人であります。  
会議は成立いたしました。  
これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 本日の議事日程は一般質問であります。日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。

なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。

当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますようにあらかじめお願いいたしておきます。

通告に従い順次質問を許可いたします。

最初に公明党 大迫勝史君の発言を許可いたします。

24番（大迫勝史君） やっと梅雨らしい天気になってまいりました。さわやかにいきたいと思います。議場の皆様、インターネット中継並びにケーブルテレビを御覧のすべての皆様おはようございます。公明党の大迫勝史でございます。一般質問での一番手は二度目でございますが、大変緊張しております。先般一日限りの臨時議会がありました。当局の皆様も新しい組織編成後初の定例会であり、また、初めて本会議デビューされる担当部長もいらっしゃいますが、明解な答弁をよろしくお願いいたします。

さて、百年に一度と言われる世界不況の中ではありますが、今月13日に閉幕したイタリアでのG8財務相会合において各国経済の現状について安定化の兆しがあると表明される一方、引き続き経済危機克服に向け協調していくと共同声明を採択しています。国内においても、6月9日に内閣府が発表した4月時の景気動向指数が昨年の5月以来11か月ぶりに前月比1.0ポイント上昇し、また6月10日には株価が8か月ぶりに1万円台を更新するなど、景気の下げ止まりの動きがみられると報道されております。しかし、先行きはまだまだ不透明ながらも、昨年の秋以来、政府与党の行ってきた景気対策が効いてきた兆候ではないかと思っておりますが、地方においてはまだまだ先の見えない状況です。我々議会も行政当局も力を合わせ選択と集中に全力で取り組んでまいりたいと痛切に感じております。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

市民生活に関する質問です。1の新型インフルエンザ対策について。一昨日の6月14日、ついに本県の鹿児島市で県内初の感染者が確認され、県では感染拡大の可能性は低いということですが、現在の本市の対応状況、また、その体制はどうなっているか、取組をお聞かせ願います。

次の質問からは、発言席で行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市民部長（有川清貴君） 議員の皆さん、おはようございます。私は議場で発言するのは皆無に近くて、多少は大迫議員が言ったみたいに上がっておりますので、皆さんの御指導をよろしくお願いいたします。

では、新型インフルエンザ対策についての本市の対応状況、その体制についての質問でございますが、平成20年11月に奄美市新型インフルエンザ対策行動計画と奄美市新型インフルエンザ対応マニュアルを作成いたしました。また、12月に新型インフルエンザにより市民生活に重大な影響を及ぼす恐れがある場合に、迅速かつ確かな感染防止対策を総合的に実施するとともに、安全で安心な市民生活の確保を図るため、奄美市新型インフルエンザ対策本部設置要綱を設定しました。これらを踏まえ担当職員の説明会と全職員を対象にした研修会を開催したところです。また、市民への啓発として、ホームページへの掲載、広報あまみ2月号には新型インフルエンザの予防と対策記事を掲載させていただきました。

今回の新型インフルエンザの発症を受けて、去る5月21日に臨時部課長会議を開催し、対策本部の設置について検討したところです。新型インフルエンザが市内に発生した場合、または発生の恐れがある場合には、新型インフルエンザ対策本部を速やかに設置して、対処してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

24番(大迫勝史君) 一応事あれば対策本部の設置の準備はできているということを承りました。インフルエンザ新型に対して効果のあると言われているタミフルの奄美市全体の備蓄量とありますが、常にある量というのは把握されているかどうかお聞きいたします。

市民部長(有川清貴君) 次に奄美市全体の医療機関のタミフルの備蓄量についてでございますが、医療機関においては、インフルエンザが発生した場合の通常使う範囲内であって、備蓄は考えていないとのことでした。ただ、県で備蓄している分でございますが、現在名瀬保健所管内で6,600人分を備蓄しているとのことでした。

24番(大迫勝史君) 市のほうでは、医療機関では特段備蓄しているということではないということで、6,600人分のタミフルがあると。本件がどのくらいの期間で終息するか分かりませんが、おおよそ考えられる対策費とありますが、どのくらい準備する費用として必要なかですね、おおよそのところ分かっていればお願いいたします。

市民部長(有川清貴君) 次に本件が終息するまで考えられる方法や経費についての御質問でございますが、名瀬保健所に問い合わせたところ、今回の新型インフルエンザについては毒性も弱いことから、通常のインフルエンザと同じ対応になるだろうとのことで、初期における処置等については名瀬保健所において対応するとのことであります。なお、経費については予測は減段階では難しいところですので御理解ください。

24番(大迫勝史君) 分かりました。テレビの報道などでも首相なり、それ相当の立場の方が、もし必要な経費が発生するというのであれば速やかに援助すると、補助をするというをおっしゃっていましたが、そういう具体的な申請の方法とか額とか、そういう内示は今のところどうでしょうか。

市民部長(有川清貴君) 現在のところはありません。

24番(大迫勝史君) まだ具体化していないことを確認いたしました。それでは、先程部長がおっしゃった毒性の弱いということもおっしゃっていましたが、今、また政府のほうの方針でワクチンの製造も始まると聞いておりますが、6月8日のですね、読売新聞に新型インフルエンザに関連した気になる特集記事が出ていましたので、抜粋して少し紹介したいと思います。

1918年、大正7年、日本でも感染が広がったスペイン風邪は、その年の4月から出始めた第一波の国内感染では症状が軽く、三日熱と言われたほどである。大きく状況が変化したのは、日本では半年後の10月から瞬く間に広まり、11月だけで13万人が死亡、凶暴化したスペイン風邪は第二波、第三波と2年間世界中を駆け巡った結果、死者4,000万人、第一次大戦の戦死者の4倍、この4,000万人という数字の中にはアフリカと中国が含まれてはいない。日本国内では今回同様に死者は40代以下の若い層を中心に38万人から45万人の人が亡くなるという被害を出したのにもかかわらず、スペイン風邪は日本ではほとんど忘れられている。スペイン風邪はまれにみる大惨事だ。と、慶応大学名誉教授 速水 融先生は警告し、そして春に流行が始まった点など今回の新型インフルエンザはスペイン風邪の再来と思えてならない。第二波に備えるため、過去の被害の実態や当時の人がどう対処したかなど、過去の歴史を知ることが重要と強調しております。

様子見ではなく、このことから本市のその当時の状況とかも知る必要もあると思いますし、様子見ではなく打てる手は事前に打つ、準備できることはあらゆることを想定内に置いておくという心構えで臨まなくてはならないと思いますが、以上の点で答弁があればお願いいたします。

市民部長（有川清貴君） 大迫議員が言ったとおり、毒性は弱くても順次、目を光らせて対応していきたいと思っております。

24番（大迫勝史君） よろしくお願いたします。

次の質問にまいります。ジェネリック希望カードについてでございますが、平成21年2月現在で市内の国保加入者は9,576世帯となっておりますが、現在の配付状況と加入世帯に対する普及率をお示しください。

市民部長（有川清貴君） ジェネリック希望カードの現在の配付状況についてお尋ねですが、新年度に入りカードの発注を行い、4月20日から各総合支所の国保窓口で発行いたしております。6月8日現在、3支所合計で148枚発行しております。加入世帯での普及率のお尋ねでございますが、個人ごとに発行しており、先ほど申し上げた148枚で5月末現在の被保険者数1万6,923人で算定いたしますと、約0.9パーセントとなっております。

24番（大迫勝史君） 大変まだ低い数字かと思いますが、2007年度の被保険者の医療費は年間約36億5,000万円で、薬剤費がそのうちの11.6パーセント、4億2,300万円と聞いておりますが、このカードの普及率が何パーセント上がればどの程度薬剤費が削減できるかお示しいただきたいと思っております。

市民部長（有川清貴君） 波及効果の試算はどのくらいかということですが、国におきましては特許期間が過ぎている薬がすべてジェネリック医薬品に置き換えられた場合、医療費は年間1兆円を節約できると言われております。ジェネリック医薬品の使用条件につきましては、平成18年度全国で出荷ベースで16.9パーセントとなっております。国は平成24年度までに割合を30パーセントと目標をしております。波及効果の試算につきましては大変難しいものがありますが、ジェネリック医薬品の単価につきましては一般的に3割から7割も安くなると言われております。

薬剤等につきましては、不要、使用に対しまして患者さんの病状関係で利用できない場合もあるかと考えますが、先ほど話されました薬剤費の費用額4億2,300万円についてジェネリック医薬品の割合の単価が5割程度と仮定し、使用割合が16.9パーセントから30パーセントに増加するとした場合は、その部分につきましては3,000万円から6,000万円程度の費用の減額につながるのではないかと考えているところでございます。

24番（大迫勝史君） 今、30パーセントという数字も出ましたが、本市としての普及率はどのくらい目標を持ってありますか。

市民部長（有川清貴君） 一応30パーセントを目標にしておりますが、努力したいと思っております。

24番（大迫勝史君） 先ほど窓口で希望カードを交付しているということでしたが、その配付方法は希望者がくださいと来たら渡すだけなのかどうか、そこまでお願いいたします。

市民部長（有川清貴君） 国保のですね、納付書の発送がですね、6月の末になると思っておりますが、全世界帯にジェネリックのカードを発行する予定であります。

24番(大迫勝史君) そういうことをしたらどうかと言おうと思ったところですが、ありがとうございます。やはり0.9パーセントという数はあまりにも低すぎてですね、国保の費用削減にはならないかと思しますので、部長のおっしゃるとおり全世帯にですね、配付して推奨をしていただきたいと思います。

続きまして、以前から昨日の奄美新聞にも載っておりましたが、以前から市内の県立大島病院では後発医薬品に対して消極的だとの声が市民から聞こえてきて、実際にその時の担当課の職員に確認していただいたところ、確かにそういうことだという返事をいただきました。それで昨年の6月の県議会にですね、要望をいたしまして、我が党の県議に議会質問で取り上げていただきました。そこで国策でもあるにもかかわらず、現状はいかがなものかと県当局に伺ったところ、県当局は県立病院事務局長が今後前向きに検討すると答弁しております。その後、現在の大島病院の対応はどのような状況かお聞かせください。

市民部長(有川清貴君) ジェネリック医薬品の活用について、県立大島病院の現在の対応状況についてのお尋ねでございますが、県立大島病院は奄美における中心拠点病院であり、僻き地中核病院、救急基幹病院、地域医療支援病院として一次医療から二次、三次の高度医療を中心としており、新薬の使用が多いことなどが言われております。議員のお話にございましたが、県立大島病院で話を伺いましたところ、使用している薬品ジェネリック医薬品の割合は平成15年度が4.7パーセント、16年度が4.8パーセント、19年度が6.1パーセント、20年度が7パーセントちょっとと年々向上しており、患者さんの負担軽減につながるメリットもあることから、治療効果等の情報収集を行いながら可能な限り使用推進に努めているとのことでしたので、御理解のほどよろしく願いいたします。

24番(大迫勝史君) 今の答弁でございますが、それにしてもまだ低うございますね。私もそうなんですが、かかりつけのお医者さんとか、やはり患者さんはお医者さんに対してジェネリックにしてくださいとなかなか言いにくいところがあります。今回のこのカードというのは受付で提示してお医者さんに見せなくていいんですね。この使用方法はどうか。

市民部長(有川清貴君) 私ごとで余談ですが、私もちょっと薬を飲んでいまして医者判断がないとジェネリックに変えることが難しい面がございますが、私もジェネリックを医者のほうにお願いしたんですが、そういうものは今のところ私の薬はないということで断られた経緯がありますので、窓口でというのはなかなか難しい面があると思います。医者判断が間違ったら大変なことになるので、よろしく願いいたします。

24番(大迫勝史君) やはり、じかに提示しないといけないということですか、医者に。

市民部長(有川清貴君) 最終的には医者判断が必要じゃないかなあと思っております。

24番(大迫勝史君) しかし、保険証と一緒に窓口で出して、そしてこの方はジェネリック希望であるとカルテに書いていただければ医者は判断できるのではないかと思います。その辺の使う方法とかですね、その辺のところを具体的に広報なりにしてやっていただいて、我々以降の年代になりますと血圧の薬とか毎日飲んでますよね。私も医者処方せんを薬局に持って行って、この薬、ジェネリックだどのくらい安くなりますかと聞いたら、薬剤師さんは「いやあ、大迫さん、これは600円ぐらいしか安くなりませんよ」と。しかし、毎日飲んでいる薬が月600円安くなると。国保に入っている世帯数とか人数からしたら、とんでもない金額になると思います。昨日の奄美新聞に書いてあるような結果じゃないと思います。大変な効果が出ると思いますので、一つよろしく願いいたします、次の質問にま

いります。

続いて子育て支援についてでございますが、10月から出産一時金が42万円にアップされます。これは良いことですが、前回30万円から35万円にアップされた時、病院での出産費用もほとんど同時に同金額に上がりました。過日の新聞報道にもありましたが、全国の授産施設の50パーセントが5万円程度値上げを検討中だということです。そうしますと何のための子育て支援なのか、それは子育て支援ではなくて病院支援ということになると思います。この心配がないか答弁できる範囲でお答えいただきたいと思います。

市民部長（有川清貴君） 国民健康保険に加入している方が出産した場合に支給される出産一時金につきましては、現在一人の出産につき38万円を支給される規定となっております。議員御承知のとおり、出産費用の実態を踏まえ、少子化対策のための国の施策として出産一時金を本年10月から4万円引き上げ42万円とする法律の改正が施行されます。それに併せて本市におきましても出産一時金を本年10月から4万円引き上げるための条例改正を9月議会に上程する予定でございます。

出産一時金のアップに連動して医療機関の出産費用の値上げはないかとの御質問でございますが、関係機関にお尋ねしたところ値上げの予定はないということでございます。少子化対策のための国の施策に沿い、出産を予定されている方が出産費用の支払いについて不安を抱くことがないように本年10月から出産一時金の支給金額の拡充を図ってまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

24番（大迫勝史君） ありがとうございます。やはり、もしかして議会でこういう質問があると役所からそういう問い合わせがなかった場合のことを考えますと、やはり少しけん制にもなるんじゃないかと思っております。

続いて出産祝い金の反響について市民から声がありましたので、3質問させていただきたいと思えます。出産祝い金制度が奄美市全体に行き渡る施策は大変喜ばしいこととあります。広報あまみ5月号にも掲載されてましたが、その内容を見た市民からの声が寄せられました。その中身には私も同感だと思いましたので質問いたします。条件といたしまして市内居住が1年以上、申請期限が6か月以内とありますが、その6か月を過ぎると完全に資格を喪失するのか。また、申請の際に必要なものとして対象児童が記載されている戸籍謄本とあります。現在の電算システムで出生届を出してどのくらい時間を要するのか、まずお聞きします。

福祉部長（福山 治君） まず、申請期間を過ぎた場合、完全に資格喪失をするのかとのことですが、奄美市出産祝い金条例施行規則第2条第2項にて、祝い金の支給の対象となる事由が発生した日の属する月の翌月から起算して6か月を超える時はできないと定めています。これは、事務処理上6か月が妥当であると判断したからでございます。なお、ただし書きにて、やむを得ない事情があると市長が認めた場合にはこの限りではないと定めており、期限が過ぎてもやむを得ない事情があれば必ずしも資格を失うわけではございません。

次に、電算システムで出生届を出してどのくらい時間を要するのかとのことですが、奄美市に本籍があり、奄美市において出生届をした場合は、通常翌日の午後以降に戸籍謄本が取れます。これ以外の場合は1週間程度時間がかかると思っております。

24番（大迫勝史君） 翌日の午後になるということで、コンピュータシステムでもそれぐらいかかるのかなと思ふ感じがしますが、これ出生届と同時に手続きができるということは考えられませんか。

福祉部長（福山 治君） 奄美市に出生時の本籍地を置く出生届が出された場合は、依頼があれば市民課から出生祝い金の事務担当者へ直接戸籍謄本を出すことも可能でございます。これにより、戸籍謄本の提出のためだけに再来庁していただく負担を軽減できるものと考えております。

24番(大迫勝史君) 是非そのシステムをしっかりと確立していただきたいと思います。そして、申請の際に母親名義の通帳が必要となっておりますが、世帯主名義の通帳ではどうしていけないのか、その根拠は何か。普通、お父さんの名義の通帳から光熱費や何やら落ちている場合がほとんどだと思います。母親名義の通帳もある家庭もあるでございましょうが、どうして母親名義と指定しているのか、その根拠をお伺いいたします。

福祉部長(福山 治君) 母親名義の通帳が必要となっている根拠でございまして、広報紙に掲載いたしました内容に欠落した部分がありました。お詫びを申し上げます。事務処理では父親名義の通帳も有効なものとして取り扱ってまいりたいと考えております。このことにつきましては、改めまして広報紙にて市民へ案内を行う予定でございまして。

24番(大迫勝史君) はい。分かりました。次の質問で指定された口座とありますが、母親名義の通帳と逆指定しているのは役所のほうですという質問があったんですが、今の答弁で全部承知いたしましたので。それとですね、出生届と戸籍簿本があれば十分証明になるのではないのでしょうか。それ以外に何を審査するのか。また、審査期間というものはどのくらいかかるのかお示しいただきたいと思います。

福祉部長(福山 治君) 審査期間につきましてはですね、必要書類がそろった日、若しくは翌日に内容確認をし、決裁を行った後に不備がない場合に口座振込みを行っております。現在、決裁後約1週間程度で口座に祝い金が振り込まれているというのが現状でございまして。

24番(大迫勝史君) はい。なるべくもっと手続きを簡略化して気持ちよく感謝されるようにしていただきたいと思います。

次に、5月4日ぐらいから名瀬地区においても定額給付金の現金支給が始まっているようでございますが、定額給付金と子育て応援特別手当の給付進ちょく状況をお聞かせいただきたいと思います。

福祉部長(福山 治君) お尋ねの定額給付金と子育て応援特別手当の給付の進ちょく状況につきまして、本市では平成21年4月6日から申請受付を開始しております。定額給付金につきましては支給対象2万3,824世帯のうち、平成21年5月末現在で1万7,925世帯、給付割合が75.24パーセント。5億9,122万4,000円。支給金額で78.6パーセントを支給しております。6月分の振込予定を合わせますと2万1,787件、7億782万円となります。

一方、子育て応援特別手当につきましては、対象世帯が758世帯で5月末現在での支給状況は562世帯、2,134万8,000円。給付割合が74.14パーセントが振込み済みとなっております。また、6月に162世帯分597万6,000円の振込みを予定をしており、これを含めますと全体で724世帯、申請率95.5パーセント。2,732万4,000円となる予定でございまして。

24番(大迫勝史君) 大分済んでいるようでございますが、受給者の残数が限られてきた場合、当局のほうから電話で確認するなど、逆の督促ですね、まだお宅は受け取っておりませんよと、そういうサービスは考えておられませんか。実際にまだ申請してない方もいらっしゃるんですから。

福祉部長(福山 治君) 現在、10月6日までまだ期間がございまして、未申請の方々につきましては、チラシを配付したりして、今から周知を再度図りたいという考え方を持っております。

24番(大迫勝史君) チラシの配布ということですか。税金の督促の電話はどんどん入れるわけですから、徴収にも行くわけですから、その逆のサービスもあっていいのではないかと。答弁できますか。

福祉部長（福山 治君） 今、予定をしているのはそういうことですが、個人のいろいろな都合、事情というのもありまして、最初の段階で申請の案内を申し上げたところ、本人の都合で申請書を出さないという人もいるということを含めまして考えた時に、何とか申請をするようにという、あらゆる方法に努めたほうがもっと理解できるんじゃないかなということで考えております。

24番（大迫勝史君） 分かりました。それでは市内在住の外国人への支給状況はどうなっていますかね。

福祉部長（福山 治君） 市内在住の外国人への支給状況でございますが、定額給付金では平成21年6月5日現在で支給対象者数101名のうち90名、申請割合が89.1パーセントの方が手続きを済ましております。また、子育て応援特別手当では対象世帯が2世帯ありますが2世帯とも支給は済んでおります。

24番（大迫勝史君） 分かりました。大分、ほとんどということみたいですが、申請書送付時の内容説明を英語で書くとか、母国語で書くとか考慮いたしましたでしょうか。

福祉部長（福山 治君） 市内在住の外国人に申請書送付時の内容説明を英語あるいは母国語で書くなど考慮したかということでございますが、奄美市ホームページの中で定額給付金の給付を受ける要件として、外国人登録の必要性を翻訳版で掲載はいたしました。しかしながら、申請書発送時の案内では翻訳版までは送付することはできませんでした。

24番（大迫勝史君） 部長のおっしゃるように、しばらくは出てましたね、いろいろスペイン語、韓国語、しばらくしたら探してもなくなっていたんですよ。だから、あれ、これはどうかなと思って。私の近所の方はいただいていたけれども。僕はそれを持っていったんですよ。2月何日で出されていた時に。それで助かったんですけども。やはり、これからそういうこともですね、国際化のグローバルな時代ですから、よろしく願いいたします。

次に、国の21年度予算の第一次補正に、就学前の3年間の子育て支援として一人頭3万6,000円の子育て応援特別手当がありますが、対象世帯数、当該児童数、奄美市全体での支給総額を試算していないか伺います。

福祉部長（福山 治君） 一次補正予算での子育て応援特別手当についての試算をしてないかということでございますが、お尋ねの制度につきまして、基準となる日などがまだはっきりした内容が決まっていないので試算はできておりません。

24番（大迫勝史君） 一応、調べてみましたら、というか得ている情報では10月1日で検討しているということですが、ちらっとでも聞いたことないですか。

福祉部長（福山 治君） 私のほうにはまだそういう情報は得てませんので。

24番（大迫勝史君） 6月10日にですね、厚労省で全国担当課長会議が開かれ、基準日は10月1日で検討中ということであります。定額給付金では準備室が大変苦勞されているようでした。その経験を生かして速やかな準備をお願いいたします。

続いて、がん対策についてですが、がんは1981年から日本人の死因第1位で、年間34万人ががんで亡くなっており、死因の3割を占めています。また、新たにがんになる人が1年間で50万人以上と日本は世界一のがん大国となっています。検診、受診率も2割台と低迷している状況の中、2006

年6月、公明党の指導でがん対策基本法が成立し、2007年度から施行されました。また、がん検診を行っている市町村に配分する2009年度の地方交付税措置を前年度の649億円から1,298億円に倍増いたしております。本市の現在のがん検診の取組状況、また受診率とがん検診の効果や必要性などの啓発方法はどのように取り組んでおられるか伺います。

市民部長（有川清貴君） がん対策についての御質問ですが、当市で行っておりますがん検診は胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、簡易ウイルス検診、前立腺がん検診、腹部超音波検診等の8項目を行っております。受診率につきましては、平成20年度の主ながん検診として、胃がん検診が対象者1万6,921名で受診者2,003名が受診し、受診率は11.8パーセントでございます。子宮がん検診は対象者1万1,588名で受診者2,759名、受診率23.8パーセントとなっております。次に肺がん検診は対象者1万6,921名、受診者3,078名で受診率18.2パーセントであり、乳がん検診の対象者は7,846名で受診者2,274名、受診率29.0パーセントとなっております。大腸がん検診では対象者1万6,921名で、受診者2,785名、受診率16.5パーセントでございます。また、18年度、19年度につきましても同様な数値で受診率が推移している現状でございます。

次に受診に対する効果といたしましては、平成20年度に実施いたしました検診結果では、胃がん検診で要精密検査者数が202名、要精密者率10.02パーセントとなり、精密検査の結果、胃がん者1名、その他の疾病者が60名、異常なし者18名となっております、何らかの異常を早期に発見でき、早期治療に役立てられております。同様に子宮がん検診では、要精密検査者11名で、要精密検査率0.4パーセントでしたが、精密検査後がん発見者3名、その他の疾病者等8名で、異常なしが0名でございました。乳がん検診につきましては、要精密検査者145名で、精密検査受診者137名のうち異常なし者59名で、がんの疑い者が2名、その他の疾病者76名の結果となっております。また、その他のがん検診につきましては、要精密検査者として診断された方が精密検査を受診することにより早期発見やその他の疾病等の早期治療についており、市民の早期がん治療対策に役立っております。

これを踏まえ、市では積極的に啓発活動を推進し、広報紙、ホームページや地元FM放送での公報、親子ラジオや各集落でのマイク放送を通して市民への検診の周知を行っております。また、各地区で活動をお願いしております健康づくり推進員を委嘱し、地域住民の方へ検診の周知と受診勧奨を呼びかけていただいております。更に今年度からは、特定健康診査と併せて半日でがん検診と健康診査ができる複合検診を実施し、市民の方が何度も足を運ばずに検診が受けられるよう配慮し、仕事のために平日受診ができない方のために休日検診を実施いたします。婦人検診の乳がん、子宮がん検診につきましても働く若い女性世代層のために夜間検診を設けて利便性を図る予定でございます。

次に、がん対策基本法に基づく地方交付税措置として、平成21年度から交付税の増加がなされる予定でございます。国が示すがん検診の目標値も含め、市として可能な限りの取組が実施できるための情報収集に努め、今後の取組に取り入れてまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

24番（大迫勝史君） 大体今の答弁で国の方針として、そういう対策をとということで沿ってやっているものと理解いたしました。ただ、交付税措置が倍増されるということで、前立腺がんについてですね、ASP検査というのがありますが、これは血液検査の中で同時にできるということなんですが、これがですね、今までオプションで付いておまして、それがちょっと値が張るということで、大体チェック項目の中で、ASP検査ということさえ知られていなかったんですけども、今度国の公費が増えるということで、これも入れたらどうかということで我が党でも推進しておりますので、その辺の研究もお願いいたします。

では、国が平成18年に策定したがん対策基本計画で23年度までに実施率を50パーセント以上にするという高い目標を定めていますが、この目標に対する取組方についてどう考えておられるかお尋ねいたします。

市民部長（有川清貴君） 先ほど、がん対策基本法に基づく地方交付税措置として、平成21年度から交付税の増加がなされる予定でございますが、国が示すがん検診の目標値も含め、市として可能な限りの取組が実施できるための情報収集に努め、今後の取組に取り入れてまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

24番（大迫勝史君） 近年、我が国ではがん、特に女性のがんが増えております。公明党の強い要望で、今年度の一次補正で新経済対策に乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポン券が盛り込まれました。これにより子宮頸がんは20歳から40歳まで、乳がんは40歳から60歳まで5年刻みで無料検診が受けられることとなります。このことに対する取組はいかがでしょうか。

市民部長（有川清貴君） 次に、女性特有のがん検診推奨についての御質問でございますが、この事業は今年度の中途から実施されるもので、今年5月29日に国の補正予算として成立したものでございます。事業内容は一定の年齢に達した女性検診対象者に対し、子宮頸がん及び乳がん検診について無料クーポン券と検診手帳を発行し、女性のがん予防のため受診率の増加と早期発見、早期治療による女性の安全を守る事業でございます。

この事業は、今年度の一年限りの事業であり、また、年度の途中から実施されることから本市においては婦人がん検診事業の日程が既に組まれており、6月からは検診が実施されます。

このため、対象となる年齢の方については集団検診時に制度の説明を行い、無料クーポン券と検診手帳発行後に精算払いとして対応したいと考えております。また、それ以外の対象となる年齢の方には個別検診による事業導入を検討しておりますが、他市の動向や情報を収集し、市民に受診しやすい方法を検討してまいりますので御理解を賜りたいと思います。

24番（大迫勝史君） 部長のほうから単年度事業であるので他市の動向を見ながらうんぬんとありましたが、今回の施策は子育て支援対策として女性特有のがん検診に対する受診率向上策の一つとして実施するものです。子宮頸がん、乳がんの検診対象年齢となる年齢から5歳刻みにターゲットを絞った受診勧奨を行い、これまで検診機会のなかった方にも既存の制度の中で受診を促す施策として実施するものです。また、年代的な隔たりがないようすきま年齢の方へ受診することへの認知も誘発することを目的としています。また、今回の措置は単年度事業であり、本施策の成果を踏まえつつ、事業の継続について検討していく予定でございます。ということで、我が党も中央において恒久化についてですね、戦ってまいる所存でございますが。

続きましてですね、市長にお尋ねというか、聞いていただきたいんですが、山梨県甲府市議会が6月13日土曜日に開会しました。ここは市民に開かれた議会を目指す取組として休日開催を行っているところでございますが、知り合いの公明党議員が代表質問でがん対策の取組を質したところ、無料化実施日前の検診料や乳がん検診のエコー診断をも、これは対象外のことで、これも市が負担、更に議員が事業継続を要望したことに対し、市長が、この事業は女性特有のがん対策として大変有効であると考えられることから、恒久化については山梨県市長会を通じて国に対し積極的に働きかけていくと答弁されました。財政上の問題もあるかと思いますが、以上の話で何かお感じになったか聞かせていただけませんか。

市長（平田隆義君） この件につきましては、先般の幹部会でも議論になりまして、少し不備というわけじゃないが一年限りで年齢制限のある施策を展開するというのはかえって不公平を生じやしないかという意見もございましたし、今後、この問題の成果によっては私は続けていかれるべきものではないかなと、こう思っております。いずれにしても、一般の女性のがん、乳がん検診がですね、検診率が低いということでありますので、通常の検診率を上げていくということも努力していかなければなら

いものを我々の地域では思っているということは理解していただければと、こう思います。それをどう引き上げていくか、これからの課題として受け止めております。

24番（大迫勝史君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。なぜ経済危機対策なのに女性のがん検診なのかと思う向きもあるかと思いますが、この対策の目標は安心と活力です。女性が安心して社会の中で活動していただくことは、引いては活力にもつながるものだと考えますし、また、少子化対策にも資するものだと思っています。公明党はがん対策をもっと拡充すべきであると、今年の3月から4月の2か月間、署名運動を展開いたしました。奄美全体で6万人余りの署名が集まり、鹿児島県で3万7,691名の署名を県知事と舩添厚労相に届けました。たった2か月でこれだけの署名をしていただいたということは市民の関心も高いことの表れだと思います。そこで提案ですが、毎年9月はがん征圧月間です。今年の9月は市民上げてのがん征圧月間にするという考えはどうでしょうか。そうすれば受診率も上がるのではないかと考えられますが、お考えをお聞かせください。

市民部長（有川清貴君） 9月のがん征圧月間につきましては、啓発活動をこれまでも実施してきており、本年度に限っては9月に複合検診として、がん検診と特定検診を同時に受診できる体制を導入しておりますので、受診勧奨の広報活動と市民への周知に努めたいと考えております。次年度以降につきましては、女性特有のがん検診推進事業など、国が事業継続を図るのか、国の動向を見ながら検討をしてみたいと考えております。

24番（大迫勝史君） この提案をいたしましたのは、連動してですね、国保の特定検診受診などですね、そういう意識向上にもつながるのではないかと考えた次第でございます。

次に移ります。続いて経済対策でございます。平成21年度財政対策1兆円の増額についてでございますが、20年度末に決定された生活防衛のための緊急対策に基づき、地方交付税を別枠で1兆円を増額、2年間継続する国の方針であります。この中の地域雇用推進費としての配分が20年4月1日の人口で直近の国調を基に合併算定替えを適用すると1億9,800万円ほどになるとこの数字が妥当であるか。それと、この交付税の充当される事業は何か予定されているのか伺います。

総務部長（福山敏裕君） おはようございます。平成21年度の地方交付税におきまして、別枠で1兆円が増額されております。そのうち、地域雇用推進費5,000億円の本市の配分額につきまして議員御指摘のとおり、すでに国の試算額は1億9,800万円と示されておきまして、21年度普通交付税の基準財政需要額に新たに地域雇用創出推進費として、ほぼ同額程度が算入されるものと理解をいたしております。配分額の妥当性についてであります。今回の算定は人口を基に人口規模の行政コスト差を反映させた上で、合併算定替えを適用いたしております。昨年から今年にかけての国の経済対策に伴う臨時交付金においては、今回の算定基準に加えて離島、過疎地域への割り増しや財政力が弱い地域への加算措置が反映されておりましたが、今回の普通交付税における地域雇用創出推進費につきましても同様な配慮をいただければという思いはございます。

次に、地域雇用創出推進費の使いみちについてでございますが、御存知のとおり本市におきましては昨年11月の臨時議会における緊急経済対策以降、積極的に雇用の創出と拡大に努めてまいっております。また、先の専決予算や今議会にも緊急経済創出関連予算を計上いたしているところでございます。これらの予算は、これまで経済や国民生活の建て直しに取り組む国の施策の一環として国の財源である交付金や基金事業を活用したものであり、今回の交付税措置も目的は同じでございますが、財源の性格が異なるということでございます。地方交付税は固有の財源であり、一般財源でありますので、まずはこれまでどおり国の財源である交付金や基金事業を積極的に活用し、その上で必要があれば交付税をはじめとした一般財源での対応も検討してまいりたいと考えております。

24番(大迫勝史君) 6,000億円の交付金の時には30幾らか入ったと思いますが、その今回の1兆円だとなぜ1億9,800万円なのかというのは、やはり今ご説明いただいたとおり、離島とかそういうこの配慮がこれには付いてないということですね。また、交付税であるから使いみちは自由であると。だから、まず交付金を活用した地域雇用を進めていった上で、今回の地域雇用推進費としていただいた交付税も状況を見ながら、とりあえず一般財源としてぽんと入れるわけですけれども、考えてはいるということで理解してよろしいですね。

あと、地方財源の充実に充てられるあと5,000億円の配分額は来ているのか。それと、もし来ていたら使いみちを伺いたいと思います。

総務部長(福山敏裕君) 残り5,000億円の配分額と使いみちの質問でございますが、21年度の地方財政計画関係資料によりますと、その内容は地域の元気回復に向けた地域活性化のための財源や、医療・少子化対策経費などとして5,000億円程度を算定するとあります。現段階では、県と市町村の配分額や、これらの経費が普通交付税の算定において、どの項目にどのような形で算定されるのか不明なため試算できない状況でございます。8月の普通交付税の算定後は奄美市算定分の試算が可能になるものと思いますので御理解を賜りたいと存じます。また、その使いみちにつきましても、先ほど申し上げましたとおり国の趣旨を念頭に置きながら一般財源の有効活用に努めてまいりたいと考えております。

24番(大迫勝史君) 分かりました。8月の確定までは分からないということで理解いたしました。地域活性化ということでは、国はこの度の補正で公共事業実施にかかる地方自治体の負担を軽減するため、地域活性化公共投資臨時交付金1兆4,000億円と地域活性化経済対策臨時交付金1兆円を設けております。公明党は国や地域を前進させる実現力が何よりも大事であり、庶民や中小企業を元気にすることが景気対策であると訴え続け、この度の新経済対策の策定をリードしてまいりました。存分に活用して下さるようお願いいたします。次回の質問にまいります。

次の経済危機から学生を守る基金の活用についてでございますが、これは当局が県とのやりとりの中でまだ形が見えてこないということなので、次回に回し、今回は削除させていただきます。

次の地域グリーンニューディール基金について、6月5日が世界環境デーと定められて37年目になります。1972年国連が地球規模の環境問題に初めて取り組んだ会議の中で、日本の提案によるものです。1991年からは6月の1か月間を環境月間として全国でさまざまな行事が行われてきました。昨年の洞爺湖サミットに始まった7月7日のクールアースデーも大きな意味を持ちましたが、日本は目標の6パーセント減に反して6.4パーセント増であることが明らかになりました。そして、世界経済は未曾有の世界同時不況に突入してきました。こうした中で国は3月、環境分野を経済成長の権威役とする世界的流れの中で日本版グリーンニューディール政策を打ちあげました。都道府県に地域グリーンニューディール基金が創設され、地方公共団体事業の充当や民間事業者への補助、利子助成の補助金として総額550億円が用意されました。本市においてこの基金活用の考えを伺います。

市民部長(有川清貴君) 地域グリーンニューディール基金の活用についての御質問にお答えいたします。この基金の対象事業として大きく分けて次の四つの項目がございます。1.地球温暖化対策の推進。2.アスベスト廃棄物不法投棄等の処理の推進。3.微量BCB廃棄物の処理の推進。4.漂流、漂着ごみの回収、処理等の推進が挙げられております。本市におきましては、当該基金を活用し、不法投棄されたごみの回収や漂流、漂着ごみの回収などを検討中でございます。具体的な対象事業が県から示されることになっておりますが、地域活性化経済対策臨時交付金との組み合わせも含めた同基金の積極的な活用を図り、雇用の確保と環境保全に努めてまいりたいと考えております。

24番(大迫勝史君) 分かりました。時間がありませんので次、行きます。5月中旬より環境に優しい家庭家電製品の購入時エコポイント制も始まっていますが、低公害車、ハイブリット車購入時や太陽光

発電のためのパネル設置に対する補助制度が始まります。この制度の広報を積極的にやる必要があるのではないかと思います。お考えはどうでしょう。

市民部長（有川清貴君） 次に低公害車、ハイブリット車、太陽光熱パネル設置の助成制度についてでございますが、本年度から国が大気汚染の改善、地球温暖化対策の一環として低公害車普及促進対策費補助金制度やグリーンエネルギー自動車等導入費補助事業、太陽光発電補助事業、エコポイント制度をスタートさせております。内容といたしましては、補助金の交付や自動車重量税、自動車取得税の免除となっております。本市におきましてこれらの制度や事業を推進させるため、広報紙やホームページを活用し、普及啓発を行いたいと考えております。

24番（大迫勝史君） よろしくお願いたします。それでは、先ほど少し触れましたクールアースデーの取組ですが、昨年の9月定例会で一般質問のあり、本市でも21年度から環境問題啓発イベントとして取り組めないかと質したところ、担当部長から全国的な運動でもあることから当該趣旨に賛同し、来年度以降市民へのライトダウンの取組をピーアールするとともにどのような取組ができるか検討を行っていききたいとの答弁でしたが、どのような検討をなされたか、よろしくお願いたします。

市民部長（有川清貴君） 次にクールアースデー等の取組についてでございますが、広報紙あまみの7月号で市民の皆様へ七夕ライトダウンの協力依頼を行い、併せて地元マスコミ等へもお願いをし、ピーアールしたいと考えております。また、奄美市では初めて風力発電施設が本年12月に完成し、年間550万キロワットの電力が発電され、約1,004世帯の1年分の電気が賄えるということです。

議長（伊東隆吉君） 以上で、公明党 大迫勝史君の一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。（午前10時31分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午前10時45分）  
引き続き一般質問を行います。  
次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さんおはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。一般質問の前に若干の所見を述べさせていただきます。

私は、去る4月16日から18日まで第32回地方自治研究全国集会に参加する機会がありました。詳細については地元南海日日新聞の6月5日から9日までの5日間に寄稿してありますので、お読み取りいただければ幸いです。そのまとめの中で、夕張の破綻は衝撃的であった。しかし、財政破綻は突然の出来事ではあったが予測できないことではなかったのではないかと書かせていただきました。もちろん奄美市が第二の夕張にないところは明らかであります。経済的構造要因や社会的構造要因、財政の体質などは奄美市においても夕張とほとんど変わらない状況が内在し、存続しているのではないかと考えております。首長の決断や実行次第で第二の夕張に陥ることがないとは言えないと思います。そこで、日ごろから当局と議会が緊張関係を持ち、議会が十分な財政チェック機能を果たすことは大変重要なことであることは言うまでもありません。

私は昨年6月議会において、自治体基本条例の制定について質しました。しかしながら、現段階において当局の自治体基本条例の制定は遅々として進んでいないのが現状であります。奄美市議会の総務建設委員会では昨年の伊賀上野市の自治体基本条例の制定、今年度は埼玉県所沢市の所沢市議会基本条例について所管事務調査を行いました。その成果が昨年から実施されております議会報告会であります。その結果、議員間の理解も深まり、今議会に特別委員会を設置して策定に向けての調査を始めるに至ったことは議会改革の大きな一歩となるものだと期待しております。この条例は、市民の皆様と協働し

て作り上げていかなければならないものだと考えておりますので、市民の皆様の御理解、御協力をよろしくをお願い申し上げます。

さて、奄美振興開発特別法は1954年、昭和29年6月21日に奄美群島復興特別措置法として制定されて以来55年が経過し、平成19年度までに総事業費は約2兆577億円が投入され、社会資本の整備や郡民所得の向上に一定の成果を上げてきていると評価される反面、島の財産である美しい豊かな自然が損なわれているとの指摘も多く聞かれます。

私は、奄美群島振興開発特別措置法の目的である奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活安定及び福祉の向上を図り、真に群島民のためになる奄美振興開発事業となるためには、奄美12市町村別の振興計画案を作成し、その計画を10年の計画とすること。また、奄美群島広域事務組合が企画調整を行い、奄美群島振興計画案を作成すること。その根拠になる島別振興計画と分野別、産業別計画を策定し、定期的な評価を行い、事業の状況と検証をできるだけ数値目標を明示すること。地元での奄美群島奄振審議会を発足させ、住民、行政、議会等が一体となった政策立案システムの実現を図ることなどを提言してまいりました。

今年度に出された奄美群島の特性を生かし、発展の芽を成長育成にさせる総合的戦略的施策は正に時期を得たものであり、今後の奄美の将来像を明確にする振興計画の指針となり得るものだと大きな期待をいたしております。そのためには群島内の各自治体がそれぞれの地域の特性を生かし、農業分野、観光交流分野、情報分野の3分野に政策を特化し、他の政策も集中的に3分野に結合させ、奄美群島全体で広域的視点を持った取組をする必要があるのではないかと考えております。その計画の実効性のあるために重要なことは、各自治体が振興計画と財政計画を一体化したものを作り上げることだと考えております。まず、郡都である奄美市が作成中の総合計画も含めて実行していただくことを強く要望して一般質問通告に従い順次質問をいたします。

1番目の質問の改正奄振法について、今回の法改正をどう生かすかについてお答えいただきたいと思っております。次の質問からは発言席からさせていただきます。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

総務部長（福山敏裕君） 改正奄振法についてお答えいたします。まず多くの市民、議員、関係者の方々の応援をいただき、今回も無事奄振法の延長が図れましたことを心から感謝申し上げます。また、今回の改正奄振法におきましても補助率嵩上げなど特例措置の継続、税制優遇措置、税収補てん措置の延長が図られ、これまでどおり継続されましたことは今後の奄美市のみならず群島全体における生活基盤、社会基盤の整備において特に重要なことでございました。

議員御質問の法の改正点につきましては雇用機会の拡充、職業能力の開発、その他就業の促進及び振興開発に係る関係者間の連携及び確保に関して基本方針計画等に位置付けられたことなどがあります。また、税制優遇措置、税収補てん措置に情報通信産業が拡充されたことなどがございまして。今後はこれら改正点の活用を図って雇用や関係者間の連携、または情報通信産業の活性化などにどのようにつなげていくのかを検討し、この5年間における重要な課題として取り組んでまいりたいと考えております。

14番（関 誠之君） それでは更にお伺いをいたしますが、今、法の改正の主な点を述べていただきました。その中でかなり長い課題となっております離島路線の維持に向けた実証試験の予算が3億円、これは小笠原も入っていると思いますけども、3億円予算化されたと聞きますが、具体的に奄美市としてはどのような要望、施策を持っているのかお聞かせいただきたいということが1点。先ほど述べましたけども、奄振審議会の意見具申である農業、観光交流、情報の振興についてどう捉え、どう生かしていくか、この点についてお答えをいただきたいと思っております。

総務部長（福山敏裕君） まず、航空路線の検証についてでございますが、いろんな方法などが考えられ

ると思います。そこで、いろんな新聞等でもテレビなどもございますが、どういう実験を行い検証したら奄美に役立つかということなど、いろいろ皆さんの意見を聞きながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それと、今回の奄美審議員からの提言で取り組まれました3分野での取組ということでございますが、3分野につきましては新たな雇用機会の拡充を図るという観点から、農業、観光交流、情報通信という位置付けがされております。その取組についてでございますが、農業におきましては、島ごとの特性、独自性を生かした高付加価値型の農業の振興、進展を図るということでありまして、観光におきましては、地理的に東アジアに開かれた地域にあるという利点を生かすとともに、沖縄など奄美群島近隣地域との連携を図る。また、奄美群島固有の自然文化を生かす取組などが必要かと思っております。情報につきましては、情報通信基盤の整備を進めるために情報通信技術の活用による産業振興、また情報通信技術を活用した、離島におきましても競争力がある高付加価値な製品を生産する企業の誘致などを図る取組が考えられるものと思っております。

14番（関 誠之君） 非常に大きなお話で、なかなか実態として聞こえてきませんが、私のほうから少し具体的にお聞きいたしますので、お答えをいただきたいと思っております。

この航空運賃の軽減については、私が考えるには二つのやり方、それ以上はあると思っておりますけど、一つは航空運賃自体を軽減していくということが一つ。一つの方法として今、国や県がモニターツアーを実証試験をやっておりますが、そういったことで広域においてもモニターツアーをしようというような計画もあるようですけども、各自治体がある意味のモニターツアーをやっていかなければいけないというふうに思っておりますが、その点についての見解をお聞かせいただきたいということと、先ほどの農業、観光、情報についてであります。農業については今、少し肉用牛の単価が落ちておりますけれども、この肉用牛生産拡大のための遊休地解消の一環として住用辺りに放牧場はできないのかということをお尋ねいたします。

先ほど言いました観光については、モニターツアー、いわゆるツーリズムのモニターツアーですね、私も民間でもですね、非常に評判が良くてですね、奄美の全労済というところがモニターツアーを始めまして30名のところに200名ぐらいの応募があったというふうに聞いておりますので、そういったものも含めて一つ、先ほどとだぶりますけれどもお答えをいただきたい。それと情報、いわゆる奄美市においては公的な施設については光ファイバーを網羅して今完成がある程度できておりますけれども、このいわゆるICT情報通信技術をどのように生かしていきたいのか、この3点について少しお答えいただきたい。

農政局長（田丸友三郎君） まず、お尋ねになりました住用地区の遊休地を活用しての放牧場の件についてお答えをしたいと思います。放牧地の形態としましては山間部、それから平坦地の遊休地の利用が考えられます。なお、山間地利用につきましては本市では昭和50年代に名瀬地区と住用地区において直営で放牧をした実績がございます。また、近隣では龍郷町、それから喜界町などでも放牧を行ってまいりましたけれども、死亡事故等が多発して管理、収益性の面から断念をした経過がございます。

また、近年は世界自然遺産登録に向けた取組で赤土流出の問題等がありますので、今後、山間地を利用した放牧施設整備については現段階では考えておりませんが、平坦地の遊休地解消を目的とした整備の計画の中で推進できないか検討してまいりたいと考えております。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 先の人事異動で産業振興部長を拝命しました瀬木と申します。どうぞよろしく申し上げます。それでは御質問ございました航空運賃の低減化に伴う実証試験の件でございますが、先ほど総務部長から答弁がありましたように、具体的に国・県から実証化試験のプログラムについてははまだ寄せられておりません。これからではないかと思っております。なお、離島路線及びコミューター路線の同じような実証化試験につきましては奄美群島航路対策協議会等とも協議をしながら、

その実現に向けて自治体として考えているところであります。

次に、2点目の公共ネットワーク整備後の利用の在り方についての御質問がございました。整備されました公的ネットワークの活用でございますが、議員の御質問にもございましたように広く住民が利用できるように対応していく必要制は認識をいたしております。国もブロードバンド0解消事業を導入いたしております、本市も一部の地域に事業導入をしたブロードバンド0解消事業の経緯から、現在、ナローバンド地域となっております芦良地区と崎原地区における公共ネットワークの活用方策の具体的な検討作業を進めているところであります。したがって、この作業の推移を見守りながら本市域内における情報格差の是正に努めてまいりたいと考えているところであります。御質問にもございましたが、奄振計画でも示されております情報通信企業の誘致などに備えた活用方策などの必要性もございまして、今、奄美群島広域事務組合事務局におきまして22年度以降の向こう4年間の新奄振振興計画において具体的に作業を進めているところでございます。

前後いたしました。航空運賃低減化の取組の中でのモニターツアーの件について御紹介を含めた御質問がございました。これまでに奄美観光の可能性を検討するため、平成19年度に奄美ヘルスツーリズム体験事業を実施したことや平成20年度には奄美群島における長期滞在型観光に関する社会実験が実施されているところでございます。もちろん、調査に当たりまして、奄美群島広域事務組合をはじめ本市においても、これらの調査に関しまして意見交換や情報提供、地元のノウハウ等を提供し、直接的に関わり有用な情報を得てもおりますことは議員も御承知かと思っております。モニターツアー以外の本市独自の取組でございますが、本市観光振興の大きな柱の一つでもありますスポーツ合宿やクルーズ観光において実際に来島される方々から奄美への生の感想を聴取をいたしているところであります。今後、これらの主体的な取組を実施していく中で、本市といたしましては、奄美観光の可能性を模索すべく調査検討を進め、実際に奄美観光の主体となる観光業界等への還元にも努めてまいりたいと考えているところであります。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

14番(関 誠之君) ありがとうございます。先ほど申し上げましたが、全労済が4月の9日から12日、3泊4日の東京発10万5,000円、大阪発9万円ということで定員30名、これがですね、ふれあい講座ということで触れる、学ぶ、自分の時間ということで奄美パーク観光とかマングローブツアー、加計呂麻、そしてふれあいということで奄美のライブハウス、アジビでやっておりますけれども、そうして3泊4日でやるということで30名の定員に200名くらい応募があったと聞いておりますので、非常に今、奄美は売りの段階に入っているのではないかなというふうに思っております。先ほど言いましたのは、このモニターツアーを国交省直轄調査という形でもやっておりますし、県のほうもやっていますから、是非こういうことをとらえてですね、奄美市のほうでも頑張りたいというふうをお願いを申し上げます。

最後に一つだけですが、航空運賃の軽減についてであります。先の新聞によりますと、いわゆる租税特別措置法の中で今、本土沖縄路線が1キロあたり1万3,000円、特定離島路線が1万9,500円というふうになっているというふうに新聞の報道では出ておりますが、これが沖縄並みになれば東京-奄美間、大阪-奄美間などどれくらい安くなるのか試算はしてありませんでしょうか。

議長(伊東隆吉君) 答弁できますか。

産業振興部長(瀬木孝弘君) 事前に御質問の関係を受けておりません、済みませんが資料を持ってございません。申し上げますと、沖縄離島であります宮古、石垣のケースで申し上げますと、基本的にはお尋ねのございました距離の換算でございますが、宮古のほうで75パーセント程度、それから石垣のほうで80数パーセント程度と聞いているところであります。念のため比較していただければと思います。

14番(関 誠之君) 是非そういう具体的なものをですね、調べて国・県に対応していただきたいと思

います。最後であります、改正後奄振法をどのように評価をしているか、市長の見解があればお聞かせをいただきたいと思います。そこで提案の一つさせていただきますけれども、今年度から道路特定財源の一般化に際して地域活力基盤創造交付金ということで9,400億円創設をされているとことで地方道路整備や高架促進事業において無電柱化や軒下配線、裏配線などを推進をしているということはこのあいだの勉強会でお聞きをしました。このことは時代のすう勢といわゆる電柱の協同溝を作ってやるという時代のすう勢になってきているのではないかと思いますので、是非この無電柱化や軒下配線、裏配線等を有利な条件で奄振事業に取り入れることはできないか、こういうことも含めてお答えができればお答えをしていただきたいと思います。

市長（平田隆義君） おはようございます。閣議員の改正奄振法の評価について市長の見解ということですが、先ほどから答弁しておりますように多くのことで変化の兆しが見えるということは実感しております。このことはこれまでの奄振法の取り扱いについて、与党の公明党さん、自民党さんにおんぶというか、そういうことが大きかったのかなと、こう思っております。そういう中で、この度民主党の国会議員の先生方も奄美を訪問して、奄振法についての現地の状況を把握するという御努力もいただいたということが今回の違いにつながるのかなという思いはいたしております。

そういう中で、今後の前5か年の間で県が事業計画を策定するという点について、若干やはり奄美群島の市町村の力量不足という点反映がちょっと鈍かったのかなと、こういう思いがしまして、現在広域事務組合を通して、この事業の推進について各町村とのすり合わせをするということで取り組んでおります。お陰様で、今回その事業方向も見えてきたのではないのかなと、こう思います。議員の指摘されますように、各市町村において財政状況と合わせた事業計画をということで、かなり具体的な計画案が組まれるのではないかと、こう思っています。

そういう中で、特に力を入れておりますのは、奄振審議会のほうで示された3分野への集中的な取組ということで、基本的にはこの3分野についての事業計画ということもしておるところであります。今後の課題としては、大変大きなものがあります。そういう中で、数値目標ということで雇用ということの冠みたいなものを背負いまして、その事業が地域に雇用としてどの程度影響を及ぼすかということも今回取り組まさせていただきました。このことについては、今後、正確度が問われてくるのではないかなとも思うんですが、やはり目標が設定されるということは大変意義のあることだと、こう思っています。

今後の奄振法の中で、補助率の嵩上げの維持とか税制優遇措置が継続されたとか、情報通信産業の不均一課税が採用されたとかということもあります。もう一つは、この法律の体系の中で、やはり航空運賃を法体系の中に入れるということの難しさを痛感したところです。これまでは離島航空路に離島航空法の制定をということが大きな取組の目標にしているところですが、それを補完するために国のほうで5項目については対応してきたわけですから、これを法体系にしてもらいたいということで進めてきたわけですから、今回もそこまではなかなかいかなかったということで、附帯決議ということで、そっちで従来どおりの取組になったということでございますので、このことのハードルの高さというものも認識しているところあります。

時間があまりないんで申し上げにくいところですが、その道路特定財源のことについては私も大変心配をしているところです。したがって、私たちが法に基づいて奄振事業の推進をということは、そのことの危ぐを持っておりますから、そういう方向でやっていただきたいとお願いしているところです。

交付金事業ということも、市街地の道路やいろんなところでありますが、交付金というのはやはり地元が計画を立てて要望していくということなんです、法に基づいた補助事業というのは、一旦決定されますと法に保護されて、事業が推進できるということでございますので、奄振事業についてはそういう形を取らせていただきたいということで、法の制定をみたということは、ある一定の事業量の確保はできるといえることだろうと、今、理解しているところです。しかし、道路事業全体の予算、国・県が受ける予算がやはり減少してまいりますから、その中における地域、奄美群島という地域の中への道

路予算への配分も厳しくなってくるだろうということは、やはり考えておかなければならない問題であろうと、このように思います。

今後、奄振事業における道路の整備と併せて、交付金による道路、公共事業の整備ということなどが地元がしっかり、何ていうんですか、考えをまとめて取り組んでいかなければならないということだろうと思うところです。今回、5年の延期を勝ち取ることができました。このことは皆さんの議員や多くの関係の皆さんの御協力を得て、特別措置を延長要求郡民決起大会ということなども開催し、党派にとられない郡民一体となった要望であるということ強く訴えたことが、今回の衆参議院における国会議員の全会一致という成果を生むことができたのではないかと、このように思います。そういった点では、大変感謝をしなければならぬだろうと、私は思っております。今後もそういう意味において、奄美が決して陥没するとか沈没するとかということがないように、みんなで力を合わせて団結していくということをお願いを申し上げて答弁にさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

14番(関 誠之君) これからも奄振を注視をしながらですね、地元の計画を作っていくという姿勢で頑張ってまいりたいというふうに思っております。そこで、市長が会長になっております意見具申三分野実現に向けた骨太方針策定懇話会というのがあるらしいんですが、その中に、非常にいい方向性が書いてありますので、少し朗読をさせて、私どももそういった気持ちでやりたいということをお願いを申し上げます。

定期的評価を行う仕組みは、振興開発計画の状況を的確に把握する上で重要なことであり、地元において短、中期施策検証とフォローアップを可能にする体制の構築に努めるものとするということになりますから、やはり目標を持って、それがどれだけ近づいたかということを検証してまいりたいと。今回、奄振の時間がございませんので質問を終わらせていただきます。

次に、2項目目の奄美市総合計画についての質問に移ります。総合計画の策定については平成19年第4回定例会において、市政運営の基本的方向や重要施策等を示す最も重要な計画であり、できるだけ早く、奄美市として計画策定に取り組んでいくと総務部長が答弁をされております。私は、市長の任期切れが来年に迫っているという中で、いまだ策定中というのは大変理解しがたいことでもありますけれども、気持ちとしてはもっと早く策定すべきではなかったかというふうに考えております。そこで、一つめの質問は、今回の総合計画策定における最大の特徴となる項目があればお示しをいただきたいと思っております。

総務部長(福山敏裕君) 最大の特徴ということになります、前も議員がお尋ねになりましたとおり、これまで合併前のそれぞれの3市町村で策定しておりました総合計画に基づいて、市町村建設計画として定めて取り組んでまいったところでございます。そういうことからしますと、最大の特徴としましては、奄美市として最初の総合計画になるんじゃないかと思っております。その点が最大の特徴ではないかと思っております。

14番(関 誠之君) 例えばですね、今、環境が非常に取りざたされておりますから、そこに特化をした総合計画を作るとかですね、そういったことが特徴になればもっと分かりやすいかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。そこで、総合計画でありますから、市民参加と職員参加、これは大変重要なことだというふうに考えております。当局もそのように答弁をされたように思っておりますが、それでアンケートを実施したと思っておりますけれども、どのように行われて回収率がどれくらいだったのか。また、職員のワーキンググループというのを作っているようですが、この構成といたしますが、職員の選び方というんですか、そういったものが分かれば教えていただきたいと思っております。

総務部長(福山敏裕君) まず、最初にアンケート調査の集計ということでお答えをさせていただきます。アンケートの対象者としてしましては市民全世帯、学生、郷土出身者、観光客、奄美観光大使、ふるさと納

税者に対しまして、およそ2万1,000件を対象といたしまして実施しております。その回収につきましては2,178件、回収率は10.4パーセントとなっております。アンケートについては以上でございます。

職員の参加につきましては、施策の5本の柱を設けてありますので、五つの分野ごとに関係職員によりますワーキンググループ、それとワーキンググループ幹事会、このワーキンググループというのは関係各課の職員でございます。ワーキンググループ幹事会はその部課長になります。幹事会を設置して各分野の現状と課題、施策の方向性、計画の策定等を現在進めているところでございます。

14番(関 誠之君) 2万1,000件の2,781件の10.4パーセントという数字ですけども、私が思うには少し率が低いのかなと。せっかく市民の意見を聞く大事な作業ですから。私も出ささせていただきましたけど、非常に面倒ですよ。何か切って折って入れて出すというのが。なかなかそこまでやるというのは相当そういったものに興味があり、また本人の努力がなければできないのではないかというふうに思います。それで、この10.4パーセントでもう終わりなのか。また、別に何らかの方法論で市民参加、いわゆる参画を図っていくのかという点が一つと、職員のワーキンググループは本人が手を挙げたのか、それとも管理職のほうで指名をしたのか、その辺がお分かりになれば教えていただきたいと思います。

総務部長(福山敏裕君) まず、アンケートについてでございますが、アンケートにつきましては市民へのアンケート調査を発送してのことにつきましては、前回で終了させていただきたいと思います。それから、基本計画、基本構想と入っていく段階でパブリックコメントにおきましていろんな方々の意見を聴取し、それを反映させていく方向でさせていただければ大変ありがたいと思っております。市職員のほうの参加につきましては、自主的に手を挙げて参加する方もいましたし、また、それぞれ担当部署としては担当部署の担当をお願いをしているという2種類でやっている、選考をしているところでございます。

14番(関 誠之君) 時間がございませんから、いろいろお聞きしようと思ってましたけども、あと二つくらいお聞かせをいただきたいと思います。現在の進捗よくといいますが、策定委員会が昨年の11月から行われておりますが、その辺の開催状況を教えていただきたいというのと、総合計画審議会というのが平成20年の9月の議会で条例化されておりますけれども、この辺の扱いはいつ、どの辺のところで、どういうふうになるのかですね、この二つについてお聞かせください。

総務部長(福山敏裕君) 総合審議会につきましては、現在12月議会の前までには開催をしなければならないということで現在、準備を進めさせていただいているところでございます。

ワーキンググループやワーキング幹事会での策定基本構想案についての策定状況ということでございますが、現在、その作業につきましてワーキンググループ策定委員会で作成しました基本構想案について策定委員会で御議論をいただいているところでございます。そして、今後の予定としましては、先ほど申し上げました審議会に基本構想を審議いただき、策定委員会において基本構想の検討作業を進めていただくというような段階を踏まえて、さまざまな意見を取り入れていく予定となっております。それを受けまして基本構想につきましては、審議会より答申をいただきまして12月議会で御審議をいただくというような現在、準備作業を進めているところでございます。

14番(関 誠之君) 確か部会をですね、2週間にいっぺんぐらい開くようなことを新聞報道で書いてあったと思いますが、策定委員会を何回開く予定なのか。部会としてはどれくらいの回数で終わるのか、その辺が具体的に分かれば、分からなければ後で資料をもらいにまいりますけれども。

総務部長（福山敏裕君） ワーキンググループにおきましては、必要な時期にその都度開催を持たせて取り組んでいるところでございます。策定委員会につきましては、後で答弁をさせていただければと思っております。

14番（関 誠之君） 先ほども申し上げましたとおり、市政運営の基本的な方向性、重要な施策を示す最も重要な計画でありますから、少し時間をとってですね、じっくり部会のほうで、もんでいただきたいというふうに思います。

次に2項目の質問であります。今後の進ちょくと議会の関連とは書かせていただきましたのは、議会が基本条例を今から作っていかうというふうにしております。もしかしますと、その基本条例を作る段階で9月ないし12月の議会に例えば基本構想の議会での審議をするような条例等もありますけれども、そういったのが出てくるかも分かりませんが、今考えておられる議会に対するアプローチと申しますか、そういったのがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

総務部長（福山敏裕君） 議会との関連ということですが、基本構想につきましては地方自治法第2条第4項において、市町村はその事務を処理するに当たっては議会の議決を得てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと定められておりますので、審議会より答申をいただいた後で議会へ御審議いただく予定となっております。また、基本計画等につきましては、全員協議会の中で説明ということも考えておりますので御理解を賜りたいと思っております。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。基本構想、基本計画、実施計画とあるようですが、基本構想だけでなくですね、ある一定の時期を見計らって議会のほうにも内容の説明等を中間でお願いできればということをお願いしておきます。

次に、福祉教育について質問をさせていただきます。まず、障害福祉計画についてお尋ねをいたします。現在の障害福祉計画は障害者自立支援法が平成18年4月に施行され、第一期計画、平成18年度から20年度までの3年間となっていたようであります。昨年の見直しで今年度に1年延期されたということも伺いしておりますが、その中で第二期障害福祉計画策定の状況、予算がどうも出てきてないようですけれども、と、二つ目は奄美市における障害者の雇用の実態について把握をされるか。また、奄美市役所では法定雇用率2.1パーセント、これは前も質問させていただきましたが、これがクリアされているのかどうか。三つ目は、地域自立支援協議会の設置と開催の状況についてお尋ねをいたします。四つ目は、障害者就業生活支援センターというのが今、鹿屋と日置のほうにありますけれども、この辺の設置についてはできないのかの点について簡潔にお答えをいただきたいと思っております。

福祉部長（福山 治君） 第二期障害福祉計画策定の状況についてであります。障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年度に平成20年度までを第一期とする障害福祉計画を策定いたしましたが、第一期計画は平成23年度までの数値目標に至る中間段階として位置付けられており、法施行3年後となる20年度に見直しを行う必要がございましたが、県の方針として第一期計画を本年度まで延長し、本年度に第二期計画を策定することとなりました。現在、障害福祉サービスにおける見込み料、障害福祉計画に定める地域生活支援事業の見込み料等を調査したところでございます。第二期計画の策定作業を行いますが、現状の把握、地域における課題などを踏まえ、目標値を適切に補正し、障害者のニーズ、サービス料を実態に即したものと計画いたしたいと考えております。

次に、雇用の実態についてでございます。ハローワークによりまして20年度の障害者の新規求職申込登録は延べ62件、全体の求人数約3,300件中、手帳所持を明記したものの障害者の求人は9件と、昨今の経済の低迷の中、かなり厳しいものがございます。就職に関しましても全体で1,600件中障害者の就職が18件、1パーセントと伺っております。また、20年度の障害者の有効求職者

数は1, 866件で、実際に就業中の障害者数は1, 053件ということでございます。今後はハローワークが主催する障害者就労支援ネットワークなどとも連携をとり、広報啓発も積極的に行いたいと考えております。

それから、3番目の就労移行支援、就労継続支援の現況と問題点ということでございますが、奄美市内には就労移行支援の事業所が1、就労継続の事業所が1ございます。問題といたしましては就労移行支援は通所年数が最長でも3年であり、本市の雇用状況からこれを経過した際の就労の場の確保が困難であり、就労継続に移項することも予想されるところでございます。

次に、地域自立支援協議会の設置と開催状況ということでございますが、障害者自立支援法の理念の下、障害者の地域生活移項のために障害者のニーズ合わせた複数のサービスを適切に結びつけて調整することや、社会資源の改善、開発を行う相談支援事業の充実が不可欠であり、その中核を担う機関として自立支援協議会が位置付けられているところでございますが、当市では現在のところ設置に至っていないところでございます。今後、協議を積極的に進め設立に向けて頑張りたいと考えております。

最後に、生活支援就労支援センターの設置についてということでございますが、県内では社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団が日置市の肢体不自由者厚生施設ゆすの里内に鹿児島県就業者生活支援センターを、鹿屋市の知的障害者厚生施設を運営する社会福祉法人天上会が大隅県就業者生活支援センターを県の委託を受けて設置しております。奄美市での障害者就労支援としては、ハローワークでの相談など個人的な求職の現状となっておりますが、自立支援法に基づく就労移行支援事業所開設を機に就職の成果もあるところでございます。就労移行支援、就労継続の事業所が開設とともに障害者就業生活支援センターが実現できれば大変有意義であると思っておりますが、国・県の100パーセント出資により設置されるものであり、圏域が大島圏域での設置となるものと考えられます。近隣の他の町村と調整を図りながら、県や国の意向を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思っております。

総務部長（福山敏裕君） 現在の市役所の障害者の法定雇用率についてのお尋ねでございました。平成20年度が2人の不足でございました。平成21年度は現在3名不足ということになるんじゃないかと現在試算をしているところでございます。そういうことで、私たちもこういう事態を打開するために昨年度は職員の採用について特例を設けたところでございます。これは採用試験で受験者の年齢を引き上げて対応をしたところでございますが、一般が27歳のところを障害者は29歳までと年齢要件を引き上げて募集いたしました。受験者はおられたわけですが、残念でございますが一定の点数に達しませんでした。結果としては採用できませんでした。今後の対応としましては、こういった形で法定雇用率を達成できるのか検討していきたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思っております。

14番（関 誠之君） 2.1パーセントというのは何名中の何名採用すれば2.1を上回るのか、そこまでちょっと。

総務部長（福山敏裕君） すみません。ここに何名中何名という数値は持ち合わせておりませんが、一人、二人は異動等によったり退職によって数値が変わる場合もございます。現在、申し上げましたのは、市庁部局の人数における法定雇用率を申し上げたところでございます。

14番（関 誠之君） 端的に言って2.1パーセントを上回っておるんですか、いないんですか。

総務部長（福山敏裕君） 上回っていないために、そのようなことになっているわけでございます。

14番（関 誠之君） 一つ、公共的なところが法を犯すという前提はないわけですから、きちっと法を守るという前提の下に、恐らくそういった就労何とか金というのものないわけで、その辺は努力をしていただきたいというふうに思います。

時間がございませんので、一つだけ障害者就業生活支援センター、これは今、県内に2つあるわけですが、先ほど説明がありましたとおり、いわゆる圏域に一つということで今持ち合わせがありませんが厚生省のほうで全国400ぐらいかな、のものを造っていくということで、県のお聞きするところによりますと、今年は予算化しませんでした。来年度は予算化をする予定ですということですから、是非社会福祉法人並びにNPOでもいいんですけども、そういったところが手を挙げておるやに聞いてますから、是非そういった障害者の就業生活支援センターの設置に向けて12月の議会辺りには予算化ができるのかできないのか、市として持ち分がどういふのがあるのか分かりませんが、一つそれも含めて検討をお願いをしたいと思えます。個人的には障害者のワンストップサービスと言いますか、今日の新聞に載っておりましたが、発達障害のいわゆる幼児に対する支援ネットワークの構築事業とかいうのもやっておりますので、そういった就学前から、いわゆる就労までを一か所で相談できるようなセンターにしていければなというのが私の思いでございますので、その辺も含めて今後頑張ってもらいたいというふうに思えます。

それでは、2項目目の教育についての項目の丸刈り見直しについてお伺いをいたします。私は昨年3月議会で、このことについて質疑をさせていただきました。各中学校に丸刈り見直しのための校則検討委員会を立ち上げてほしいと、教員長の答弁のとおり検討委員会は立ち上がっているけれども、校則の見直しが進んでいないように思われますので、まず、各学校の検討委員会の現状についてと、校則見直しが進んでいない理由、それと県弁護士会からの勧告書が届いているわけですが、それについて、三つについて教育長の見解をお伺いいたします。

教育長（徳永昭雄君） 各、奄美市内の中学校の現状について御説明をいたします。昨年の3月の校長研修会で、私のほうから各中学校校長に丸刈り校則だけに限らず、校則については全般的に毎年度見直しをいくべきであると。各中学校においては、早急に校則検討委員会を立ち上げて、校則全般についての検討をしていただくようにという要請を行っております。

その後、市内12校すべての中学校で、校則検討委員会を設置し、校則全般についての検討を進めてきているところでございます。その中で、住用にあります市中学校、また、市内の小宿、名瀬地区内の小宿中学校について、昨年度中に頭髪自由化の試行を行っております。また市中学校におきましては、試行期間をおいて21年の2月から実施ということになっております。他の10校におきましても、生徒を含めた校則検討委員会を数回から10数回にわたって行われておりまして、検討が行われております。

併せまして、生徒や保護者へのアンケートの実施、PTA役員や学校評議員、校区代表者等から意見を聞くなど、各学校におきまして積極的に校則検討が行われているものと理解をしております。校則につきましても、教育委員会が各学校に頭髪自由化を強制するものではなく、各学校の校長が最終的に判断をして決定をしていくものであります。現在、奄美市内のすべての中学校におきまして、学校と地域及び保護者が連携を図って、それぞれ検討を行っております。校則検討委員会を開き、生徒・保護者へのアンケートや地域の方々の意見を聞きながら、具体的に頭髪に関する校則の見合わせてについて取り組んでいると認識をしております。

次に、県弁護士会からの勧告書につきましても、趣旨は理解をしております。校則につきましても、先ほども述べましたように、校長が学校の基本方針、生徒・保護者の意見、地域の考え方を基に総合的に判断して定めるものであると考えております。ただ、校則を守らせる指導において、強制をしたり、人権への配慮に欠ける指導をしたりすることは、望ましくないと考えます。この県弁護士会からの勧告書につきましても、弁護士会から子どもの人権に関する示唆をいただいたものと捉えております。

14番（関 誠之君） どうも答弁が前に進んでいるようには思えませんけれども、これは3月8日、2009年の南日本新聞の社説に書いてありますが、校則を学校の自主性に任せているという教育委員会の人権意識も問われているというふうに書いてありますが、このことについて教育長の見解があれば。

教育長（徳永昭雄君） 南日本新聞に書かれていることにつきましては、社説は社説として受け止めています。ただし、我々奄美市の教育委員会としましては、地方行政に関する組織の法律というのがあります。それに基づいて学校がやるべきこと、教育委員会がやるべきことをしっかりと把握していると認識しております。

14番（関 誠之君） ちょっと時間がありませんから少し言っておきますが、これは地元の3月16日南海日日新聞社、問題は人権意識の希薄さにある。問われているのは、地域や保護者、教育現場の人権意識であるということで、あまり人権ということを声高々に言いたくはありませんけれども、勧告が出されたということを受止めて、これから教育現場の対応をしていただきたいと思います。

あと30秒ぐらいあると思いますが、4番目の最後ですが、合併した市町村の行政資料等を収集、整理をして管理保存はできないか、端的にお答えください。

総務部長（福山敏裕君） 公文書の管理につきましては、公文書の情報公開等に迅速な対応ができますよう、文書の管理の充実を図る必要があると考えております。そのために、文書管理システムの導入の検討会を立ち上げたところでございますので御理解を賜りたいと思います。

14番（関 誠之君） 具体的には、また窓口に来て皆さんとご相談を申し上げたいと思います。以上、終わります。

議長（伊東隆吉君） 以上で、社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。（午前11時40分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後1時30分）  
午前に引き続き、一般質問を行います。市民クラブ 奥 輝人君の発言を許可いたします。

17番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、こんにちは。一般質問の初日、午後の部の1番目、市民クラブの奥 輝人です。昼食後ということで、若干元気が半減していますけれど、元気を出していきたいと思いますので、当局の皆さん、よろしくお願ひしたいと思います。あらかじめ通告してあります一般質問を行います。その前に少々時間をいただきたいと思います。

早いもので皆既日食のその日まで、そしてその時まであと36日と迫ってきました。この皆既日食の件については旧笠利町の時から、ある議員が一般質問で取り上げているということで、約4年越しにやっとその日が見えてきたなあという思いであります。7月22日には、今世紀最大の天体ショーが観測され、神秘的な姿と、そして感動の場面を見ることができるところでしょう。その日のために行政、民間、それぞれ連携をとって奄美のピーアールに努めながら、最後の追い込みの作業に取りかかっているようで、あと少し頑張ってくださいと思います。また、皆既日食に合わせて、前夜祭や当日祭、そして後夜祭とさまざまなイベントも計画され、そして繰り広げられるということで盛り上がってきている状況にあると思います。その日が天候に恵まれ、日本晴れの中ですばらしい天体ショーが観測できることを期待したいと思います。

さて、話は変わり、農業情勢、その中でも畜産の動向についてであります。子牛の競市については本年に入り1月競り、3月競り、5月競りと3回の競市が開催されました。昨年からの値下がり傾向がまだまだ続き、畜産農家にとっては非常に、とってもしんどい経営を強いられている状況であります。去勢と雌合わせての平均競り値が5月競市で28万2,000円、これは消費税を省いての単価であります。特に雌においては平均が24万6,000円、農家の手取りは非常に低く、最悪の状態であります。中には10万円台の子牛も数頭出荷され、赤字経営農家も出てきている状況であります。

このような時代は平成13年に発生しましたBSE狂牛病の時以来であります。30万円を割るということは、畜産の経営に赤信号の意味でもあります。特に多頭飼育農家や大型機械を導入している農家などは経営に圧迫を感じ、不安感、そして危機感を感じている状況であります。国や県の大規模事業を導入し、施設の整備、機械の導入、更に増頭を計画推進している農家にとっても据え置き期間が切れる前までにはと、借金を支払う前までには、どうにか値も上昇に転じてほしいものであります。とにかく畜産農家にはコストの低減対策に取り組んでいただき、余計な支出をしないという気持ちで母牛、子牛の管理、育成に頑張っていたいただきたいと思います。とにかく今は辛抱のとき、我慢のときであります。明るい兆しが見えるまで、じっとがんばりましょう。がんばってくださいね。畜産農家の皆さん。では一般質問に入ります。

1. 農業振興について。 農業委員会について。ア。各地区の農地流動化の推進についてであります。各地区には農業委員の皆さんが農地流動化の推進に向けて取組を強化し、がんばっていることだと思います。農地流動化の目的は農地の有効利用を促進し、経営規模拡大を図り、遊休農地の解消、耕作放棄地の解消、更に基幹作物や野菜、畜産の農業の推進に、地産地消の推進に、そして担い手農家や大規模農家の育成に大きく寄与する目的があります。そのようなことを踏まえて、農地の流動化の推進はどのようになっているのかを実績を伺いたいと思います。次の質問からは発言席から行います。よろしくお願いたします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

農業委員会会長（山口敏光君） お答えいたします。まず、各地区の農地流動化の推進についてですが、農地の流動化につきましては、農業経営基盤強化法の利用権設定など、促進事業や農地保有合理化事業による農地の利用権設定、所有権の移転、また、農地、移動あっせん事業により推進を図っているところであります。昨年度の農地流動化実績は奄美市全体で約45.9ヘクタールでありました。地区別には名瀬地区で約12.5ヘクタール、笠利地区では約33.4ヘクタール、住用地区には実績はありませんでした。ちなみに品目別では約7割がさとうきび生産農家への流動化となっております。今年度は農地流動化助成制度の充実を図りながら、年2回の流動化推進週間を設け、奄美市の流動化目標面積52.5ヘクタールに向け、積極的に推進を図る考えであります。

17番（奥 輝人君） 流動化の実績について約45ヘクタールが、今年度は達成されているということをお聞きしました。農地流動化をすることによって、先ほど目的を言いましたけれども、耕作放棄地の解消やら遊休農地の解消につながるわけでありまして、また、大規模農家の育成等もこの農地流動化によって各農業の繁栄にもつながると思いますので、今後ですね、この農地流動化についてはですね、更に推進を深めていただき、まだまだ土地を借りたい、畑を借りたいという農家も結構いますので、そこら辺り農業委員会の皆さん、連携を取り合ってくださいね、奄美市の農地が有効活用できるように、前向きに頑張っていたいただきたいと思います。

それからですね、次にですけど、この農地流動化の利用権の設定についてでありますけれども、今まで合併する前まではですね、各地区ごとに農業委員が農地流動化の利用権の設定を、結び付けを行っていたところであります。笠利地区においてもですね、農業委員を通してですね、貸し手と借り手間の結び付けを行っていましたが、今でもその傾向が続いています。

しかし、今、話を聞きますと名瀬のほうですね、まだ農地流動化の利用権の設定については農地保有合理化事業を導入しているということで、農業研究センターがその中を取っているという話も聞いています。そういったことを一応名瀬のほうの農家から聞いたものですから、こういう中に農業研究センターが入るとですね、自分が農地流動化した場合、顔の見えない方との契約ということで、何かしっくりいかないという意見も聞きました。名瀬のほうだけが、こういう農業研究センターを通しての利用権の設定ということでありますので、笠利や住用のほうでは直接農業委員会を通しての貸し借りの設定が

されてきてますので、そこら辺り名瀬のほうも簡素化ということを踏まえてですね、これから簡単な作業でいける方向性で農地流動化の利用設定がですね、笠利、住用のような形の利用設定ができないものかを伺いたいと思います。

農業委員会会長（山口敏光君） 貸し手に対する小作料の支払い等についてであります。小作料の支払いについてであります。現在、笠利、住用地区においては借り手農家が直接貸し手のほうに支払っております。名瀬地区におきましては、ほとんどが農地保有合理化法人でもあります農業研究センターを介して農地が流動化されておりますので、小作料についての借り手農家が農業研究センターに支払い、農業研究センターが貸し手のほうに支払っております。御提言のところにつきましては、名瀬においても笠利・住用地区と同様の流動化が実施可能でありますので、貸し手、借り手の方の要望に応じていきたいと思っております。

17番（奥 輝人君） そういうことをすることによってですね、やっぱり農家の方が、この方の土地を借りているということも顔もはっきりと見えますし、安心してですね、畑の耕作ができると思うんですよ。それとですね、小作料の件も話されましたけれども、小作料も笠利、住用の場合は直接貸し手と借り手間の仲で取り決めを決めてまして、借り手が貸し手のほうにお金を支払うというのが建前だと私も思っています。名瀬のほうでも今後ですね、農業委員会の会長さんが言われたように、それができるといことでもありますので、是非ですね、この小作料の支払いも農業委員会を通して、そして貸し手と借り手間の中にトラブルが起きないようにですね、制度を改革じゃないですけど、そういった取り決めでやっていただきたいと思っております。そうすることによってですね、名瀬のほうでも約何十町歩という畑を作っていてですね、お金を農業研究センターに支払っているんですけど、実際に農業研究センターから貸し手のほうにお金が支払われているのかも、はっきり見えないという苦情も聞かれています、実際に。そういったことで農業研究センターの存在もあろうかと思っておりますけれども、農業研究センターが農地保有合理化の関係で中に入っているということでもありますけど、その農家さんが農地を貸すときも直接農家のほうに貸すような形にしていきたい。それはさっき会長さんが言われたように、今後もこれを継続していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それとですね、農地流動化を利用権を設定することによってですね、6年間貸し手と借り手間に6年間の契約が交わされることとなります。今まで笠利地区や住用地区においてはですね、農地流動化を設定することによって初年度に限ってですね、反当たり4,000円という助成も交付してました。6年のうちの初年度の1回に限り4,000円ですね、を交付してました。また、再設定した場合はですね、その半分の2,000円ということで助成も交付金も支払われています。名瀬のほうを調査、調べてみますとですね、こういうことが今まではなかったということでありました。予算内で支払うべきというような、いろんな話を聞きましたけれど、今後ですね、この農地流動化をするに当たって、やっぱり名瀬のほうもですね、農地流動化の初年度の助成金ですね、これも統一、奄美市統一の関係で支払うべきではないかなという気持ちがありますので、そこら辺りどのような対策を検討しているのかを伺いたいと思っております。

農業委員会会長（山口敏光君） おっしゃるとおり、笠利地区、名瀬地区、あるいは住用地区、それぞれ少し変わった方式でありましたが、今年度からですね、全体を同じ方式にしたいということで、笠利に合わせる形になりますけれども、内容は少し変わりますが、金額的にはそういうことでやります。ただ、名瀬地区において、これまで貸していたんだけど今年度再設定をするんだけど、前々がもらっていないという方については新規の扱いとして名瀬地区のその農家に対しての支払いをするという方式を取っていきたいと思っております。それで再設定になりますと、金額的には半額に抑えてですね、半分に減らされて再設定のそれぞれ奨励金は奄美市全体同じような方式で支払っていきこうということになります。そういうことで名瀬地区の方々、少し今までは不利であったかもしれませんが、是非そういう方式にすぐ改

めていきたいと思います。

17番(奥 輝人君) ただいまの答弁で、おおむね理解できました。是非ですね、奄美市の農業委員の件については統一化を図ってですね、簡素化を図りながら農業委員会の皆さんで話し合っていてやっていただきたいと思います。

それではですね、各地区にはイ、耕作料の支払いについては、もう終了したいと思います。

次のウの件にいききたいと思います。農業委員会の選挙区についてであります。この農業委員会の選挙はですね、来年の3月19日をもって任期満了となります。合併して3年目であります。農業委員の場合は3年という任期がありまして、来年の3月19日が任期満了ということになりますね。それですね、今までは、現行の場合はですね、2選挙区を設けていました。笠利地区と名瀬・住用地区という選挙区を設けての選挙をやったところであります。来年の2月ぐらいには選挙があるかと思われるので、来年の農業委員の選挙区について、今、どのような形でやるのか。現行のままの選挙区でいかれるのかを伺いたいと思います。

農業委員会会長(山口敏光君) 農業委員の選挙についてお答えいたします。農業委員の選挙区につきましては、おっしゃるとおり現在、名瀬・住用地区で1選挙区、笠利地区で1選挙区の2選挙区制を設けております。来年の3月までに実施される農業委員の選挙におきましては、委員の選出が一部の地域に偏在する恐れもありますので、そういうことがないように。また、地域農業者の意見を正確かつ公平に反映させるためには現行の選挙区制度が最善と思いますので、これからも要望していきたいと考えております。また、併せまして、選挙区の定数についても、各地区の農地面積や農家戸数など勘案しながら定められたものだと思っております。

17番(奥 輝人君) 選挙区についてはですね、現行の方法で一応要望していくというお答えですね。やはり現行の方法で私たち笠利のほうもですね、そうやって欲しいというのが要望であります。なぜならば、やはり飛び地合併をしているということですね、この笠利、名瀬、住用、奄美市統一選挙した場合はですね、どうも農業委員の皆さんのなり手が少なくなるのではないかと。また、そういった遠距離になった場合に、いろんな面で問題が発生するのではないかとというような農業委員の方から、いろいろ話も聞いているところでもありますので、是非ですね、現行どおりの2選挙区を設けてですね、農業委員の皆さんが負担のかからないように、活動できるような選挙区で要望していただきたいと思います。この件については、いつごろ分かるというか、選挙区についてはいつごろに答えが出るんでしょうか。分かりますか。

農業委員会会長(山口敏光君) その要望についてはですね、農業委員会自体でこういうお願いをしようという決意はすでに把握しておりますけれども、議会との関係もいろいろと検討いたしまして、9月議会には正式に農業委員会として、こういう要望をしたいということを、是非お願いしたいと思っております。

17番(奥 輝人君) 農業委員の熱意もくみ取っていただき、やはりその要望が受け入れられるような体制を整えていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。先ほど会長のほうからも少し答弁のほうで聞かれましたけど、農業委員会の選挙による委員の定数についてであります。現行ではですね、公選の場合は笠利地区に10名、名瀬・住用で11名という定数枠が現行ではあります。公選で21名ということでもありますけれども、定数についてはどのような考えがあるのかを伺いたいと思います。

農業委員会会長(山口敏光君) お答えいたします。委員の定数につきましては、合併協議会の中で特例

により1年間は引き続き残任し、初回の選挙で21名、その次の選挙では16名となっているところがあります。地域の農地の保全管理や高度利用を図ることや、更には新たに耕作放棄地対策に向けての取組を強化しなければならない観点からも、先の定例会におきまして、農業委員会の定例会です、公選委員の現状維持を決意し、今後市長部局への要望を予定しているところでもあります。しかし、県下の類似市の公選委員の定数からしても、大変厳しい要望であるという思いはしているところです。

17番(奥 輝人君) 今の答弁では、合併協で決定されたということで、16名を新しい選挙の中では定数になっているということでもいいんですか。それでいいんですね。この16名ということは21名の現行から5減ということで、16名ということの数字だと思いますが。農業委員会としては、この16名について、まだ増やしてほしいとか、そういった意見等は上がっていないんでしょうか。

農業委員会会長(山口敏光君) おっしゃるとおりですね、合併協議会の時点でそのような案が示されておりまして、現在21名ですが、これを次のいわゆる来年の選挙においては16名に減らすんだよという案が前に示されておりまして、先ほども申しましたように、いろんな事情が更に加わりまして、なお農業委員の定数なりを重要視しなければいけないということもあわせて、是非21名の現行定数を確保するように、何とかできないのかというお願いをしようということになっております。

17番(奥 輝人君) やはり農業委員の皆さんが、21名を現行どおりの定数にやっていただきたいという意思があればですね、農業委員の意思を尊重すべきではないかなという思いがあります。16名というのが合併協で決められたという話でもありますが、そこら辺り、まだまだ議論をしてですね、もらいたいとは私のように思います。例えば16名になった場合はですね、笠利のほうは何名になるとか、名瀬・住用で何名になるとか、半々の8名、8名になるのか、そこら辺りも検討がつかうと思われそうですが、やはり農業委員の皆さんの意思尊重をくみ取っていただいでですね、農業委員会の活動に支障がないような定数を9月議会までに示していただきたいと、私のほうから強く要望しておきたいとします。そういうことで、今の件については、9月議会ごろまでには結論が出るということによろしんですね。

農業委員会会長(山口敏光君) 今の定数についてもですね、議会に対しても9月議会の時には、正式にそのようなことを、農業委員会としては、ぜひお願いしたいと、要望をしたいとします。

17番(奥 輝人君) 分かりました。ぜひ、農業委員の皆さんの意見が尊重されることを期待したいとします。

今度はオの推薦枠についてであります。推薦枠については、これは議会推薦が4名以内、JAあまみ農協さんが1名、土地改良区が1名ということで計6名の推薦枠であります。笠利のほうでは議会推薦が2名と名瀬で1名、住用で1名ですね。笠利のほうでJAあまみ農協さんと土地改良区で1名で計4名が笠利のほうでがんばっています。この推薦枠についてもですね、議会推薦の4名となるのは議会で決めるということでもありますので、議員の皆さんには御協力方をよろしくお願いしたいとします。そのときはですね。そういうことで、その時にはお願いしたいとします。推薦枠についてもですね、今後議論をしていくのかなという気持ちもありますけど、是非この推薦枠は必要でありますので、この定数が維持、確保できるように取り組んでいただきたいとします。農業委員の件について市長何かありますかね、見解とか何かありますか。

市長(平田隆義君) この16名定員については、それなりの経過を得て16名という数字が出てきております。行革の時代、合併という趣旨からして16名で十分だという判断を示されたものだと、このように思っておりますので、なかなかこれをまた元に戻すということは難しいのではないのかなあと。まず、16名でやってみて、どうしても駄目だというのであれば、それはまた考えなければならないでしょ

うが。一応16名でいけるということで議会の判断も示されておりますので、今、すぐにそれを変えるということは大変難しいことではないのかなと、このように思います。

17番(奥 輝人君) 今の市長の答弁も受け止めていただいでですね、取り組んでいただきたいと思います。

農業委員会会長(山口敏光君) この推薦枠について、あるいは定数について市長さんから今現時点でのお答えがありました。農業委員会、あるいは地域の農家として、これは承服できないという声が非常に強く上がっておりますので、市長部局に対してもですが、議会に対しても先ほど申しましたように9月議会までには正式にお願いをしたいと思っております。この推薦枠についてであります。現在はお話がありましたように議会から4名、農協、土地改良区からそれぞれ1名の計6名の方を推薦いただいておりますが、農業委員会としまして、農地制度に重要な役割を果たしている農業委員であることから、今後の改選時にも、関係機関に現行の推薦枠をぜひお願いしたいというふうに考えております。地域農業発展のためには農業委員の活動は欠かせないものであります。先に開催された全国農業会議で、今回の農地法改正において農業委員会の果たす役割が大幅に増えることから、役割、機能をきちんと果たしていくための体制整備と予算の確保についてお願いし、機能充実を要請したところであります。本市においても平成21年度奄美市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画に基づき、一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

17番(奥 輝人君) 分かりました。農業委員の件については理解できましたので、これで終了したいと思えます。

次にですね、さとうきびの振興についていきたいと思えます。さとうきびの振興についてはですね、平成21年の5月30の土曜日にですね、笠利の農村改善センターにおきまして、平成21年度の大島本島地区さとうきび生産振興大会も盛大に開催されました。本年度は富国製糖さんのほういわく、若干原料が少なかったということで、お祝いも今回は省略されましたけれども、去年は富国製糖の終了祝いも実施して最大に盛り上がりました。この終了祝いがあるのとなないのとではですね、農家の盛り上がりもちょっと違うのかなあという思いがしたところであります。今年のさとうきびの生産量も3万7,000トンという豊作に恵まれました。その中で、笠利地区節田のほうではですね、約700トンの農家が、正確には693トンですが、あと10トン不足で700トンという農家も出てきているのが現状であります。その農家さんもですね、後継者もよく育ちですね、親子ともどもでがんばっています。名前は伏せておきますけど。その方いわく、ゆくゆくには1,000トン、その上の1,500トンを目指していくという、そういった闘志のあふれる農家さんも、意欲的にがんばっているところでもあります。

その会の中でですね、さとうきびの品目別経営安定対策等についてですね、JA鹿児島中央会のほうからいろいろ説明やらありました。今回ですね、対象要件が3年目ということで来年のさとうきびで切れるということで、Aの5の農家をどうするのかということが一つの話題となったところでもあります。先方さんの話では、国のほうにはですね、Aの5の小規模農家やら零細農家を切り捨てることはないという頼もしい言葉もいただいたところでもあります。

Aの5という農家さんは、笠利地区のほうでは約30パーセントを切っているという数字も見えています。しかしながらですね、このAの5という農家さんがいるからさとうきびの増産にも一躍かっているということも言えます。大規模農家だけが成長しているのではなくてですね、Aの5やらAの4の農家さんも一緒になって3万7,000トンが達成されたと見ています。その常務の話によりますとですね、来年度で切れやすけど農家の切り捨てはしないということであります。特例農家の救済に向けたAの4の中にですね、Aの5の枠を入れるような形を採る、要請していくということも聞いています。今後、さとうきびの振興に関してはですね、このAの4の農家とAの5の農家をどう生かしていくのか

が課題になっていくかと考えています。そういった意味でですね、今後のさとうきびの推進について質問していきたいと思います。

まずですね、春植えの推進についてであります。春植えについては1年一期作ということで今年の3月、4月までに定植をしますとですね、来年度は即収穫されるということで、すぐお金になるのが春植えであります。また、その春植えの収穫した後も株出しがよく、萌芽もよくですね、株出しも優れているということで、春植のメリットがそこにあるということで推進をしている状況であります。今まで春植えについては、いろいろな問題もありました。雨が降っての中での機械の導入ができないと。植え付けはしたけど雨が降ってしまい、さとうきびが根腐れやら湿害が起きたりしてですね、成長が止まってしまったり、そういった課題も多いのが春植えのデメリットな場面もあります。そういった意味でですね、今回春植えの富国製糖さんいわく、面積拡大に取り組んでいるということでありまして、また、関係機関も春植え推進については、いろいろピーアール活動をしながらずね、やってきたと思います。この実績についてはですね、春植えの実績についてどうなったのかを伺いたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） 御質問にお答えいたします。議員も自分で植えられているとお話を伺っておりますので、特に夏植えのものに比較いたしますと、お話がありましたように1年で収穫ができるということで、有望だという考えで推進を、今、図っているところであります。春植えの状況についてでございますけれども、最近の推移を見ますと、平成19年度産で収穫面積44ヘクタールで8.3パーセント、平成20年産で収穫面積82ヘクタールで15.3パーセントと収穫面積の中で占める割合が前年比38ヘクタールと増加をいたしております。また平成21年産につきましては、生産者の申告によりますと、収穫面積が87ヘクタール、全体の中で15.9パーセントを見込んでいるということであります。春植え面積を対前年産と比較しますと、申告面積で19ヘクタール、収穫見込み面積で500ヘクタールの増産計画となっております。

17番（奥輝人君） ただいま局長のほうからも説明がありましたように、80ヘクタール、来年度は多分100ヘクタールを希望していると私は思います。そういった意味でですね、春植えをすることによって農家の意識が高まっているということで、この数字が出ていると私は認識しています。今までは夏植えだけやればよいという気持から、春植えに変えようと、すぐ金になる春植えに変えようという意識が高まった証拠でもあろうかと思えます。

そういった意味でですね、春植えについては来年度までですね、春植えの助成金も交付されるということで、3年間をめどにですね、決められています。春植えをしましてですね、反当たり5,000円という助成金がいただけるわけでありまして、そこら辺りをメリットとして、農家の皆さんは肥料代に使ったりですね、また雇用に使ったり、いろいろ助かっていると思っています。私もですね、春植え1町3反歩やりまして、約7万円近く助成金を貰いましたけれども、それはほとんど雇用のほうに飛びました。雇用を使いながらですね、春植えの場合は短期間で植えなければならないという、そういった縛りがありますので、雨にも負けずですね、雨に負けたらだめですので、雨に負けないように、天候を見計らいながら短期間で植え付けるのが春植えということでありますので、この助成金のほうもですね、来年度までは継続されますけど、その後についても何か検討があればですね、伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

農政局長（田丸友三郎君） ただいま春植えに対する農家の意識についての御質問などがありましたけれども、奄美市さとうきび振興対策協議会では、これまで春植えの推進を実施してきたところでありますが、議員が今、おっしゃいましたように、収穫時期と春植えの時期と重なる問題、それから雨の問題とか、いろいろ障害もあったように承っております。その中で植え付け時期が、そういうふうになるとということで、これまで生産農家は春植えを避けて、株出し作業が一段落した時に夏植えを行う傾向がずっと続いてきたわけでありまして。そのため春植え面積が減少傾向にあったんですけども、しかしながら

平成19年度からですね、実施しておりますさとうきびの春植え推進補助事業による助成効果、それから収穫作業時の機械化の普及によりまして、年々春植え面積が増えている状況は先ほど報告をいたしましたとおりであります。また、平成21年産につきましては、これまで夏植えだけを行ってきた生産農家が春植えに切り換えるという状況もありまして、春植えに対する意欲は高まっているものと考えております。

また、春植え推進補助事業の今後の推進につきましてはですね、3年スパンで検証したいということで、平成19年度から平成21年度までの3年間で計画をしていたところでありますけれども、春植を推進することにより翌年の収穫面積の増、更に翌々年の株出し面積の増が確実に見込まれることからですね、生産農家の春植え栽培に対する認識を定着することにより、収穫面積の維持確保に努めることができるため、市といたしましては引き続き実施してまいりたいと考えております。

17番（奥 輝人君） 局長の答弁で、よく理解できましたので、次の質問にいきたいと思っております。

増産についてであります。増産についてはですね、やはりこれはハード面やらソフト面の事業を導入しながらですね、面積拡大がやはり必要かなと思っております。現在、収穫面積が600ヘクタールで、反収が6トンとしても3万6,000トンから3万7,000トンになりますので、今後の増産についてはいろいろな問題やら、いろいろな要件が整わなければですね、増産にはつながらないと私は思っています。笠利地区においてはですね、面積のほうでは喜瀬浦地区のほうでA団地、B団地、C団地ですね、今、D団地までやっておりますけど、向こうで総面積14ヘクタール近くの畑総基盤整備事業が実施されて、その内の11ヘクタールはもう既に完了して、さとうきびの栽培が行っているところでもありますし、またですね、佐仁方面のほうでもですね、約3ヘクタールの中山間の事業を導入してですね、さとうきびの栽培がやっています。また、今後はですね、屋仁地区のほうでも5.2ヘクタールの基幹整備をするということで、策定計画に入っておりますけど、そういったハード面に関しては行政の力を借りなければ、やはり面積の拡大は難しいのかなという気持ちがあります。

それですね、一応ソフト面の件に関してですけど、荒廃地再生事業というのがありましてですね、荒廃地の場合は個人で申込みをされて、いろいろとその荒廃地をきびのできる耕作地にしていくという内容の事業であります。この荒廃地対策事業について、笠利の東海岸のほうはほとんどないと思っておりますけれども、その他の地区においてはですね、耕作放棄地の荒廃地対策事業がどのように活用されているかを伺いたいと思っております。

農政局長（田丸友三郎君） 御質問の荒廃地対策なんですが、まず増産について少しだけ触れさせていただきたいと思っております。さとうきびの増産を図るためには例えば議員がおっしゃいましたように、栽培面積の増と、それから反収のアップが大きな課題であると考えております。市におきましては、議員の御指摘にもありますように、その拡大を図るために奄美市さとうきび振興対策協議会を事業主体に、国の補助事業であるさとうきび増産プロジェクト基金事業を活用いたしまして、荒廃地再利用のための重機借上げ料の助成事業を実施しております。

この事業は、さとうきびを植え付けることを条件にですね、事業費の3分の2を国が負担して、3分の1が自己負担ということで実施をするものです。

更に平成21年度につきましても2.5ヘクタールを実施する計画で、国に計画書を提出をいたしております。更に笠利地区以外の名瀬、住用地区での増産対策についてでございますけれども、住用地区につきましては、1名の生産農家が30アールの補助でさとうきびの栽培を行って出荷をしておりましたけれども、高齢者であるということと、周囲にさとうきびを栽培する農家がないことなどにより、平成20年産の出荷を機に廃作をしたいというような旨の連絡をいただいているところです。名瀬地区につきましては、今後荒廃地の解消対策事業の活用などを利用いたしまして、栽培面積の拡大に取り組みたいというご本人の意向もあることから、平成21年度さとうきび増産プロジェクト基金事業の導入に併せて事業を実施できるほ場が確保できるのか確認するとともに、実施可能な場合は笠利地区と合わ

せて事業を推進し、栽培面積を拡大を図ってまいり所存であります。

17番(奥 輝人君) 分かりました。いろいろ増産についてはですね、干ばつの対策も必要になってくると思います。これはこれから梅雨が明けて、その後の水の降雨の関係も、やはり増産には影響が出てきます。それとネズミ対策ですね。このネズミ対策についてもですね、農家のほうではハーベスタに委託させるということで、野そを駆除とかもちょっと怠っているのかなという気がします。今年もですね、名瀬の小湊方面を視察に行ったんですけど、2月の末から3月、4月になったらネズミの被害が多くてですね、ハーベスタで刈りながら見ていたんですけど、ネズミの対策は小湊方面、必要であろうかなと思います。薬は野そは撒いたという話は聞いていましたけれど、3月、4月にネズミが動くということですね、そこら辺りも指導をしていただきたいと思います。

それと、増産についてはハーベスタと言いましたけれど、ハーベスタのオペレーターの研修もですね、しなければいけないのかなという思いもあります。ハーベスタはただ乗るだけじゃなくてですね、天候に合わせてですね、この夏植えをはいだり、株出しをはいだり、春植えをする、上がる畑をはいだりですね、天候の状況を見ながらやるのもオペレーターの努めでもありますので、欠株が出ないのも増産にもつながっていきますので、そういった小さいところをですね、オペレーター等にですね、行政のほうからでも指導していただきたいと。そういうことによって増産につながっていきますので、細かい点についても配慮していただきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。それではですね、増産についてはまだまだ一杯要望はありますけど、この辺で終わりたいと思います。

次のですね、ウのですね、年内操業についてであります。今、富国製糖さんがですね、年内操業をしてくれるのか、やってくれないのか、それはまだはっきり分かりませんが、一応農家としてはですね、年内操業をやった場合のメリットですね、12月の15日ごろから12月の27日ごろまで約11日間から12日間やることによってですね、農家の潤いが出てきます。今年もですね、沖永良部の昭和糖業、喜界島ですけど、沖永良部のほうに行ってきたんですけど、やっぱり年内操業をすることによって農家が本当に喜んでいるということも、農家から話を聞きました。なぜならば、年内操業をすることによって、正月の時のお金が入ってくるもんだから、そういった予算とか、使うお金の件で年内操業はいいですよ。是非これを推進したほうがいいですよという話も一杯聞きましたので、年内操業について質問しますけど。今まで過去において製糖さんにおいては、年内操業はまだ実施されていないということでありました。今後ですね、この年内増産、3万トンとか以上のさとうきびが生産されていったときにはですね、ぜひ年内操業も実施してほしいというのが農家の要望であります。そこら辺り今後の年内操業に向けてのですね、問題点やら課題点がありましたらですね、お答えしていただきたいと思ひます。

農政局長(田丸友三郎君) 富国製糖の年内操業にお答えする前に、先ほど議員から要望的なことが出ました干ばつ対策、それから株出しの意向についての反収アップに向けてハーベスタのオペレーターの技術講習、それからネズミ対策については、大事な課題だと認識いたしておりますので、課のほうでも取組をさせていただきたいというふうを考えております。

それでは富国製糖工場ですね、年内操業についての御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。年内操業を開始した場合の問題点、製糖工場能力について整理をしてお答えをさせていただきたいと思ひます。まず、年内操業を開始した場合の問題点についてでございますが、さとうきびの糖度上昇は議員も御承知のとおりかと思ひますが、3月中旬ごろが一応ピークとなっております。糖度が価格に大きく影響を与えるため、年内操業の開始には農家の御理解を得ることが必要であります。また、製糖工場にとりまして、製品の歩留まりが一番重要であることはさとうきびのブリックスが上がらない時期に操業を開始することはできないため、大変厳しいのかなあというふうを考えております。

そのため、その年の気象状況やさとうきびの品質の見極めが、非常に重要になってくると伺っているところであります。先ほど来お尋ねの製糖工場のまず能力でございますが、富国製糖工場の圧さく能力

を考慮し、4月上旬に製糖終了をすとした場合、仮に仮定として1月7日に製糖開始、4月19日に製糖を終了すると製糖日数94日間、実圧さく日数86日となり、4万トンまでは処理可能であると同っております。1日当たり450トンの圧さくが可能というふうに伺っております。原料の搬入がですね、4万5,000トン以上になりました場合、株出し管理の時期も遅れてくることになり、次年度産への影響も大きいことから、当年年内操業を検討しなければならないとのことではありますが、当面は推移を見守ってまいりたいということでもあります。

17番(奥 輝人君) 年内操業については、することによってですね、3月、4月期の春植えの推進にもつながっていくんですよ。こうすることによって。また、ネズミの駆除とか妨害虫の発生も抑制されるということで。是非ですね、年内操業に向けて、これは農家さんの努力が必要だと思います。今、言われた数字の4万5,000トンですが、を目標に考えていくということでもありますので、農家の意欲がまだまだ高まってですね、4万5,000トンに到達するのであればですね、年内操業をやっていたきたいという思いがありますので、農家の皆さんの頑張りを期待して、年内操業に向けて取組を強化していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、農業機械の安全操作、事故防止対策についてであります。この件についてはですね、さとうきびの場合はハーベスタのオペレーター研修等を、1月のきびが収穫が始まる前には必ず年1回実施しています。畜産センター、活性化施設の隣のところでですね、ほ場にもハーベスタを降ろしてですね、いろいろとそういった事故防止対策やら、オペレーターの研修等も実施しているところでもあります。そういった意味で、ハーベスタの事故等についてはですね、導入して以来何らそういった問題やら、事故等の発生件数については情報は聞いていないのが現状であろうかと思ひます。しかしながらですね、このハーベスタとかいうものじゃなくて、今度はトラクターとかですね、耕耘機、そして草刈機ですね、そこら辺りが今度事故があったとかいう話もよく耳にします。特にですね、平集落のほうでもですね、耕耘機の操作をミスして、バック耕運でやりながらそのままソテツの間に挟まれてですね、足の下半身を全部ロータリーで巻き込まれたということで、今は入院中でありまして、農業もできない体になってしまいました。本当に残念な事故でありましたけれど。そういった事故がですね、二度と繰り返さないようにですね、年一回の研修会等、また勉強会とかですね、ほ場の中での現地研修などもやったほうがいいのではないかなという思いがあります。特に高齢者の方がそういった事故に巻き込まれているのが多いですので、そこら辺り今後やってもらえないのか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

農政局長(田丸友三郎君) お尋ねの農業機械の安全操作、事故防止対策についてでございますが、ハーベスタにつきましては収穫時期だけの作業という特殊性から、収穫作業の安全対策、救急法、それから保守点検、基本操作とは場内での作業について、実技を主体にオペレーター研修を実施してきたところなんです。これまで、その他の農業機械につきましては、平成15年度までは農業機械安全作業研修会、これはトラクター、耕耘機、刈り払い機等を実施してございましたけれども、最近、トラクターなどの農業用機械の事故が多発している状況にかんがみ、関係機関と連携を図りながら農業機械保有者を対象にトラクター、耕耘機、刈り払い機などのオペレーター研修会を早急に実施してまいりたいと考えております。

17番(奥 輝人君) やっぱり農業をする意味でですね、安全で安心して農作業をするためにもですね、やはり局長が言われたように今後、この研修を導入していただき、高齢農家の方々を対象にでいいと思ひますので、是非実施していただきたいと思ひます。

それでは2番目に移りたいと思ひます。これは太陽が丘総合運動公園の活性化についてであります。太陽が丘総合運動公園についてはですね、指定管理者制度が導入されて今、やっているところであります。この指定管理者制度が導入されてからですね、太陽が丘の活性化につながっているのか、またその実績等をお示ししていただきたいと思ひます。

教育部長（里中一彦君） 太陽が丘運動公園の指定管理者制度導入後の活用状況についてお答えをいたします。平成19年度より指定管理者制度を導入しておりますので、19年度、20年度の利用状況を申し上げます。平成19年度の利用者数は施設全体で、5万8,172名。対前年度比で4,338人の増加で、約8パーセントの増加率となっております。

各施設の状況を申し上げますと、体育館が2万3,671名、陸上競技場1万2,906人、プール9,705人、テニス場4,727人、武道館3,101人、トレーニング室2,085人、相撲場等その他で1,977人となっております。また、平成20年度の利用者数は全体で6万2,593人。対前年度比4,421人で7.1パーセントの増加となっております。その内訳は、体育館が2万5,641人、陸上競技場1万4,646人、プール9,861人、テニス場5,081人、武道館2,568人、トレーニング室2,096人、その他相撲場などで2,700人となっております。指定管理者制度導入以前の平成18年度と平成20年度を比較いたしますと、施設全体で8,752人、16.3パーセントの増加となっております。指定管理者制度導入以降、各施設の活発な活用がなされているものと判断をしているところでございます。

17番（奥 輝人君） 太陽が丘総合運動公園はですね、笠利地区にありますので、まだまだ指定管理者制度を導入した後もですね、増加傾向ということで嬉しい限りであります。またスポーツイベントとかいろいろ笠利地区においては四大行事もありますし、今年はまだ奄美市の市民体育大会もあります。人と人との交流、また物と物との交流などもたくさんあろうかと思えます。時間がありませんので簡単にですね、今後のスポーツ合宿の誘致について答弁があったらよろしくお願ひしたいと思います。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 時間のある限り御答弁申し上げます。今お尋ねがございましたスポーツ合宿の誘致、特にJリーグの誘致ということで承っておりますが。

議長（伊東隆吉君） 以上で市民クラブ 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。（午後2時30分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後2時45分）  
引き続き一般質問を行います。新奄美 多田義一君の発言を許可いたします。

2番（多田義一君） 市民の皆様、議場の皆様こんにちは。新奄美の多田義一でございます。第2回定例会につき一般質問を行います。しばらくの時間をいただき、所見を少々述べさせていただきたいと思えます。

世界的不況は金融業、不動産業、自動車産業、サービス業、建設建築業とほとんどの業種において影響が出ており、この奄美においてもじわりじわりと影響が出てきています。働いている人、自営業、会社経営者、すべての方々がここまで不安に思ったことは過去にもないでしょう。先が見えない、いつどうなるか分からない、そのように考える人が多いと思えます。そんな影響もあってか、奄美市でも窃盗や空き巣被害、その他多くの悪質な事件が多発しているように思われます。ちなみに、被害件数は平成20年度で侵入、空き巣、忍び込み、居空き、金庫破り、学校荒らし、事務所荒らし、出店荒らし、工場荒らし、万引き等、合わせて約370件、ほぼ毎日何かが起きている現状であります。つまり、この顔見知りが多い奄美市で、これほどの物盗りが発生しているこの現状を、少なくともこの場にいる私たちは知る必要があると思えます。

この奄美市、合併をして3年が過ぎ、合併そのものは順調に進んでいるように見えますが、市民を取り巻く環境は少しずつ悪くなっていると思えます。私が今回質問する3つの項目は、今後の奄美市の緊急の課題になってくるので質問をさせていただきます。難題は多くあると思えますが、当局の先輩方の

経験と知恵としまんちゅパワーを期待して質問に入ります。

まず、福祉行政についてであります。先ほどから述べてますように、島の経済も悪い中、共働き世帯が多く、また母子世帯は母一人の収入で生活していくしかありません。児童扶養手当があっても、もともと追いつかないのが現状です。例えば、前年度課税世帯なら母子世帯でも保育所の月の金額は1万円以上、1万7,000円、8,000円の負担があるのです。毎日毎日仕事をしなければ、みんな役所に頼るしかなくなるのが現状ではないでしょうか。そうしないためにも必死に朝から夜まで働いています。しかし、保育所に子どもを預けられないとき、少し熱がある、風邪を引いている、水ぼうそうの治る前など、多くの場面があると思われれます。が、親は仕事を休むしかありません。そうなると給料が下がり、生活ができません。また、工作中熱があるので迎えにきてくださいと言われても、すぐすぐに行けるはずありません。このような場面で困っている人たちは大変な現状です。奄美市において病児保育ができないか質問いたします。次の質問からは発言席にて行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

福祉部長（福山 治君） 病児保育につきまして、お答え申し上げます。病児保育につきましては、子どもが病気の祭、自宅での保育が困難な場合に病院や保育所で病気の児童を一時的に保育する事業で、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型の3種類がございます。病児対応型は児童が病気の回復期に至らない場合、病後児対応型は児童が病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間において病院や診療所、保育所等に布設された専用スペースで一時的に保育する事業となっており、体調不良児対応型は児童が保育中に熱を出すなど体調不良となった場合において保育所において安心安全な体制を確保した上、保育的な対応を図る事業となっております。

本事業の実施に当たっては、人員配置について医師との連携が必要なほか、看護師を利用児童10人につき1名、保育所利用児童3人につき1名以上の配置が定められているほか、感染防止のため、衛生面で十分な配慮を施すことから、専用スペースを設ける必要があります。現在鹿児島県内においては13か所で実施しており、認可保育所単独での実施は病後児保育が1か所のみで、他は病院において実施している状況にあります。

本市において、できないかということですが、医師との連携の下、看護師等を適正に配置した上で病気の子どもの責任をもって預かること、また、子どもが病気の場合に必要なという保育の特性から、子どもといたしましては医療機関において行うことが望ましいのではないかと考えております。本市といたしましても働き方の見直しにより、子どもの看護のために仕事を休むことが当たり前でできる社会を目指すべき一方で、現に欠勤することが困難な状況にある親もいることは十分認識しているところでございますので、本年度策定の次世代育成支援行動計画において本事業に対するニーズの実態把握を行い、その結果を踏まえ、医療機関等の協力により病院での実施が可能かどうか医師会と相談をしたいと考えております。

2番（多田義一君） ありがとうございます。この病後児保育に関しては、多分子育てをされている方は誰しもが一度ならずそれ以上に経験をし、大変皆さん困っているのではないかと思います。このようなお話が最近なぜ多くなってきているかということやはり、不景気の中、仕事をしていく共働きの世帯が多い、ましてや一人親の方も多い中で朝から夜まで働かないといけないと。このような状況におかれている中、子どもに熱が出たということで保育所のほうではもう37度5分以上は預からないということですよ。なってますので、そうなってくると誰かが見てくれる人がいると問題ないと思うんですが、見る方がいない方は仕事を休むしかないんですよ。ますます所得は下がる。生活難になってくるとどうしても、やはり役所に頼らざるを得ない。このような状況を解決するのはもう間違いなく、このような病後児保育、その他、次に質問をしますが、保育ママ制度、この活用が大きな役割を得てくるのではないかと思います。

ここでですが、学校の先生、病院の看護師、介護の仕事、サービス業、会社員、パートを取り上げれば多くの場面が想定されると思いますが、この問題は子育てをする以上、誰もが一度は直面する問題であり、その中でも特に一人親世帯は大変な問題で、子どもが熱があるので迎えにきてくださいと言われても仕事を変わる人がいない。迎えに行ってくれる人もいない。次の日からの仕事をどうしようなど、多くの難題があります。また、身内が名瀬に住まれていない人は頼ることもできず、Iターン者、身内が名瀬にいない人、身近な人が病気療養中である、など多くの問題があり、それでも親なわけですから子どもを迎えに行きます。それが続くと会社が理解をしてくれなければ最悪なケースは辞めていただく、このような場合もまれにあると思われま。そして皆さんもよく多く聞く話だと思われまが、面接の時点で小さな子どもがいるというお話をすると今回はということで振り出しに戻るという場合も多々あるような話を聞いております。まず、このような現状をどう思われるか、一言所見があればお聞かせください。

福祉部長（福山 治君） 先ほども申し上げましたが、そういう環境が多いということにつきましては十分認識をしております。そこで、先ほどご返事申し上げましたとおり、今月の半ば、週末ぐらいまでにですね、時世代育成支援行動計画に基づきニーズの調査を行いたいと考えております。それは奄美市内の義務教育課程にある親御さんを通じてニーズの調査を行うわけですが、その中で今のこの病後児保育について、その必要性というものを問うような形で考えております。そのニーズの高さが高いようでしたらですね、先ほど答弁したように医師会などの協力をいただきながら、何とか解決ができないか検討したいと考えております。

2番（多田義一君） それと、もう一点、ちょっと会社の話をしてしまいましたが、僕はここにも少し実は問題があるのかなと思ったりもしております。このように小さなお子さんを抱えている職場の環境であったり、その対応というのを行政のほうから指導ということはできないにしても、働きやすい環境づくりへある程度の周知といいますか、何か手立てはできないのかなと、これはつくづくそういう問題があるたびに感じるところでありますが、これは今後検討していきながら、またニーズを調べていただいて、ぜひ早めにですね、問題解決になるような施設ができることを切に願うところでありますので、よろしく願いしたいと思います。

次の質問に移ります。次に家庭福祉制度の奄美市の取組状況をお伺いしたいと思います。

福祉部長（福山 治君） 家庭福祉員、通称保育ママという件につきまして、保育士又は看護師の資格を有する保育者の居宅において3歳未満の少人数の乳幼児を保育する事業でございますが、これまでは都心部や政令市等においての待機児童解消策として自治体が独自に実施するケースが多くありましたが、今回の児童福祉法改正により保育所の補完的役割として位置付けられ、平成22年、来年の4月から市町村が行うことができる事業として法制化されました。これにより、国より本年度中に同事業に関する保育者の要件や、配置基準、設備基準等の実施基準や事業実施に際し留意すべき事項が盛り込まれたガイドラインが定められる予定となっております。本市といたしましても本制度のニーズについては先ほどのアンケート調査で行うこととしておりますが、保育ママとして担い手となる方の実態把握については行われていない状況であることから、先行実施している自治体等の例を参考に、担い手とニーズの両面から事業の検討をしたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思われま。

2番（多田義一君） この制度は大変すばらしい制度だなあと最初見たときに感じてまして、今年恐らく社協さんのほうが研修ということで保育ママ制度の研修だと思うんですが、行ったという話を聞いたんですが、そのような報告等はないでしょうか。

福祉部長（福山 治君） 保育ママについての研修を行ったということについては伺っておりません。

2 番 (多田義一君) この制度は先ほど法整備されたというお話でしたので、当然、事業主体は奄美市になると認識をしてよろしいんですね。

福祉部長 (福山 治君) そのとおりで、補助事業化されたということです。

2 番 (多田義一君) ぜひ、この制度を本当に活用していただいて、困っているお母さん、方々に多分これはすごく役に立つ制度だと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたい、このように思います。

それでは、次の質問に移ります。次に皆さんも御存知だと思いますが、深夜の託児所が5月いっぱいまで10時に閉めてる現状で、夜の仕事をしている人たちは死活問題となり、肉体的にも精神的にも大変つらい思いをされている現状であります。このような現状を踏まえ、この状況をどのように考えておられるかお答え願いたいと思います。

福祉部長 (福山 治君) 深夜託児所が閉鎖し、行政として何か支援はないかという形になりますが、現状につきましてはやむを得ず深夜に働かざるを得ない方々がいらっしゃることは十分承知をしているところでございます。御質問の件につきましては、深夜という特殊性や他の託児所等々の関係もありますので、深夜託児所に対するニーズの実態把握を含め、市がどういう形で関わられるのか今後検討してまいりたいと考えております。

2 番 (多田義一君) この問題は私も5月の頭ぐらいに実際に子どもを預けている方から聞きまして、これは大変だということいろいろ各病院でやっている託児所さん、あと民間のほう等々いろいろお話を伺いました。実際にやはり運営がかなり厳しいのが実情であって、ここに関して第三者である僕たちが料金を下げてくれとか、補助金を出しますからとか、そういう話は一切できないわけですから、それはここの判断でやはり閉める現状となったのは致し方ないことだと思いますが、実際にやはり屋仁川、また多くの事業、企業体でですね、深夜まで働いている方は多くおられるので、この状況はやはり改善していかないと働くという人の引出し入ってこないですよ。夜働こうということは、まず絶対になくなってしまふ。そうなってくると屋仁川全体的にもダメージが出てくると思われまふので、これはもう本当に官民上げて今後どうするかということ、まず取り組んでいかないと行けない問題に今後なってくると思いますので、ぜひ前向きに検討していただいて、そして応援できる体制づくりをしていただきたいと、このように強く要望をしておきたいと思います。

次の質問に移ります。保育所の運営についてであります。今まで多くを述べてきましたが、子育てをしながら仕事をする上では必要不可欠な保育所ですが、その中でも公立保育所の役割は大きなウエイトを占めているのが奄美市の現状であります。このことを踏まえた上で質問しますが、入所申し込みから入所までの流れをまずお示しいただきたいと思ひます。

福祉部長 (福山 治君) 保育所の入所申込から決定までの流れということでお答え申し上げます。保育所は議員御承知のとおり保護者が働いていたり、病気や介護などの理由により家庭で児童の保育ができないと認められる場合に児童保育することが目的とした児童福祉施設でございます。入所申し込みはまず市の窓口に入所を希望する保護者が希望保育所名、その他保育ができないと認められる事項を記載、または添付した申込書類を提出していただきます。その後、毎月1回、緊急的な案件は随時実施を行いますが、選考委員会を開催し、希望する保育所の定員に余裕がある場合は入所決定となりますが、希望者が多数いる場合や定員を超えている場合は申込書類により選考基準に定める基準点、保護者の状況や調整点数、家庭状況や就労状況等により加算減算をいたしますが、これにより保育ができない状況を点数化をいたし、その点数が高い順に優先順位を付けた後に保育所における保育士の配置状況や施設面積等を勘案した上で市で入所児童を決定しております。

議員御承知のとおり、保育所には入所児童数に応じた職員数や保育室の面積等について児童福祉最低基準が定められております。定員を既に超えている保育所においては定員を超過しながらもその基準範囲内で可能な限り定員の弾力化を図りながら最大限の受入の努力も行ってはおりますが、やむを得ず待機となる場合があるのが現状でございます。

2番(多田義一君) 今の流れでいきますと、やはり月1回の審査会、これを通してまず点数で見て、必要性があると見たときに受け入れる側の状態も合わせて、すべてが整ったらOKだということですね。やはり働き手としては一刻を争うわけですね。ですが、当然ながら事前に分かる分には事前に申し込み等はしていると思いますが、該当しない場合も、該当しないというか、受け入れるほうが一杯で保育士の配置の関係もあったりして入れないという現状は僕も伺っていますが、これをもうちょっと全体的に捉えてですよ、スケールメリットを生かして、公立なわけですから、一つ単位で見ると確かに職員は足りないと、職員の配置とか配置替えをしたりとかというのは今やっているわけですかね。そういうのではないわけですかね、現場において。

福祉部長(福山 治君) 人員が足りないという点はどうにでもクリアはなるだろうと思っています。ただ、定数に対して定数の25パーセント割り増しまでの定数の範囲内の運用は可能だと思いますが、それを超える分については一応法律上の制約もございますので、その範囲内での運用につきましては、今、おっしゃるような要望には応えられるような動きはしているものと思っております。

2番(多田義一君) その辺はすごく努力をされているということで理解はできました。が、しかし、やはり入れなくて実際に一月間待って入れず、その方は一月働かないといけないわけですね、もう決まっていますから。でも子どもを民間に預けると時間計算になったりですとか、月計算になってもやはりかなり高額になってしまって、最初からそんな多くの給料をもらえるはずもなく、何のために働くのかと。当然、子どもを扶養しないといけないと。かなり厳しいきつい状況にあるのかなあとと思いますので、やはり僕は公立の占める大きな役割としては、そういう低所得者の方たちのために、本当に公立保育所としては存在していると思いますので、やはりスムーズな入所が今、現時点でも行われておりますけれども、できればすべての方たちを待機させることなく毎月毎月入れるような現状があれば一番望ましいと思いますので、ぜひまたがんばっていただきたい、取り組んでいただきたいと、このように思います。

次になんですが、同じく保育所の件で、今11時間、保育所の補助金というのは11時間の助成しか国のほうから支給されてないと思いますが、そういう関係もありまして7時で保育所自体は終わってしまうと思います。ですが、7時以降の保育を望む方というのは多くおられると思います。そういう意見もありまして、今回質問させていただきますが、7時以降の延長保育ができないのかどうか、お聞かせください。

福祉部長(福山 治君) 保育所に子どもを預けている方で夜間に仕事をしなければならない保護者の方がいることは承知をしております。過去に保育所によっては独自にアンケート調査を行った結果、親類や知人等に預ける形に対応しており、休日、夜間にまとまった児童の利用の継続が見込めないなどの理由により実施に至らなかったなど、過去に自主事業で行った保育所についても同様に、継続して事業を実施できるだけの利用者がなく廃止したケースなどもございました。

本市といたしましても、近年共働き世帯の増加や働き方の多様化により保育需要は複雑多様化していることや、本事業の実施には年間を通じての保育士や調理師の確保等により、多額の予算が必要になることから、先ほど申し上げました次世代育成支援行動計画の策定に際し、実施するアンケート調査において今後の保育サービスの利用希望についてのニーズを把握することとしておりますので、その結果において、継続した利用が確実に見込まれるかどうか見極めた上で、保育所での対応が可能かどうかについて今後検討したいと思っております。

それから、先ほどの保育所の待機について、若干また追加させていただきたいんですが、今、奄美市においては、先ほど申し上げましたように、定数の割り増しをした範囲内で入れられる者についてはすべて入所を決定していますが、ただ、保育所同士で保育所の偏りが非常に大きいというのが大きな理由でございます。その方が定数の割り増しをした別の保育所に入ってもらえるものであれば、何も待機になる必要性はないんですが、どうしてもその保育所にこだわるといことでの待機というのは、10何名ほどいらっしゃるということで、それを除きましたら、ほとんど待機児童というのはそんなに存在しないというように考えております。

2番(多田義一君) 分かりました。その延長保育に関しては、やはり以前に調査をしたが利用される方が少なかったということですね。先ほどちらっと言いましたが休日保育に関しても、やはり同じような状況であるということですね。私はですね、離島である奄美では、離島である以上に本土と比べることはちょっとできないなあと。ここはここのやはり地域性があるわけですよ。子どもの数はどんどん減っていったるわけですよ、毎年毎年。減っていく中で、この需要が上がってくるかというところではまずないと思います。子どもの数も減っているわけですから、当然該当者というのは年々減ってくると思うんです。そこを民間ができない部分を行政がどうするかというところで、やはりお金の面だけでは一概にできないというのも少し酷ではないのかなと。やはり安心して暮らせるまち、島であって初めて島外からの人も移住しよう、そういうことになってくると思いますので。

ここに少し、国のほうが出している資料なんですが、延長保育、11時間開所時間を超えて延長保育を実施する保育所に対しての補助、休日保育、労働形態の多様化にかんがみ保育に欠ける児童を対象に日曜・祭日も含め年間を通じて開所する保育所に対しての補助、こちらに病後児も入っておりますけれども、国のほうも必要性を認めてこういう補助をしていると思います。問題は、どこまでやれるのかという部分だと思うんですよ。確かにその辺は漠然とやりましょうというお話にはならないと思いますので、まず、実態調査をされた上での結論だと、結果だと思いますが、ぜひ早急にですね、実態調査、どれくらいのニーズがあるかというものを出示していただきたい。その上でもう一度この話は議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと、このように思います。

それでは次に移らせていただきます。観光行政についてであります。平成20年度観光庁が新しくでき、離島のこの奄美は奄振でも重要政策にうたわれているのが観光であり、正しくその官公庁である省庁ができたのは、この奄美市にとって大きく期待できるものだと思います。私たちは総務建設委員会でも所管事務調査で観光庁の方々と意見交換をしましてまいりました。その中で観光圏という範囲を指定し、その範囲内で民間団体の観光に対する取組を支援するという制度がありました。そこで質問いたしますが、観光圏の指定に向けた取組があればお示し願ひたいと思っております。

議長(伊東隆吉君) 答弁を求めます。

産業振興部長(瀬木孝弘君) 観光圏の計画の指定に向けてのお尋ねでございますので御答弁申し上げます。議員御承知のとおり、我が国の観光立国推進体制を強化するために、御紹介のありましたように昨年10月1日に観光庁が設置されたところでございます。その観光庁が行っている主要施策の一つに観光圏形成のための整備事業がございます。観光圏の捉え方でございますが、宿泊施設が一定程度集積し、自然、歴史、文化等において密接な関係が認められる観光地を一体とする区域において、二泊三日以上の滞在型観光地を形成する圏域を指しているようでございます。圏域は複数の都道府県や地方運輸局の管轄区域を囲って差し支えないようでございます。

観光圏として整備するためには、どのような観光圏を目指し、どのような観光客をターゲットにするかなどの戦略、それから具体的な目標を達成するための中長期的かつ継続的な取組を勘案し、市町村又は都道府県が単独又は共同して観光圏整備法に基づきます協議会や関係者の意見を反映して、おおむね5年の整備計画、併せましてそれを具体化するための実施計画を作成し、国土交通大臣の認定が必要と

なっております。このような内容になっておりまして、お尋ねの現在、奄美大島本島域、あるいは奄美群島圏域での申請は行っておりません。ただ、本市としましては、観光の広域的な取組を重要性を十分認識をいたしております、奄美群島広域事務組合との連携をはじめといたしまして、奄美大島体験交流受入協議会におきましては、御承知のようにボランティアガイドの養成や奄美大島検定の実施、また、奄美大島チャレンジスポーツ運営協議会におきましては、日本で一番長いチャレンジドサイクリングや林道50キロメートルを走破するジャングルトレイルランなどのスポーツイベントを誘致するなど、奄美大島圏域で広域的な観光誘致に取り組む活動に着手しているところでございます。

このように、広域的な観光による交流人口の拡大は、改正奄振法でも位置付けていただいているところでもございますので、今後は、観光圏の形成も視野に入れて、近隣自治体はもとより、鹿児島県や文化、芸術的交流の強い沖縄県とも連携を図るよう努めてまいる必要があるものと考えております。なお、前後いたしました、現在のところ、鹿児島県及び沖縄県においては観光圏の認定はまだなされていないようでございます。

2番(多田義一君) 今、観光圏を視野に入れてとおっしゃいましたよね。これは僕は民間に正しく利がある制度で、こういう言い方は失礼ですけど、行政の皆さんはやはりお金を引っ張るために、今回は観光圏という制度自体はリードしていかないといけないという立場にあると思うんですよね。であれば、行政としては、民間に、奄美市が民間のほうに観光団体にこれだけのお金を上げますからピーアールしてくださいと、お金を出せないわけじゃないですか。民間さんに。財源的にも厳しいわけですから。せっかく国のほうが民間に対する助成をしましょうという制度があるのであれば、僕は早く取り組むべきであると思うんですよ。

実際に先ほど去年の10月に観光庁ができて、7か月の間にもうすでに観光圏に指定されているところがあるんですよね。ということは、単純に半年ほどあれば、時間があればできるという認識になると思いますが、もし今から取り組めば、来年度には観光圏に指定され、また多くの観光関連団体、多くが分かりませんが、観光関連団体に補助が出るとは思いますけど、どうですか、前向きに取り組んでいたければ取り組んでいただきたいと思ひますし、その辺の意気込みを聞かせていただきたいと思ひます。

産業振興部長(瀬木孝弘君) 今、民間団体又は宿泊観光施設等へのですね、優遇制度のメリットのお話が先にありましたが、この件につきましては、平成19年の4月から観光圏整備法というのスタートされまして、議員の御指摘のとおり内容でございますが、今、ちょうど2年を過ぎたところでありまして、全国では平成19年度と20年度、合計30件の圏域が指定をされております。ただ、先ほど申し上げましたように、鹿児島県も沖縄県もまだ取り組んでいないようでございますが、ただ、この辺との関係、広域事務組合としての関わり、奄美大島一帯のこれまでのイベントの実施の状況は、先ほど申し上げたような新たな取り組みをしておりますが、この認定に向けた作業といいますが、民間団体を含めた多くの御意見を伺う必要がございます。従いまして観光圏認定へ向けた作業や前向きの検討は必要ではないかと思っております。ちょっと前後いたしますが、観光圏につきましては御指摘のように主に域内の認定を受けると、いろんな優遇制度がございますことも併せましてご説明をさせていただきます。

2番(多田義一君) まず、このような制度があつて観光庁ができて、観光圏があつて、その観光圏に指定されると民間の団体には補助が出ますよという制度を、奄美市の民間の観光団体は御存知なんですかね。お話をされたこととか、提案をされたことはございますか。

産業振興部長(瀬木孝弘君) 民間の方々も御存知の方もいらっしゃると思ひますが、ただ先ほど冒頭質問の中で御紹介のありましたように、当市議会の総務建設委員会の国土交通省での研修会、この辺りの

資料が、具体的には直近の具体的な例ではないかと思ってます。したがって、民間の方々もそれぞれ知ってはいると思いますが、この件について行政とですね、話し合ったことは今のところございません。

2 番 (多田義一君) ぜひ、やはりテーブルを用意していただいて、こういう制度がありますと。皆さんは意欲はありますかと、やっていけますかと確認するのも大事なかなと思いますので、行政が先に引っ張って、民間さんのほうにやっても使いみちがないとか、これはとんでもない現実だと思しますので、まずそのような提案を行政のほうからですね、やっていただきたいと、このように思います。ぜひ、前向きに取り組んでほしいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。次に2010年の観光についてであります。なぜ今かと思われる方もいると思ひますが、私が聞くことは7月22日、皆既日食ツアーは出足が悪いとお聞きしました。その原因は価格などいろいろあるかと思ひますが、私が思うのは今年は何だかんだいっても数字は残ると思ひます。が、この反動は必ず2010年に来るものだと考えられますので、事前の対応が必要かと思ひます。そこで、来年に向けた観光への取組が何かございましたらお示し願ひたいと思ひます。

産業振興部長 (瀬木孝弘君) 2010年の観光に向けた取組についての御質問でございます。今回の皆既日食の反動や百年来と言われております経済不況などの要因によりまして、奄美観光を取り巻く環境は依然厳しいものになるのではないかと認識をいたしているところでございます。しかし、今年の皆既日食で、奄美を全国へアピールする千載一遇のチャンスと言えらるるものでございまして、一過性に終わらせることのないよう宿泊、運輸交通、エージェント等、観光関係団体と行政機関で組織する2009皆既日食奄美市実行委員会の些細な事業展開は、今後の奄美観光振興の試金石になるものと考えているところでございます。

7月の皆既日食直前に東武百貨店池袋店で開催されます奄美の観光と物産展と合わせまして、世紀の天体ショーと位置付けております皆既日食イン奄美は、ぜひとも成功をさせなければならないものと認識をいたしております。加えまして、来年度も奄美島博覧会事業の展開を通しまして、今後の奄美観光のメインとなる着地型観光メニューを提供するため、豊かな自然環境、生活文化、伝統文化などの地域資源を生かした体験型観光メニューの開発や集積を図り、商品提供できるよう奄美大島体験交流受入協議会と連携して、受入体制の整備充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、昨年度新たに着手をいたしております、先ほど申し上げましたチャレンジサイクリングやトレイルランなどの新たなスポーツイベントにも、今年も開催する予定でございまして、集客効果が期待できるものと考えているところでございます。とりわけ、ポスト皆既日食としての観光振興を図る上で、奄美群島の世界自然遺産登録の取組は極めて重要になるものと考えておりまして、エコ、グリーン、ヘルス、各ツーリズムと癒しの観光地奄美の拡大へ向け取り組む必要性を感じているところでございます。併せまして、航空路線の充実や航空運賃の低減化については先の改正奄振法の附帯決議に示されておりますように運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光振興等に関する実証を行うため奄美群島路線の航空運賃の軽減について必要な措置を講ずると明記をされておりますことは御案内のとおりであります。また、離島コムーター路線の維持活性化に関する実証実験事業など注目をしてまいりたいと考えております。概要は以上でございます。

2 番 (多田義一君) いろいろな今まで取組をされてきてますから、やはり成果というのはじわりじわり表れてくるものだろうと大変期待をしておりますが、私が思うのは今年の目玉は何と言っても皆既日食ですよね。日蝕が一番の目玉であって、人を呼び込む千載一遇のチャンスだと確かに思ひます。来年からじゃあどうするんだらうと考えたときに、奄美大島はネタはたくさんありますね。ものすごく一杯あると思ひます。

市長、市長が会長をされている奄美まつり、あるじゃないですか、僕少し、奄美まつりについて提案

をさせていただきたいと思いますが、今までは地元の方が参加をする、事前にパレードにしても、舟漕ぎにしても申し込みが事前に必要ですよね。それで集まった人たちが賑わって、そこに観光客であったり見物客の方々が集まってくると。このスタイルをずっと続けていくと限界がありますよね。人はどんどん減ってきているわけですから。担当課の方から聞けば、年々寄附金も少なくなっている。やはり花火大会も規模を縮小しようとか。これは恐らく、先々もっと深刻な状態になると考えますが。

この祭りを活性化するために、これを自由に参加できる参加型の祭りに。従来どおりの形とプラス観光客が来ても舟こぎができると。パレードも出れると。当然、八月踊りは皆さん出ているわけですから、観光客の方も見ている方も出ているわけですから。そういう形にして、一つの八月の第1週ですよね。これを全国にピーアールして、そしてここにツアーを組んで行くと。最初は50人でもいいじゃないですか。50人組んで、その方たちに参加をさせていただいて、次からまたこの人たちがリピーターとなる。多くのところで宣伝をしてくれると。多分ものすごい体験になるとと思いますが。これ部長、どうですか。できそうですか。こういうのが。

産業振興部長（瀬木孝弘君） ただいま、多田議員さんの御提案がございました。先ほども今後の奄美観光ということでポスト皆既日食の件でお話しましたが、やはり数年前から沖縄観光が着地型観光ということが言われまして、今、体験型の観光、御案内のとおり平成19年度から私どものほうは一集落1ブランドという地域の埋もれた資源、あるいは活用されておりますが、これを交流観光の資源として活用できないかということで現在17集落地区で19のブランドを認定いたしているところであります。中には伝統文化などの八月踊りなどがガイド協会の方々が御利用していただいております。ちょっと長くなりましたが、着地型観光、体験型メニューのですね、大きなインパクトを得ていますので、おっしゃるように観光客のリピーター対策の一助にもなるかというふうには考えております。

ただ、八月踊りはガイドの皆さんがですね、奄美まつりの八月踊り大会などに参加をさせておりますが、舟こぎ競争につきましては、今、新たな提案がございまして、特にこの舟漕ぎ競争は奄美大島最大の祭りのメニューのビッグイベントで、しかもレースでございまして、したがって、観光客などの未経験の方がですね、どのような形で安全に体験できるのか、この辺りは今後奄美まつり協賛会等でもですね、ちょっと協議をさせていただきたいと思っているところであります。

2番（多田義一君） これは僕はお金をかけずにできるって、すごい思うんですね。別にこれを受け入れるためにお金が必要になってくるとか、ちょっとやり方を変えるだけで十分対応できると思いますので、ぜひ、前向きに検討していただいて、年次的に人数が増えていくようなお祭りによって、ひょっとすれば他の町村もそこに合わせてくるかもしれません。第1週のもう、曜日関係なく。それぐらい、やはり観光で人があふれるぐらいの状況にしていくためには、いろんな今から取組が必要になってくるだろうなあと思いますので、ぜひ、がんばっていただきたいと。僕たちも本当に支援していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。佐大熊の併存住宅についてであります。本年取り壊しが行われると思っておりますが、まず跡地利用について何か取組があるのか質問いたしたいと思っております。

建設部長（田中晃晶君） 佐大熊併存住宅につきましては、今年の3月の議会におきまして、解体に係る費用を予算計上して、ただいま解体工事の発注に係る諸準備を進めているところでございます。解体後の跡地利用でございますが、先般、地域の実情とか課題を把握するために佐大熊地区の自治会の役員や民生委員の方々と意見交換を行い、御意見や御要望等を伺ったところであります。

その中で多かったと申しますが、意見がいろいろございまして、避難場所の機能を備えた集会場としての整備、それからスーパーや老人ホームの誘致、更にはグラウンドゴルフ場や公衆トイレの整備など、数多くの御意見や御要望が出されたものであります。今後とも地域住民の御意見や御要望を伺いながら、地区の実情や課題等を踏まえまして、各種施設の必要性を判断しながら土地の有効活用が図れるよう、

庁内において十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

2番(多田義一君)　そこで次の質問なんですが、私、前にも同じ質問をしました。子育て専用の住宅と申しますか、そこに高齢者の方々向けの住宅は、あの場所に造れないものかどうか御質問いたします。

建設部長(田中晃晶君)　長寿・子宝の島という奄美市にとりまして、子育て支援や高齢者社会への対応は非常に重要なことであるというふうに考えます。今般の住宅事情や公営住宅への申し込み状況から見ましても公営住宅整備の要望があることについては承知をしているところです。御提言の子育てや高齢者向けの住宅につきましては、市全体における住宅整備計画や財政計画等を踏まえまして、地域住民や多くの市民の方々の御意見など伺いながら、必要性や緊急性等を判断をし、今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに考えております。

2番(多田義一君)　部長も御存知だと思いますが、今、佐大熊は大変高齢者が増えてきています。前年度の一般質問で私がしたときも、まだそれほど多くないような状況でした、65歳以上は。ですが、この5年間で、間違いなく佐大熊だけで35パーセント以上超えますね。超えていきます。これをこのまま置いてると、あの住宅に僕はすごい投資をしないとイケなくなると思います。

というのは、一人で住まれている高齢者の方も大変多いと思います。そこに、やはりある程度の緊急通報システムですとか、そういうものを付けていかないと、もし仮に孤独死だったり、病死であったり、気づかなくてやはり放置の状態が続くとすれば、本当にその方にとっても気の毒でありますし、市にとりましても大きなダメージとなると思いますので、それを考えると、やはり佐大熊に今住まれているお年寄りの方を移せる住宅。で、空いたところにまた新たな入居待ちの方々を入れたら、僕はそれでスムーズに回っていくと思うんですね。

買い物もやはり行けない。先ほど言いましたニーズの中に、スーパーの誘致というのがありましたね。これはもう間違いなく佐大熊には必要だと思います。お年寄りはタクシー代を払って小浜町のほうまで買い物に行っている状況です。往復のタクシー代で1,000円かかりますね。こういう状況が続くと、やはり佐大熊は決して住みやすいということとは言えないのではないかなと思いますので、ぜひ、子育て住宅の件につきましても、前向きに取り組んでいただきたいと思います、このように思います。

この2と3は連動しているんですが、伊津部小学校の今年度の入園児の数を見てどう思われますか。

建設部長(田中晃晶君)　伊津部小学校区の児童数につきまして、市教育委員会の資料によりますと、現在の校区に再編された平成11年度に472名という生徒がおりました。それから年々減少いたしまして、今年の21年度には296人となっております。平成11年度に比べますと児童数で176名の減となっているという状況にあります。

議員の御質問の同様に私どもも、特に伊津部小学校の学区内の若者層の世帯の減少とか、それから高齢化の世帯が増加している状況下にあるということについては推測しているところであります。地域の活性化を考えますと、児童、それから青年、壮年、お年寄り、各年代層の方々がそれぞれの役割を持って、皆さんと一緒にあった取組が必要であるものというふうには十分に考えるものであります。そのために先ほども申し上げましたが、児童や住民を受け入れるための施設、住宅の必要性については認識をしております。併存住宅の跡地利用について、市全体の住宅整備計画等を踏まえまして、地域の活性化に向けて取り組んでまいりたいというふうには考えているところであります。

2番(多田義一君)　今、部長がおっしゃいました296名、これは伊津部小学校全体の児童数です。今年入学してきた子どもたちというのは伊津部小学校41名です。41名。これがこの2年間ほどで、もし転校される子どもが出てくると1クラスですよ、もう。3年生になったときとかは1クラスになってしまうんですよ。恐らくこの状態は続くと思います。またやはり増えることはないと思うんですよ

ね。ちなみに今、旧名瀬地区で言いますと、一番児童数が多いのは朝日小学校です、632名。次が奄美小学校626名。次が名瀬小学校502名。そして次が小宿小学校386名。一番少ないのがこの市内の大きいところですけど296名で伊津部小学校。

皆さんこの数字を聞かれたときに多分こうなるであろうという予測はつきますよね、多分。今まで長く建設計画進めてきているわけですから。和光町はトンネルできました。で、向こうにたくさん家が建ちましたね。であれば、必然的に朝日は増えます。今度は小宿、都市計画があります。あるとすれば、また小宿に僕は人って流れると思います。土地が安い。そういうこともあって、どんどん市内は縮小されていく方向に間違いなく進んでいくと思うんですよ。この結果は自然になった結果じゃなく、今までの計画の中でできた数字なんですよね。人工的に作られてこうなっているとしか考えようがない数字であって。

じゃあ、今後、伊津部小学校はこのまま減っていった場合にどうしていくのかといたら、恐らく廃校なり統合なり、なっていくと思いますが、ただ単に少なくなっているのを、何もせずに見ていくというの、やはり卒業されたOBの先輩方もたくさんいると思います。そうすると、僕は佐大熊の位置付けというのは、かなり大きいものがあると思います。あれだけ住宅があって、もっとも若い人が住める環境を作ると、全体的なバランスの中で伊津部小学校は必ず人数増えると思うんですよ、やり方によっては。

そう思いますよね、部長。ちょっと答弁をお願いします。今の全体的な学校の児童数が作られたっていう部分に関して、ちょっと答弁をお願いします。

建設部長（田中晃晶君） 議員がおっしゃることについても増える要因の一つの方法かと思います。また、私どももいろんな多方面からの、先ほど申しあげました奄美市全体の住宅需要というのもございますので、それらを含めまして議員提言のことも含めてですね、再度検討してまいりたいというふうに考えます。

2番（多田義一君） これは、伊津部小の父兄の皆さんも大変心配をしてます。そして、もう何も手は打てないだろうと。このまま減っていったしょうがないよねっていうような、もうあきらめているような状況でもあります。市長もやはりお話を聞いていると思いますが。このままほっとくと、先ほど言ったように、本当に統合になるとかという方向になっていくと思うんですよ。せっかくまだ子どもたち、一杯いるんですが、ただバランスが今は少し崩れているだけのことであって、伊津部小学校、立派な学校も造ったじゃないですか。造ってお金をかけてやっている以上、残していくと、子どもたちのためにもやはり残していくと。

OBの皆さんも一生懸命そこに愛情があって支援するわけですから。ぜひそうならないような施策の展開というのを、今後、住宅整備に関してぜひ進めていただきたいと、このようにお願いをして私の一般質問を終わります。

議長（伊東隆吉君） 以上で新奄美 多田義一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後3時45分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後4時01分）

引き続き一般質問を行います。

奄美興政会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

10番（竹山耕平君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。奄美興政会の竹山耕平でございます。一般質問に入る前に少々時間をいただきます。

4月14日港町において火災が発生いたしました。被災された皆様にお見舞いを申し上げますととも

に、速やかな復興を心からお祈りいたします。近年2003年の石橋町での火災をはじめ、港町、伊津部町、小俣町、井根町そして今回の港町と市中心部において大規模火災が連続して発生しております。市当局におかれましては、市民の生命と財産を守る義務があり、関係機関、各地域自治会等としっかり連携を行い、自主防災組織の組織力向上など、その他防災対策と合わせて、しっかりと取り組んでいただきたいと存じます。

次に、皆既日食まで36日となりました。実行委員会をはじめ多くの関連企業や市当局、市民の皆様が今世紀最大級のイベントに大きな期待と不安を抱いていることと思います。あらゆる状況に備え、各関係機関とともに対応をお願いいたします。実行委員会の皆様をはじめ、しまんちゅである皆様のおもてなしの心によって皆既日食のイベント及び奄美大島観光のピーアールを成功させるためにも、更なる御尽力をいただきますようお願い申し上げます。それでは一般質問に移ります。

まず、まちづくりについて。国交省の住まいとまちの安全・安心再生プロジェクトに昨年九州内で唯一選ばれましたモデル地区、末広町であります。今後の具体的な計画の実施をどのようにお考えなのかお示し願います。特に末広町においては窃盗などの刑法犯が例年30件を超えている状況や、未成年の補導など、また交通事故が多数発生している地域であります。予算面において、中心市街地では多様なソフト事業にまちづくり交付金が活用されております。まちづくり交付金の柔軟な活用方法も考えられるのではないかとと思いますが、そこら辺り具体的な計画の実施と合わせてお示しください。

次の質問より、発言席にて行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

総務部長（福山敏裕君） 国交省住まいとまちの安全・安心再生プロジェクトのモデル地区、末広町の取組についてお答えいたします。

昨年4月に行政、地域住民、地域企業等が相互に連携をしながら、防犯性向上のための取組について検討を行うモデル地区として全国13か所で選定を受けております。奄美市におきましては、今、御指摘がありましたとおり奄美市名瀬末広町5.6ヘクタールが選定を受けているところでございます。商店街の皆さんや奄美警察署、市関係各課と打ち合わせを行いまして、昨年5月に準備会を開き、8月に名瀬末広地区安全・安心再生協議会を設置し、これまでに3回協議会を開催いたしております。その協議会の中で名瀬末広地区住まいとまちの安全・安心再生計画を策定しまして、国土交通省へ提出をしたところでございます。国土交通省と警察署におきましては全国のモデル13地区から提出されました計画を取りまとめたマニュアル版を3月に策定してございます。

この本市の計画につきましては、通り会を中心としました防犯パトロールの実施、自治会結成によります防犯灯の設置、放置自転車の撤去などが計画されております。地域住民、行政及び警察がそれぞれの役割に応じて相互に連携、協力して防犯性向上のための取組を推進していくこととなっております。その中の計画にあります防犯パトロールを昨年12月から通り会を中心にPTAの皆さん、防犯ボランティア、警察、行政などが一緒になりまして、午後8時から約1時間実施しているところでございます。このような関係機関の連携した取組が、防犯抑止効果の向上につながるものと認識いたしております。

しかしながら、課題もございます。防犯パトロールを継続して実施していくための参加者の確保、また、いろんな事業を実施していく場合の事業補助での市の負担が大きいことなどがございますので、まずは優先すべき事業、できる事業を選択して行きたいと考えております。今後も継続的に協議会を開催しまして、計画の進ちょく状況の管理を行い、地域住民、行政及び警察が連携協力しまして防犯性向上を進めてまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

10番（竹山耕平君） 今、答弁をいただきましたが、負担分も高いと。そして参加される方々の課題が残されているということではございますが、関係機関の皆様がですね、力を合わせ、安全・安心なまちづくりの形成、お客様が安心してまちを散策できますよう、犯罪防止、そして事故防止に御尽力をいた

だきたいと存じます。また、今回のプロジェクトも合わせ、商店街をはじめとする各関係者の皆様は自分たちのまちを活性化させようと商店街祭りやカンモレプロジェクトをはじめ、各イベントや商店街で企業を考える方々への新規事業者研修会の開催など、全力で地元商店街の活性化に努力をしております。その気持ちに敬意を表すとともに、今後とも民間のやる気、活力に行政がしっかりとした後押しを行い、共生、共同のまちづくりに向け、より一層の御尽力をいただきますよう心より御期待いたします。

次に、安全・安心なまちづくり、高齢者の事故防止について質問いたします。昨年、平成20年1月から12月の1年間、奄美署管内で起きた事故件数は207件。その内、軽傷件数は160件、重傷件数は41件、死亡件数においては6件、7名の方が残念ながらお亡くなりになりました。また、今年1月から3月末までの事故件数は50件。その内、軽傷件数は46件、重傷件数3件、死亡件数1件であります。事故の主な内容は、横断事故、追突事故、自損事故、出会い頭の事故などであり、また、亡くなられた方8名のうち4名が高齢者ということです。また、平成20年の物損事故件数においては島内において630件。その中で本市においては516件と本市に集中しているのが分かります。

事故件数で目立つことは、事故にかかわる高齢者の割合が非常に高く、ちょっとした事故が重大事故につながる可能性は大きくなると言えます。また、6月1日に道路交通法が改正され、酒気帯び運転の行政処分の強化と併せ、75歳以上を対象に免許更新時の講習予備検査が実施されることとなりました。ここでも私はなぜ75歳以上、対象がですね、75歳以上としているのが少し疑問にも残りますが、このようなことから安全・安心なまちづくりを目指す本市といたしましても、大きな対応策の必要性を感じます。高齢者の方々が安心して車社会と向き合うには回りの認識や共通意識が重要であります。県警においてはメリット制度を活用した運転免許証の自主返納の呼びかけを行っておりますが、本市の高齢者への事故防止に向けた対応策をお示してください。

総務部長（福山敏裕君） 高齢者の事故防止に向けた対応策についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、近年の交通事故は全国的に高齢者がかかわる事故が増加しております。本市といたしましても、高齢者の交通事故防止は最重要課題であると認識をいたしているところでございます。高齢者の主たる事故原因といたしまして、信号無視、安全不確認、横断禁止場所での横断などが考えられるところでございます。

このようなことから、高齢者の交通事故防止対策といたしまして、奄美警察署と協力して進めております、交通安全いきいきクラブの更なる結成促進を図り、高齢者を対象としました交通安全教室を計画、開催しまして、交通事故防止の意識高揚を図ってまいりたいと考えております。なお、交通安全いきいきクラブ結成状況につきましては、平成11年度から始めまして、現在17団体が結成をされております。今後とも同クラブの結成に取り組んでまいりたいと存じますので、議員をはじめ、関係各位の御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。また、広報紙やホームページなども活用しまして、高齢者の交通事故防止の啓発活動にも、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

10番（竹山耕平君） 答弁いただきましたが、今、部長が言われましたとおり、警察との連携により老人クラブ、そのいきいきクラブですね、の組織に対し交通安全教室を行っているということで、その交通事故の件数は近年減少傾向にあるようであります。また、今年2月においては、児童を対象に交通安全子ども自転車奄美地区大会が開催されました。

しかしですね、高齢者を対象とした大規模な安全大会はこれまで実施をされていないということであり、そこで本市の対応策といたしまして、市が中心となり警察署や各自治会、各老人クラブ、そしていきいきクラブとの連携において、高齢者を対象とした大規模な安全大会を企画開催してみてもどうでしょうか。その中で交通安全教室や、いまだにあとを絶たない振り込み詐欺の防犯教室を行うのもよいと思ひます。

また、高齢者を対象にはいたしますが、その家族に対して、付き添いの家族の方々に対しても参加可能という形にすれば更により結果が生まれるものだと私はそう思ひます。安全・安心な、事故のないま

ちづくりを目指すために、本市の施策として取り上げる必要があると私は考えておりますが、御見解をお願いいたします。

総務部長（福山敏裕君） 議員ご提案の大規模な交通安全大会の開催ということではありますが、関係機関が集まって、そのような御提言のようなことを取り込むことは大変重要なことだと認識しておりますので、関係団体と確認しながら前向きに検討をさせていただきたいと思っております。

10番（竹山耕平君） ぜひ、まずは協議を行いまして、どのようなものが交通安全というものに一番つながるものかというものを模索していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、通勤通学の時間帯は多くの事件にはなっていない事故が多数発生しております。なぜ事件にならない、警察に連絡していないのかということ、私が何度か遭遇した事故現場での見解にはなりますが、見通しの悪い一時停止地点において、車やバイクなどの速度があまり出ていないときの接触事故で軽傷に済んでいるという感じが見受けられました。そしてその後、お互いが急を要しているのか、その場で話をしてそのまま別れてしまうという示談というんですかね、そういった感じを見受けられました。ただ、この場合は軽傷というだけであり、少し間違えると大事故につながる恐れもあります。幸いこの箇所につきましては道路系の職員の方々や警察署交通課の方々と相談をしてカーブミラーを設置していただきました。対応の早さに感謝を申し上げます。しかし、以前に比べると事故は大分減少してはおりますが、まだ0ではありません。今でも見受けられます。今後とも更なる防止策をお願いしたいと存じ上げます。ほかにも、各地域、通学路を中心に注意して見っていますが、危険だと感じる箇所は幾つか見受けられます。そのようなことから、本市の通勤通学の時間帯の事故防止に向けた対応策をお示しください。

総務部長（福山敏裕君） 奄美市の通勤通学の時間帯の事故防止対策ということでございますが、年4回あります交通安全運動週間に職員によります街頭立哨や交通安全指導者を活用した広報活動などを現在行っているところでございます。また、奄美警察署が主催します交通安全総点検などに参加しまして、危険箇所の改善に努めているところでございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、本市にはまだ多くの危険箇所がございます。その危険箇所を把握するため地域の町内会や自治会、各集落の会長、区長さんなどに聞き取りなどを行い、危険箇所の把握に努めたいと考えているところでございます。

また、奄美警察署とも連携し、交通安全総点検の在り方など再度検討し、有意義な点検が行われるよう協議してまいりたいと存じます。危険な場所等につきまして、また、情報がございましたら今後とも適切に、そして早急に対応してまいりたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

10番（竹山耕平君） 今の答弁にもありましたように、危険場所の改善などを中心にしてですね、改善策を行ってほしいと思います。これは余談にはなりますけど、以前八丈島に視察に訪れた時に道路があまりにもきれいだ。道路工事をたくさん行っていました。これはなぜかと聞くと、以前は静岡県に属してはいたんですが、現在では東京都の八丈町ということになっておりますので、そういった中で都知事の石原都知事が歩道のない道路は道路ではないと。そういう形で予算の関係もあると思いますが、そういう位置付けで道路工事を集中して行ってのを見受けられました。これは余談ではありますが、各地域におきまして、通学路の危険箇所やその他道路の危険箇所を把握して、今後ともより一層事故防止につなげていただきたいと思います。

次に、日常的な生活の妨げになっている放置自転車を含む障害物への対応策について。商店街をはじめ、道路、歩道や住宅など、公共施設内に多くの放置自転車を含む障害物が多く見受けられます。以前、安全・安心まちづくり推進協議会やパリアフリーウォッチング実行委員会が商店街の調査を実施した際にも、商店街や道路の点字ブロック上の障害物や放置自転車等への対応策の必要性が取り上げられていたことを私は覚えております。撤去費用や保管スペースなどの課題もあるとは思いますが、安全・安心

な誰にでも優しいまちづくりを目指す中、市の対応策をお示してください。

建設部長（田中晃晶君） 放置自転車等を含む障害物への対応策についてお答え申し上げます。道路上での放置自転車及び障害物は歩行者の通行妨害や救急車、消防等の緊急車両の通行妨害のほか、町的美観を損なうなどの問題も生じております。本市の対応といたしましては、通常の道路パトロールや住民の方からの通報による長期間放置された自転車等に関しまして、地域住民の皆様や商店主、または店員の方に確認をしながら放置自転車の移動、撤去を警告する張り紙を貼り、2週間後を目途に関係課と連携して撤去作業を行っているところであります。ちなみに平成20年度におきましては239件を警告しまして147台の放置自転車の撤去を行っております。

また、今後も毎年8月になりますが、道路ふれあい月間時に奄美警察署及び大島支庁、それから庁内の関係課と連携いたしまして道路パトロールを実施をし、ただいまの不法占用等について市民の皆様にご注意、指導を行いながら市の広報紙やホームページ等を活用いたしまして、市民への啓発活動に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

10番（竹山耕平君） 今、答弁いただきましたように、昨年は239件、その147台も撤去を行ったということですが、この末広町を含むまちの中にはですね、まだまだ多くの放置自転車、さらには障害物、そういったものが撤去しても撤去してもまた元の状態に戻ってしまうということが、よく見受けられますので、各関係機関との連携やその情報収集、また注意の呼びかけを行い、今後の対応策を引き続き続けていただきたいと存じます。

次に、末広・港土地区画整理事業及び中心市街地活性化について質問いたします。まず、末広・港土地区画整理事業、今後の計画と本工事着工時期の計画をお示してください。

建設部長（田中晃晶君） 末広・港土地区画整理事業につきましては、現在、換地設計及び末広・港土地区画整理審議会の設立に向けて取り組んでいるところでございます。換地設計につきましては、既に業務を発注しておりまして、今後審議会の意見などを伺いながら仮換地案を作成していく予定であります。10月ごろには地権者の皆さまへの供覧を行いまして11月ごろになりますが、仮換地を指定をし、その後、建物等の移転工事に着手する予定であります。また、末広・港土地区画整理審議会につきましては、今月末には会を設置をしまして、第1回目の開催を予定をしているところであります。

10番（竹山耕平君） 質問のウのところ、土地区画整理審議会について質問しようかなと思ったんですけど、ここで少しちょっと答えが出てしまいました。なぜこの本工事の着工予定を質問したかということですが、私は以前より申し上げているとおり、この用地取得先行取得もし、ハード面においてはこの工事計画の見通しがしっかりと進んでおるように感じます。しかしですね、その計画にソフト面の部分の計画が並行して着いていってないというふうに感じておりますので、質問をいたしました。ソフト部分の計画が着いていってないと感じておりまして、それに合わせて次の質問をさせていただきます。

私は本事業の将来ビジョンの一つ、中心商店街活性化の観点からもだいわさんのような商業集客拠点施設の必要性を強く感じております。現在においても、中心商店街への集客力に大きな役割を担っていただいていることは商店街の皆さんも十分理解していることだと思います。そのような中、今年中に換地設計が完了し、工事がスタートされるということは、やはりこの拠点施設でもあるだいわさんの存続と移転の計画は喫緊の課題であります。

本事業での計画は現在、現在地周辺に並び換え、換地されるというのが基本であると聞いております。セットバックが基本であると聞いております。ただ、そうなると現在のだいわさんは、今、入っている建物が取り壊され、新しい建物を建築するあいだ、だいわさんのような食品店が商店街からなくなることが予想されます。そうなったときの影響を考えると、何とか商店街の核である店舗が継続できるよ

うに、移転ができないかと強く思っているところでもあります。また、この課題が借換地、そして換地設計に大きな支障をもたらす恐れを感じております。もう既に、本事業の借換地の設計が先ほどの答弁により設計業務が始まっているということではありますが、ハード面サイドでは換地の基本などにより換地先を自由に動かすことは困難だと考えます。しかし、商店街を管轄するソフト面サイドでは核となる店舗の必要性などを考えると、だいわさんの課題については十分に検討する必要があるのではと考えます。

私は、この本事業において、当初よりソフト面主導でのハード面との一体化事業での計画を振興していただくということの必要性を強く訴え続けておりました。この件、当局、商店街を担当するサイドとしてどう考え、将来ビジョンの中でどのような計画をお持ちなのかお示してください。また、ハード面の担当サイドとは十分に話し合いを持たれているのか。あともう1点。この件について、地権者や商店街、また各関係団体からの意見を取り寄せているのかを、この以上3点をお答えください。

市長（平田隆義君） 竹山議員の質問に答弁をいたします。議員が指摘されますように、商業集客拠点施設の必要性、これはまちづくり商店街の振興においてはどうしても必要になるものであろうと、このように受け止めております。御承知のことと思いますが、当初の大型店の開店には商店街は反対した経緯がございまして、そののちについては、むしろ今度は積極的に受け入れていこうという状況に変わってまいりました。このことが今申し上げていることを如実に表していることだろうと思います。そういう意味において私たちも何とかして中心商店街の活性化を図る上で、ある程度の集客力を持った店舗が必要不可欠のものであるという認識をしているところです。したがって、将来的にも中心商店街において核となるような存続していただくとともに、商店街の活性化の維持や市民生活への影響を考えますと営業区枠期間を少しでも短縮することができないのかということでも現在検討を進めさせているところでもあります。中心商店街におけるだいわさんの存在は核となる商業集客施設であるものと、大くの皆様にも認識をされていると判断しておりますので、引き続き中心商店街における各店舗としての位置付けを考えております。そのために、土地、建物の関係権利者やだいわさんの意向を確定する必要があり、現在、下協議を進めているところであります。

また、引き続き存続するためには借換地設計との調整が重要と認識しており、ハード面を担当している建設サイドと、その都度協議を重ねることが必要であります。と申しますのは、現在この件については、産業情報政策課も一役かんで調整を進めているという意味であります。お互いに情報の共有化を図っているところであります。商店街の方々からは、核となる商業集客施設の必要性についての意見が寄せられております。これらの意見も踏まえて、地権者や関係する権利者の方々と協議を進めているところであります。申し上げますが、これまで通称言われておりますA i A i 広場と測候所跡地が確保できたときには、市の公共施設をということでツーコアワンモールという形でのまちづくりを進めてまいりましたが、その中で商業施設としての、いわゆる個人のというか、民間の事業の在り方ということとを合わせて対応してまいりたいと考えております。賑わいのあるまちづくりということで、これからも鋭意努力を重ねてまいりますので、御理解と御指導を賜りたいと思います。

10番（竹山耕平君） 市長もおっしゃったようにですね、この商業集客拠点施設としての核店舗としての位置付け、これは大きく換地設計に大きく係わってくると思います。更には先ほどの話がありましたように、この本工事中工時期の計画が11月までには借換地の計画を行いたいということ。ということはその前に調整とその素案が提示されると思います。その素案の提示までには何とかこの問題をですね、解決する努力をぜひしていただきたいと。ということは、もう時間がないということでもありますので、早急な協議会というんですかね、話をもつていただきたいと存じ上げます。

続きまして、次に土地地区画整理審議会について質問いたします。近々、末広・港土地地区画整理審議会が設立されることと思いますが、この審議会について再度確認のためお聞きします。先ほど部長のほうから今月中くらいには第1回の会議を開きたいという答弁があったんですが、審議会員の定数は10名と聞いております。この委員の内訳はどうなるのか。そして委員については先日、立候補の受付を行っ

たようですが、結果はどうなったのか。選挙が行われることになったのか。先ほどの答弁において第1回の審議会が設立されるという話があったということは選挙は行われなかったということですので、このことについては質問はよろしいです。その中で、これからこの審議会の中で借換地の案などについて審議されることと思われませんが、この審議会自体の役割、そして今後の進め方についてお示しください。

建設部長（田中晃晶君） 区画整理審議会につきましては、土地所有者の代表8名、それから市長が選任する識見を有するもの2名、計10名で構成されることとなります。土地所有者代表の8名につきましては、立候補制により選出することとなり、先日8名の立候補を受け付けたところであります。よって委員の立候補は定数内でありました。従って選挙は行われずに近々委員の決定公告を行う予定にしております。審議会の設置目的といたしましては、地区内の権利者の意見が事業に反映され、公正に事業が執行されることを目的に、施行区域ごとに設置されるものであります。役割といたしましては、換地計画や借換地の指定等について意見を述べる権限、また、土地評価委員の選任や過小宅地などに対する宅地地籍の適正化の決定等に同意する権限を持つこととなります。今後につきましては、現在作業中であり、換地設計及び借換地指定への状況等を見ながら、必要に応じ審議会を開催して意見を伺いながら事業を進めていくこととなります。

10番（竹山耕平君） 分かりました。ちなみにですね、識見を有する者2名ということですが、どういう基準をもっているのかというのをお答えしていただきたいんですが。

建設部長（田中晃晶君） 識見者と申しますのは、この区画整理事業に経験、それから言葉どおり識見を有する者というか、そういう者でございます。

10番（竹山耕平君） 以前、行われました説明会においてもですね、審議会の件について責任の重大さというか、そういった多数の質問がございました。そして、今後とも本事業の最終的な将来ビジョンを踏まえ、審議会、商店街、そして市民の皆様の声を集約して、行政サイドとして縦横連携になって今後の換地設計に向け力添えをお願いしたいと存じます。

次にマリンタウン計画と本事業は島だてのまちづくり、港町名瀬として都市中心核として一体化された事業の位置付けがされております。一体化事業としての将来ビジョンをお示しください。また、一本の道路でつながり、両事業の入口となる港町の活性化策、将来ビジョン、生涯センターが一つの区画に計画されておりますが、そのほかの土地についての土地利用計画をお示しください。また、現在のマリンタウン計画の土地利用計画が、以前の計画と変更があるのかないのかも合わせてお示しください。

建設部長（田中晃晶君） 臨港道路と末広・港線により、中心市街地と名瀬港マリンタウン地区が結びつくことで、人と車の動線が確保でき、またそれぞれの土地利用計画に沿った施設が相互に保管できるものと考えております。港町側の土地利用計画についてでございますが、土地区画整理事業では照応の原則にしたがい換地設計を行うこととなります。

換地の考え方は土地の位置だけではなくて、面積や利用状況等も考慮することとなるために、基本的には現在と同様に住宅地や業務用の用地として土地利用を考えているところであります。マリンタウン地区の土地利用につきましては、平成18年3月に土地利用検討委員会を設置をし、中心市街地を補完し、隣接地域との調和を図ることを基本方針とするというふうに定めております。現計画の土地利用といたしましては、公共公益施設用地、それから住宅用地、流通関連施設用地、娯楽サービス施設用地、それに観光関連施設用地、そして交通関連施設用地を定めております。当初計画より変更はございません。それに、両事業がそれぞれ連携をし、土地の有効活用を図っていくことにより、港町・名瀬の顔として賑わいのある魅力的なまちづくりが推進していけるものと考えております。

土地区画整理事業の換地設計では、先ほど申し上げましたが、照応の原則にしたがい換地設計を行う

こととなりますが、中心市街地の活性化を目的として、地元商店街や地域の方々が見望む、そして考えるまちの構想に対し、関係権利者の皆様の御理解と御協力がいただければ、その構想に沿った換地設計も可能であるというふうに考えております。

10番（竹山耕平君） はい。分かりました。この両事業を結ぶ道路は、将来的にはマリントウンをはじめですね、その先には新港、港、そしてまたその先には卸売市場が計画されています。卸売市場、そしてまた、これも計画されています選果場。この道がですね、すべて一本の道でつながるといって郡都奄美市の都市機能主要道路となると私は思っています。そういった中でまちの役割としての都市的サービスが考えられます。将来をしっかりと見据えた本事業の計画及び借換地でなくてはなりません。この両事業によりお客様をこの港町の土地利用計画によって分断をされないことがないよう、この港町の土地利用計画、換地設計によってはマリントウン地区と中心商店街が分断される恐れがありますので、お客様の流れが移る恐れも考えられますので、この両事業の活性化策を十分に計画をしてですね、換地設計を行っていただきたいと存じます。このことについて何か御見解がございましたらお願いします。

建設部長（田中晃晶君） 先ほど先走ったようでございますが、再度読ませていただきます。この両事業がそれぞれ連携し、土地の有効活用を図っていくことにより、港町・名瀬の顔として賑わいのある魅力的なまちづくりが推進していけるものと考えます。土地区画整理事業の換地設計では、照応の原則にしたがい換地設計を行うこととなりますが、中心市街地の活性化を目的として、地元の商店街や地域の方が見望む、考えるまちの構想に対しまして、関係権利者の皆様の御理解と御協力がいただければ、その構想に沿った換地設計が可能であると考えます。このことにつきましては、先ほど市長のほうから申し上げた、だいわを含む、その辺りの計画のことを申し上げております。

10番（竹山耕平君） 今後の計画においてもですね、港町ということが中心商店街とマリントウン計画の事業の場所の間に入ると、そしてこの事業を結ぶという、分断が絶対に起きないように、何のためにこの事業の目的が何なのかということですね、念頭において、また港町の土地利用計画をしっかりと、換地設計をしっかりと考えていただきたいと存じます。

次に銀座通りをはじめ、各通りが区画内に入っており、中心商店街活性化の将来ビジョンの中で各通り会と連携をして、どのような計画をもって各通りを活性化させていくのかお示し願います。また、各通りとの交差点に信号機の設置計画があるのかどうか。また、あるならばどのような計画なのかお示しください。

産業振興部長（瀬木孝弘君） それでは、各通り会が連携してどのような計画をもって各通りを活性化させていくのかというお尋ねについて産業振興部からお答えをいたします。各通り会との連携した取組につきましては、平成12年度に作成をいたしました旧中心市街地活性化計画や13年度に作成をいたしましたTMO構想に基づき、これまで商店街全体での統一イベントの実施、中央通りアーケードの整備など連携して取組を進めてきたところでございます。また、平成19年度からはなぜまちカンモレプロジェクトに基づきまして、商工会議所、社交業組合、商店街と連携して事業を実施しておりますことは御承知かと存じます。今後は空き店舗の対策など、商店街全体で解決すべき問題もあろうかと考えておりました、更なる連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

なお、末広・港土地区画整理事業の進ちょくと連携をした活性化の方策につきましては、商店街の方々のさまざまな御意見も確かにございます。今後、調整が必要になる事項もあると考えているところでございます。にぎわいのある中央商店街を構築していくためには、各通り会の方々との連携は必要不可欠であるものと認識しておりますので、通り会の代表の方々もメンバーとして入っていただいております中心市街地活性化協議会、準備会を継続し、活性化の方向策を見いだしてまいりたいと考えております。

建設部長（田中晃晶君） 各通りの交差点への信号機設置につきましては、交通の円滑化や歩行者の安全性を考慮しまして、施設の管理者であります公安委員会との協議を計画していくこととなります。その際には、商店街など地元の意見等を伺いながら、今後予定をしております道路の詳細設計の中で具体的に計画してまいりたいというふうに考えております。

10番（竹山耕平君） はい。分かりました。末広・港の事業のですね、目的の中には、お年寄り、子どもたちに優しい、そして誰もが交通アクセスだとか、歩道の広さという面で考えても、優しいまちづくりを目指しているものと思います。そういった中において、この事業と各通り、奄美本通りをはじめ、銀座通り、そしてまたいろんな各通りがですね、区画内に入っておりますので、この交差点においては事業の目的である商店街の活性化、そして道路の目的である優しい道づくりということで、おいては信号機の有無においてですね、重要な役割を担っていくと思いますので、そこら辺公安委員会の方とですね、十分検討をいただき、お願いしたいと思います。

次に、電線地中化計画について質問いたします。先日の説明会においても地中化計画の検討による変更等の説明がございました。具体的にどの時期までにこの事業計画の決定がなされるのかお示し願います。

建設部長（田中晃晶君） 電線地中化計画の変更につきましては、現在手続を進めているところでございます。事業計画の変更の中で対応しており、10月ごろに設計変更を決定していくように取り組んでいるところであります。電線地中化計画につきましては、当初末広・港すべてを地中化する計画でありましたが、電線管理者と事前協議などを踏まえ、設置整備に係る資金面や実効性などから再検討するに至ったものであります。

末広・港線は中心商店街に位置する道路であるため、防災面、景観面、バリアフリー化などの観点から無電柱化の整備の必要性については十分に承知をしております。そのため、裏配線や軒下配線など、他の手法によりコスト縮減を図りながら無電柱化を積極的に検討してまいりたいというふうに考えております。

10番（竹山耕平君） はい。分かりました。10月ごろ、この設計変更の決定が行われるということで、また電線管理者の負担が大きいということで今部長がおっしゃいました、この無電柱化の取組ということは、防災対策やバリアフリー化、整備効果の観点から、良好な景観づくりからも推進したいというお考えの下、先ほどお話にも出ましたように一本裏の道路に配線する裏配線や軒下をはわず軒下配線を施工箇所によって推進をしていただきたいと。

そしてまた、いろいろと何回も言葉に出ますけど、この事業の目的というのは何なのかと、この事業の負担が大きいということで地中化、無電柱化というのをあきらめざるを得ないというものが、この事業の目的に沿っているのかどうかというのをですね、まず第一に考えていただき、その中において無電柱化というものの必要性というものを考えていただきたいと存じ上げます。

次に中心市街地活性化協議会について、これまで何度か質問してきたわけですが、準備会を立ち上げて何度か話し合いがあったと思われま。しかし、いまだにはっきりとどういう組織になるのか理解できておりません。また、この準備会においては昨年12月より今年の5月まで約半年間設置されていないものと存じ上げます。今後もソフト事業に限らず、ハード事業を含めた全体的なまちづくりを進めていくためにも、中心市街地活性化協議会をすぐにも立ち上げ、協議を行いながらまちづくりを進めていくべきだと私は思います。そこで、今回での質問は中心市街地活性化協議会はいつ設立する予定なのか。そもそもこの協議会はどういう役割を持つ組織であるのかお示し願います。また、末広・港土地区画整理事業とのかかわりはあるのか。あるとしたらどのようにかわるのか。また、協議会を立ち上げた後、中心市街地活性化基本計画の策定が計画されていると思いますが、計画策定のスケジュールはどうなっているのか、以上について明確な答弁をお願いいたします。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 3点の御質問をいただきましたので順次御答弁申し上げます。

まず、中心市街地活性化協議会とはご説明させていただきますが、中心市街地活性化法におきまして、中心市街地活性化基本計画の策定や事業実施に当たりまして必要な事項を協議するための組織と位置付けられていることは御存知かと存じます。協議会の構成員でございますが、必須の構成員といたしましては、都市機能増進の推進や調整を行う主体となり得るハード系のまちづくり会社及び経済活力向上の推進調整主体となり得る商工会議所やソフト系のまちづくり会社の2つの組織が必要となってまいります。また、任意の構成員といたしましては、市町村や地域団体、NPOや活性化事業の実施者なども含めて構成される組織と規定されているところでございます。

本市としましては、必須の構成員であるまちづくり会社等がまだ設立されていないことから、これまで準備会として議論を進めてきたところでございます。中心市街地活性化を検討するためにも本年度中に準備会の段階から任意の協議会への移行を進めまして、併せまして活性化基本計画策定のための協議、調整に着手をいたしたいと考えております。その後、活性化基本計画が策定されるまでには、法律で定めますいわゆる法定協議会でございますが、法定協議会として移行するための諸要件を整えていきたいと考えているところでございます。

次に活性化協議会は、活性化基本計画に位置付けられた事業を調整推進する役割を担うこととなりますので、土地区画整理事業と関連する事業につきましてもかかわりを持って調整を行うことと期待されているところであります。また、活性化基本計画策定のスケジュールのお尋ねでございましたが、本年度中に任意の協議会へ移行をいたしまして、22年度には法律で定める協議会を立ち上げ、年度末までには基本計画の策定を行いたいということを目標に掲げて現在取り組んでいるところでございます。

10番（竹山耕平君） 先ほどのですね、質問の中でもありましたように、各通り、銀座通りをはじめとした各通りの中でも中心市街地活性化協議会でも意見を取り寄せたいと。そして、今の答弁においてもですね、区画整理事業にかかわりをもつと、調整していくということは、これはソフトになるのかどうか分からないですけど、割るのか、縦割りするの分からないですけど、一番最初の工事、着工予定、そして換地計画の決定、調整、そしてまた素案の作成というのがですね、今年の何月に始まるかということだと私はそう思うんですよ。ということは、今の話でいくと平成22年度、来年度に設立を目指すということは、ちょっと一番最初に話をしたハード面の計画とソフト面サイドでの計画においてあまりにも食い違いが生じているのではないかと、私はそういうふう感じておるところで、毎回毎回ですね、一般質問に立つときにはこの区画整理事業において、そしてまた活性化協議会において、たびたび質問をさせていただいております。

やはりですね、今、答弁がございましたように末広・港事業にかかわりを持つということは一刻も早い設立をですね、私は強く要望いたします。そして、その中でソフト事業を柱にハード事業を含めた全体的なまちづくりを進めていただきたいと存じます。道路を含めた箱物の中身に関しても、末広・港事業にかかわる内容がたくさんございます。末広通り、各通りをはじめとした屋仁川通りも含むものや、生涯学習センターの機能面、また今回の質問中にも出た信号機や無電柱化の件などもそうであります。ほかにも多くありますが、この設立への取組に、より一層のですね、御尽力をこの庁舎内の皆様の御尽力をいただきたいと思います。存じます。

次の質問に移ります。次にユニバーサルデザインのまちづくりについて質問いたします。ユニバーサルデザインとは障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず製品、建物、空間を最初から多くの人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ、都市や生活環境を計画する考え方である。バリアフリーの観点とは多少異なります。また、ユニバーサルサービスという言葉も存在いたします。以前、このユニバーサルデザインについては、まちの商店街の方々からの提言書の中にもあったんじゃないかなと私は少し記憶しているところでありますが、この既存の市街地を取り壊して、将来の新しい空間を形成するわけでございますから、この長寿・子宝の島、少子高齢化社会の観点からも奄美市として十分取り入れてい

く要素があるのではと私は思います。そこで、ユニバーサルデザインについて、本市の見解をお聞かせください。

建設部長（田中晃晶君） 現在、中心市街地におきまして実施をしております道路の修景整備事業では、景観と併せバリアフリー化を整備方針として実施をしているところでございます。今後、計画を予定しております中心市街地での各施設におきましてもユニバーサルデザインの導入について地元商店街をはじめ、関係者や市民の皆様の御意見やアイデア等をいただきながら十分に検討してまいりたいというふうに考えます。また、今後、設立を予定しております中心市街地活性化協議会と連携し、策定する基本計画におきましてユニバーサルデザインの視点から、まちづくりの検討がなされるものというふうに考えております。

10番（竹山耕平君） はい。分かりました。ぜひですね、この今部長がおっしゃいました中心市街地活性化協議会の中においても検討されるということですので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

次に、税金について質問いたします。本市の税金には市税のほか貴重な一般財源となっているゴルフ場利用税、たばこ税、軽自動車税などがございます。その市税について、毎年度、当初予算と決算額において減額及び減額の見込みが続いております。ゴルフ場利用税については都道府県税がかかってくるのですが、7割が市町村に入ってくるということでありまして。そしてまたですね、このゴルフ場利用税については、経済対策及び観光策の課題が上げられます。たばこ税については近年の健康増進傾向や値上がりに加え、喫煙場所の大幅な減少が税金の減につながっていると考えますが、本市内での啓発活動があまりも見受けられないと感じております。愛煙家の方々に対してはマナー向上をしっかりと伝えながらも、たばこは市内で買ひましょと公用車などのステッカーによる啓発活動や、空港や港において出張や旅行に出発される方々へ、できたらこの場で余分に購入していただきたいというような啓発活動もあると存じます。市民の皆様への税金への認識が大事であると考えます。

そして軽自動車税においては毎年度滞納が発生し、また、多額の不納欠損額も生じております。昨年の新聞のほうにですね、市民税の職員の方々の努力が実ったということの報道がされていたことは存じ上げますが、更なるですね、徴収率の向上の改善策の対応が急がれているものだと思います。また、小さいことかもしれませんが、Uターン、Iターンで奄美に来られた方々に対し、持参した車を地元ナンバーにできるだけ変更していただくということなど、ほかにもいろいろ考えることができると思います。これらは本市においても貴重な自主財源として施策を推進する上で重要な役割を担っております。本市の見解をお示しください。

市民部長（有川清貴君） たばこ税は、市民部には吸わないでくれという課と吸ってくれという課がございまして苦慮しているところでございまして、啓発には大変苦慮しているところでございます。ちなみに私は吸いませんが、オーストラリアの息子には送ってますのでよろしく願いいたします。あとはゴルフ利用税につきましては、7割こちらに入ってますね。大変重要な財源だと認識しております。

議長（伊東隆吉君） 以上で奄美興政会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後5時01分）

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	7番	向 井 俊 夫 君
8番	蘇 嘉 瑞 人 君	9番	朝 木 一 昭 君
10番	竹 山 耕 平 君	11番	伊 東 隆 吉 君
12番	里 秀 和 君	13番	泉 伸 之 君
14番	関 誠 之 君	15番	三 島 照 君
16番	崎 田 信 正 君	17番	奥 輝 人 君
18番	平 川 久 嘉 君	19番	渡 京 一 郎 君
20番	竹 田 光 一 君	21番	栄 勝 正 君
22番	世 門 光 君	23番	平 敬 司 君
24番	大 迫 勝 史 君	25番	与 勝 広 君
26番	叶 幸 与 君		

欠席議員は、次のとおりである。

6番 平 田 勝 三 君

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	濱 田 龍 太 郎 君
教 育 長	徳 永 昭 雄 君	住 用 町 高 野 匡 雄 君	地域自治区事務所長
笠 利 町 塩 崎 博 成 君	地域自治区事務所長	総 務 部 長	福 山 敏 裕 君
総 務 課 長	川 口 智 範 君	財 政 課 長	則 敏 光 君
企画調整課参事	小 浜 忠 弘 君	税 務 課 長	重 山 治 君
収納対策課長	中 英 信 君	農 政 局 長	田 丸 友 三 郎 君
総 務 課 参 事	原 田 俊 光 君	企画調整課長	安 田 義 文 君
福 祉 部 長	福 山 治 君	市民協働推進課長	高 崎 義 也 君
福祉政策課参事	重 野 照 明 君	市 民 部 長	有 川 清 貴 君
保 険 福 祉 課 長	村 山 則 文 君	いきいき健康課長	朝 郁 夫 君
福祉政策課長	桜 田 秀 勝 君	産 業 振 興 部 長	瀬 木 孝 弘 君

産業情報政策課長	前里佐喜二郎君	紬観光課長	日高達明君
農林振興課長	熊本三夫君	産業振興課長	伊地知辰夫君
土地対策課参事	池畑修三君	建設部長	田中晃晶君
都市整備課長	東正英君	土木課長	砂守久義君
建築住宅課長	大石雅弘君	下水道課長	盛正弘君
紬観光課参事	重久春光君	教育事務局長	里中一彦君
教委総務課長	白坂稔君	学校教育課長	福永朗君
地域総務課長	満田英和君	農業委員会会長	山口敏光君
農業委員会 事務局 局長	山下修君	監査委員会 事務局 局長	里治文君
水道課長	義岡出君		

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	赤近善治君	次長兼 調査係長事務取扱	山崎實忠君
議事係長	森尚宣君	議事係主査	麻井庄二君

議長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は25人であります。会議は成り立ちました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。通告にしたがい順次、質問を許可いたします。

最初に、奄美興政会 里 秀和君の発言を許可いたします。

12番（里 秀和君） 議場の皆様、市民の皆様おはようございます。奄美興政会の里 秀和でございます。

今、我が国は百年に一度と言われている経済危機の中で、アップアップの苦しみをしております。21年度予算、88兆円、また15兆円の大型補正予算を組み、最大限の耐えの努力をやっているところでございます。奄美市に目を向けますと、あと35日に迫った皆既日食、昨日来、質疑の中にございます奄振法の延長、また世界自然遺産登録に向けた国立公園のゾーン指定、日本オリンピック委員会による名瀬運動公園陸上競技場の2012年ロンドンオリンピック陸上強化センターの認定など、誠に希望と夢が持てる話題の中で、5月3日には東洋経済新報社がまとめた全国784都市の中で、住みよさランキングによると病院や一般診療所、病床数、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、定員数などから見た安心度で奄美市が、鹿児島県内で3位、全国で10位に入ったとのことでございます。測定したのは安心度のほか、小売業年間消費販売額や大型小売店舗面積などの利便度、下水道普及率や公園面積などの快適度、財政力指数や地方税収入額などの富裕度、住宅延べ床面積や持ち家所帯比率などの、住居水準充実度の5項目だそうです。

それでは、通告に従いまして農林水産業の振興と取組について、一つ産学官連携についてお尋ねをいたします。

近年、日本各地で産学官それぞれが拠点地域の特徴と特性を活かしながら連携し、新商品開発や新事業を創出していくという、産学官連携の気運が高まっており、地域産業の活性化が期待されているところでございます。また食の安全と健康という立場、環境への配慮の視点から、農業と工業の接点も地域産業の活性化につながるものと、その推進が各地で急速に進められているところであります。さて、昨年11月20日付けの南日本新聞で、都城市の建築業、下森建装と宮崎大などの産学官グループは、スイートピーの機能成分入りリキュールを開発しました。スイートピー生産で日本一のシェアを誇る宮崎県にあって、農商工連携で生み出す新製品を売り出すとのことであります。下森建装は地場産業の活性化を後押しするために、地域支援の有効活用に取り組む、ウィンウェル事業部を設置し、宮崎大と提携し、出荷量と同量の廃棄がされているスイートピーの基礎研究をはじめました。昨年度からは経済産業省の補助事業、2か年間となり、効率的な手法でスイートピーから液状、粉状のポリフェノールを抽出することに成功、化粧品や健康食品の原料として実用化を進めているとのことあります。今、奄美市において同様な事例がありましたらお示しください。また6月9日付け南海日々新聞で和泊町は鹿大と連携でトルコキキョウの協同研究を進めるとの考えを示し、新品種を積極的に増やす産地結成に努めるとありました。また、鹿大農学部で分析で、スモモは高酸化物質ポリフェノールの一色の色素、アントシアニンが多く含まれているようでございます。これらの事例からも新産業創出に向けて、産学官が連携をしていくことは、非常に大事なところであると存じます。当局のお考えをお示しください。

次の質疑からは発言席で行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

産業振興部長（瀬木孝弘君） おはようございます。それでは、産学官連携についてのお尋ねがございましたので、御答弁申し上げます。議員御提案のとおり、現在地域の資源やこれまで廃棄されていた地域

資源など、新たな商品として創造する産学官連携に取組が全国的に行われております。また、そのような地方の動きを後押しするため、国も厳しい財政状況の中ではございますが、新たな研究開発には積極的かつ様々な施策を打ち出していることは御案内のとおりでございます。本市におきましては、産学官連携の取組が、地域の課題解決や産業振興のための有効な手段であると認識いたしておりまして、今年4月の機構改革や人事異動によりまして、産業振興部の、失礼しました、産業振興部に3名、企画調整課に1名の産学官連携担当を配置いたしまして強化を図るとともに、財団法人奄美市農業研究センターとも連携をいたし、事業導入を図り実証化試験に取り組んでいるところでございます。これまでの実績を申し上げさせていただきますと、主に九州管内における企業や研究者とのネットワークの構築により、民間企業の販路拡大支援を行う奄美産業クラスター事業や、黒糖焼酎かすを再利用いたしました堆肥育つ君の開発販売、黒糖焼酎かすから基礎化粧品を開発した地域新生コンソウシウム研究開発事業など、事業費の全額を国が負担する各種事業を導入し、その利活用に努めているところでございます。また、奄美は多品種の未利用資源候補であるということは周知のとおりでございます。現状におきましても御紹介のありました規格外となるスモモを利用したスモモ酒や、焼酎かすから抽出されますもろみ酢などの開発がなされておりまして、女性を中心に人気を博しつつあるなど、資源の有効利用による新商品開発が民間事業者においても取り組まれているところでございます。しかしながら、摘果されるその他の果樹や規格外として市場に出すことのできない地場産品など、新商品としての可能性を秘めた資源もまだまだ多くなると思っているところであります。

こうした潜在する資源から一つでも多くの新商品が生み出せるよう、大学や民間企業との協同をさらに進め、科学的根拠の確率による販売力強化まで視野に入れた連携体制の構築に勤めており、現在その確率に向け努力をいたしているところでございます。お説のように、産学官の連携を進めていくためには地域の抱える課題に対して、その解決の方策となる大学と研究機関の知見、地域民間企業による新たなアイデアと、それを形にしようとする熱意、そして官と学をコーディネートし、必要に応じて国等の支援事業を獲得する行政の調整によるプロデュースの力の結集が必要かと考えております。御照会の宮崎県の取組同様、本市は鹿児島大学との包括連携協定に基づく研究者との強い結びつきやその他、大学とのこれまでの成果から産学官連携のための確固とした基盤がございます。今後とも御提言を含め地域内の民間企業の熱意を引き出し、積極的に支援してまいりたいと考えております。

12番（里 秀和君） ただいまの部長の答弁でよく分かりましたけれども、年度ごとに新たな作物を選定をして、今年度はなにでいく、来年度はなにでいくと、一つずつものにする努力をお願い申し上げて終わります、この件。

続きまして、建設業の機能について。建設業を取り巻く環境は年々厳しさを増しているのを見聞きしております。多くの建設会社がなんとか打開策を講じたいと考えているようですが、しかし、公共事業を中心とした市場が縮小し、ダンピング、いうところの叩きあいが燎原の火のごとく広がっております。建設業本来の建て直しは、非常に難しいと考えます。本業以外の分野に進出する選択肢として、農業、環境、リサイクル、健康、福祉、生活サービス、情報通信など多種多様になりますが、建設業は農業の浦崎という地方が全国津々浦々にあるようでございます。奄美でも出稼ぎも含めて農閑期の貴重な現金収入でありました。こうした中で、もう一度農業を見直そうという動きが出ております。建設業は人が余り、農業は担い手を求めています。農業従事者の半数以上が70歳以上になるという絶望的な後継者不足の中で、農業参入を図る建設業が少しずつ増えているようでございます。ただし、従来型の農業では採算を取るのには容易ではございません。建設企業は自立型の農業を目指しております。1点は農業の規模拡大を目指す、もう1点は高付加価値な農業を狙う動き、この二つの方向に進まなければならないと存じます。規模拡大が大規模化を目指す動きでは、高齢化したサトウキビ農家から農作業を受託し、複数の農場を機会と人を効率よく回しながら、生産性の向上に努める契約請負型の農業がみられております。また、高付加価値を目指す動きは規模拡大の難しい地域で、価格競争では輸入品に劣る農産物に付加価値を付けることで経営を成り立たせる努力をしているようでございます。この二つの事例が

ら、本奄美市におきましても建設業の機能の事例がありましたらお示してください。

農政局長（田丸友三郎君） ただいま議員のお話の中にもありましたように、建設業が各分野に進出をしていることはもう当然御承知のとおりであります。お尋ねの建設業の機能についての質問でございますけれども、平成12年の農地法改正により、株式会社形態の農業生産法人が認められたことや、また平成17年に地区指定された地域で、農業生産法人の以外の法人が、いわゆる農地のリース制度により農地を保有することができることになりました。奄美市では果樹園芸関係で6社、サトウキビ関係で3社、畜産関係で2社、計11社の建設業者が農業経営に参入をいたしております。また、現在国会で審議中の農地法の改正案におきましては、耕作者が農地を所有するという考えから、一般企業などを含めた法律的な利用を促す方向に改める方針であります。これらにより、さらに一般企業のこの農業参入が加速されるものと期待をしているところでございます。推進策といたしまして、市の建設業者の農業参入に関しての他の産業からの農業参入者と同じように、参入者に対する相談受付、参入後の各種栽培品目ごとの営農指導などを行っており、今後の新規参入業者につきましてもこれまで同様の支援策を講じ、企業の農業の参入の推進を図ってまいりたいと考えております。また、農業生産法人となることにより、各種補助事業の導入も可能になりますので、農業委員会と連携し、法人化についても推進してまいりたいと考えているところでございます。なお、今年度から実施します耕作放棄地再生利用緊急対策事業の実施につきましても、建設業が自ら保有をしている重機等を活用して、耕作放棄地を農地化し、農業に参入することにより、先ほどお話がありましたように、耕作放棄地の解消、農業参入者の増加が期待できるものと考えております。この事業の活用につきましても、既に6月号の広報紙あまみで、もう周知を図りましたけれども、今後もマスメディア等を利用した広報を進めてまいりたいと考えております。さらに先ほど議員御指摘の通り、農業で儲かるためのポイント、大規模化については、サトウキビ、タンカン、それから畜産等への参入する法人と、さらに高付加価値のあるマンゴー、パッションフルーツ等に参入する法人が増加してきております。まさしく本地域にあった方策で推進されているというふうに考えております。

12番（里 秀和君） 現在までのところ、11社の建設業が農業に参入しているとのことですが、大規模化を目指す動き、高付加価値を付ける農業を目指す動き、両方ございますが、安心・安全な面から、ただいま奄美は大変有利なところにあると思います。昨今あります食品偽装、それから中国から来るところの農薬汚染、それから奄美以外の他の産地の加温などを考えますと奄美は加温なしでいけますから、輸送コストを差し引いても農業は今から収入が得られる産業になりうると思います。先般来、市場機能選果場機能が説明がなされておりますが、その選果場も含めまして、農産物が入ってこなければ選果場がいくら立派なのができるても意味がございません。農政局長はひと月に1社、建設業にどっかに入ってもらうぐらいの思いで一つだけでも、今日は口説いてくるという意気込みでやっていただきたいと思っております。いかがですか。

農政局長（田丸友三郎君） 議員御承知のように、農業ある程度のリスクを負って行っております。したがって業者自らの意思で農業へ参入をしていただきたいと考えておりますが、農業の参入の計画、相談、それらについてはいつでも対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

12番（里 秀和君） はい、分かりました。

続きまして、環境、ごみ減量についてお尋ねいたします。生ごみ処理機購入補助金制度の現況と取組をお示してください。昨今、利用減が続いておるようでございますが、利用減の理由とかが分かりましたらお示してください。

それから、リサイクル活動につきましては、平成17年以降、段ボール、新聞紙、雑誌、古紙の収集、

またビンやペットボトルも収集しておりますが、現況は、これからの取組は。エコマネー運営委員会などが、アルミ缶や一升瓶の回収を行い、地域通貨券エコマネーを発行してリサイクル資源の回収に努めておりますが、行政はどのような支援体制と取組を行っておりますか。

4月の機構改革で環境対策課という名称が取れまして、市民協働推進課となりましたが、その中でごみ有料化推進の特命の担当者も配置されたとお聞きしております現況は。まだ有料化した場合、一枚当たりの袋の値段がいくら程度になるのか分かりましたら、現在でお示しできましたら、また有料化によって歳入が増加すると思われませんが、2点だけ検討をお願いしたいことがございます。1点目は歳入増加分のうち、耐用年数が間近に迫っているクリーンセンターの建設に向けて、基金づくりはできないでしょうか。2点目は、その一部を活用して自治会、町内会などでごみ減量やリサイクル活動に取り組んでいる団体などへ、助成をしてさらにごみ減量やリサイクルを推進していただきたいと存じます。市民の皆様と一体となっておみ減量に取り組み、一日でも長くクリーンセンターの延命化に努めていただきたいと考えますが、お示しください。

市民部長（有川清貴君） おはようございます。まず1点、生ごみ処理機購入補助制度についての質問についてですが、昭和63年に家庭ごみ処理施設設置補助金交付要綱を制定し、家庭の生ごみを処理する施設、いわゆるコンポストの購入に対する補助を行い、生ごみの減量化を推進してまいりました。この制度の利用状況であります。当初は年間200から300件ぐらい利用がありましたんですが、ここ数年は年間十数件と非常に低い利用状況になってきております。このような状況は全国的な傾向のようございまして、原因として言われておりますので、利用者の声として、臭いがする、手間がかかるなどで本格的な普及が進まない理由として挙げられております。このようなことから最近では、臭いがなく使用方法も簡単な屋内用の電気式のコンポストなどが普及しておりますが、価格が多少高く5～6万円程度いたします。今後、この種の助成額の上限4,500円の見直しも含めた検討も行い、コンポストの普及を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、リサイクル資源の回収状況についてですが、現在、本市においてはリサイクルの資源として不燃ごみ、アルミ、スチール缶など、新聞紙、段ボール、その他の紙ごみ、ペットボトル、無色透明ビン、茶色のビン及びその他のビンの分別回収を行っております。その中で、アルミ、スチール缶、ペットボトル、及びビンにつきましては、99パーセント以上の回収が行われており、リサイクル資源として活用されております。紙類につきましては、可燃ごみとして廃棄され直接焼却される量が不明なため、その全体の数字をつかむことが困難であります。今後も引き続き、資源ごみの分別につき、市の広報紙やメディア等を活用し、啓発を図りリサイクル可能な資源ごみの回収率向上に取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、奄美エコマネーについてですが、地球温暖化防止及びリサイクルの推進、市民の環境意識の向上などを目的に、平成17年4月からこの事業を実施しております。現在、484名の会員によりリサイクル活動を行っております。今後とも引き続き、広報紙やホームページによる広報を行うとともに、地元メディアを活用し、市民への啓発を行ってまいりたいと考えてます。

続きまして、ごみの有料化についてですが、環境省の調査によれば、有料指定ごみ袋導入は、市民のごみ排出量を抑制しようとする意識が働き、分別の徹底によるリサイクルの促進が図られ、その結果、ごみ減量効果があると結論付けております。今年4月1日に市民協働推進課にごみ有料化を特命で配属し、ごみ有料化実施に向けて鋭意作業を進めているところであります。現在、全国的にも県内及び大島郡におきましても、約50パーセント以上の自治体が既に有料化を実施しておりますので、今後先進地の実施状況などを調査を行い、具体的な実施に向け、クリーンセンター構成市町村で協議を行う準備を進めているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

どれぐらいのごみ袋が値上げを想定しているかということですが、先ほども述べましたんですが、県下各種の手数料の額を調査しているところであります。金額的にはごみ1枚あたり10円から45円と、各自治体において幅がございます。今後、先進地を参考にしながら本市の手数料の額について検討

を行ってまいりたいと考えて御理解ください。

次は、クリーンセンターの構成市町村の配分ですが、大島地区衛生組合議会で手数料条例を制定すると、その手数料は当組合の収入となるため配分の問題は起きないと思いますが、各構成市町村で条例を定めた場合の手数料の配分については、現在クリーンセンター自費負担金を人口割りで案分していることから、同じような人口割りによる案分方式になるのではないかと考えております。

続きまして、有料化の要望、基金の積立や自治会の助成についてですが、名瀬クリーンセンターは平成9年4月から供用開始をされておりまして、大島地区衛生組合によりますと、この施設建設にかかる起債の償還が、平成23年度で終了することから、現在の施設等を維持していくための基金積立も含めた長期計画にて、今年度から構成市町村と協力を図っております。

次に、自治会の助成につきましてお答えいたします。平成19年度に資源回収用のコンテナを有良、平田町内会貸出し、自治体が拠点開始を行った資源ごみのリサイクル業者へ販売することによる収益金が、自治会の運営として活用されております。このコンテナの貸付の実施が、資源ごみ回収の動機付けとなり、地域で取り組むことで間接的な助成につながっております。有料化については、この事業の実施も含め検討してまいりたいと思いますので、御理解のほう賜りたいと思います。

12番（里 秀和君） はい、よく分かりました。生ごみ処理機についてですが、先進地の一例を申し上げますと、バイオ式生ごみ機が3分の2を限度として4万円、乾燥式ごみ処理機が同じく3分の2を限度として3万5,000円、堆肥化容器、いわゆるコンポストですね、これは一所帯で2機までで7,000円の補助という先進地の事例もございますので、これは予算を伴う話でございますから、担当課で御記憶で検討されて、一時で1,000台も2,000台もは申しません。最初の年は10台でも結構です。そして市民の意識を高めて生ごみを少なくしようと、生ごみを少なくすることはクリーンセンターの延命につながることでございますし、もしこの乾燥機で処理機で乾燥した生ごみが農家に還元されますと、農家はお金ももらわなくて結構です。1キロの生ごみだったらきゅうり3本もらうとか、トマト5個もらうとか還元していかなければ、この乾燥して乾燥したごみを焼却炉で焼いたんじゃ意味がございません。畑に有機の肥料として還元できるようなシステム作りを含めて考えていきたいと思いますが、いかがですか。

市民部長（有川清貴君） 里議員の言うとおりでございまして、ごみに、堆肥につきましてもある程度基準をクリアしないと難しいのでありまして、その辺はちょっと検討してまいりたいと思っております。

12番（里 秀和君） この件については終わります。

公共下水道区域、農業集落配水処理区域外における、合併浄化槽の設置補助金制度の現況とこれからの取組、21年度の予算化された何基分とか、分かりましたらお示してください。

建設部長（田中晃晶君） 合併浄化槽の設置に関して、お答えを申し上げます。本市では、合併前にそれぞれの市町村で策定してございました、下水道等整備計画を下に、平成18年度に奄美市全域を対象に、汚水処理施設整備構想の中で合併浄化槽で整備する地区とか地域を定めております。御質問の整備状況でございますが、合併時の18年度から今年度20年までを申し上げますと、住用地区で12基、笠利地区で86基、名瀬地区で5基、合計の103基であります。今年度21年度は、名瀬地区におきまして7基、住用地区で10基、笠利地区で25基の合計42基の整備を予定しております。

12番（里 秀和君） 私はちょっと勘違いをしております、高度合併処理槽を頭においてやっとなんですが、現在奄美市においては普通の合併処理槽ということで進めているようですが、この高度合併処理槽、リン酸とチッ素を除く処理槽は使わなくても水源の中に差し障りはございませんでしょうか。

建設部長（田中晃晶君） そのようなことについては差し支えはございません。

12番（里 秀和君） 分かりました。

続きまして、ノヤギ、ノイヌ、ノネコ駆除の現況と取組について、お尋ねいたします。多様な生態系が広がり、世界自然遺産への登録を目指す中で、アマミノクロウサギなど貴重な動物や植物が危機に瀕しております。天敵、我々が島に持ち込み、またペットや管理のまずさや飼い主のモラルの低さから、いっきに繁殖して野生化した犬、猫、山羊、マンゲースなど世界自然遺産登録の前提となる、貴重な自然を守ろうと官民挙げて駆除を進めておりますが、これまでの取組とこれからの取組をお知らせ、お示しください。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 議員がおっしゃったとおり、ノヤギ、ノイヌで大変貴重な動物が絶滅危機にあるのはもう御承知と思っております。ノヤギ、ノネコ、ノイヌの駆除の現状と取組について、お答えしています。ノヤギにつきましては、平成19年度に奄美市山羊の放し飼い等防止条例を制定し、適正指導を行ってまいりました。奄美市では現在、334頭97世帯の山羊が飼育されております。一方、ノヤギの駆除につきましては、平成20年度から奄振事業の山羊被害防除対策事業により、瀬戸内町、龍郷町、大和村、宇検村において実施され、その駆除総数は260頭と伺っております。本市におきましても、平成22年度実施に向け、現在準備を進めております。

次に、ノイヌを含めた放し飼いの犬については、狂犬の予防に基づき保健所が捕獲を行っており、平成19年度267頭、平成20年度144頭の捕獲の報告を受けております。本市といたしましても今後とも関係機関と協力して野良犬対策を推進してまいりたいと考えております。ノネコの対策につきましては、現在取り締まりを行う法律もないことから、大島本島全市町村において、ノネコに関する条例制定の動きもございますので、保健所をはじめ、関係機関一体となって対策を講じてまいりたいと考えております。御理解を賜りたいと思います。

12番（里 秀和君） このノネコ、山羊、ノイヌ、ノネコ、マンゲース、マンゲースは環境庁におかれましてきちっと予算化されまして、マンゲースバスターズをはじめ、野原は探索圏も含めて100パーセント根絶に向けて担保されていくと思っておりますが、残りのこの奄美の自然に対する天敵、ノヤギ、ノイヌ、ノネコにつきましては今、部長の答弁のとおり、条例を含めまして検討をしていただきたいと思います。きちんと保護できれば世界登録遺産は難しくないと存じますが、このノヤギ、マンゲースをはじめノヤギ、ノネコ、ノイヌが根絶されない限り、百年たっても世界自然遺産登録はなりません。そういう気持ちで進めていっていただきたいと思います。以上、申し上げます。私の質問は終わります。有川市民部長をはじめ、職員の皆様の熱き努力と頑張りには敬意を表し、市長ともども種々の課題に立ち向かっていかれることを願って、終わります。

議長（伊東隆吉君） 以上で、奄美興政会 里 秀和君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時13分）

議長（伊東隆吉君） それでは、再開いたします。（午前10時30分）

引き続き、一般質問を行います。

次に、奄美興政会 世門 光君の発言を許可いたします。

22番（世門 光君） 興政会の世門 光でございます。まず、最初に通告にありますように最初に市長の政治姿勢、2番目に教育行政とありましたが、教育行政から順次進めさせていただきたいと思っておりますので、当局のほうもよろしくお願ひいたします。

まず、県立工業高等学校の移転後の跡地についてでございます。今年の2月19日、浦上公民館の平田市長、徳永教育長、田中、当時は教育部長だったんですけど、今は教育事務局長、また県のほうから

原之園兼教育長、高校教育官参事の方々が出られて「鹿児島活力ある高校づくりの計画」21年度実施計画の決定にともなう地元説明会が行われました。この件につきまして、市長におかれては大島工業高校と浦上地区民とのかわりに配慮していただき、ほんとにありがとうございました。地元説明会の冒頭、市長の挨拶の中で、現在の社会情勢では受けざるを得ないということでありました。その時、開校当時のことを思い出すと、地権者と交渉者といろいろとありましたが、子どもたちの教育のためならばということで、地権者のほうが理解し、今日に至っております。また、この件に関しましては、浦上町内会でも一緒にやっというということで、生徒たちに8月踊りを指導し、体育祭で一緒に踊るということも17、8年ぐらい続いております。また、7、8年前からは、グランドゴルフ大会でPTA、職員、生徒たちと町内会が一緒になって競技し、親睦を深めてまいりました。このようなことを含めながら、町内会と工業高校との連携もうまくいくようになりました。また、町内会の住民みなが見守りながら、開校以来8、000名の卒業生を送り出し、そしてみんながその場所で活躍していることを見守りながら今日まいりました。しかし、今回、大島工業高校が閉校ということは非常に残念であり、町内会の方々も一同にこのことを思っております。でも、今後の活用についても新しい日差しが見えるんじゃないかなと、このように思っております。跡地の利用については、当局はどのようにお考えしているのか、まずこの点をお伺いしたいと思います。あとは発言席で行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

総務部長（福山敏裕君） 大島工業高校移転後の跡地活用について、お答え申し上げます。今年の2月9日に県の教育委員会において、鹿児島活力ある高校づくり計画の平成21年度実施計画の中で、今、議員が申し上げましたとおり、奄美高校と大島工業の統合が決定されており、大島工業高校は平成24年3月31日をもって閉校するというもので、という内容でございました。

この鹿児島活力ある高校づくり計画は、社会情勢の変化、多様な学習ニーズ大幅な生徒減少など、県の高校教育が直面している諸課題に適切に対応するため、平成16年から県が取り組んでいるものでございます。統合に至る経緯につきましては、これまでに県内7地域で15校が再編されてきております。今回、奄美市の四つの高校におきましても、定員割れが続いている状況では、高校再編は避けて通れない状況となったものでございます。またこれまで大島本島の中学3年生の生徒数の推移を見ますと、平成15年は950人、6年後の今年、高校に入学いたしました生徒数は754人となっております。さらにこれからを見ますと、8年後に高校受験の対象となります現在の小学校2年生が660人となっております。平成15年度からのこの14年間で、3割以上も高校受験対象の生徒数が減少する見込みとなっております。

このような現状を踏まえまして、市内4高校のPTAや同窓会関係者で設置しました、奄美市高等学校振興対策協議会におきましても検討を進めて参ったわけですが、現状の高校すべての存続をお願いすることは難しく、充実した教育に一番、充実した教育に必要な一定の学校の規模を確保し、さらに現在ある学科の存続を模索した結果、奄美高校と大島工業の統合という結論を受けざるを得ないという状況に至った次第でございます。大島工業高校の閉校が決定しましたのを受けまして、2月19日に議員からもございました浦上公民館におきまして、地元説明会を開催し、統合に至るまでの経緯等を説明させていただいたところでございます。

また、地元の皆様には45年の開校以来、体育祭やPTAの行事等へ積極的な参加をはじめ、様々な交流を行っていただき、大島工業高校の発展及び生徒の成長を暖かく見守っていただきました。これらの御支援に対しましても、改めて住民説明会の場におきまして感謝を申し上げたところでございます。

さて、御質問いただきました大島工業高校敷地は県の財産でございます。閉校後の跡地の活用につきましては、最終的には県が設置いたします県立学校跡地活用検討委員会によって、検討が進められることとなります。しかし、大島工業高校の敷地は学校敷地4万1,903平方メートル、寄宿舎敷地2,476平方メートルの計4万4,379平方メートルという面積がございます。この学校は閑静な住宅

街の一角に位置し、緑豊かな山と清流に囲まれた風光明媚な環境にあり、その恵まれた立地条件は今後なかなか確保することができない貴重な敷地であると考えております。また、体育館、グラウンドにつきましては、現在でも週末には市内はもちろんでございますが、島内外の各種スポーツ団体や地域が主催するイベントの会場として使用されているほか、夜間にはサークル活動の場として市民に利用されているなど、地区民をはじめとする一般の市民に多く親しまれており、本市の重要なスポーツ施設の一つとしての役割を果たしてきているところでございます。

これらの敷地、建物設備等をどう生かすのか、また生かしていくのかは、奄美市の責任であるという心構えで取り組んで参らなければならないものと考えております。議員からも御紹介ありましたように、校内多くの施設が閉校後も長期に渡って活用が見込めていくわけでございますので、市としましては閉校後の跡地は、地元の発展に欠かすことのできない、貴重な価値を持った資産となりうるものにとらえております。そのためにさらに皆様のお知恵をお借りしつつ、あらゆる活用の可能性を模索しながら、この施設の価値を十分に活かし、市民の皆様喜んでいただける利活用の方策を取りまとめまいりたいと考えておりますので、今後とも御協力を賜りたいと存じます。

また、先ほど申し上げましたが、この学校敷地は県有地でございますので、県の検討委員会に対しましても地元の望む利活用の計画を提言し、是非とも採択していただければならないと認識をいたしておりますので、今後とも県の関係部署の情報もいただきながら、取り組んでまいりたいと思います。なお、大島工業高校は今年の4月に最後の入学生を迎えたところでございます。今後、大島工業高校のすべての生徒たちが、高校再編の動きに不安を抱くことなく、のびのびと思い出多い学校生活を送り、平成24年の3月には現在の1年生が立派に成長して元気に学び舎を後にすることができるよう見守っていくことも、私たちの重要な責務であると考えております。生徒たちへの配慮を怠ることのないように努めながらも、時期を逸することなく地元の皆様と共に取組を進めてまいりたいと思いますので、どうぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

22番(世門 光君) 今、市はどのように考えているのかと疑問しましたが、それはそれとしまして、その2月19日の説明会の時に、冒頭、これは市長も分かっております。かかったと。非常に苦労もあります。それと地元の発展のためにということで具体的なあれはありませんでしたが、それはそれとしまして、地元の説明会にですね、上方地区の各町内会会長、上方地区の体育協会役員の方々が参加して、いろいろと地元の要望としましてまず体育館、校舎、グラウンドを上方地区のコミュニティセンターにできないかと、利用できないかと、これは以前も上方地区には体育施設というのは小学校、中学校の体育館しかありません。体育の体育用の施設のときは、工業高校のグラウンドもお借りし、体育もしていますが、そうなった場合には私たち上方のコミュニティセンターしか利用できないか、また教室においては公民館講座などはできないか、それからまた、専門学校としては利用できないか、また工業高校にある実習用の機材を生かして、職業訓練所は開校できないかと、いろいろとその要望は出ました。先ほどもありましたように、地元の要望を取り入れて、今後活用していきたいということになりますと、市長は先ほどと一緒です。地元の要望は組み入れて、検討委員会で検討しておきたいということでありましたが、この検討委員会というのは、大島新聞にも南海日々新聞ですね、すいませんね。大島の地元新聞ですが、これは3月16日です。復旧徳之島農業高校、大島工業高校については、最後のくだりだけです。県立学校跡地利用対策委員会で利用を検討するというところでうたわれておりますが、この検討委員会というのは、何名ぐらいの方で検討委員会を行っていくのか、また、この私たち奄美の鹿児島工業高校、徳之島農業高校など島の方々がメンバーに入っているのかということ、そしていつごろ答えを出すのかということなんですけど、それはあとでいいとして、どのようになっているのか改めて伺います。

総務部長(福山敏裕君) 今、委員のほうからこの前の説明会におきまして、地元の代表の方々、それから地域の方々からいろんな御提言があったことが示されました。これにつきましてはやはり今後私たちがこの工業高校跡地を活用していく方法の手法の一つとして、当然取り組んでいかなければならないも

のだと考えているところでございます。それと、あと委員会のメンバーだったですかね。県立学校跡地検討委員会のメンバーということでございますが、このメンバーにつきましては県にお伺いしましたところ、県庁の内部組織として構成されているようでございます。そのメンバーといたしましては、財産管理、企業誘致、保健福祉、私立大学教育委員会等を所管する部署の課長を中心として17名で構成されるものということで、お話を伺っております。したがって、今ございましたように、県の委員会自体は県庁の内部組織ということでありまして、地元委員が加わるというものではございません。

22番(世門 光君) それじゃあお伺いします。あと1点だけお伺いしますが、これ言ってますが、この検討委員会、これは3年後に廃校ですよ。そうすると、答えは高校の跡地の利用、これについても先ほども言いましたように、地元、上方地区、できるようなことありますが、これは3年後には廃止なると分かっているわけですから、じゃ当然答えは検討委員会で検討したその答えはいつ頃出るのか、3年以内に出ると思います。その時にどのような方法で周知をしていくのか、こちら辺までお伺いをしたいと思います。

総務部長(福山敏裕君) 私たちもその点が一番気になるところでございまして、市といたしましても大島工業高校は跡地利用につきましては、地元の奄美市の要望を取り入れていただきたいということで、この利用計画、奄美市の要望を取り入れた要望計画を策定していただきたいという内容の要望書を、県知事及び教育長に提出をいたしているところでございます。その中でその県からの回答といたしましては、県は地元の意向を最大限尊重するという基本的な考えに立って、大島工業高校の跡地利活用方策の検討を進めるといった内容の回答を、知事名でいただいているところでございますので、さきほど申し上げましたとおり、地元のほうで私たちも奄美市の最重要課題と位置づけておりますので、奄美市の課題として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

22番(世門 光君) 分かりました。一つはっきりしないところあるんですけど、分かりました。それじゃ、そのできましたら地元の要望ということを、教育事務局長、3月頃にやはり地元の要望というのを聞いていると思います。そしてまた皆さんの意見も集約していると思います。また県にも要望したとすると、このように思ってますが、その関係でなにかありますか。なければいいですよ。なんかありますか。

教育事務局長(里中一彦君) お答えいたします。私ども2月の県の活力ある高校再編計画の決定にともないまして、この跡地への問題につきましては、地元からも強い要望があるところでございます。また先ほど議員からありましたように、これまでの大島工業高校につきましては、やはり地元の設置から地元の方々の御協力があって初めて、立派な学校が運営できたものだという認識のもとに立っております。地元の方々への敬意を表するとともにこれまでのお礼、そしてあと3年間残されておりますので、今後のお願いというふうな趣旨のもとに地元にお伺いをしたところでございます。その上で、先ほど来、出ておりますような、やはり地元のそして奄美市の発展につながるような跡地の利用をというふうなことでございまして、前後いたしますが、これまでに至った、廃校に至った決定のなされたことにつきましては御理解をいただいたものだというふうに認識をしております。そのような経緯の中におきまして、やはりこの跡地、県の土地でございまして、この跡地をどうするのかということが、今後の大きな課題になってくるものだと、このようなことから、私どもといたしましても市長、それから教育長の連名で県の知事、教育長宛てにこの跡地利用の決定に至るまでには、奄美市の要望を取り入れていただきたいと、このような趣旨の文書を3月にお伺いをしたところでございます。

これを受けまして、4月13日付けで県知事から奄美市長宛て、先ほども出ましたように地元の意見を十分に尊重してこの跡地利用について検討を行いますと、このような趣旨の文書をいただいているところでございます。今後は先ほど来、総務部長が答えておりますように、どのような形でこれらを奄美

市の考えでまとめていくのかと、このような作業になってくるものだろうと思います。その中では、議員さん各位の御意見も伺うことになるのか、ちょっとそこらまでは分かりませんが、いずれにしても奄美市全体としての全庁的な取組の中でここらをまとめていかれるものだろうと考えております。御理解を賜りたいと思います。

市長（平田隆義君） 先ほどのですね、高校跡地利活用検討委員会というのは説明がありましたように、県の職員の皆さんが検討するという話なんです。当然に大島工業の跡地も検討されるでしょうが、ある高校跡地についてはね、企業誘致として活用するという話なんです。県としてはですよ。そういうこともありうるものですから、私たちとしては工業高校については、社会教育とかそういった点につながるような使い方を念頭において、地域の要望を汲んでいただきたいということを申し上げているところです。いま、教育委員会で答弁をさせていただいておるんですが、これは根本的にはやっぱり企画課なんかで、市長部局で奄美市としての考えをまとめていく、やっぱり委員会なりなかなかの組織を作っていくかといけないんじゃないかなと、こう思っているところです。当然に体育施設もあるし、学科教室もございませぬ。民間に開放することができる施設があるのかないのか、またその建物がこれからも利用できる建物なのかどうかということもまだ全然わかっておりませぬので、それらを含めてどうかたちで検討するかということ、奄美市としてやっていかなければならないという思いは、考えは持っております。

2 2 番（世門 光君） 先ほどさんざん申し上げますが、時間がありません。その中において、県には十分私たち奄美市としてのまた今後の活用ということに十分力を入れていただきたいと、このように思っております。

次に、これもまた何回もやっていることですが、大熊有良トンネルについてお伺いします。この件につきましては、何度も質問いたしました。上方地区民に、また有良・芦花部、龍郷地区の長年の夢でもあります。一つ残念なのは、20年度の施政方針にはちゃんと記述ありましたが、今年の21年度の施政方針にはどこを探しても見当たりませぬでした。こん中で心配になってきました。その中で現在、この件についてどのような取組を行っているのか、この1点をお伺いしてまたあれしたいと思ひます。まず、願ひします。

市長（平田隆義君） 施政方針の中に記述されてないということですが、私個人としてその欠落してるかどうかということについて、あまり気を使わなかつたというのが本音のところですよ。と申しますのは、まだかなり先のことになるのではないかと感觸は受けております。ただし、先般も申し上げたと思うんですが、龍郷町長と連携を取りまして、都合を2回直接、知事にこのトンネルの必要性をお願いを申し上げております。2度目におきましてはですね、大熊から安木屋場までですね、中にある福祉施設、医療関係、それから学校ですね、それと各集落の区長さんとか囑託員さんの連名をもって、要望書を出しております。活動を停止しているということではないということだけは御理解を賜りたいと、このように思ひます。細かいことについてはまた担当のほうから答弁させますので、一つよろしく願ひいたします。

総務部長（福山敏裕君） ただいま施政方針のほうは市長のお言葉をいただきましたので、私はこれまでの経緯、それからこの状況について説明を少し時間かかりますが、詳しく説明をさせていただきたいと思ひます。主要地方道、名瀬・龍郷線は奄美市名瀬の永田橋交差点を基点として大熊地区、有良、芦花部地区、龍郷町の荒波地区を結び、龍郷町役場に至る延長36.1キロメートルの道路でございませぬ。奄美大島を縦断する国道58号を補完する幹線道路でございませぬ。そのうち有良から瀬留に至る区間につきましては、四つのトンネルが整備をされておまして、安全で快適な道路に改良されておまして。しかしながら大熊と有良を結ぶ約8.2キロメートルに渡る区間におきましては、急峻な山間をぬつた

急勾配かつ急カーブの連続する交通の難所でございます。またこれまで台風や豪雨時に幾度となく道路災害が発生し、通行時の危険性につきましても懸念をされているところでございます。住民の安全性の確保、利便性の向上を図るためにも大熊、有良間のトンネル間につきましては、重要な構想として認識を常に持っているところでございます。このため、先ほど申し上げましたように、市長を中心に何回、陳情、要望等を繰り返しているところでございます。また現在、市におきましては有良地区に体験交流施設の建設を進めているところでございます。今後この施設を拠点として、大熊から有良、芦花部を経由し、龍郷町、秋名以北へとつながる、いわゆる荒波地区を結ぶ新たな観光交流ルートとして現在合宿できてますマラソンの選手などの練習コースともなって活用しているところでもございますが、そのような整備を考えているところでございます。議員も御承知のとおり、有良にはドコネ、芦花部には芦花部一番の碑、一集落1ブランドがございます。さらに秋名には平瀬マンカイ、ショチヨガマ、安木屋場にはバショウやソテツの群生地、本龍郷には西龍郷南州鍋居後など、周遊観光ルートとしての可能性が秘められた地域だと認識をいたしておりますので、これらを生かすためにも是非必要なトンネルでありますので、引き続き要望してまいりたいと考えております。

22番(世門 光君) 分かりました。引き続き要望はしていただきたいと思うんですけど、先の群島市町村議員大会において、龍郷のほうからこの主要道の名瀬・大熊線の龍郷線の大熊バイパス地方道についてのいろいろとありました。そのとこの答弁がですね、皆さん聞いていると思いますが、主要地方道名瀬・龍郷線は奄美市名瀬と龍郷町を結び、奄美大島の西海岸の集落を連絡する幹線道路であり改良済みであるということ、また奄美市から大熊から有良についても峠越えのルートとなっているが、斜面等の防災対工事を含め改良済みであるということで、このバイパス構想については、トンネルの極めて大規模な事業をすることから、厳しい財政の中では難しいと考えるところであり、県としては現在、奄美において事業中の箇所の整備を進めて住民の安全・安心な確保に努めてまいりたいと、このようにということで、改良済みということではありますが、この問題につきましては私たち上方の方はもちろん、それから有良・芦花部、秋名の方々も非常にまた要望していただきたいということでもあります。これはまた私たちの夢でありますから、そう簡単に途切れちゃ困りますということもありますが、これは19年の第1回議会です。その中でですね、市長の答弁の中で、投資が大きくなる奄振の中で事業をしっかりと位置付けをして取り組んでいきたいということがありましたので、私たちはこのことを念頭において、ずっと考えておりました。ところが、先ほど言いましたように20年と21年度の施政方針になかったもんですから、あれっということに改めてお伺いしたわけですが、いまその市長の答弁やら当局の考えを聞いて、また県のこのあいだの議員大会も聞いて、あらっと思って心配になってきたところですが、一応その心配もしなければいけないんですけど、改めて力強い意味で継続していきますというだけ言っていただければありがたいんですが。

市長(平田隆義君) 議員大会で議決していただいたことのお礼を申し上げるのを忘れまして。ほんとにありがとうございます。と申しますのはですね、龍郷町側から一時期、最初の名瀬市側からの呼びかけのときは、やはり県道ですから、各集落を結ぶルートということを強く求めて、当時の秋名の皆さんのそれなりの方々の理解をいただいて集会を開いたといういきさつがございますが、そののちですね、龍郷町のほうが秋名から直接輪内方面にということですね、県のほうに要望をしてきたといういきさつというか情報を得ておりましたので、私としては少し活動を中断せざるを得ない、二つがそこで競争してどうのこうのという話になっちゃうと、なる話もならないんじゃないかということがございましたので、しばらく様子を見ようということがありました。しかし、そののち田畑町長からのですね、今度は呼びかけでなんとか荒波地域の振興策については、この有良と大熊間のトンネル化ということを実現しないと、先が明るさが見えないということで、一緒に頑張っていこうという話がございました。そういういきさつがございますので、そして先般の知事の選挙の時に、候補が奄美に入った時に、龍郷町の議員の皆さんが横断幕を持って知事を迎えたといういきさつもございますので、私としては当初の計画案に龍

郷町の皆さんも同意あったものだろうという判断をして、喜んでいるところです。これからは、奄美市と龍郷町が、両者が力を併せて取り組んでいくということになるのではないかと、このように申し上げてそういうことを考えて喜んでおるということを申し上げたいと思います。

それから、改良済みという県の立場は、当初からもう改良済みですということでした。しかし、改良済みでも議論もありました。13度、14、5度以上の急傾斜の道路があるじゃないかということで、今、車がよくなったから大丈夫だという議論までしたんですが、やはり安全な運転をしていくという点では問題を残しているような気がいたします。それと、前からも申し上げているんですが、道路が山の斜面が西側を向いたところが道路が布設されております。地形的にこの奄美大島は西側に向けた斜面というのは、崩落がしやすい、おきやすいということが指摘されております。そのようなことを証明することかどうか分かりませんが、かなり整備済みのあとで道路のがけ崩れがあったということはもう御承知のとおりだと思います。そういった点で今後、道路の改良、バイパスという意味でトンネル化を進めていくということを求めていかなければならないと、このように思います。そして、ある一時期にですね、県の土木部の次長が内々で現地を踏査したという情報も得ておりますから、決してこの道路が完璧に改良されたら、県も思っていないのではないのかなと、私は受け止めております。

それともう一つ、交通量の問題が指摘のされました。しかし、あの当時と今とは車の通行量がですね、随分変わってきてるなど台数が増えていると認識をしておりますので、気持ちを緩めずに頑張ってもらいたいとこのように思います。この話を持ち出したときに、大熊の皆さんに私は名刺の右側に硯滴の志と、その滴が岩をもくじくんだという名刺を作っていたらいて運動に取り組んだという願いを申し上げたということもございます。そういう気持ちを忘れずにがんばっていきたいと思います。

22番（世門 光君） ありがとうございます。この話は最初は市長が打ち出して、そして私たち地域の方々、みんな賛同して市長の発言一つでみんなが集まってそうしてやったということもありますし、それはそれとしてまた長年の夢として、今後とも続けていただきたい。この心はずっと上方の方々、願ってのことですので、施設方針にのるのらないは別にしましてもやはり一生貫いていただければありがたいなとこのように思っています。よろしくお願いします。

次に、土木のほうにちょっとお伺いします。地元の建設業界は地域の雇用を支えるとともに、台風や災害時の対応や後始末などに大きな役割を果たしております。私自信、直接目にし、また被災者には大変感謝されております。このように、このようなことに対し地域の建設の業界の方々は大きな役割を果たしていると思います。現在のような景気の後退や、公共投資の厳粛などにより、建設業界も取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。その中でこれからもいろいろとやっていくことはありますが、公共工事の入札制度は、透明性、競争性を図るために必要なことであります。奄美市においてはどのようなになっているのか、また県、他市においてはどのようなになっているのか改めてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

総務部長（福山敏裕君） 最初に、災害時の協力等についてお答えを申し上げます。ご承知のように奄美市におきましては、平成19年7月に奄美市建友会と大規模災害に関する協定を結んでおります。これは、台風や地震などの大規模災害に備え、より迅速かつ円滑、効率的な応急対策を行うことを目的としているものでございます。このことは警衛事項審査の加点対象にもなっておりまして、一定の評価をなされているところでございます。昨今の公共工事が減少し、百年に1度の不況と言われているなか、建設業界におきましてはこれまで以上に厳しい状況に置かれているものと認識をしているところでございます。議員御指摘のとおり地域活動いわゆるメセナ活動や災害時のボランティア活動など、機動力を伴う地域に根ざした活動につきましては、地元業者育成の観点からも今後とも必要ではないかと考えているところでございます。お尋ねの奄美市において、入札はどのようなになっているのかとの御質問にお答えいたします。本市は奄美市建設工事の入札参加者の指名基準等に関する要綱に基づき、入札参加資格者の格付けを行っているところでございます。業者の選定にあたりましては、工種ごとの金額に応じ、

信頼できる業者の選定，受注機械の確保，さらには地域経済への影響等を考慮しながら，ほとんどの工事で指名競争入札制度を採用しているところでございます。ただ，3億円を越えます土木工事，建築工事につきましては，制限付き一般競争入札を採用させていただいております。この最近の事例といたしましては，奄美海洋展示館新築工事，健康体験交流施設新築工事，これはタラソでございます。や，衛生組合における汚泥再生処理センターなどがございます。次に，鹿児島県及び他市の状況につきましては，鹿児島県におきましては18年度から条件付き一般競争入札制度を導入しております。対象金額は5,000万円以上となっております。他市の状況としましては，18市中10市で，制限付き一般競争入札制度が導入をされております。その金額要件を申し上げますと，鹿児島市が1億円以上，枕崎市5,000万円以上，出水市及び霧島市が1,000万円以上，曽於市600万円以上，鹿屋市，日置市，指宿市の3市が300万円以上となっており，市来，串木野市におきましては，特殊工事を除くすべての工事となっているようでございます。

22番（世門 光君） それとさっきもありましたが，指名基準に基づいてまた工種別といろいろありましたが，この工種のランク付け，どのようになっているのか，またいつごろから通知を行うのか，この点を改めてまたお願いします。

総務部長（福山敏裕君） 工種別の今年のランク付けはどのようになっているのかというお尋ねにお答えいたします。最近の入札参加資格者の資格業者の動向についてでございますが，年々参加業者が減少している状況でございます。この原因としましては，企業の倒産，自主的廃業，他事業への転換，事業の縮小などが考えられているところでございます。今年度，本市における入札参加資格者は全体で930業者でございます。このうち市内業者は162社であります。格付けにつきましては，建設業法に基づく工種ごとに，A，B，Cの3ランクに区分して行っているところでございます。工事の区分としましては，法に定める28の工種中，経営事項審査を受けているものについて，土木工事，建築工事，電気工事，水道施設工事，管工事，舗装工事，造園工事の7工種と，下水道工事の8工種について格付けを行っているところでございます。今年度のランク付けにつきましては現在，ランク付けの作業中でございますが，昨年同様に7月をめどに準備を進めていくところでございます。また入札の参加資格格付けの基準及び格付け表につきましては，市のホームページにて公表しておりますので，御理解を賜りたいと存じます。

22番（世門 光君） その工種別というふうなのがありました，そのいま聞いたんですけども，管工事の場合，空調関係，以前の場合はその全体的に建設電気から電気として，そのあとの空調関係はその下にというような感じだったような気がします。いまは管工事は管工事で空調関係ありますが，その時にその建設と土木を持っています。そうしたらこの建設か土木かどっちかにわかるんですか。それともどっちもいけるんですか。なぜかといいますと，若い方々が建設も持っておりまして土木もどうのこうのということを言いました。そうなるときに，そのいま持っている方はそのどっちかをとらなければならないと私も詳しいことは分かりませんので，お尋ねするところですが，とらなきゃならないということですから，その若い業者というのは若い方々が伸びていくためには，建設もとったり土木も取りたいというようなことを言ったもんですから，これはいけないのかないけるのかなと思ったもんですからお尋ねをするところです。

総務部長（福山敏裕君） 工種の許可を複数取得している場合の格付けということでのお尋ねだろうと思います。先ほども申し上げましたが，建設業の許可の工種は土木建築の二つの一式工事のほか，26の専門工事がございます。28の建設工事の種類として区分をされております。奄美市としましては28の建設工事の中で，工種の登録許可を受け，経営事項審査を受けているものにつきましては，入札参加資格を認めております。28の建設工事の種類の中の八つの工種について，格付けを行っているとい

うこととでございます。この八つの工種といいますのは先ほど申し上げました八つの工種でございますので、それぞれについて格付けを行っているということとでございます。

22番(世門 光君) それじゃ建設部門も工種によって、建設も土木も持ったらそれぞれ両方とも受け付けるということですね、はい分かりました。私もこれで終わりますが、それならまだ時間がちょっとありますので、あれですが、先ほど言いました工業高校の跡地の整理問題、これもやはり3年間でもう答え出さないといけないですので、慌ててやらなきゃならないということもありますが、やはり地元要望、または私たち奄美市の要望なども入れてですね、なんとか頑張っていたきたい。それと、有良芦花部はこれでまた活力でまして、皆さんに地域の方々がこれはどうしてもあれですので、夢ですので、その力出てきたんじゃないかなとこのように思います。それからその工種別入札のほうも、やはり建設、それからこの建設業界、これからまた補正予算やらいろいろとあると思いますが、できるだけ地域の活性化のためにも、やっぱり元気つけさせて、建設業界も安心させていただきたいと、このようなことを思いまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長(伊東隆吉君) 以上で、奄美興政会世門光君の一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。(午前11時22分)

議長(伊東隆吉君) それでは再開いたします。(午後1時30分)  
午前に引き続き、一般質問を行います。市民クラブ 栄 勝正君の発言を許可いたします。

21番(栄 勝正君) 議場の皆さん、市民の皆さんこんにちは。市民クラブの栄 勝正です。質問に入る前に少し所見を述べたいと思います。

今、世界中は百年に一度という大不況に見舞われ、世界的な大企業、アメリカのジェネラルモーターやクライスラーという巨大な自動車産業が経営破たんし追いこまれ、世界中のあらゆる産業がリストラや経営縮小を余儀なくされ、明るい日差しがなかなか見えない状態が続いています。我が国も例に漏れなく自動車産業や、電気関係などの産業をはじめ、正規、非正規採用を問わずリストラで職を失う人たちが続出をしています。国のほうについても、第一次補正予算、平成21年度の本予算、第二次補正予算平成21年度の本予算、第二次補正予算と緊急雇用対策などを含めた大型予算が可決され決行されています。本市においても働き盛りの人たちに少しでも雇用の場、創出に全力で取り組まれるよう、望むものであります。

さて、我が奄美市、合併してはや3年が過ぎ4年目に入りました。合併してよかったのか悪かったのかいまだに実感がわかないような状態が続いているような気がいたします。市長におかれましても、初代の奄美市長として就任してはや3年が過ぎ、任期も残すところ10か月弱となり最後の仕上げの年になりました。均衡ある発展、文化、風習、産業、地形などあらゆる違いがあるなか、その責務は誠に大であり日夜、気が休まることもなく御尽力されていることには、心から敬意を表するものであります。初代市長として、就任当時お約束したこと、どれくらい実現できたでしょうか。また、残された任期中、どういう課題を持ち取り組まれようとしているかをお聞かせください。

最後になりましたが、今年度新しく部課長に就任された皆さん就任おめでとうでございます。お喜びと同時に責務の重大さをひしひしと感じていることでしょうか。経済状況の厳しい本市、かつて活気を呈していた大島紬の生産をはじめ、あらゆる産業が疲弊している本市、市民生活の実態を見ていると、相も変わらず安い公営住宅を申し込む人の多さ、生活が苦しく生活保護を申請する人、老若男女を問わず職を求める人、市内いたるところの空家、空室、空店舗、更地などどれひとつとっても市民には申告なものばかりであります。今、私が述べたことを認識を強く持ちながら、部下と力を合わせて競り合っていると、市民生活向上のため、精一杯御尽力なさることを強く望むものであります。次の質問からは発言席にて行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 栄議員の質問にお答えをいたします。まず、御指摘のとおり、合併市の新生奄美市のスタートということで、及ばずながら立候補を決意し、多くの皆さんと触れ合う中で合併市に向けての心を寄せていただいたものと、このように受け止めております。合併して合併協議会で議論された中でもですね、合併してまた新たな様子というか状況というのがいくつか感じ取ることができましたし、数百にのぼる事務事業の調整事項を残したままのスタートでございますから、これらの事務事業の調整と、そして新たに生じた問題の解決に合併事務を取り組むということは、確かに荷の重いことだったなと、いま振り返っているところです。しかしこれらのことについても、まだ道半ばという感じがして止みません。多くの事務事業の統一を図ることができましたが、3地区の均衡ある発展をという御指摘のとおり、均衡ある発展という形では、行政サービスではある程度平均して平等に受けられるという状況まではまだたんではないかなという気がするところです。公約も8項目に渡っていたしました。これらについても、取り組んではおりますが、まだ完全にし遂げたという感じではございません。ただこういったことを見ながら、お約束したこの八つの柱というのは、そんなに間違っているものではないかという感じはしておりますので、引き続いてこれらの実現にまい進してまいりたいとこのように思うところです。

これから、まず子どもたちが健やかに育つ島とか、高齢者がいきいきとして輝く島づくりとか、若者が夢を持つ島をつくりあげようということを申しておるところでございますが、基本的なところでは自助互助公助というものを三つの条件を満たしていくということは大変難しいことだなと、こう思ったりもしているところです。

もう一つの柱になります奄振法の延長という点についても、法の延長はみることができました。正式には来年度の事業から新奄振法の事業の姿がはっきり見えてくるものと、このように思っておりますので、その実現に取り組んでいるところです。その中で具体的には、奄美群島振興開発審議会のほうから出ました意見、具申の三つの状況、農業と交流、観光それからIT通信情報技術の活用を生かして、地域の雇用を確保していただきたいという意見が掲示されております。この三つの条件についても、時期を得たものではないかなと、そしてこの三つの問題を解決できれば、離島が離島でなくなるという思いをいたしておりますので、優先的にこの三つの方向に焦点をあわせて取り組んでいくということになるかと思えます。そういった点ではいま奄美群島広域事務組合を通して担当として準備を進めさせているところであります。

3点目に、経済が厳しい状況でございますので、これからのそれぞれ3地域に適した産業の振興ということを念頭に置きながら、今度策定されます総合計画のほうにしっかりと位置付けていくということが求められるのではないかと、このように思っておりますので、どうぞこれからも御指導賜りますようよろしくお願いいたします。

21番（栄 勝正君） いま八つのお約束事をして3年が過ぎました。道半ばということで答弁もありましたけれども、市長が一番、今回市長選挙に立候補するにあたって、就任にあたってですね、力を入れたのが一集落1ブランドじゃないかなと思っております。その間にいろいろありましたけれども、市長のほうから説明がありましたけれども、一集落1ブランドというのはこれはやはりこの本市にとって波及効果、そしてインパクトは強いものだと思っております。それで認定もされているわけなんですけど、具体的に認定もされた集落の活用とか運用はどのようになっているのかなと、私はいつも危ぐしております。いろんな要望が集落からも出ています。屋仁ターマンとかですね、住用のフナシギョの滝とかいろいろ出ていますけれども、その辺からいろんな要望に対してどのように当局は対応しているのか、ちょっとお聞かせをお願いしたいと思います。

市長（平田隆義君） このブランド、集落ブランドという言い方もするわけですが、全集落から提案されたわけではございませんが、出てきた集落のほうでもこのことを中心に話し合いを進んでまいりまして、具体的に集落の個性が発揮できるような取組をしたいということであります。めぐるきよら島づくりということで、こういったことへのサポートをしていこうということで取り組んでおるところですが、財源のほうもですね、合併特例交付金による18億円の資金がございますから、その果実を活用していくということを基本的に考えております。問題はその事業そのものよりも、これをどうしていくかということを集落の皆さんと行政がとことん話し合いながら、村づくりをしていくということが一番望まれる形ではないかということであります。ですから、具体的なものを作るとか施設を作るとかということでないブランドもございますから、それらについては十分に話し合いながら、どうして集落の伝統とか文化というものを大事にしながらか活性化を図っていくかということにさせていただけるということにさせていただけるかと思うところなんです。

21番（栄 勝正君） 例えば8月踊りも佐仁とかですね、何集落かが認定されているんですけども、例えば10名観光客が来て8月踊りを見たいというようなことに、具体的にどうすればいいかということとはですね、やはり観光客はその集落の長とかいろいろ知っているわけではありませんので、やはり行政にそういうのは頼るしかないと思っておりますので、そういう時にはピシッとですね、こうこうしたことができるよというようなですね、対応ができるようにいまシステムがなっているのかなと思っておりますけどもいかがですか。それともう一つは物を作るとか、あるいは何かを施設を作るとかじゃなくてですね、その文化的なものはそうないんですけども、そういうことじゃないんですけども、例えばトイレを作ってくれとかあるわけですね。そういうのに対応して検討しているとか、よく言われるんですけども、やはり喫緊の課題として現在、認定されてもう活用されているわけですから、なにかの形で対応しなければいけないんじゃないかと思っておりますけれども、その辺トイレ作れとかそういう要望に対してはどのように思っておりますか。対応の仕方です。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 集落ブランドにつきましては、今、市長から概要の答弁がございました。ご案内のとおり認定された集落からどう答えるのかという御質問でございますが、現時点におきまして食に関する集落ブランドなどにおいては活動が活発な一方、文化や景観などのブランド等につきましては、その活動に苦慮している集落もあるのも事実かと思えます。

市といたしましては、集落活用ブランド委員会を各ブランド各種の配置をいたすことで計画をいたしたところでございますが、例えば御紹介がありました屋仁集落のターマンの栽培などにつきましては、この活用ブランド委員会が活発に使われておりますし、また佐仁の八月踊り等について、また宇宿の稲摺り踊りなんかについても同様であります。

他のものについては、それぞれ若干の温度差もあるのも事実かと思っております。また併せて御紹介をさせていただきますと、ブランドの中でですね、平成20年度に国土交通省が募集いたしました次世代に残したい島の景観ということで、島の宝100景に数点応募を私どものほうでいたしました。この中で名瀬、小湊集落の小湊フワガネク遺跡群とソテツ群が認定をされたところでございます。併せまして、先ほど市長のほうから新規事業といたしまして紡ぐきよらの島づくり事業につきましての御紹介がございましたが、一集落1ブランドの認定された団体及び集落ブランドの種類から申しますと、現在、5集落から申請が出されておまして、ハード面の整備の要請がきております。

最後にお尋ねがありました川内集落のフナンキョの滝のトイレの整備についてのお尋ねかと思っております。この件につきましては、平成19年度の本市の一集落1ブランドで認定されているところは、御案内のとおりでございますが、認定後反響が大きく、先の4月には集落主催の桜とフナンギョの滝のウォーキング大会に約350人を開催をしているように記憶しております。あとは先だっただけの地元紙で大きく取り上げられておまして、大変うれしく市としても思っております。ブランド認定後、集落地区外から訪れる市民や観光客も増えてきており、区長さんから囑託員会等を通じまして、トイレの設置

要望については伺っているところでございます。住用総合支所担当課と集落の話し合いの中で、先ほど申しあげました新規事業の紡ぐきよらの島づくり事業での整備などを進めたところでございますが、現在のところ、私のほうで確認したところ、5月15日までの申し込みの中には入っていないようです。トイレ設置の必要性については認識しておりますので、今後どのような方策がとれるのか、部内で具体的に検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

笠利地域事務所長（塩崎博成君） 笠利総合支所管内の取組について、紹介させていただきたいと思えます。御承知のとおり、笠利支所管内には12のブランドが認定をされております。そのブランドを通して笠利地域の活性化にどうつなげていくかということで、いろいろ取組をいたしておりますし、来る7月22日の皆既日食も踏まえてですね、そのブランドを通じた情報発信についての取組を検討いたしております。それからそのブランドの紹介につきましては、笠利総合支所を窓口としてそれぞれのブランドを紹介する方法も含めて、あるいはまた直接そのブランド認定を受けた集落を直接、紹介をするというような取組の方法もでございます。

21番（栄 勝正君） いろんな要望があると思えますので、鋭意努力をしてですね、集落到納得のいくようにですね、やっぱり説明あるいは活用方法などをですね、指導するようお願いをしたいと思えます。

それから、市長も昭和59年に市議会議員に初当選以来、政治に関わりまして、平成6年に市長、名瀬市長就任、そして平成18年に奄美市長に就任と、あれこれ20何年ですか、政治に関わっているわけですけども、残すところ任期もあと10か月弱になりました。道半ばということもありましたけれども、まだまだやりたいこともいっぱいあるだろうし、まだまだ次の思いもいろいろあるんじゃないかと思えますけれども、巷では次の市長選挙へ向けていろいろなうわさが飛び交ってます。噂は噂でございますのでこの場ですね、来年の市長選挙について市長がどのような考えを持っているかお聞かせください。

市長（平田隆義君） 先ほど申しあげましたように、現時点での課題解決にいま進んでいるところでございます。噂のほうも私にかえってくれば楽しめるんですが、私のほうには全然かえってきておりませんので、いまそういう噂にとられることなく一生懸命任期をまっとうしたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思えます。

21番（栄 勝正君） 答弁はまだまだ出るとも出ないとも、一生懸命頑張っている答弁なんですけれども、一生懸命頑張ってもらいたいと思えます。私の憶測は憶測で市長の思いは思い出違うところがあるかもしれませんが、やはりもう4万8,000人のトップでございますのでその進退には市民みんなが注目をいたしております。いずれどこかでかですね、ちゃんと表明するときには表明してもらいたいと、まずこれは何べん聞いても同じことだと思えますのでこれはやめます。次に、限界集落について質問をいたします。限界集落というのはもう私が説明するまでもなく、高知大学教授の大野先生という方がはじめに限界集落という言葉を使ったそうです。65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超える冠婚葬祭はじめ田植え、道普請などの社会的協同生活など、維持が困難な状態に置かれている集落を限界集落と呼んでいると、そして国のほうもそういうふうな呼び方をしているということなんですけども、本市もこれで間違いがないのか、それとこの奄美市には限界集落がいくつ、何集落存在しているのかまでお聞かせください。

市民部長（有川清貴君） 限界集落の現状実態、対応についてですが、先ほど議員が申しあげたとおり、限界集落は65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超えて、かつ冠婚葬祭等社会的協同生活の維持が困難な集落をさすと言われております。本市の現状ですが、人口の半数を高齢者が占めている集落はござ

いますが、いずれの集落でも冠婚葬祭や集落行事と社会活動が従来どおり行われておりますので、いまだ限界集落にいたってはいないものと考えております。しかしながら、限界集落を発展させないためにも集落活性化対策は大変重要な施策と考えております。今後の取組につきましては現在、住用、笠利地区には嘱託員、駐在員制度が残っておりますので、各集落の嘱託員、駐在員の皆さん方の情報交換などを密にし、集落行事などへの支援を強化してまいりたいと考えております。また、昨年度からは集落の空家を活用した定住促進住宅の整備を行い、地域活性化の担い手の定住促進を図っているところでございます。現在、ございません。

21番(栄 勝正君) 部長、限界集落は奄美市には存在していないということによろしいんですか。そしてこの大野先生の言う50パーセント以上、あるいはいまあなたはその冠婚葬祭など困難な地域はないという答弁なんですけども、これは実態調査などをやった結果そのようになったわけですか。それと、限界集落には自主防災組織があるのかなのか消防団員がいるのか、あるいは店があるのか、病気や寝たきりになったら高齢者はどうするのかと、いろいろな問題があるわけでございますので、その奄美市としてその50パーセント以上、これは平成7年の資料なんですけども、8集落50パーセント以上が存在しているんですよね。それから2年はたっているんですけれども、そういう維持困難は先ほど申し上げたように、維持困難がないと、集落は全部そういう協同でなんでもかんでもできてるという理解でよろしいんですか。もう一回、簡単にお答えください。

市民部長(有川清貴君) 65歳以上の集落は、半数以上の集落は3集落ございますけれども、現在冠婚葬祭等活動はやってますんで、限界集落とは考えておりません。

21番(栄 勝正君) 冠婚葬祭、実態調査をしたですか。いろいろと自分などで、例えば敬老会をする、敬老会をした場合、接待係、料理あるいは演芸ですね、そういうのがうまくいっているのか、あるいは冠婚葬祭をするその場合、田舎などでは若い人たちがよく炊事をするんですけれども、そういう実態など、あるいはいろいろ実態を調査していま言っているように間違いはないんですか。もう一回。

総務部長(福山敏裕君) 限界集落につきまして、調査をしたかというお尋ねでございますが、昨年、県が実態調査を行っております。その調査結果に基づきますと、集落維持機能が危ぶまれているこの限界集落は、大島地区や7つあるという結果が出ておりますが、今お尋ねのように奄美市には限界集落はないということでの調査報告が出されております。

21番(栄 勝正君) 今後でもですね、高齢者が増えて、ますます集落の維持が困難になる集落が、やはり私は相当出るんじゃないかなと危ぐをいたしております。ですから、そうならないうちになにかの支援策、対応策というのは取らなければいけないのではないかなと思います。それで関係して聞きますけれども、やはりそういう集落にはですね、集会場あるいは市営住宅などもですね、建設してもらって、やはり集落活性化のために是非やってもらいたいと、私は思っております。それでこの本市の集会場の実態、今後の取組なんですけども、今回のあれで有良とそれから喜瀬の3区ですか、にコミュニティセンターができると、去年は打田原とか用とかですね、あるいは建設されたんですけれども、いままでのこういう状態をみていますと、集落に集会場がないところとあるいは老朽化が相当進んでるということなんですけども、この集会場の建設についてどういう基準でこのコミュニティセンターなどがですね、次々に建設してるのかまでお聞かせください。そして、かつては集落で集会場建設したところもあるわけですよ。行政から1円も金もらわずにですね。それが老朽化してほとんど使い物にならないほど老朽化して壊れているところがあるようなんですけども、その辺についていかがですか。

市民部長(有川清貴君) 本市の集会場の実態についてでございますが、住用に14集落、笠利に29集

落ございます。それぞれ集会場があります。名瀬市区の旧三方地区では、各町内会に集会場が整備され、市街地を含む48か所集会場があります。この中には自治会独自で整備したものや、公営住宅も仮設されていますので、既存の集会場の中で古いものでは40年代に建築され、40年以上たっている古い集会場もでございます。集会場整備の支援としては、改修にかかる経費の補助を行っておりますが、平成20年度の実績では名瀬8か所、住用町2か所笠利町4か所計14か所で2,338万円の改修工事を行っているところです。

21番(栄 勝正君) 私の質問の趣旨はですね、その今、あなたが14か所、29か所、48か所と述べたですね、その集落の集会場を児童館とか生活館とか呼び名がいろいろあると思うんですけども、集会場がどんなかたちでつくられたのかということなんですよ。そして一番古いのは40年、40年代ということなんですよ、それに対してどのような対応をしようとしているのかということなんですよ。基準は何かということですよ。今回今度の補正予算にも小俣町の1,000万円という集会場改修工事の費用が出ていますけれども、やはり私はどういうところにどういう基準で改修とか建設とかやっているのかなと思っているから、その二つをちょっと聞かせてください。

産業振興部長(瀬木孝弘君) すいません、3月まで企画調整課長をしておりましたので、担当の課長として答えさせていただきます。まず基準でございますが、議員お尋ねのこの集落自らの発意で建設をされたものにつきましても、集会場改修一部助成の要綱を持っておりまして、これが対象になります。もちろん、公民館の施設改修につきましても当然、指定管理者制度等を含めまして、維持管理それから関連な利用をお願いしているところでございますが、その補修につきましても総額10万円以上で事業費が例えば400万かかりますと、集落の御負担は10万円を控除いたしまして、残りの4分の3を先ほどお話のありました合併まちづくり基金の益金で約1,200万円ほどプールしておりまして、3総合支所の基本的には400万の配分で運営をしているところでございます。申し上げたいところは、集落自ら建設をした集会場や公民館等についてももちろん対象になるということをお知らせしておきたいと思っております。

21番(栄 勝正君) ちょっと分かりにくいんですけども、集会場は次々とコミュニティセンターとか児童館の生活館とか名を変えてですが、補助金のせいだと思いますけども、私の生まれてそだった和野ももう2回目、3回目くらい造ってるんですけども、一番はじめは集落で造っただろうし、次造ってまたつくられていますけれども、こういう用もそうですよね、造られてその前どういう形で造られたか分かりませんけれども、なかでどういう基準があるのかなあと、今度有良の、市長の生まれ育ったあつたの集落集会有るわけですよ。そして今度はコミュニティセンターが造られると、具体的に名前を挙げて申し上げますと、川上集落の集会場の件について質問をいたします。この集落の集会場は、昭和42年に建設されています。それで総工費が250万円、これは60万円が地元負担、190万円が篤志家の寄附ということで、行政から1円もこれもらわれてないようなんですけど、それで間違いはないのか、この公民館が老朽化しているのと市に対して要望が集落の会長さんから昨年11月に出ています。その間どういう対応をしたかお聞かせください。

笠利地域事務所長(塩崎博成君) お答えをさせていただきます。川上集落の現在の公民館につきましても、議員御指摘のとおり昭和42年6月に竣工、総工費250万円で集落独自で建設がされております。公民館建設に伴う財源につきましては、集落負担が60万円、それから残りの190万円を町内外の川上出身者や篤志家の寄附によって建設をされたというようなことを聞いております。それから、公民館の建設に向けて、奄美市としての取組、どのような取組を行ったかということでございますが、集会施設等の改修につきましては、毎年、駐在員から要望が挙がってきた施設について、奄美市集会施設改修補助金制度を活用して施設の改修を行っております。

川上公民館につきましては、平成18年度から川上集落から要望が出されております。これは、平成19年の2月19日に屋仁のほうで開催された村おこし座談会、それから先ほど昨日からございました昨年の11月に川上集落からの要望と、その中で公民館建設についての要望も出されてるところでございますけれども、市の公民館改修、集会場改修に伴う事業で、補助金で整備をしますと、改修事業費のうち4分の1の集落負担が必要となるということから、公民館改修事業の導入がいまだかつてなされていないというのが現状でございます。そのようなことから、今後事業導入に向けて、どのような制度等があるのか、その辺も踏まえて検討をしてみたいというふうに考えております。

21番(栄 勝正君) 昭和42年に、もう集落自体がですね、1円の、旧笠利町時代から1円の寄付金ももらわなくて、このように小さな集落が集会場建設をしたわけですよ。そういうことで老朽化がもう進んで、いろいろな不具合が出てると、いろんな要望書も出ている中でですね、やはり今回小俣町に私はやるなと言いませんけれども、是非やってもらいたいんですけども、1,000万円という改修工事費も出ております。ですから、やはりその辺は少し真しになってですね、集落と話し合ってますね、やはり建設に向けて前向きにやっていくべきかなと思っております。もう一回、どうですか。

笠利地区事務所長(塩崎博成君) 先ほどの答弁でいたしましたように、集落との協議、検討重ねながら今後の方策について検討を加えてみたいと考えております。

21番(栄 勝正君) また来年の今頃、どうなったかと聞かれないようによろしくお願ひしたいと思います。

それからは、次に市営住宅の件について、先ほどから奄美市には限界集落はないと部長が大きな声で言っておりますので、私は安心をしてるんですけども、本当はないのかなと危ぐをいたしております。そういう中でやはり市営住宅というのは、小さな集落にとっては大変必要なものであり、私はもうこれ以外は限界集落を脱するのはないんじゃないかなと思っております。昨日から同僚議員によって名瀬市の市街地も市営住宅ということがありますけれども、各集落にとっては若い人たちは何よりの財産でありますので、やはり年次的にですね、こういう集落から市営住宅も建設してもらいたいなと思っております。それで、この先ほど部長が発表しました笠利地区で29、住用で14ですか、名瀬で18ぐらいですか、集落あるんですけども、その中で市営住宅がない集落は何か所でどこですか。ちょっとそこだけ簡単に言ってください。

建設部長(田中晃晶君) その市営住宅が建設されてない集落のみということですので、お答え申し上げます。名瀬地区におきましては、伊津部勝、朝戸、福里の3地区、笠利地区におきましては川上、前肥田、打田原の3集落に市営住宅はございません。

21番(栄 勝正君) なぜこの3集落にですね、いま述べた集落に市営住宅がなかったかということは、合併前の話でもありなかな問題が複雑であり分からないと思っておりますけれども、やはりこのように集落に市営住宅がない集落はあるわけですよ、市長ね。ですからこの先ほどの限界集落がないということなんですけれども、そういう近づきつつある集落もあるわけですから、あと10年したら本当にもうなにもできないような消滅するんじゃないかなと思われるんですけども、この市営住宅もやはりそういうところを優先的にある程度、4戸とか6戸をですね、建設するべきじゃないかなと思っておりますけれども、21年度までは住宅マスタープランですか、のっとってやってることなんですけど、その以降を是非考慮してもらいたいと思っておりますが、市長いかがですか。

市長(平田隆義君) 午前中も出たと思うんですが、この公営住宅のですね、入所基準というのが大変難しい状況にあるんですよ。建築の時に高齢者住宅っていうのは、規格があって補助対象になって、それ

を入れます高齢者住宅ということで位置付けできるんですが、その他のことは全部一般でございますから、何歳の人たちを優先的に入れようとか、そういうところが難しいという実情がございます。今後の課題であろうと、こういう思いがしております。ですから、すべて公営住宅が解決できるものではないということだろうと、私は判断しております。

21番(栄 勝正君) 公営住宅ができたからその集落はすべてですね、なんでも解決できるという問題ではないというのは、私も認識は一緒であります。しかしながら、最小限度はですね、やはりいまない集落を部長が挙げてもらったんですけども、やはりそこにはいままで何十年、何百年、何千年と続いた集落があるわけでありますので、やはりその消滅の恐れがあるんじゃないかなとも危ぐをされておりますので、この小さい集落はですね、やはりそこら辺になんらかの活性化をするためにもですね、最小限度の様相じゃないかなと、せめてじゃないけど様相じゃないかなと思いますので、是非ひとつ21年度、22年度ですか、住宅マスタープラン、部長、そういうのがあるんですか。そこら辺はどうですか。計画は。

建設部長(田中晃晶君) 住宅マスタープランについては策定をして、今年度以降、再度マスタープランの練り直しをしたいと考えております。

21番(栄 勝正君) 時間がありませんが、私は前も限界集落については質問をいたしました。塩崎部長の企画部長時代ですね。やはり、だんだんだんだんと人口も奄美市も減っていますし、一層減っているのがこの小さな集落じゃないかと思っております。この2年前のこの資料を見ますと40パーセント以上ちゅうのがもう10何か所も集落はありますしですね、これが50パーセント、60パーセント、70パーセントになったら、ほんとに何も維持できなくなるんじゃないかなと思っております。ですから、やはりそこには温かい目をやってですね、何ができるかということですね、市長も真剣に考えてもらって、やはり国のほうでも国交省あたりがバリアフリー改修補助費とかですね、ニュータウンも対象とかいろいろこう新聞にも載っておりますけれども、市の独自としてもですね、やはりこういう集落にも支援金などですね、いろいろ派遣したり手伝わせるなりしてですね、努めてもらいたいなと思っております。是非、限界集落はいまはないという位置付けなんですけども、出ないようにですね、もう一度、市長、意気込みをお願いいたします。どうですか。

市長(平田隆義君) 意気込みということではないんですが、やはり集落が廃集落があるということは行政の責任にあるものとしては、大変厳しいものだ、と、こういう受け止め方をしております。したがって、先ほど有良のほうの話も出たんですが、あれは実をいうと汚泥処理場建設の中で要望が出たということと、避難所が海のそばの児童館、津波の時の非難は海のそばの児童館に避難しなさいという設定になっているというのはおかしいということで、考え直そうということで山手のほうに避難ができる場所をつくろうということもあつたりしたんです。そういう打田原のほうは土地を提供するからという申し出があつたり、用のほうもそういうことでこうやったりしてやっていると。そういうことでは基準がないみたいに受け止められても仕方がないのかなと、こう思うところですが、いま言う限界集落になりかねないという懸念があるところに、どうしたら人が住むかということをやっぱり最初に考えていかなければいけないだろうと、こう思っておりますので、これは行政の大きな仕事だと、こういう位置付けはしてるつもりです。

21番(栄 勝正君) 川上集落は避難場所もなってると思うんですけども、やはり避難場所としてもですね、しっかりした人もやらなければ、かえって避難場所が危ないと、避難しとって天井が落ちてきたとかですね、床が落ちたということになれば大変ですので、区長さんもおりますので、現場を見てきてると思いますのでですね、是非、こう近々にですね、なにかの方策で解決できるように強く要望して終

わりたいと思います。それから次は、3番目の災害のないまちづくりと三つ一緒に聞きたいと思います。まず、火災予防なんですけども、2月に井根町、4月に港町と、そのほかにも井根町やら有良や知名瀬にも火災がありましてですね、全国放送にも流れまして、あちこちからやはり名瀬は大丈夫なのか、火災が多い街じゃないかという危ぐをされております。それで、火災が起こってから、火災が起こったときに消防団が一生懸命消火するのは当たり前なんですけど、火災が起こらないようにやはり予防を徹底するというのも大事な事じゃないかと思っています。原因がなかなかつかめないところもあると思いますけれども、やはりこの辺は何が原因なのかですね、先頭に立って予防に力を入れてもらいたいと思っています。その辺があればですね。それから、このがけ崩れ対策なんですけれども、去年は小俣町、そして今年は朝仁新町で個人が造成した土地ががけ崩れがあったということで大変住民も困ってございましたけれども、今年などはその朝仁はですね、道が崩れてごみが運べないと住民から相談を受けたこともありましたけれども、すぐボランティアの会社が除去してもらって解決したということなんですけれども、やはり個人の造成地であろうと、市民は市民でありますので、その辺をがけが崩れないような方策、大変難しいでしょうけれども、指導なり何かができるんじゃないかなと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

それから、自主防災組織の育成ということで、なかなかこの笠利は進んでいるようなんですけども、旧名瀬市が進んでないということなんですけども、災害が起きた場合、発生した場合は町内の方が一番知っているわけですから、例えば港町の火災の時にちょうど行きましたら、あの家には人が住んでいるんですかと私に聞くもんですから、私は分からないもんですから、私は分かりませんと言いました。この間まで住んでおっただけどなとかいう人がおりましたので、やはり町内の人であればそこに何人住んで、どんな人が住んでるかということがすぐ分かるわけですよ。ですから、やはり自主防災組織は私は是非必要だと思いますので、その辺の手立てはどのようになっているか、時間がありませんので簡単に三つとも一緒にお願ひします。

総務課参事消防長（原田俊光君） 衆議員の質問にお答えいたします。災害のないまちづくりの火災予防についてお答えいたします。

まず、はじめに今年名瀬地区で発生しました火災では、尊い命と多くの財産が失われたことに、改めて心から御冥福をお祈りいたします。罹災された方々に対して深くお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、今年発生しました名瀬地区の井根、港町火災に関連した質問の中で、火事を出さないためには火災予防をどのようにしていくかとお尋ねですが、4月の港町火災後、消防本部について火災発生防止のための緊急火災防止対策会議を開き、今後の火災予防対策を検討協議しました。協議の結果、火災発生防止強化期間を設け、当分の間、火災予防を強化する方針で消防隊による予防広報及びパトロールの実施、現在行っている防災無線広報の内容強化、電光掲示板による火災発生防止強化期間の掲示、奄美FMなどで呼びかけなどを行っております。

平成18年6月から一般住宅等にも義務付けられました住宅用火災警報器の設置促進のために、特に高齢者住宅等を重点的に防火訪問を行い、防火安全点検と住宅用火災警報器の早期普及を図る予定にしております。そのために、奄美市高齢者福祉課、奄美市社会福祉協議会、奄美市内の介護保険事業所及び在宅介護支援センター、消防本部予防課などの関係機関で構成した、奄美市要援護高齢者等住宅における重警器設置推進組織が、衆議員も御承知だと思っておりますが、新聞紙上で話題になりましたんですが、平成21年5月11日に発足いたしました。計画として、奄美市高齢者日常生活用具給付等事業により、重警器が給付等の対象用具であることを、要援護高齢者等に広く周知し、普及を図るものです。目標としてすべての要援護高齢者等住宅に重警器を設置していく予定であります。すいません、もう終わりますんで。また火災予防対策事業として、緊急雇用の創出、事業臨時特例基金を活用し、住宅防火安全対策普及員の雇用を計画しております。そして、住宅防火安全対策普及員等による高齢者の住宅防火訪問で安全点検を行い、高齢者等の住宅火災による死者ゼロを目指したいと思います。

次に、消防団員などの取組方についてであります。消防団のことについては御理解いただいておりますので詳しくは申し上げませんが、以前から消防団員が自分たちの地域を自主的にパトロールしております。今回の火災を機に、名瀬地区の伊津部分団、金久分団、長浜分団が自主的に火災発生防止期間中、自分たちの管轄町内を午後7時から午後10時までの間、1時間ぐらい防火パトロールをする旨の申し出があり、火災予防の啓発にかっているものと思います。今後とも火災予防の重要性、災害の未然防止を図るためには消防団はもちろん、市民、自治会、事業所との連携を密にしながら、災害のないまちづくりに努力をしていきたいと思っております。

建設部長（田中晃晶君） はい、分かりました。ただいま議員がおっしゃるような箇所につきましては、全体で3地区で325か所あります。名瀬地区には203か所、笠利、住用地区にそれぞれ61か所ございます。例えば議員の指摘の小俣とか、それから朝仁の個人の造成地に関しましては、部としましてはと申しますが私が把握するものにつきましては、直接的な資金の援助とかそれらのことの制度がございません。我々の制度を利用するためには、またそれぞれ様々な条件等がございますので、それらをクリアすることが必要だというふうに考えます。

総務部長（福山敏裕君） 自主防災組織は、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う組織のことでございまして、災害対策基本法において住民の先ほどからありましたように、隣り近所の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として、市町村がその充実に努めるように規定されております。市としましては、自主防災組織の結成促進を図るために、広報紙を活用したり啓発活動に努めているところでございます。また、具体的な先日開催されました名瀬の町内会自治会連合会総会にも職員を派遣しまして、自主防災組織の早期結成を呼びかけたところでございます。現在、奄美市内の自主防災組織率は26.2パーセントとなっております。地域別でいいますと、住用地区が41.9パーセント、笠利地区が88.2パーセント、名瀬地区が15.7パーセントとなっており、地域間での組織率に大きな開き率がございます。その要因としましては、自治会の結成率が挙げられるところでございますので、自治会の結成化に向けて現在取り組んでいるところでございます。その具体的な取組としましては、現在、奄美市には2名の地域防災推進員がおりますので、自主防災組織の組織率向上や災害時の活動など、地域の防災リーダーとして活動しておりますので、民生委員の総会で防災活動の講話をしたり、自治会の自主防災組織結成の説明会を開催しておりますので、この取組によりまして名瀬地区におきましては昨年9年ぶりとなる自主防災組織の結成が実現しているところでございます。引き続き、積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思っております。

21番（栄 勝正君） いっぱい質問したいんですけど、時間がありませんので、私の感想だけ言って終わりたいと思っております。火災予防なんですけども、一所懸命と民間の吉田商事ですか、一所懸命と警報など回ってですね、努力しているところもあります。やはり全国から災害の火災の多いまちだというイメージだけは払拭するようにですね、やはりこれは消防署の職員だけの力、あるいは団員だけの力じゃありません、市民みんなの協力を得なければできないものですから、やはりこの予防にですね、全力を注いでもらいたいと思っております。それから、がけ崩れの件なんですけども、何か所か部長の方から申し上げましたけれども、やはり、私個人で造成した土地は公的な資金も使えないわけなんですけども、何らかの形でですね、やはりその辺は、個人のがけ崩れの危険な場所をですね、やはり常日頃から巡回などをしてですね、やはり個人の指導などもですね、是非してほしいと思っております。

それから、自主防災組織はなぜできないのかと私はいつも思っております。これはやはり自主ですから、自分の中でつくらなければいけませんけれども、やはりある程度はまた行政もですね、力を貸してもらわなければいけないんじゃないかなと思っております。なぜできないかということはやはり、このなかなか、この組織をつくったらまた役員がいるもんですから、その役員のなり手がいないということなんじゃないかあと思ったりしておりますので、その辺は次の機会にでも質問もしたいと思っております。それ

から4番目はもうちょっと時間がないので、また次の機会に、国の税制改革本市への影響ということなんですけども、せっかく通告してありますけども、申し訳ないんですけども、また次の機会でもいたしたいと思います。

それから、観光行政ということで、皆既日食の前夜祭、当夜祭、前夜祭は万全かということなんですけども、私は昨日から皆既日食は部長からですか、千載一隅の奄美を発信するチャンスであるという答弁などがありました。正にそのとおりじゃないかなと思っております。私も昭和33年、中学2年の時にこの皆既日食を今でも私は笠利の赤木名中学校なんですけど、校庭でガラスに墨を塗ってですね、こう見たような記憶があります。その時の先生がどういう説明したかも忘れていますが、ただ自分で行動したということだけは覚えていますので、次の教育行政の小中学生に対する対応というのがあるんですけども、是非この奄美を発信する絶好のチャンスでありますので、いろいろな観光客が来ますので、この前夜祭、当夜祭、後夜祭、この市政だよりも詳しく載っていますけれども、まだまだ周知広報が足りないんじゃないかなと思いますので、全力を上げてですね、島の文化、あるいは島の景勝地などですね、発信できるように対応をお願いしています。答弁はもうありません。

それから、答弁はまたいつかの機会に、いつかじゃないけども、何かがあれば聞きたいと思っております。3番目の教育行政に移りたいと思っております。

本市の教職員の配置状況なんですけども、今日の地元新聞の南海にも載ってるんですけども、ユネスコが奄美の方言はもう消滅するんじゃないかと、教育長も見られたと思うんですけども、そういう記事が載っております。それで消滅の危機ということでもあります。私が申し上げたいのは、方言じゃなくてですね、この島ことばが分かる職員を、やはり教育長としては是非、なかなか人事の面は県との関係で難しいと思っておりますけども、いまの私の息子も含めてなんですけども、方言はなかなか使えません。しかし、理解することは、ほとんどの方言を理解することはできると思っております。しかし、本土から来た先生はその理解すらも難しいと、使えない、なかなか難しいと思っておりますので、そのためにも島出身の人たちをこの島に是非、養成するというようなことは教育長としてできるんじゃないかなと思いますけども、その辺はどのようにお考えですか。この配置状況を踏まえて。

教育長（徳永昭雄君） 大島出身の教職員が少ないという状況は、その通りであります。そしてまた大島出身の教職員が半数以上占めてほしいという議員の心情も理解はできます。ただ、教職員の採用試験という関門があります。そのことから、なかなか、そういう状況になるのは難しい状況でもあります。また大島出身以外の離島への異動については、県の人事標準というのがあります。それに基づいて離島に勤務は一応義務のような格好になっております。そういうことからなかなか大島出身者の活用は難しいというのが現状でございます。ただですね、この前、小宿中学校のほうに学校訪問しましたけれども、その時に中学生で方言劇を作ったそうでございます。その方言劇を作ったシナリオを作ったのは鹿児島から来ている先生、それも集落の方々との指導を受けながら、そういうことで、鹿児島から来た先生も一所懸命頑張っているという、その姿をですね、認めていきたいと思っております。

21番（栄 勝正君） 今後ともですね、やはり本土の出身の先生も一所懸命、奄美市に本市に赴任して頑張ってるだろうと思っておりますけれども、やはりその辺もまた島で生まれて、島で育った人ならばまた違いも少しはあるんじゃないかなと私は思いますので、教育長としてできる範囲内ですね、あるいは本市にも島出身者の教職員をですね、配置するように是非、県のほうにもお願いをしたいと思っております。

最後になりますけれども、2番目は先ほど言いましたように、中学2年の時で昭和33年といえば2年生です。その時のことを今でも50年ですか、過ぎていきますけれども、脳裏に焼きついてます。ほとんどのそれを漏れた方は分からないですけども、それ以前に生まれた方は小学生であろうと私はほとんどは覚えているんじゃないかなと、今後は何百年後ですか、200年か300年後にこの奄美では皆既日食が見られるということなんですけども、そうであればなおさら今の生きてる人たちにとっては、一生忘れられないことのできないことですので、この小中学生に対する対応は万全にやってもらいたいと思

います。

最後になりますけれども、開かれた学校づくりということであります。私ももう3人の子どもがおりまして、PTAとは離れましたけれども、なかなか前までは名瀬小学校のスポーツ少年団の指導もしておりまして、名瀬小学校によく行きおったんですけども、この頃はそれもやめましたので、なかなか学校のことが私には伝わってきません。自治会長もしていますけれども、名瀬小学校、金久小学校あるいはほかの小中学校がどういう動きをしているのか、あるいは昨日おとついでですか、警察署の安心・安全で防犯カメラを設置するという事なんですけども、これもやはり地域の人たちのいろんな子どもたちとかかわりがあればですね、その中でいろんな資料があって、もういろんな子どもたちが不審者に声を掛けられるという例がいっぱいあるんですよ。それを見ますと、やはり地域の人たちの力というのを利用しなければですね、こういう犯罪を未然に防ぐことができないんじゃないかなと、防犯カメラも設置するという事なんですけども、やはりですから学校の校長はじめ、開かれた学校づくりのために、やはり全力を尽くして学校との連携を地域がするようなですね、教育委員会としても指導をお願いしたいと思えます。

時間がありませんので、もう答えはいりませんが、終わりますけれども、さっきから何べん申し上げますように、合併して大変困難な時期、市長にも困難だろうと思えますけれどもですね、是非、この集会場とあれはお願いします。

議長（伊東隆吉君） 以上で、市民クラブ 栄 勝正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） こんにちは。日本共産党の三島照です。ちょっとお昼寝の時間ですけど、市民の皆さん、しばらくの間だ、よろしくをお願いします。

私は昨日から多くの同僚議員が今の日本の経済状況、なぜ市民の暮らしの問題など、授受語られました。私はそのことを前提にしまして、最近目に入った新聞を読んで感じたことについて、私の思いを述べたいと思います。

これは6月14日向けの南日本新聞で、日本世論調査会が6月の6、7両日に実施した政治意識に関する全国、面接の上での与論調査が発表されました。この内容は、政治に不満が83パーセント、いまの政治で何が問題かという点では税金の無駄遣いが多いがダントツの63パーセント、逆に政治に取り組んでもらいたい分野では、年金、医療、介護、社会保障制度の充実が69パーセントとなっております。経済の安定成長が44パーセントと正に社会保障の充実と、いまの景気回復の問題がダントツで跳び抜けいます。一方、政治や行政を担う政治家と官僚を全く信頼していない、あまり信頼していないとの回答がそれぞれ76パーセント、78パーセントに達し、政治不信に加え官僚に対する信頼も大きく揺らいでいる実態が浮き彫りになりました。結果は、私はいまの奄美市にあてて、少し考えてみる必要でもあるのではないかと、今の私たち地方議員や市職員に向けられている市民の目線、このことをしっかりと受け止め、自らのものとしてこれからは行政や議会が力を合わせて頑張っていくこと以外に、こうした市民の不信、不満を克服することはできない、そういうふうに感じています。そういう立場から再度、私たちが身を引き締めて、市民の信頼に応えうる行政や議会であるためにも、そういう立場から通告してあります何点かについて質問いたします。

最初に、本市は平成19年度からはじまった、中心市街地活性化事業について、まちづくり交付金事業など多くの課題が2007年12月に発表されました。中心市街地のまちづくり交付金に基づく事業、地域商業支援事業、空き店舗等整備事業ですね、事業活用事業、各種調査、活性化対策調査事業、そしてまちづくり活動推進事業、空き店舗対策まちづくり交付金事業、活性化事業、イベント構成、奄美の

食材などなど、買い物が楽しめるまち、まちづくり活動推進事業ではイベント開催事業など、地元の人  
が楽しめるまちなどを多くのテーマを持って取り組んできたと思います。そのことを踏まえて、この立  
ち上がり支援事業、助成事業について、またアドバイザー事業について、この各事業の現状と課題につ  
いてどのように考えているのか、御答弁ください。次からは発言席に戻ります。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

産業振興部長（瀬木孝弘君） ただいま三つの御質問をいただきましたが、まず立ち上がり支援事業から  
御説明をさせていただきたいと思います。

平成19年度に実施いたしました経済産業省の立ち上がり支援事業では、中心市街地についてなぜ中  
心市街地活性化が必要なのか、という素朴な疑問と理解や啓発から始まりまして、新たな商店街活性化  
への取り組み視点の構築、本市における優先課題の検討、それに向けた活性化の指針づくりについての  
支援や推進体制の構築などの調査分析のもと、報告がなされているところであります。また、平成18  
年8月に中心市街地活性化法が改正されておりまして、経済産業省を中心に国は選択と集中を基本姿勢  
に熱意のある市町村の計画に対しまして重点的に支援がなされておりますことは御案内のとおりであり  
ます。そのため、新たな中心市街地活性化基本計画の策定の計画が必要ではないかと認識をいたしてい  
るところであります。こうした規制商店街を取り巻く厳しい環境に注視し、都市機能を増進と経済活力  
の向上による商業進行の観点から、本市では中心市街地活性化基本計画の策定の方法、スケジュールの  
立て方、推進体制の整備等について助言を受けているところであります。この調査の中で指摘されてい  
ることでございますが、いわゆる中心商店街の強みと弱み等、それから魅力の部分へ向けた活性化の対  
策について概要が示されております。まず1点目でございますが、街中居住と申しますか居住者を増や  
す、それから地元住民の来街者を増やす、それから交流人口を増やす取組のついて見当する、具体的  
には街中観光を検討するというところでございます。こういったテーマなどが中心に検討されているよう  
であります。具体的には中心市街地の現況として島の特性から集積度が高く、現状でも居住者も多く商店  
もコンパクトであるという強みがございまして、強みがある一方進行する人口減少と高齢化、集客魅力と  
の低下などの弱みも、確かに指摘を受けているところであります。さらにこの現状の分析でございま  
すが、中心市街地の人口減少と高齢化が進んでおりまして、その対応が必要であるということや、住宅  
の供給も必要であるという御指摘もございまして、さらに商業販売額も平成9年から平成14年の比較で約  
22、8パーセント減少しておりまして、思い切った施策を継続的に行う必要があるという指摘もござ  
います。中心商店街の来街者は徒歩と自転車で約6割の来外、商店の三キロ以内では約7割に達して  
おりまして、活性化の素地を有しているものとは考えられるとも考えております。今後、遠方からの来外  
のために、バスなどの対策も必要であると分析指摘をされているところであります。申し上げましたほか、  
この具体的な解決のための方策といたしましては、いわゆる活性化協議会で、多方面の方々まちづく  
りに参加できるように、推進体制等その連携強化を図ることも求められております。それから市民や地  
元企業は積極的に活性化に取り組むために活動支援体制の制御を図ることも合わせまして指摘を受け  
ているところであります。

このようなことからこのような指摘を受けまして、中心市街地や商店街の盛り上げのために広報など  
での情報発信により広く市民へお知らせし、まちづくりへの参加と感心を高めることが望ましいとのア  
ドバイスも合わせていただいているところでありまして現在、途中段階であります活性化の視点の把  
握を進めておりまして合わせまして、中心市街地活性化協議会準備会を立ち上げ、そのテーマに沿った  
かたちでは一定の成果が成されたものと考えております。こうした中、先の機構改革によりまして産業  
庁政策課内に中心市街地活性化対策室が設置されておりまして、推進体制の強化も図られているとこ  
であります。ただいま概要であります。立ち上がり支援、助言事業についての答弁であります。

次に、アドバイザー事業でございますが、このアドバイザー事業について今後どう活性化事業として  
活かすのか、という御質問だと承っております。この事業につきましては、商店街が抱える様々な課題

に対しまして、商業活性化の実務経験、あるいはノウハウを有する専門家からイベント開催に対する直接、間接的な効果の把握、フリーマーケットの開催による空き店舗の活用、若い人たちの音楽の場としてのA i A i広場の活用、それからチャレンジショップとしての一番の活用などについて提言を受けたところであります。なお、このアドバイザー事業につきましては、平成19年度に中小企業基盤整備機構へ商工会議所が事業サイトして申請をし、承認を受けた事業でございます。また、この事業につきましては現在はアドバイザー事業、派遣事業の方へ移行しておりまして、具体的な商業活性化と中心市街地活性化の勉強会、セミナー、ミニシンポジウムなどの開催、講師の派遣、企画立案支援を事業内容としていただいております。合わせまして、先の6月8日にはアドバイザーをお招きをいたしまして、中心市街地活性化協議会の組織の方法、まちづくり会場の設立等をテーマにしまして全国各地の事例、紹介、土地区画整理事業との連携など、中心市街地活性化へ向けた勉強会も開催しているところであります。このような、どのような事業活性化に活かすかというふうな点で説明をしているところでありますが、いずれにいたしましても、現在、途中段階であります。活性化協議会の準備会で様々なテーマも課題としてございますので、このあたりをさらに進行させまして、活性化のニーズの把握や合わせましてや商工会議所との連携を図りながら、この事業の更なる利用を図っていただきたいと思っております。概要は以上であります。

15番(三島 照君) 私が聞きたいのは、先日の竹山議員の質問にもありましたように、この活性化事業というのは、平成19年から始まっている事業なんですよ。今年度で終わるんですよ、今年度で。どこの市民みんなが感じてるように活性化事業はハード事業だけを進めようとするんですけど、これに対する手立てが何一つ見えてこない、すべてをイベントで終わろうとしている問題なんです。皆さんはこの中にある空家対策とか色々あります。先ほど言いました、イベント事業というたら結局、今やられてるのはカンモレと広場の問題だけなんですよ。そこでですね、わたしは結局この交付金事業、立ち上がり支援事業は経済産業省から来てわざわざ分厚い報告書を作ってこれも町内でもっとあの内容を議論して欲しいと何遍も訴えてきましたけど、そのプロジェクトチームすらまともにできてない、協議会も発足していない、あの報告書では民間校舎を造ってでも街づくり校舎を造ってでも取り組むべきだと書かれてるんですよ。一番の弱点は庁舎内の関係部局との連携が図った上での活性化に進んでないっていうのが一番の指摘されてるところなんです。ところがやってる事はイベントで終わってると、結局この21年度の来年3月で何をどうするか、全く見えてこないというのがこの事業の実態だと思います。その典型として、ひよこ広場の今後について伺います、単刀直入に短く教えてください。この問題はですね、ひよこ広場をこの交付金事業で毎月9万円の補助を出して末広町に開設しました。ここには何回もこの質問の中でも答弁されてますように、いろんな人たちが買い物でたらとかいろんな形で利用されてます。しかし、最近はその利用が減ってきてるんです。ここでは今、一日保育が3,000円、しかし家賃、事務所が12万円の家賃、1か月ここで預かろうとすれば約2万6,000円という金額設定してやられてるんです。しかし、それでも人数が減って下手すれば来年の3月で、この12万円の家賃が払えない、閉鎖せざるを得ない。その他の保育所や子どもの状況というのは、先日の多田議員の質問の中でもたくさん事例はでましたが、それ以上は言いません。そこでこのひよこ広場の今後についてどのように考えてるのが聞かせてください、手短かにね。

産業振興部長(瀬木孝弘君) ひよこ広場への補助についてご答弁申し上げます。議員、御紹介にありました空き店舗活用して託児所を開設しておりまして、お子さんを預けてゆっくり買い物をできるなど楽しんでいただいたり、授乳や休憩所として利用いただいている事によりまして、来街者への利便性の向上等、商店街活性化の一環として行っているものであります。これまでの三年間の経緯をかつまんで申し上げますが、この補助事業では、中心商店街において一時保育施設として立ち上げを支援する目的で、三年間の補助を行っております。なお、平成22年度以降は自主運営に移行していただきたくお願いを申し上げているところであります。ちなみに、平成19年度は借上げとなりますワーカースペース

んの空き店舗改修事業といたしまして、200万円の補助を行っております。また20年度につきましては、運営費のほうの補助に移行いたしまして150万円補助いたしております。21年度は御紹介のありました空き店舗の借上げ費用として100万円、合計3年間で450万円の補助をこれまで行っております。また、21年度末までの合計額でございます。なお、平成21年度におきまして他の中心市街地活性化事業としてですね、位置付けておりますギャラリーカフェの運営経費とか名瀬町承認塾の開催、さらにチャレンジショップの開催、それから御紹介のありましたカンモレ市場ややんご通りの商店街の活性化のための費用、このあたりがすでに19年度からの事業メニューの中ですね、想定されておりました関係もございまして、ひよこ広場さんには三年間ということで助成のお話をさせていただいて、22年度以降は自主運営をしていただきたいと考えております。なお、御案内のとおり、都市再生整備計画の中でも、いずれA i A i 広場等の構想も出てまいりますので、このような中で、今、御指摘のあります街中でのいわゆる保育と言いましょか、これについては申しあげましたような効果や来街者の効果も大変高こうございますので、そのあたりの観点で再度また検討はさせていただきたいと思っております。

15番(三島 照君) 市長、今、答弁されたように3年間のイベントで子どもを預かって、来年から子どもをほうりだすんですよ、これ。こんなことがなぜ奄美市の中心市街地の活性化につながるのか、同じようにそういうせつかく事業を導入してやったんでしたらね、4年後何をするかもう2年、3年始まった時から考えないとだめですこんなもん。担当者に聞いても何も考えてない、これはそこでカンモレ市場の場合はイベントで終わったって後問題ないですわ。そのせつかく子どもを預かってる保育所ですわ、託児所ですよ、そんな所がね、そんな事で終わって正にイベントみたいに子どもをだしにして、やったやっただってこの間宣伝されてますけど、これで終わりなんですよ。こんな問題はやっぱり引き続きどうするかを考えたらん問題なんです。もうそれ以上いりません。あと3番目で伺いますので。

次にですね、土木行政について伺います。先日の開発公社の21年度収支予算書の中で、名瀬本港地区の売却が予算計上されています。私はこの本港地区についてはですね、こういう水面埋立事業が都市計画審議会で承認されて以来、一度いろんなかたちでこの事業が始まっていきました。この校舎は平成21年度のこの予算書で、土地売却収入本港地区として4億7,515万円が売却収入として予算が計上されています。しかし予算価から計算すると、おそらく売却面積は5,000平米を超えると、私はこの計算処分計画書から計算すればなるんです。ところが、この土地は開発公社が本港地区に土地を所有しているのではない、これは今現在は、国土交通省の土地ですね。もうじゃまくさいから言いますけど流れでいけば、国土交通省から鹿児島県が購入しますよね、開発公社は県からしか購入できないと思うんですよ、制度上。そういう中で、この本港地区はいわゆる水道課のある青果市場の辺りが名瀬市の所有で、今の貨物と埠頭いわゆるクロウサギ工房などがあるあの一帯は国土交通省の所有、開発公社が購入するのは、国土交通省の所有する土地だと思うんです、この面積やらこれから見れば。問題は売却先なんです、これから埋立事業を進める地域の土地の売却先が、私はこれ、すでに決まってるように噂でずっと聞いてきたんです。これはわたしはうそだと思ってましたから、噂だと思ったんや。先ほどの話でいけば、市長もまだ半ばということは、次もあるのかなと思いつながら聞いてたんですけど、あるとすれば私は市長を信じてますので、まさか市長がこんなあほなことはいらないだろうという思いがありました。しかし、この売却先がすべてに決まってる、これから決めるとしたら、この選定方法をどうするのかね、あると思うんですよ。国の土地を購入し、それを国や県に転売するとは本来考えられないんです。とすれば4億7,515万円ものこの用地買収予算は、市の予算には含まれてません、この間。そうなるこれは残りはおそらく民間に売却ということになるんです。しかしこの土地、この資料でいけば、購入は売却収入は4億7,515万円ですけど、この土地の購入費は5億9,540万なんですよ。しかもこの本港地区の解体工事及びその整備費で約5,000万かかるんです。不動産算定比でも100万円。いわゆる6億4,000万円超えるこの土地がなぜ4億7,000万円で売却されなければならないかという問題が一つあるんです。そういう点から見て、この本港地区用地買収とその売却につい

て、現状はどうなってんのか、もう国から県は買収したのか、開発公社は県から買収したのか、現状はどうなっているのか、それでさっき言った今後の計画でまさかとは思いますが、売却の予定があるのかないのか、そこんこ、まず最初にどうぞ。

総務部長（福山敏裕君） それでは、名瀬本港地区の用地買収と売却について、3点の御質問でございましたので、順次お答えをしていきたいと思っております。現状はどうなっているか、貨物埠頭の現状進ちょく状況ということであります。名瀬港本港地区における奄美市開発公社の埋立事業は、市のまちづくりと連携した都市機能用地の確保と中心市街地を補管することにより、広域的な港まちづくりを目的として、県施行の港湾事業と一体となって進めているものでございます。埋め立て竣工後は、公共公益施設や娯楽サービス用地として分譲する計画であり、海域は県工事において締め切り護岸工事を現在、施工中でございます。陸域部の旧貨物埠頭国有地につきましては、県と国が譲渡について調整をしているところと聞いております。2点目の今後の計画ということでございますが、今年度の計画につきましては、奄美市開発公社におきまして、旧貨物埠頭国有地用地取得の予定でございます。また、既存建物の解体工事及び排水路付け替え工事も、本年中に実施する計画でございます。

売却の予定はということでのお尋ねでございます。売却につきましては、陸域部の国有地から順次売却していく予定でございます。この本事業は中心市街地を補管し、総合に連携します。末広・港土地区画整理事業、国道58号バイパス事業など、各種公共工事におけます代替地を確保する必要があることから、事業区域内の事業希望者に売却することで、末広・港土地区画整理事業や各種公共事業の促進を図ってまいりたいと考えてございます。

15番（三島 照君） それでは、何点が伺います。この貨物埠頭について、国土交通省から開発公社が県にも届いてないということですよ。また県に届いたあとで開発公社が4億7,000万円で、5億9,000万円で購入するということですよ。しかし、噂によりますとですね、私はこれはあくまでも噂やとさっきいいましたように、市長を信じてますから。噂だという思いをしてきました。しかし、この土地がですね、もう既に売却先も決まってるということがありました。そこでですね、この土地のいわゆる埋立地の供給は、この処分計画書によってもですね、恐らくこの地域は業務地域やと思うんですよ。娯楽、観光ね、これすべてそうですから。これがその時の土地の処分計画ですから、この埋立地の用途にも業務を行うものであって、これの売却はあくまでも公募を条件、地元誌等に公募案内を掲載する。そして選定については選考委員会を設け、公募企業から事業計画、資金計画等審査書類の提出を受け、譲渡企業を選定する。特にもうひとつはこの用途についてはですね、土地利用目的を明記の上、地元誌に公募をする。選定方法は公募後、入札実施し、相手方を決めるというふうになってます。しかし、この土地は売却先が決まってるということ聞いてます。それで最近の評議委員会で、開発公社の、市長はこの用地先の取得への協力会社と、いわゆる末広・港区画整理用地選考取得への協力会社にこれを譲渡するというふうにして、開発公社の評議委員会で市長発言してますね、これ。その内容を説明してください。なぜ。もう一回言います。市長はですね、開発公社の評議委員会で末広・港区画整理用地選考取得の協力会社がこの土地をほしがっていると、会社側からの希望があったと、しかも1社だけしか希望がないと、他の会社からは代替地の希望はあったけど、という発言を市長はされてます。思い出してください。されたでしょ。合わせてお聞きします。選考取得で取得した地権者は、その末広・港区画整理以外のところに換地が求められるのかどうか、換地として希望すれば埋立地がいくらかでも希望どおり取れるのかどうか、1点。もう1点は市長が言うてるこの協力会社とはどこかとは言えないにしても、ほんとにその1社しか希望はなかったのか。協力してもらったと言ってますけど、どういう協力してもらったか、ここについては市長が答弁してみてください。

市長（平田隆義君） 末広・港町の土地の先行取得にあたって、名瀬市として、その土地が大変有効に活用されるという前提で、先行取得の交渉を進める中で、別に土地が確保できるならという希望がありま



道から何メートルの間には何平米以上の店舗は許可しませんということが規定されているという記憶があるものですから、私はできるものだと思っております。

15番(三島 照君) それも市長はもうちょっとちゃんと教えてや。都市計画法では、用地選考やらのね、住宅地、第一種住宅、第二種商業地、第二種商業とか規制ができるんです。そういうもん上回って、商業店、大型店舗を規制する条例が国の、県法律は条例を上回った自治体単独の条例ができるんかということ、法務対策いるやんな、法務対策。誰、できるんかということをはっきりさせてあげんかったら、市長かわいそうやんか、次も頑張る言うてんのに。はよ、誰。

議長(伊東隆吉君) 答弁求めますか。

15番(三島 照君) じゃもういいです、あとで、あとで聞かせてください。市長ね、私はこの業者についてはね、市長は1社しかないでここで言うてるけど、18年でしたか、この埋めた公有水面埋立計画が出たあとに需要調査をやりましたやん。あの時にはこの業者と同じ建設からパチンコからホテルから酒づくりから、だいたいみんな分かるやろ、こういう業者が何社も応募したやんか。だから供給オーバーしてるやん、だから私はそれは協力してもらったということはね、奄美市が協力してあげただけで、逆ですよ。逆さまで。そんなことで公正化がどのように維持できるんやということになります。

市長(平田隆義君) 埋立事業についてなんですけど、これからもですね、末広・港町の地域で向こうに土地がほしいという人があれば、斡旋はしていく必要があると私たちは思っております。というのは、やっぱり末広・港町のまちづくりっていうことに重点をおいたものの考え方ということは、必要じゃないかなと思うからです。ですから、あくまでも先行取得は先行取得、名瀬市の取引です。向こうは開発公社の取引ですから、別です。

15番(三島 照君) 言うほど、墓穴掘っているようなもので、私も斡旋はできないとは言ってません。市長がこの、この評議委員会で言うてる1社しかなかったとか言うこと自体が問題なんですということ。そして、いっぱい同業者でも希望があるにもかかわらず、条例を変えてまでとか、用途指定は埋立工事の着手後に作成を予定してると言うてるけど、用途指定は既に計画は出てるんですよ、計画は。ただそういうことはよく見て、そういうことは言うてもらわなければ、次大変厳しいですよ、そんなこと言うてたら。用途予定は既にあの段階でこうしてみんな決まってるし、出てるんですよ。これに応じて用途受給調査をやったんですよ、これに応じて。だからなにも私は逆らっているわけではありません。そのままを言うてるんです。だから市長の言うてることは、そういう1社しかない、どんな協力してもらったか分かりません。裏の話は。しかし、そういう発想で今後進めていくなればね、これ大問題ですよということを、私は噂は噂でなくなったような気がしたものですから、取り上げてきたんです。ですから、そこら辺では、市にしっかりとした対策を立ててもらわなければ、正にそういうことが市民から官僚や役所不振が起きるんですよ、このことが広がれば。市長はこの前、25日の臨時議会で私が条例に反対したために三島さんは市民感情から外れてますね、と言って捨てゼリフを言って出ましたけど、むしろ市長が一番市民感情から外れてるんですよ。こんなことをね、いくら市長といえども全部市民の税金ですよ、好き勝手やることはできません。しっかりともう一回考えてください。

市長(平田隆義君) お願いですが、議員もしっかりとした認識で、その噂を打ち消してくださいよ。噂に惑わされて話がよがむと、噂が噂を呼ぶという話になりますからね。その1件という話なんですけど、その方が特に土地を所有してるものですから、その土地を末広・港町の整備に使うのに大変有効ですから、先行取得で譲ってくださいという申し出をしたわけですから。であれば別個に土地が確保できるならという話だということから、こういう形でじゃあ対応しましょうと、それは先の名中のところや石橋とそ

の他のところでもやっておりますから、考えは一緒だと私は判断しているからなんです。それと、条例を作ってその大型店舗の規制というのは、先ほど議員がおっしゃったように、中心市街地の商店の皆さんが、向こうで商業地をつくるんじゃないかという心配をしてみると、あそこの中には流通関連施設という区画がありますから、あれを言ってるのかなとかも思ったりもするんですが、そういうことじゃないということと、それからその先の区割りについては、あくまでも埋立申請に出した市の利用計画であって、指定ではないということだけ理解して。

15番(三島 照君) いらんこと言わんないいんやけど、市長が言うように、じゃあ29件の、その1件除いた28件の先行取得で協力してもらった人は、協力違うのかあれは。あの人だって大変な思いして協力してるんですよ。なぜ1社だけをそんなに持ち上げんならんの、いい加減にしないで、そんなもん。そんなこと言うから打ち消したいと思っているのに、打ち消そう思ってここで言うてるのにそんなこと言うたら、余計あれ本当かなとみんな思われますよ。本当かも分からんけど、そんなもん。だから、この問題はもう時間ありませんから、またゆっくりいきます。ゆっくり聞かせてください。

続いてですね、子育て支援の問題です。この問題は先日ですね、多田議員からも詳しく現状は取り上げられました。それ以上は言いません。しかしですね、私が言いたいのは、児童福祉法は第1条ですべての国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない。第2条では国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとなっているんですよ。責任なんです。そういう立場からですね、私はこの間、多くの同僚議員も今までに取り上げてきてると思うんですけど、特に今日お聞きしたいのは、無認可保育所の問題です。奄美市内だけでも、約8か所の無認可保育所があるというふうに聞いてます。そのほとんどがですね、先ほどのひよこ広場の問題もしかりです。私はこのひよこ広場は、最終的には無認可保育所として存続させる指導をしなければならない、そのことをひとつも担当部局ではやってない、3年後どうなるか分からないまま、それ以外にも何か所かの保育所を、無認可保育所を回ってきました。ほとんどが1か月2万5,000円から2万6,000円です。保育料がね。1時間でも400円とかいう額。それでもいままでは受給があったから、必要とする人がいっぱいいたからやれてきた。しかし今、こういう不況の中で、働いても2万円3万円払ってたら仕事ができないということから、辞めていってる人が多いんです。すると何か所かの保育所の運営者がですね、もうお父さんや自分の年金があるから負担してるけど、もうこれが切れたら辞めたい。考えてほしいのは、これはいわゆる本土で言うてる待機児対策なんですよ。待機児童の対策という点で、この無認可保育所の現状と課題をどう見てきたんか、今後の対策はどのように考えてんのか、一緒に答えてください。

福祉部長(福山 治君) 本市における無認可保育所の現状につきましては、事業所内、病院とかそういうところの託児所が4施設、その他の託児所が10施設設置されており、昨年5月1日に行った調査では、事業所内託児所で59人、その他の託児所で137名の利用があることを確認しているところでございます。議員が御指摘のように、これらの施設は児童福祉法上の基準を満たしていないため、助成を受けずに運営している状況にあります。認可外保育所にも助成金を出すべきではないかとお尋ねでございますが、本市といたしましてもすべての子どもの児童福祉を保障することは、常に尊重されなければならないと考えておりますが、同時に公費を投入するためにはそれだけの公共性を有する目的が必要であり、その目的を実現できる条件を備えた施設、サービスを対象にしなければならないと考えております。今回、要望のある認可外保育所への助成につき、有資格者の配置や施設整備において、安全性が確保され、質の高い保育が提供されるなど、ある一定の基準を満たした施設を対象とすることが必要であり、それを欠くと子どもに対する保育の質の確保や、安全性の確保などが崩れてしまう恐れがございます。現行の保育制度においては、住んでいる地域にかかわらず、すべての子どもの健やかな成長を支える環境を保障するため、施設整備や保育士資格者の配置について、児童福祉施設最低基準において、全国共通の最低基準を定めており、無認可保育所においてもその基準を満たす施設を助成の対象と

すべきであると考えております。そういう観点から、無認可保育所が補助事業等の導入により、最低基準への到達に向けた支援の可能性や、保育の質の底上げを図れるような取組ができないか、検討はしてまいりたいと考えております。それから、付け加えさせていただきたいんですが、その待機児童ということにつきましては、昨日もお答えを申し上げておりますが、現在、いいですか、その託児所と保育所については当然、すみ分けのされた事業所であるということで我々は今考えております。

15番(三島 照君) それはやらんがための言い訳。今、全国でもそういう助成はされてる。例えば鹿児島でもちゃんと鹿児島市認可外保育所施設を補助金要項こういうのを作ってやっていますから、これはいろんなそういうもんを、せっかく子育て支援室ができたんですから、調査研究して来年度に向けて私は前向きに検討していただきたい。合わせて今の去年から20年度の二次補正や今回の21年度15兆円の一次補正にもありますようにですね、県にはちゃんとそういう子ども基金を積み立てて、市町村と相談しながら子育て支援に雇用拡大と合わせて取り組みなさいというのがあったらいいから、もう一回そこら辺を真剣に調査、研究してこういう鹿児島やらのこういったのもみてやっていただきたい、要望だけしときます。いいです、あとで。もう時間ない。

じゃあ、あと紬の問題だけに触れたいと思います。先日、紬組合が総会を開きました。ここでですね、紬組合は特筆すべき事項として今度、高島屋と当組合が直接取引契約書を取り交わすことができたというふうに発表されました。私はこれは市長も紬屋として、今までの奄美の紬の販路開拓から見れば、かつてない革命的な販路、革命言うたらあかん言われたな、改革、大改革だと思っているんですよ。そのことを考えたら高島屋は本来、全国18店舗、東京から岡山までね、抱えた百貨店の出発そのものが呉服屋の出発なんです。こういうところとしっかりと紬組合やらとも議論しながら相談していただいてね、私が言いたいのは時間ないから言います。この18店舗のすべての店舗から、外相担当の方と呉服担当の責任者をですね、奄美に呼んで紬研修をやるぐらいのね、計画を紬組合と相談してほしい。私はこの高島屋で1億2億売上げが伸びれば、奄美の経済と雇用拡大は計り知れないものがあると思ってます。長々と言うても時間ないので、そのことについて、この2点について聞かせてください。

産業振興部長(瀬木孝弘君) お答え申し上げます。はい、戦後一貫して右肩上がりの景気を示しております基幹産業、本場奄美大島紬につきましては、昭和60年代に入りましてバブル経済の破綻とともに激減の一途をたどっておりまして、比例して生産金額も同様な傾向を示しておりますことは御案内のとおりでございます。この打開策といたしまして、今年度は本場奄美大島紬の振興策の一貫としまして、これまで2回開催しております本場大島紬の観光物産展をオール奄美産地、オール地球印、流通段階において問屋を通さないことなどを目的としまして、5回に拡大をいたしております。現在、紬業界の紬業界と催事につきまして協議を重ねているところでございます。御紹介のありました今年の秋頃から紬組合が高島屋百貨店グループと産地直販方式による紬展を開催しているむねのことにつきましては、伺っております。御質問の高島屋百貨店の社員による産地研修経費補助をしてほしいとの要請は伺っておりますが、産地研修経費は本来、催事経費に含まれるものでありますので、補助は難しいものと思っております。御理解をお願いいたします。

なお、高島屋百貨店グループとの取引内容は、奄美産地が上代価格を決定いたしまして、流通問屋を介在させずに展開する意向だと伺っており、仮にこの販売戦略を実行できれば、長年の流通段階での課題解決に向かう兆しと捉えることもできるのではないかと考えております。このようなことから今後、業界自ら攻めの動きを展開され、産地の主体性を発揮し、新たな販売戦略が展開されることは、紬産業の再起につながるのではないかと期待しております。本市としても紬組合の取組に注視してまいりたいと考えているところであります。

15番(三島 照君) 業界の前向きな姿勢をしっかりと受け止めて、しっかりと対応していただきたいというふうに思ってます。あと、サトウキビの問題も出したんですけど先日は現場の笠利事務所に行っ

て、しっかりと詳しくお話を聞かせてもらって、せっかく質問出して答弁させていただけないんですけども、時間許す限り今後の対応すべきことがあれば、もうないかもか。

農政局長（田丸友三郎君） A - 5と言われる1ヘクタール未満の生産者を。

議長（伊東隆吉君） 以上で、日本の共産党三島照君の一般質問を集結いたします。  
暫時休憩いたします。（午後3時45分）

議長（伊東隆吉君） それでは、再開いたします。（午後4時00分）  
引き続き、一般質問を行います。新奄美師玉敏代君の発言を許可いたします。

1番（師玉敏代君） 議場の皆様、奄美市民の皆様こんにちは。新奄美の師玉敏代でございます。一般質問も2日目の5番目ということで、大変当局の方も大変お疲れのところと思いますが、今しばらくの間お付き合いのほうをいただきたいと思っております。

では、第2回定例会の開会に当たり、一般質問の前に最近の所管を述べさせていただきます。4月初旬にメキシコで確認された豚インフルエンザは、アメリカ、カナダを中心に広がり、4月30日には厚生労働省は新型インフルエンザと認定いたしました。国の水際対策にも関わらず、渡航歴のある高校生の感染がはじめて確認され、まもなく渡航歴のない関西の高校生の中で幹線が増大いたしました。そのころは連日連夜、得体の知れない新型インフルエンザに対し、マスメディアは終日報道し続けました。その結果、国内幹線者に対する誹謗中傷が目立ち、いかにも感染した人が悪いかのような風潮が見られたのも事実です。最近では以前のような報道はなされませんが、6月15日現在、74か国2万7,737人が感染し、死者が4か国で141人に及び、一時期世界をも震撼させた新型インフルエンザでございます。国内でも22都道府県558名がすでに感染が確認され、14日には県内でも感染者が発生しております。世界大流行からWTOは警戒レベルフェーズ5からフェーズ6に引き上げられました。国内感染者は快方に向かい、回復の途についてますが、弱力性とはいえまだまだ予断の許さぬ状況には変わりありません。なによりも来る皆既日食を控え、国内各地から大量に人が流れ、感染の予想がつかないということが、今一番懸念するところでもあります。しかしながら、一人ひとりが個人が、また家庭内でのいざという時の備えと予防を心がけ、冷静な判断と行動、正しい情報をもと的確な行政、関係機関の対応でしかなくてはならないと思っております。また高温多湿のこの時期になりを潜めて、秋から冬にかけて猛威を振るう季節型インフルエンザとあいまってパニックにならないよう、更なる行政関係機関との連携、そして市民への周知徹底を心からお願いいたします。

では、通告いたしましたとおり、順次質問いたしますので当局の明解な端的な御答弁をよろしくお願いいたします。

1番目に、耕作放棄地対策については20年度12月定例会において、遊休荒廃地の流動化について質問いたしました。耕作放棄地対策事業の導入に向けて、前筆調査を実施し、再生利用程度に応じた累計型一分類的農業用機械で草刈等を行うことにより、ただちに耕作可能な土地、二分類、草刈などではただちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農地利用すべき土地、三分類として、森林、原野化している等、農地利用不可能な土地に累計化し、12月時点ではそのころ調査が終わり、集計段階であると御答弁いただきました。奄美市の耕作放棄地全体調査の結果について、お示しいたきたいと思っております。次の質問から発言席にて行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

農業委員会（山口敏光君） お答えいたします。高齢化による労働力の不足など、全国的に耕作放棄地は年々増加傾向にあり、優良の農地の荒廃化が進んでいる現状であります。このことが農地の集約化の阻

害要因となり、農業の発展にも支障を及ぼしております。耕作放棄地の解消の図るためには、その現状を的確に把握することが必要であるということで、昨年全国で耕作放棄地調査が実施されました。調査は登記簿の地目が農地であるすべての土地が対象となり、農業委員を中心に行ったところであります。この耕作放棄地調査は、放棄地の実情に応じた調査でありましたので、先ほど議員からお示しいただきましたように三つに分類をして実証したところであります。奄美市全体では人力農業用機械等で草刈を行うことにより、ただちに耕作することが可能な土地、いわゆる分類1が170.5ヘクタール、基盤整備をして農業利用すべき土地が99.5ヘクタール、これが分類2であります。農地に復権して利用することが不可能な土地が229.9ヘクタールという結果でありました。以上のように、耕作放棄地が合計で約500ヘクタール、筆数で1万7,198筆あります。これを地区別に見ますと、名瀬地区では耕作放棄地面積が201.1ヘクタールで、耕作面積が563.8ヘクタールになっております。住用地区では、耕作放棄地面積が21.5ヘクタールで、耕作面積が353.7ヘクタールになっております。笠利地区では耕作放棄地面積が277.3ヘクタール、耕作面積が1,239.4ヘクタールに変わっております。今年度も引き続き、1筆ごとに現地調査を行い、耕作放棄地を各確認し、報告をしなければなりませんので、農業委員はもとより各集落に協力員を配置しながら、正確な調査を実施し、併せて農地、非農地の調査も実施し、本市の土地の現状と農地基本台帳などの地目の整合性を図っていききたいと考えております。

なお、前回の調査では委員それぞれ個人ごとに、見た目ではこれは放棄地ということで確認をしたのをすべてそういうふう集計してありましたので、その後、委員会等でいろいろ検討もいたしておりますが、これはその中に耕作すべき、あるいは少し手を入れて耕作すべき土地というのが含まれておりますので、そのことについてはこれから、いま申し上げましたように、詳しい調査をして分類を正確にしたということ、いま作業を進めつつあるところであります。

1番(師玉敏代君) 今、名瀬、笠利、住用地区の第1分類、第2分類、第3分類の合計は奄美市で、これは3月1日の地元新聞でも載ってたんですね、この結果は。私が今一番知りたいところはですね、この地区別の第1分類、第2分類、3分類は出てないでしょうか、集計は。

農業委員会(山口敏光君) 地区別にお答えをいたします。まず第1分類については、名瀬地区が56.8、それから住用が1.7ヘクタール、笠利が112.0、それから合計1分類では170.5ヘクタールでございます。第2分類では、名瀬地区が51.2ヘクタール、それから住用地区が19ヘクタール、笠利が29.4ヘクタール、合計が99.5ヘクタール、それから第3分類では、名瀬地区が93.1ヘクタール、住用地区が0.9ヘクタール、笠利地区が135.9ヘクタール、合計で229.9ヘクタール、いうことであります。

1番(師玉敏代君) この結果を見て、一番ちょっとびっくりしてるのは、耕作放棄地が第1分類、ある程度手を加えれば簡易な草刈等をやって耕作できる農地のが住用は多いのかなと思ったら、いま調べてみますとこれ1.7ヘクタールですけど、これも地目が農地ということ先ほど言いましたけれども、こんなもんなんですかね、1.7ヘクタール。

農業委員会(山口敏光君) 住用地区は少し調査員の考えというか、それが示されたのが、私のものを全体的な考えと少し違っております、これから修正が入ると思いますが、耕作放棄地と見られる中に、いわゆる地主がこれは近い将来、必ず耕作するよというふうに意志表示をされた土地は、いわゆる1分類にはしてないという、そういうことで、これからその仕分けを正確にやっていきたいということになります。

1番(師玉敏代君) いずれにしても、奄美市で第1、第2、第3分類で500ヘクタール、そのう

ち農地、不可能、復元が不可能が229.9ヘクタール、それを引きますと270.1ヘクタールは今後なんらかの形で今後手を加えれば耕作再生利用ができるということでありましてけれども、この第2分類のほうの基盤整備等を整備事業をしてやるという分ですね。この分について、今後、基盤整備等を実施して農業委員会を利用できる土地のそういった事業計画というものはあるのでしょうか。

農政局長（田丸友三郎君） ただいまの質問にお答えをいたしたいと思えます。まず最初に、すぐに耕作できないが基盤整備をして農業ができる土地の事業を計画はあるかとの質問でございますが、現在、奄美市では耕作放棄地対策としての農地の基盤整備事業は、名瀬総合支所管内では、知名瀬、根瀬部地区を対象に、県営の農地環境整備事業を計画しております。また、安木屋場地区につき、ついても県営の農地環境整備事業、若しくは他の事業が導入できないか現地調査及び地元との協議を行っているところでございます。一方、住用総合支所管内におきましては、城地区に県営農地環境整備事業、城地区以外の地区に県営の中山間総合整備事業の採択を目指して、現在、調査、相続調査や耕作放棄地の調査等を実施しているところであります。笠利総合支所管内では、喜瀬地区を平成15年度から今年度まで県営畑地帯総合整備事業、いわゆる担い手支援型を実施中でありますが、屋仁地区につきましても今年度から同事業により実施をする予定となっております。しかしながら、こうした事業を導入するにしても、それぞれの地域の地権者の事業導入の同意が必要なことはいまでもありませんので、地権者の皆様方の協力と一体となった事業への参画が必要不可欠であるということを御承知いただきたいと思えます。

1番（師玉敏代君） このように、耕作放棄地が全体の500、その半分が利用可能ということで、その事業ということでいろいろやっていくうちに一番課題、問題になるのはやはり所有者不明とか、島外に出てるとかそういったものが逆にいま言えば、森林の原野化になっているのじゃないかと、今後、いま現在も耕作しない土地もどんどんそういうふうな風潮に増加の一途をたどっているような気がします。それですね、このような事業ができるということは、農地、先ほどの答弁でもですね、局長のほうで農地を所有から利用という一つの農地改革の中で、このような事業が入ってきてると思えますけれども、そういった観点で、作物もですね、耕作放棄地の所有者に対してですね、作物の奨励なり就農者への賃貸契約など、そういった方策を積極的に進めているのかどうか、なんかそういう施策を特別やっていますか。

農政局長（田丸友三郎君） 御質問の遊休地を有効に活用する計画というのでしょうか。現在、奄美市では耕作の放棄地解消対策協議会というものの中で、担い手育成総合支援協議会がそういったものを担っております。国の経済危機対策による耕作放棄地利用再生緊急対策交付金事業を活用しまして、昨年度農業委員会で行いました耕作放棄地全体調査をもとに、耕作放棄地の解消に取り組んでおります。本年度事業につきましては、耕作放棄地再生利用交付金として、耕作放棄地の再生事業と土壌改良を3ヘクタール施設、それから施設等補完整備として農業用機械導入耕作放棄地再生推進交付金の要望をしております、国の交付決定があり次第、事業の実施を進めてまいりたいと思っております。

1番（師玉敏代君） 耕作放棄地対策には、国もいろいろと施策をして市としてもいろいろと取り組んだりしていると思えますが、次に関連して再生可能な農地に施されるという事業として、今回21年度耕作放棄地の再生利用緊急対策事業の導入は、この調査後の施策として実施するものであると思うが、この事業概要と利用促進をどう図っていくのかお示しいただきたいと思えます。

農政局長（田丸友三郎君） 先ほどもちょっと、少しばかり触れさせていただいたんですけども、今年度の事業につきましては、耕作放棄地再生利用交付金を利用しまして、耕作放棄地の再生作業とそれから土壌改良を3ヘクタール、施設等の補完整備として農業機械導入、耕作放棄地再生利用推進交付金の要望を現在、国にしております。その国の交付決定があり次第、事業の実施を進めてまいりたいと先ほど答弁をいたしました、そのほかにサトウキビ関係の耕作放棄地解消事業としましては、奄美市サトウキ

ビ振興対策協議会が事業主体であります。国の補助事業であるサトウキビ増産プロジェクトを基金事業を活用した荒廃地再利用のための重機借り上げ料の助成事業も実施をしているところでございます。

1 番（師玉敏代君） 私としては、この事業は今月ですかね、交付によって知ったんですけども、交付によると事業概要、対象者が個人、集落、団体、いろいろと載ってますけども、6月から7月にかけてチラシも全戸に配布するというのもそのむね、書いてありましたが、このチラシ等の配布、さらにはですね、対象者が集落、嘱託委員会、団体とありますけども、団体先ほどもサトウキビ、いろんな特産プロジェクトもあると思いますが、この事業はこれからの地域活性化といいますか、地域で村づくりにも利用できるのではないかと思います。こういった広報をほかにもどういうふうに周知していかれるのか。

農政局長（田丸友三郎君） この事業の周知につきましては、農林振興課内の案内用の看板、相談スペースを設置するとともに、奄美市だよりの6月号にて、国の補正予算成立前の事業内容を掲載いたしております。それはご覧になられたと思いますが、また今後農家等が集まる会議や、笠利地区の駐在委員会でも経済危機対策関連の事業周知を行っております。住用地区につきましても来月の嘱託委員会におきまして、広報を行いたいと考えております。現段階ではまだ全体まで周知ができていない状況でありますので、今後、国の交付決定があり次第、国会の補正予算にて事業の拡充がなされた分も含め、パンフレット等を作成し、全世帯へ周知を行ってまいりたいと考えております。

1 番（師玉敏代君） この事業を進めるにあたって、体制ですね、農業委員会との連携、役割、この事業を特に耕作地の多い地区に具体的にどう進めるのか、この辺をお聞かせいただきたいと思います。体制、整備、農業委員会の役割はということでお示しいただきたいと思います。

農政局長（田丸友三郎君） ただいまのこの事業を進めるにあたっての体制と、農業委員会との連携役割についての質問でございますが、平成19年度に創立いたしました農業関係機関約10団体で構成する奄美市担い手育成総合支援協議会の一員として、担い手の確保、育成や農地の有効利用を図るため関係機関、団体による総合的な推進体制を整備し、地域の担い手を明確にしながら担い手の経営改善を支援、耕作放棄地の再生利用を進めることにより、望ましい農業構造の確立及び省エネルギー、省資源型の農業生産体系への構造転換の推進を図ってまいりたいと考えております。また、農業委員会につきましても、その構成委員の一員でありますので、農地利用集積利用調整支援については農業委員会が行っており、関係機関と連携を図りながら実施をしているところであります。

1 番（師玉敏代君） この事業を進めるにあたって、農業委員会と連携を図り、耕作放棄地が流動化されるということを望んでおります。最終的には、こういったいろんな事業が土地区画整理なり、地籍調査、また新たな事業を導入するにあたっては、一番問題になるのが先ほども申し上げました所有者不明という、所有者が、島外へいらっしゃるといいうろろな面で問題になっています。やっぱりこの問題が一番の最大の、最終的な一番の妨げになっているのが現状であります。この現状については、どのような対策があるのか、あればお示しいただきたいと思っております。

農業委員会（山口敏光君） 今、御質問ありましたように、この所有者不明であったり、いわゆる島外に行ったりという、そういう土地がたくさんありまして、その取り扱いについては農業委員会としてもいまのところ、大変苦慮する面が多いわけではあります。本日成立をした農地法の改正によって、かなり農業委員会の権限も行使できるような形に改正がされたようであります。それで、そのことを踏まえての要綱等、詳しいのが通達が近々来ることと思っております。それが来ればさらに細かくこういう対策をとっているかと思っております。現時点では、この問題は非常に支障がありますので、耕作放棄地整備の基本

的な方針として遊休農地解消のためのマスタープランを策定し、対策を講じていかなければならないと思っております。農業委員会におきましては、今年度関係機関と連携しながら担い手アクションサポート事業の農地利用促進活動に取り組み、耕作放棄地解消の一環として農地の有効活用に向けた取組を推進し、障害となっている不在村地主などの実態を把握していきたいと考えております。農地利用状況や近隣農家などへの聞き取り、農地所有者などの将来における農地経営、農業経営の実態把握、農地利用のための阻害要因分析などについて、農地パトロール日などに調査をしてまいりたいと考えております。平成22年度以降は、不在村地主に対する農地の利用状況及び今後の農地利用の意向確認、相続未登記の場合の登記の促進に努めてまいりたいと考えております。このようなことをしていきたいわけですが、現時点においては、現状の把握、分析というのがまず第一ということで取りかかっております。

1番(師玉敏代君) 各家庭といいますが、農地、登記できない農地というのを家庭でだいたい一筆あたり持っていると思うんですね。昔は農地を売買をして、それ以上に登記の登記料がかかるということとずっと登記できないで、そのまま所有してるといって、ほんとに一番永遠に登記できないような土地を持っているのが現状です。私は乱暴な考え方も分かりませんが、たまに思うことはその隣りに隣接する農家の5人以上なり10人以上がこれは誰の土地だと証明して、各市町村の市長が証明できれば登記できるというような特別区域などできないものかと、日頃それぐらい思うほどに登記を転用もできなければ家もできないし、地目変更もできない、そういう状況の農地はたくさんあるんですね。だから、これは確かに国にもう登記法上でしかいけませんけれども、やっぱりこういったものもですね、先ほど農業委員会の権限が農地法の改正である程度認められると、その辺をですね、農業委員会がお預かりして、そういう放棄地というのは大変迷惑なんですね、周りにもいろいろと問題もあります。やっぱりこういったのをですね、私は日頃から耕作放棄地に対して、所有者不明とかこの問題、お年寄りもいろんな問題で相談を受けますけど、登記できない土地っていうのがいまだに存在してる、この辺が出てくる部分もあるんじゃないかと思えます。やはりですね、この辺に対して農政局長、なにか先ほど農業委員会ほうから、国の農地法の権限とおっしゃいましたけれども、なんかそういう見解が、展望がありますかね。

農政局長(田丸友三郎君) ひと言に言えば、自分の財産は自分で守るのが建前になっております。確かにいま議員がおっしゃるように、登記簿上で権利を有してる方が不在になった場合はですね、となりの耕作してる方は多大な迷惑を受けます。一例を取ってみればですね、自分が農業をしていても隣りが荒地になっているために、ネズミの温床になったりとかですね、病害虫の発症場所になると、そういったこともあるわけですから、議員がいまおっしゃるような形でなんとかできるのではないかとこのことを考える時にはですね、今日、山口委員長からもお話がありましたように、今度の農地法の改正によりまして国のほうの指針の中の一つとして、いま我々がつかんでいる中身の一つにですね、いわゆるその長年放置されているそういう土地を、未利用の土地をですね、農地保有合理化の法人に預けると勧告はできると、県知事においてはそれを今回は裁定をしてですね、権限の権利をですね、ある程度その農地保有合理化法人に集めるというような形にできるんじゃないかというふうに考えております。それは詳しい法律の条文がまたきましたらですね、皆さん方にも御案内ができるんじゃないかと思っております。

1番(師玉敏代君) ありがとうございます。この事業はですね、農地の、まとめになりますけど、農地の所有から利用する農地を貸しやすく借りやすくすることで農業を活性化する、昭和27年以来の農地法の大改正がされました。その背景には将来の食糧供給を万全にする、持続、可能性ある農業づくり、穀物価格高騰やあとを絶たない輸入食料品の偽造問題にも我が国の食の安全があります。農家の高齢化、担い手不足で年々耕作放棄地が各地で増大し、国内では463万ヘクタールのうち38.6万ヘクタールが耕作放棄地して、不明が12.5万ヘクタールとなっております。我が国でも36.8万耕作放棄地解消は、我が国の食糧供給持久力を高める上でも必要不可欠であることは言うまでもありません。それ

だけでなく、放置されている農地は隣接する耕作地、耕作者にとって草は荒れ放題で景観を損なうだけでなく、病害虫の発生、有害鳥獣の温床となり、近隣に大変な多大な迷惑を及ぼします。最終的には、所有者不明農地、島外所有者農地の抜本的対策が問題であり、登記できない土地を所有者対策を含めて、この問題については国の施策に委ねるしかないと思っております。この事業が鳥獣対策戦略的な農産物の生産につながり、農家の所得向上に、また地域のまちづくり活性化につながることに期待し、次の質問に移ります。

加工センターの建設と既存の施設の充実についてということで、現在、サン奄美さんが指定管理者として管理する加工センターの充実については、3月定例議会で十分に審議できなかったことから再度質問いたします。加工センターと直売所の指定管理者であるサン奄美の新たな事業拡大、新規販路を開拓し、現在の施設設備では追いつかないのが現状であり、既存の設備をどう改善していくのか、また、新選果場建設に合わせて、規格外果樹、タンカン、スモモ、パッション等の新たな加工センターの建設予定があるのか、ありましたらお示しいただきたいと思えます。

農政局長（田丸友三郎君）議員の御承知のとおり、住用町の農産物加工センターは主に特産品のタンカンを原料とした製品を加工販売いたしております。製品開発や販路拡大には、会員が知恵を出し合い、創意工夫した取組を行うなど順調な運営と経営の安定化にも努めていると伺っております。このような成果から、今年1月からタンカンを中心とする加工製品の取り扱いが急激に増加をしております。これは全国組織を展開する医療機関と年間を通したタンカンゼリーの受注生産によるものと伺っております。また、製品につきましては、今後も需要の高まりが見込まれることから、新たな自前の冷凍設備をリース物件として設置するなど、積極的な経営改善に取り組んでおられるようであります。お尋ねの1点目、加工センターの充実及び新たな建設予定があるのかのお尋ねですが、今後一般農家などの加工施設利用者、平成20年度は106件で200名の方々が利用されたと同っておりますが、この増加にともない現在、使用している加工施設では、サン奄美さんのほうではほとんど手作業で効率が悪く、製造能力に影響をきたしており、今後低コストに向けた機械化を図ることや、保冷施設の整備等が必要と考えております。本市の農業政策における全体計画の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

1番（師玉敏代君） 新たな建設計画案は。

農政局長（田丸友三郎君）失礼いたしました。新選果場、加工センター、生産者との連携につきましては、卸売り市場の整備に続きまして、平成22年度にJA奄美をはじめ、奄美大島島内の他町村との協同出資により、本格的な選果場を整備すべく鋭意準備を進めておりますことは御承知のことと思えます。果樹のブランド化を目指し、新しく整備いたします選果場には、現在行っている大きさだけの選果に加えまして、傷や色あいを検査するカラーグレーダー、糖度及びクエン酸度を計測する光センサーを整備する計画ですので、検査基準の高度化、厳格化が図られることとなります。当分の間はこれまで以上に規格外果樹が増えることが予想されますが、本市といたしましては、選果場に整備されますコンピューターにより生産者ごとに表示されますデータをもとに、JA及び果樹生産部会や関係機関等と連携し、栽培講習会や摘果講習会などの開催を通じて、栽培技術の向上と果実の品質向上を図って、できる限り規格外品の減少につなげてまいりたいと考えております。このようなことから、先ほども申しましたように、本市の農業政策における全体計画の中で検討をしてみたいと考えているところであります。

1番（師玉敏代君） 前回の一般質問でも、選果場、地方卸市場での加工センターという設備は、大変そぐわないということで、調理室も島材を利用した、島の野菜を利用した調理室は可能だと、加工センターについても今後検討したいということで、はっきりした返事はございませんでした。はっきり申し上げまして、選果場のことにあんまりいまのところは触れたくないんですけども、それだけ高度な機能を持つ

たセンサー、カラーグレーダーが入るということは、なにがなんでも出るんですね。農家のほうにもある程度、選別選果をして持ってきてほしいと言っても、いままでの目で、目利きでやってきた選別と違い、容赦なく振り落としますよ、規格外は。そういったものを農家に返すのかということです。それを付加価値のある加工品にするということは、やはり選果場イコールその辺も考えていかなければいけないと思うんですね。先日、沖縄の選果場をスライドで見せていただきました。その規格外の引き取り手は業者ということでした。そういう業者があって、そういうところがあるところはいいんですね。確かにサン奄美さんも有限会社でありますから業者かも分かりませんが、奄美市の指定管理者になってますから、その建物は公設で建物もその機械も奄美市の、いまのところは資産になっています。そういったことを考えてですね、いまから先、今後検討したいということなんですけど、いまのある既存の加工センターに対して、どれだけの思いを持って造るのか、造るといっても新しい建設にはある程度時間もかかります。先ほど言ったように、サン奄美さんはそれだけの需要、商品開発まで、タンカンだけじゃないんですね、そこでは蒸す、炊く、乾燥する、そして絞る、つまりタケノコキムチ、そしてダイコンの切干し、そして蒸したパンですね。いろいろな機能を持った機械があるんですね。その辺もありますけれども、私が言いたいのはそこは市民も広く水曜、日曜日利用してます。その一時期だけじゃありません。皆さんはダイコンの切干しを作ったり、シイタケを干したり、あとは製粉もできます。そういった意味ですね、広く利用しているという意味でそういった中で今回はいま大変、月に2万1,700個のタンカンゼリーを販路拡大をし、新たにタンカンゼリーを商品開発してるんですね、今までと従来と違う、私も味見させていただきました。ほんとにタンカンを丸ごと食べてるような食感でございました。そういったいいものを一所懸命自助努力で作っても、いまの現状では追いつかないというのが実際のところですね。その機械ですね、いまのところ手動で、手で皮をむいて種を取るという作業は、大変人件費にもコストがかかります。その辺で、その辺の機械の導入もあるのかどうかお聞きします。

農政局長（田丸友三郎君） 今お尋ねのその、実際いま使っている加工施設をですね、民間の方々が、先ほども言いましたように、200名ほど使われていると、そうするとサン奄美さんが逆に使いたいときに使えないと、そういうジレンマもあると思います。またできる限り規格外品等の問題も合せてですね、これまで先ほど御質問がありましたように、規格外のやつを選果場から農家の方に持ち帰ってもらうのではなくてですね、やはり加工センターで集荷、加工しながら、農産物直売所にゼリーとかジャムなどの二次製品の原料として加工出荷するシステムを確立しながら、農家の向上を図らなければいけないと考えております。現在、選果場の施設整備推進協議会で選果場の検討を重ねておりますが、本協議会を将来的には果樹販売の促進協議会等に発展させ、活用してまいりたいと考えております。当市としましては、新選果場を中心とした原料加工施設、保冷、貯蔵施設を備えた加工センターの必要性も十分認識しております。したがって、名瀬、住用地区だけでなく、今後笠利地区に予定をしております直売所及び加工施設につきましても、直売所、加工施設をリンクさせた総合的な整備を検討してまいりたいと考えております。そうした中で、時期は明確にできませんけれども、一つの地区でやるのではなくて、笠利地区も住用地区も名瀬地区も合わせたような全体計画の中で進めなければ、施設の有効活用ができないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

住用地区地域事務所長（高野匡雄君） サン奄美のことにつきましては、いま支所の産業建設課と農林振興課でいろんな活用できる制度等について、話し合いを行いながら、つい先般、産業建設課とサン奄美の代表者とで実現可能な方法等について、いろいろ協議を重ねて、いま模索をこのあいだやっているばかりであります。今後、さらに話し合いを進めるなかで、サン奄美にとっていい方法が見出せていけるのではないかと考えております。

1番（師玉敏代君） 前向きな御答弁いただきました。確かにですね、昨年ですかね、大雨で内海の満潮と重なって、加工センターが浸水してる経緯もあります。そして、夏場になりますとですね、大変、

空調の設備がなくて、大変衛生面も懸念するところです。そういったところもですね、合せて私はこのいま奄美市で加工センターでここまでやっているところはないんじゃないかと思っております。いまの既存のですね、施設を一つの拠点として、加工センターのですね、確かにその選果場を造ったら絶対出るであろう規格外のこの辺は一番いまでは私は大事なことだと思います。今回、サン奄美さんはですね、年間贈答用として8トン、約21トンが今回の販路、新たな拡大したところに出荷するためのタンカンが21トンで、約30トン、これはJA奄美の住用支所が今年取り扱った量です。はっきり申し上げれば、あのスペースも大変厳しいものがあります。保冷库なり今後ですね、このようにやる気のある、そしてここまで自助努力をやってがんばっているところにですね、その後ろに背景には農家がありますので、そして一般市民がありますので、是非充実した整備をしていただきたいと思っております。

農政局長（田丸友三郎君） 行政としましてはですね、企業の立ち上がりの支援としては、もちろん手助けをやっていくつもりです。そのために、例えば笠利の今回予定している直販所、またサン奄美さんが借りている住用のその施設などをですね、公設でやって民営で運営してもらってると、そういう形で行政としての支援も行っているわけです。今後もですね、サン奄美さんはサン奄美さんで企業努力をしながら、行政としてどこまで手助けができるかというのを、事業のメニューの中から探しながらですね、詰めていかなければいけないかなと思っております。ですから、一つの事業メニューにこだわることなくですね、いろんな事業を投入できて、自分たちで模索もしていただきたいということであります。行政として支援できる分はやりますけれども、あとは企業努力も忘れてはいけないということを念頭においていただきたいというふうに考えています。

1番（師玉敏代君） 私は、この指定管理者の中で、これまでの実績があるのはサン奄美だと思っておりますよ。一番いまで。これまでもですね、前進は生活研究グループです。平成4年か5年に地域振興としてこの直売所と加工センター並びに木工センターが建設されたんですね。そしてその中で鳴かず飛ばずの直営の時に、生活研究グループが、企業グループとしてこまできました。そして、その中でなぜ法人化したかということをお前は問い詰めました。これは県の指導もあったそうです。サン奄美をここまで大きくしたのは、逆に言えば法人化したからこまで強くなったんです。実績ができたんです。行政に頼らずですね。その辺はお含みいただきたいと思っております。ましてはいまの建物も重機も市のものがあります。これは市民が利用するという意味で、今後の加工センター農業振興の物が流れるという意味では、大きな拠点になりますので、その企業とかそういうものを前に、このこれまでの歴史ですね、サン奄美さんの。私はこの実績もあるし、農林水産、いろんな評価もされてます。こういう一つしかない加工センターをいかに伸ばすか、これがいまからのやる気を出すところですので、決して行政はその目を詰まないでほしいと思っております。もうこれで次にいきます。

キャスのレンジ冷凍の整備を図るのかということで、このキャスにつきましては、私たち産業経済委員会が魔法の冷凍庫、鮮度を保持するというキャスを開発所を視察しました。従来の冷凍庫は冷凍したらうまみが逃げる、冷凍臭がする、食感が悪い、鮮度が落ちる等の問題を画期的に解決し、細胞が生きてるという意味を持つキャス機能は地場産である振興作物を安定的出荷する、価格の安定も図られ、今後重要な役割にある機能付き冷凍庫でございます。この辺の設置の考えを将来的にお考えになっていらっしゃるのかどうかお聞きします。

農政局長（田丸友三郎君） 先ほども話をしたつもりなんですけれども、サン奄美さんががんばって法人化しているのは一つの、例えば、次に笠利で立ち上がる直販所のですね、一つの見本となると思っておりますので、いままでどおり頑張っていたきたいと思っております。先ほども言いましたように、行政は決して足を引っ張るようなことはいたしません。それは頭に入れておいていただきたいと思っております。それから、キャスのシステム整備につきましてはですね、卸売り市場整備計画の中で調査をしまして、議員がおっしゃるように画期的なシステムだということが分かり、出荷調整を図るために導入検討をいたしました

けれども、事業費との折り合いがつかず断念した経緯がございます。また、このシステムを導入している先進事例を参考にしながらですね、今後も農家に与える効果、全体的な費用対効果を十分に検証した上で導入については、先ほど来申し上げましたように、奄美市の全体的な活性に向けての総合的に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

1 番（師玉敏代君） では続きまして、新選果場加工センターの生産者の連携、将来に向けた戦略がありましたらお伺いいたします。

農政局長（田丸友三郎君） その件につきましては、さきほど質問いただいたと思ったんです、御答弁をしたつもりだったんですが、はい。

1 番（師玉敏代君） はい、耕作放棄地対策も加工センターの整備も農産物を生かす一環作業であります。農地が流動化され、産物を生んでも安定した販路がなければなりませんし、規格外を助長するわけではありませんが、高度な選果になればなるほどそぐわないものが出ます。それを商品開発し、加工する、そのことが奄美の新たな特産物を生み出す、そのお手伝いが行政です。地産地消、振興作物を特産品として商品開発し、加工する物づくりを最大限に生かす手段です。雇用促進、農家の生活向上を図るためにも加工センターの拡充、さらには将来を見越した最新の加工センター建設を要望いたし、次の質問に変わります。

続きまして、子育て支援対策について、学童保育につきましては、再三質問してきました。ニーズに対して行政の取組は以前として変わらないのが現状であり、実施している各校区別の児童人数、指導者の配置、スペースの実態はどのようになっているのかお示しいただきたいと思います。

福祉部長（福山 治君） お尋ねの現状について、お答えを申し上げたいと思います。児童クラブの児童数、保育料、指導員数、専用教室等は、名瀬小児童クラブが児童数が37名、保育料の月額が1万1,500円、指導員数3名、教室数は1教室、伊津部小にあります青空児童クラブにつきましては、児童数が40名、保育料月額6,000円から1万円、指導員数3名、1教室でございます。奄小児童学童クラブ、児童数が31名、保育料月額が1万1,500円、指導員数4名、2教室でございます。朝日小のひまわり児童クラブ、児童数が80名、保育料月額8,000円、指導員数5名、1教室でございます。小宿のたんぽぽ児童クラブ、児童数が30名、保育料月額1万円、指導員数4名、1教室となっております。

1 番（師玉敏代君） 今回ですね、子育て支援の請願が3件出ております。2件が学童保育、1件が先ほど、先日ですね、質問いたしました多田議員が話しました病時保育です。それについて請願が出ております。大変子育て支援に対しては、大変厳しい状況にあります。いま実態を伺いましたけれども、時間がないので、この中で1件、朝日小が80名で1教室ということは、私は毎年見に行ってるんですけど、今年も見てきました。この80名というのは、要望はもっと1.5倍、百何十人の方があつたと聞いております。それで80名で1教室なんですね。この辺をどういうふうにお考えですか。空き教室はないんですか、もうほかに朝日小は。ほかは空いてるんですよ、伊津部にしろ名瀬小、奄小にしてもあるんですけど、この問題を行政がお考えになってないのかどうか。

福祉部長（福山 治君） 朝日小の件につきましては、空き教室余裕のある教室はですね、もうございません。それで私どもも朝日小の学童保育に関しては、なんとかもう1教室確保できないかということで、教育委員会を含めてその現状を含めて、校長を含めてですね、いろんな打ち合わせをしたわけなんですけど、いま市内の小学校の中で学童、子どもの児童数が増えていっているのがすべて朝日小でございます。それで学校が授業で使う教室数すら今後補償できないような状況がございますので、なんとかこの朝日

小の学童クラブのあり方につきましては、また発想を変えてですね、教室の余裕のある教室というより、その別な場所でなんとか確保できないかということも含めて検討したいということで考えております。

1 番 (師玉敏代君) 確かにですね、空きじゃないんですね、私も調べたら。輪内保育所もいっぱい、朝日幼稚園もいっぱい、そして学校自体も教室がない、そこは2階建てで二部屋で上も二部屋、全部道具が入ってるんですね。このあいだ質問したら、あとに3畳ほど、一部屋と3畳ですね、具合の悪い子が眠るの、ちょっと気持ちの分、スペースを取ってありましたけど、こういう天気のいい日はいいですよ。このいまから雨がが続くとみんな家の中に入るので汚いんですよ。かわいそうですね、80人の子がみんなあの中に押し込められてるのは。これが我が子だったらどうします、皆さん。一番はですね、一番安全なのは敷地内にあるというのが一番保護者が安心なんですね。私が思うに、今回、緊急対策事業で子ども基金、安心子ども基金のそのハード部分で回収工事というか、プレハブなどができないものかどうか、その辺は検討できないんでしょうか。

福祉部長 (福山 治君) 放課後児童クラブの設置促進事業というのをごさいます、最初にその学童クラブを設置する場合に1,000万円の補助ができるような制度がごさいます。いま現在検討しているのは、これを利用してなんとか設置ができないかなという方向で教育委員会と、これから詰めていきたいという考え方を持っております。

1 番 (師玉敏代君) 4月のはじめにですね、すでに80名で私の知ってる人は入れなかったと、また転勤された先生のお子さんが入れなかったと、これだけニーズ、先ほどからアンケートがニーズ、ニーズ調査といいますが、これだけはっきりとニーズがあるわけですよ、需要が。やはりその辺を考えてなにか対策、もうプレハブができるなら敷地内にプレハブを造って、できれば敷地内をお願いしたいし、それが無理であれば何らかの策をしていただきたいと思います。もう時間が3分ということですので、次の病時保育については多田議員も言いましたので、3分の間で私は今回その病時保育について、ちょっと検索して鹿児島市内に5か所あるうちの1か所のみなみクリニックにちょっとお邪魔しました。その辺をちょっと話して終わりたいと思います。乳幼児健康支援一時預かり事業病時保育については、昨日多田議員が、今年度の次世代育成構造計画策定の中で、アンケートによるニーズ調査を実施し、その結果医師会とも相談すると御答弁をいただきました。人員、配置、保育時住民に看護師1人、3名に保育士1人の体制であることなども答弁いただきました。これは、子どもが病気の時、親の看病に勝るものはありません。病気が安定期に入った時に、親に代わってお世話するのが病時保育です。対象になるお子さんは風邪、発熱、突発性発疹、嘔吐下痢、腹痛などの子どもさんです。伝染病の伝染性疾患、水ぼうそう、おたふく風邪、風疹、はしかですね。については症状が落ち着いてからお預かりすることができるといことです。先月、この病時保育について市民から相談があり、ネットで検索し、鹿児島市の鴨池町のみなみクリニック内科の小児科外来をお訪ねしました。1階で外来診療、2階が病時保育施設になっており、看護婦さんが1名常時いらっしゃるということで、保育士が1名に非常勤の保育士2名、隔離1、隔離2の部屋に1名で、安定期になった子どもさんが3名おりました。日のあたる明るくてゆったりとしたスペースの部屋でした。なによりも専門の医師が近くにいること、看護婦さんがついていることは絶対的な安心感にあふれておりました。この辺の補助、いろんなものは各地の自治体によって違うと思いますけども、この辺は今後調査していただいて、先ほどアンケート調査するというので、是非検討していただきたいと思います。以上をもちまして、私の一般質問は終わります。

議長 (伊東隆吉君) 以上で、新奄美 師玉敏代君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。(午後5時00分)

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	朝 木 一 昭 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	里 秀 和 君
13番	泉 伸 之 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	奥 輝 人 君	18番	平 川 久 嘉 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	竹 田 光 一 君
21番	栄 勝 正 君	22番	世 門 光 君
23番	平 敬 司 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	濱 田 龍 太 郎 君
教 育 長	徳 永 昭 雄 君	住 用 町 高 野 匡 雄 君	地域自治区事務所長
笠 利 町 塩 崎 博 成 君	地域自治区事務所長	総 務 部 長	福 山 敏 裕 君
総 務 課 長	川 口 智 範 君	財 政 課 長	則 敏 光 君
税 務 課 長	重 山 治 君	収 納 対 策 課 長	中 英 信 君
農 政 局 長	田 丸 友 三 郎 君	企 画 調 整 課 長	安 田 義 文 君
福 祉 部 長	福 山 治 君	市 民 課 長	徳 田 照 久 君
市 民 協 働 推 進 課 長	高 崎 義 也 君	高 齢 者 福 祉 課 長	倉 井 則 裕 君
福 祉 政 策 課 参 事	重 野 照 明 君	市 民 部 長	有 川 清 貴 君
健 康 増 進 課 長	嘉 原 孝 治 君	市 民 課 長 (笠 利)	勢 田 哲 央 君
福 祉 政 策 課 長	桜 田 秀 勝 君	自 立 支 援 課 長	小 倉 政 浩 君

産業振興部長	瀬木孝弘君	産業情報政策課長	前里佐喜二郎君
紬観光課長	日高達明君	農林振興課長	熊本三夫君
紬観光課参事	重久春光君	建設部長	田中晃晶君
都市整備課長	東正英君	土木課長	砂守久義君
建築住宅課長	大石雅弘君	福祉政策課補佐	永井健二君
教育事務局長	里中一彦君	教委総務課長	白坂稔君
生涯学習課長	圓順次君	文化課長	中山清美君
生涯学習課参事	山名純二君	農業委員会会長	山口敏光君
農業委員会会長	山下修君	選挙管理委員会会長	中島章君
農事務局長			
水道課長	義岡出君		

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	赤近善治君	次長兼 調査係長事務取扱	山崎實忠君
議事係長	森尚宣君	議事係主査	麻井庄二君

議長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は25人であります。会議は成立いたしました。これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 本日の議事日程は一般質問であります。日程に入ります。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に無所属 蘇 嘉瑞人君の発言を許可いたします。

4番（蘇 嘉瑞人君） 皆さま、うがみんしょうらん、おはようございます。4番無所属 蘇 嘉瑞人です。質問に入ります前に少しだけ所見を述べます。夏草や兵どもが夢の跡これは松尾芭蕉が平泉にて詠んだ歌です。私が大事にしている言葉です。この歌を私はたぶん中学生の教科書で初めて知ったんですが、無情観と共に自然の力強さに気付かされ強い衝撃を受けました。皆既日食については、そのメカニズムは明らかにできています。しかし、同様なものを人が無から生み出すことはできません。強烈な光の明暗の差により人間以外の力が生み出す存在感を感じる皆既日食という自然現象は、自然と人との共生を軸として奄美の未来を考える契機になると考えます。私は2009年皆既日食があるこの時期に成しえたいことが三つあります。一つ目は皆既日食のあるこの時期に、奄美で起こる様々な出来事を通して奄美で生まれたこと、暮らすことを誇りに思うきっかけを作りたいです。世界自然遺産登録を視野に入れ奄美地域に国立公園を計画する際に、多様な生態系とともに、環境文化型という考えが大事にされています。環境省那覇自然環境事務所が公開している奄美地域の自然資源の保全・活用に関する基本的な考え方によると、奄美地域には動植物等の自然資源のみならず、人と自然の関わりによって形成された景観や営みなど保全・活用すべき資源が豊富にありますとあり、この後も奄美地域が国内外に誇れる魅力を書き連ねています。もちろん皆既日食がなくても奄美の人同士で奄美の魅力を伝えあい強いアイデンティティーを持つことも重要ですが、皆既日食という圧倒的な体験を通して奄美内外の人々が交流し、その中で感じた奄美や自然の魅力を伝えあうことの意味は大きいと思います。なし得たい二つ目は、皆既日食を自然と人との共生を本気で考えるきっかけにしたいということです。奄美市が目指す将来像は、自然・人・文化がともに作るきよらの島です。これまでも奄美地域が自然と人・文化との密接な関わり合いを大切にしてきたからこそ出てきた将来像の言葉だと思えます。しかし、住用における広範囲にわたる森林伐採、市の採石場付近などで雨天時に見られる大量の赤土が海へ流失している様子や用安の建設途中で止まったままになっているテトラポット。自然と人との共生について考えてしまうことが奄美市においても否応なしに目に入ってきます。私は生活を守るために自然へ必要以上の負荷を与える事業に目をつぶることはしたくありません。世界には環境の概念を経営に取り入れ成功しているビジネスモデルもあります。平成5年につくられた環境基本法にあるように環境の保全・活用によって人間の福祉に貢献するように取り組む意思を日本は見せています。それらを奄美の産業、公共事業、生活に取り入れる機運作りを皆既日食には期待しています。長くなりましたがなし得たい三つ目は、奄美を世界に発信することです。皆既日食は島外からも注目の高い自然現象です。メディアにおいては多くがパブリシティによって周知を図れるので広報にお金をかけずに発信できます。この機会に奄美の魅力や自然と人が密接に関わり合って地域づくりや産業育成に取り組む姿勢をメディアや来島者を通して発信していくには絶好の機会だと思えます。奄美関係者が奄美のことを知り、奄美において環境の概念を取り入れた地域づくりの推進を図るきっかけをつくり、そして奄美を世界に発信していく。この三つを皆既日食に望んでいます。こういった未来志向の夢みたいなことも望みながらも奄美で暮らす人々や来島者が安心・安全に観測、滞在できるための準備も現実的には求められます。そういったことを踏まえながらも皆既日食について質問します。それでは市長にお尋ねします。奄美市にとって2009年の皆既日食とはどのような存在なのでしょうか。次からは発言席にて発言いたします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。蘇議員の皆既日食についての質問にお答えします。実は今朝、この答弁は市長がするようにとの指示がありましたということで、慌てて答弁をまとめたところですが、結論として蘇議員の所感とほとんどいっしょでありましたので答弁する必要ないんじゃないのかなと思ったところですが、せっかくでございますので、私のほうも答弁をさせていただきます。奄美にとって2009年の皆既日食の位置づけと根本的な考え方はとの御質問でございますが、今世紀最大の皆既時間を誇る皆既日食は陸域において観測できるという優位性において観測者から早くから注目を集めていると伺っております。その第一に学術的には自然科学の分野においては、陸域に滅多にない観測機会であります。多くの科学者たちがおおいな期待を寄せております。そのお手伝いができることは島民にとっても喜びとして十分に対応をなすべきことであると考えております。

二番目にインターネットの時代と言われております。奄美から世界へ、日食のことと島の多くの事実を発信できる最大のイベントである。このことも十分に理解し対応をとることが求められておるものと認識いたしております。

三つ目に一般の人たちには、皆既日食に遭遇するという巡り合せを楽しみ、その機会を共有して喜び与えるということの意義を感じておられるように受け止めております。

このような情勢に鑑み本市におきましては、受け入れ態勢の構築や諸条件の整備を整えるため、合併直後の平成18年度からプロジェクト2009調整官を配置し、準備を進めてきたところでございます。今、申し上げましたように、46年ぶりということの日本国内では46年ぶりということのようでございますから、地域の皆さんに安心・安全な条件の下で皆既日食を楽しんでいただきたいと、このように思っております。

4番（蘇 嘉瑞人君） 是非、市長におきましても御尽力をよろしくお願いいたします。

次に、皆既日食への取組の現状はということですが、私は平成19年第4回定例会において、奄美市における各部署が考える検討事項を挙げていただきました。それを踏まえつつも、また新たに決定事項として挙げたものがあれば残りもう34日間ですので、総務部、市民部、福祉部、産業振興部、建設部、教育委員会さらには笠利総合支所、住用総合支所と各部署がそれぞれの所管において皆既日食前後の時期にどのような対応をするのか、お聞かせください。また、それぞれの対応において予算がいくらなのか、人員配置は何名ほどなのか合わせてお聞かせください。

産業振興部長（瀬木孝弘君） おはようございます。議員から多岐に渡る御質問を受けております。答弁に多少時間を要するものと思われまので、御理解のほどお願い申し上げます。それでは御質問のございました取組状況ということでございます。各部の対応についての御質問をいただいておりますが、実行委員会の事務局ということもでございます。まず、産業振興部から御答弁申し上げます。先日、開催されました2009皆既日食奄美市実行委員会総会で平成21年度事業計画が示され、承認を受けているところでございます。その概要でございますが、まず、対策本部の設置、救急医療体制の構築、交通渋滞対策及び交通規制、島内交通の利便性の向上、職員及びボランティアの配置計画、クリーンアップ大作戦の実施、観光案内所の設置、地域推進事業の実施、観測記念証明書、観測記念スタンプの作成、マスコミ等取材情報への対応、学校施設等の開放、最後に新型インフルエンザ対策、以上12項目等をお示しをいたし、係る項目の条件整備に努めているところでございます。この中の主なものを御説明申し上げますと、対策本部は笠利総合支所に設置いたしまして、情報の収集、発信や緊急時の対応など本部としての活用を考えております。また、救急医療体制の構築としましては、笠利町にあります3医療機関及び大島地区消防組合と連携を取りまして、緊急事態に備えるよう協議を重ねておりまして、当日も観測地に常駐できるよう調整中であります。

次に、交通渋滞対策及び交通規制につきましては、奄美警察署と協議の上、当該実行委員会の中で示しております、笠利地域交通規制図によりまして、市民や観測者への周知に努めることといたしているところでございます。なお、交通規制に当たりましては本市職員を中心に国道、県道、市道等の要所に

配置し円滑な交通流動や住民生活の安全性の確保を図りたいと考えているところでございます。また、これまで皆既日食講演会等を数回実施しておりますが、この中で講師の先生方のお話を伺いますと、皆既時間の比較的長い笠利地区に出かけなくても名瀬地区でも約2分程度の皆既時間でも十分楽しめることから移動せずに観測できることの周知も必要ではないかと考えているところであります。このようなことから教育委員会とも連携をしながら子どもたちや校区住民の観測について、学校ごとに観測ができるように校庭の開放をお願いいたしているところでございます。今後、住民啓発として講演会を開催していく中で、このような情報を広く市民や観測者等に理解してもらい交通渋滞の緩和や安全性の確保が図られるのではないかと考えております。

次に、島内交通の利便性交通についてでございますが、皆既日食当日には午前8時から10分間隔で市街地と佐仁集落折り返しの臨時バスを運行する予定でございます。交通渋滞や駐車場混雑等が予想されることからマイカーの乗り入れを極力控えていただきバスを利用するよう周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、奄美空港及び名瀬新港に来島者向けの臨時的な観光案内所を設置し、観光情報の提供、観測記念証明書、観測記念スタンプ、観測記念写真用看板を製作し、観測者の満足度や皆既日食ムードの醸成を図ってまいります。

また、新型インフルエンザが国内でも猛威をふるっておりましたが、5月22日、厚生労働省が示した新たな国内対策の中では行動計画の緩和が示されておまして、当地はこれから夏場に向かい気温や湿度等の環境的要因による改善が予測されますので、今後とも感染症発熱外来相談窓口があります名瀬保健所や県関係機関の取組と連携を図りながら引き続き注視してまいりたいと考えております。

その他、ハード面の整備といたしましては、平成18年度及び平成19年度にあやまる岬観光公園の整備、併せまして笠利崎の周辺整備を行っております。

次に、予算についてでございますが、実行委員会予算について申し上げますと、平成20年度が282万4,000円でありました。平成21年度の予算は530万5,000円であります。

次に、人員配置のことでございますが、交通規制、駐車場管理、準備、後片付け等を含めまして、およそ300人規模の配置が必要ではないかと考えております。産業振興部からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

総務部長（福山敏裕君） おはようございます。総務部関係について御説明を申し上げます。まず一点目は、交通安全対策でございます。現在の取組といたしましては、当日の予想される交通渋滞の緩和について協議を進めているところでございます。具体的な対策としましては、一方通行、駐停車禁止、車両進入禁止等の交通規制を設けた周知のために看板などの設置などでございます。また、要所に誘導員を配置しまして警察と連携しながら交通整理に当たってまいりたいと考えております。

次に、野外宿泊者の災害時の対策についてでございます。野外宿泊者につきましては、時期的に台風の接近も考えられますことから、公共施設等を避難所として開放することを検討しているところでございます。

具体的な職員の配置等につきましては、宿泊交通衛生委員会専門部会といっしょになって進めていくことになっていくものと考えております。これまでにない規模での取組でございますので、あらゆる想定をした取組が求められていくものと思っております。予期せぬ事故も考えられますので関係機関と連携をしながら万全な態勢づくりをしてまいりたいと考えております。期間中は全庁体制を敷きまして奄美での滞在中はもちろん観察が心に残る最高の思い出となるような安全対策に努めてまいりたいと考えております。

市民部長（有川清貴君） 市民部関係の取組についてお答えいたします。まず、救急医療体制の確保についてでございますが、大島郡医師会、大島地区消防組合と連携を図り体制作りを整備したところです。来島者用にあやまる公園と太陽が丘公園内にテントサイトが設置されますが、併せて救護所を設置いた

します。そこに7月20日から22日までの三日間市の保健師を配置し、また日食当日は、宇宿漁港と奄美パークにも救護所を設置し、万全を期したいと考えております。

ハブ対策につきましては、テントサイト周辺にハブ侵入防止ネットを設置するとともに、ハブの危険を呼び掛けるパンフレットをホテルや名瀬港、奄美空港で配布し来島者に注意を喚起いたします。

次に、ごみ対策につきましては、ツアー客のごみは代理店の方で対応することになっております。一般客のごみにつきましては、原則持ち帰りをお願いする一方、市のほうでトラックを配置し、ごみが廃棄されている状況であれば迅速にごみ回収を図れる体制を整え来島者のイメージを損なわないように環境衛生の保持に努めてまいりたいと思っております。

福祉部長（福山 治君） 福祉部関係で申し上げます。福祉部に関しては、障害者の対応とそれから行路病人、行路死亡人ということになるかと思えます。障害者につきましては、聴覚障害者からの手話通訳の派遣要請ということも想定されます。奄美市におきましては、登録手話通訳者約12名いらっしゃいますが、と連携をとりまして可能な範囲で対応したいと考えております。また、身体障害者に対する車いすの貸与という問題も想定をいたしております。市民への貸し出しに支障のない限り社協と連携を取りながら対応したいと考えております。

次に、行路病人と身元不明人の病人等死亡人についての対応の仕方でございますが、この場合は行路病人及び行路死亡人取扱法という法律に従って、救護活動を行うということで考えております。

建設部長（田中晃晶君） 建設部にいたしましては、来訪者をお迎えするために地区ごとに準備を進めているところでございます。具体的には7月10日に笠利地区、それから17日に住用と名瀬の両地区で建設部の職員及びそれぞれの地区の例えば笠利建友会、それから笠利地区友会、それから笠利の駐在員それぞれ奄美水道組合の方々の協力を得て市の道路、河川、港、公園の雑草の伐採、それから清掃等行う予定であります。また、工事施工に関しましては、7月18日から7月26日間の間、約9日間ですが、工事の縮減を図るように指導をしております。例えば交通止めはしないと、通行止めをしないというようなことで対応をしてみたいと思います。さらに水道、下水道の維持管理につきましても万全を期してまいりたいと思っております。これらに対しまして、特別に予算計上はいたしておりません。これらの動員の動員と申しますか、協力者の人数につきましては、約150名を予定いたしております。

教育事務局長（里中一彦君） それでは教育委員会における取組を申し上げます。現在、各小中学校におきましては、この皆既日食の現象を児童・生徒の天体に対する興味や関心を高める大きなチャンスと捉え、それぞれ学校の実態や学年段階に応じた事前指導を行っているところでございます。今回の皆既日食は夏期休業中であることから、奄美市内のすべての児童・生徒を対象にした観察会などの取組はございません。各学校、地域の実態に応じた取組が計画されているところでございます。各学校におきましては、児童・保護者を集めて分かり易い出前講座や理科の特別実践授業を開き、皆既日食の仕組みを楽しく学ぶ授業が行われております。具体的には、屋仁小学校、宇宿小学校、笠利小学校、笠利中学校において児童・生徒及び地域住民を対象として大学などの連携による天文教室が実践されます。また、皆既帯から外れる住用地区の児童・生徒も名瀬地区で観察することができるように授業を計画しているところでございます。さらに当日は、名瀬地区、笠利地区にある学校の校庭を開放する予定でございます。なお、各学校には観察する児童・生徒に学校職員が適切に関わることができるよう依頼していきたいと考えております。先般、天文協会より市内全小学校に遮光プレートが贈呈されました。また、市内中学校に対しましては、名瀬ライオンズクラブより300枚の遮光プレートが贈呈されました。改めてお礼を申し上げたいと思います。

各学校においては、この遮光プレートの正しい使用方法についても指導していくことになっております。以上のような取組の中で、この46年ぶりの皆既日食が奄美市の児童・生徒にとってかけがえのない経験となるよう各学校に対して指導しているところでございます。

住用事務所長（高野匡雄君） 住用総合支所の取組，対応についてお答えいたします。皆さん御承知のとおり，住用地区は部分日食であります。日食の割合が0.996から7と皆既日食にあとわずかですが，皆既日食の自然現象を感じることはできません。そのため，まず先ほど教育委員会の答弁もありましたが，住用町の児童・小中学生がそれを体感できるように教育委員会と連携し，取組を行っているところであります。そのためのバス借り上げ料を今回の補正に計上してありますので，よろしく願いいたします。

次に，笠利，名瀬地区での交通渋滞，混雑等が予想されますが，その緩和対策への取組，公共交通機関の利用，自家用車による乗り合わせ，そしてできるだけ遠出を避け，名瀬地内での観測等，来月の囑託委員会さらに地区住民へ呼び掛けていきたいと思っております。また，住用地区のバンガロー，旅館等への宿泊者予約も満杯と聞いており，22日前後の本地区への観光客も予想しているところであります。そのような中，7月17日に住用地区建友会が幹線道路の環境美化活動を計画していることを聞いておりますので，建友会と連動し一集落1ブランドの認定地や内海公園を中心に環境美化作業の取組を考えております。以上が住用総合支所としての主な取組ですが，あとは主な観測地での警備や交通整理等での動員が出てくるものと思っております。

笠利地域事務所長（塩崎博成君） それでは笠利総合支所としての取組状況について申し上げたいと思います。今回の皆既日食は御承知のとおり，笠利地域を中心として観測がされます。正に，笠利地域が一体となって笠利を売り出す絶好の機会でもあります。このようなことから4月の駐在員委員会以降，あらゆる機会を通して皆既日食をピーアールし，機運の盛り上げに努めているところでございます。また，去る6月10日には管内の団体等を構成メンバーとしまして，笠利地区皆既日食連絡協議会を設立したところであります。皆既日食当日に向けて管内の盛り上がり，機運醸成，独自のイベントの取組等を検討いたしているところであります。現在，検討いたしておりますイベントといたしましては，笠利地域を発祥の地とする鶏飯シンポジウムの開催，さらには八月踊り，塩作り体験，たあまんなど笠利地域には12のブランドが認定をされております。来島者に来る7月22日の観測体験が奄美でのよい思い出として残り，再度来てもらえるような環境づくりをブランド等を活用した取組などを企画・検討をいたしているところでございます。先ほど，教育委員会事務局長からも答弁ございましたように，笠利町内の小中学校では，屋仁小学校，笠利小中学校，宇宿小学校が大学研究機関を受け入れ，観測を通しての交流イベントも企画をされております。また，各集落においても本番に向けての花作りなどの取組，笠利地域が一体となった清掃作業などを検討をいたしているところであります。このようなことから，人員配置につきましては，笠利総合支所として全庁体制で取り組んでいく一方，笠利地区皆既日食連絡協議会の構成団体にも人員配置の協力もお願いをしていく予定でございます。

市長（平田隆義君） 各部長からの報告がありましたが，民間のほうですね，7月17日には九州電力のメセナ事業として九州交響楽団の公演が奄美文化センターであります。これは3回目になると思います。それからなんかハナハナというところでは，数日間に渡ってイベントがあるということでもありますし，それと奄美パークでは前夜祭ということで多彩な催しが準備されているということを報告受けておりますので，大いに楽しんでいただけるんじゃないかと，こう思っております。

4番（蘇 嘉瑞人君） 皆既日食楽しみになってきました。ただですね，お答えの中で総務部と市民部と福祉部において，人員配置及び予算についての答えがなかったように思うんですけど，あるようでしたら答えを聞かせてください。

市民部長（有川清貴君） 市民部では予算を組んでおりません。実行委員会のほうで対応していると思っております。

福祉部長（福山 治君） 福祉部として、その障害者の件とそれから行路病人、死亡人につきましては通常業務の中の範ちゅうで行いますので何の予算も人員も必要ございません。

総務部長（福山敏裕君） 予算については実行委員会のほうでの計上になります。

4 番（蘇 嘉瑞人君） 実行委員会にしているということなので、こちら側からいきますね、皆既日食前後の対応において、それでは目標人数や設定人数あると思うんですけど、現時点で確保できている人数は何名いるのでしょうか。市職員、県職員、実行委員など内容が分かれば、なおありがたいです。

産業振興部長（瀬木孝弘君） お答え申し上げます。皆既日食前後の人員確保につきましては、奄美空港及び名瀬港での案内所を設置に伴う臨時職員の募集を現在、ハローワークで行っております。また、空港及び名瀬港での受け入れ等につきましては、港湾関係者、旅行会社、バス会社及び施設管理者と対応について協議を行っていますので、御理解を賜りたいと思います。なお、日食当日の対応につきましては、観測者が予想されます9か所におきまして、交通整理、誘導、案内、警備等約230名を予定しているところでございます。

4 番（蘇 嘉瑞人君） それでは今現在、確保できているのは、その交通の管理や9か所の観測地における警戒要員のみということの理解でよろしいのでしょうか。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 申し上げましたのは、主なものを申し上げておまして、細かい割り振り等については、今現在、作業しているという段階です。

4 番（蘇 嘉瑞人君） それは残り34日なんですけど、まだ、細かい割り振り等については検討は図られていないという理解でよろしいのでしょうか。検討というか、まだ具体的に決まっていないということなんですか。

産業振興部長（瀬木孝弘君） はい。決まっておりますが作業中であります。

4 番（蘇 嘉瑞人君） それでは、これから皆既日食を迎えるためにいろんなことを聞いていきたいと思うんですけど、まず先ほど、笠利における案内所であったり、市役所対応というふうにお伺いしたんですけども、皆既日食時期やはり島内外から問い合わせが市役所に寄せられることが予想されるんですけども、対応は窓口の一番初めというか窓口になるところはどこなんでしょうか。またその連携体制を教えてください。

産業振興部長（瀬木孝弘君） はい。皆既日食当日の問い合わせに対する対応でございますが、先ほどお答えいたしておりますように、対策本部を笠利総合支所に設置をいたしますので、本庁の袖観光課と併せて対応してまいりたいと考えております。なお、本年4月より名瀬、住用、笠利の3総合支所間の電話が内線で通話ができるようになりました。いわゆるIP電話を供用開始をいたしております。このようなことの効果もございまして、転送もスムーズに行われるのではないかと期待をいたしているところであります。

4 番（蘇 嘉瑞人君） 気が付いたら、あと28分しかなくて時間がなくて、どんどんいきますね。次に、公共性の高い土地の利用についてお伺いいたします。まずは笠利崎付近についてです。こちらは奄美大島において最も長い時間観測できる地点ということもあり大変な混雑が予想されます。当日を含め

どのような体制で笠利崎付近では皆既日食を迎えるのでしょうか。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 笠利崎付近につきましては、議員御案内のとおり皆既日食時間帯が最も長いことから多くの観測者が来られるものと想定予想しております。

まず、交通規制について御説明申し上げますが、用岬入り口でございます。市道用岬線から長島植物園内の市道石原岬線を出口とする一方通行規制を行う予定でございます。この箇所から灯台入り口までの約200メートル区間につきましては、観測者の安全を確保するため許可車以外はすべて侵入禁止というふうに考えているところであります。なお、この期間の誘導につきましては専門の警備会社をお願いする予定でございます。次に駐車場につきましては、市道用岬線の左側部分、山手側の部分ですね、そちらを駐車スペースとして確保いたす予定であります。

三番目に、灯台の入場規制につきましては、奄美海上保安部に確認いたしましたところ、看板等で安全を呼び掛け、また、職員を配置して観測地として開放する予定ということでございます。

マスコミの対応でございますが、先ほど申し上げておりますように、対策本部を設置する笠利総合支所に対応するなど積極的に協力をしてまいりたいというふうに考えております。

4番（蘇 嘉瑞人君） ちょっと私の私見ではあるんですけども、その灯台の入場規制において、観測地として利用できるということなんですけれども、これ極めて危ないと思うんですけども、ですから海上保安部と協議して間に合うようであれば、やはり観測者にとっては大変厳しいかと思うんですけども、やはり入れないという状況というのは考えていたほうが良いと思うんですけど、そこに対してどうでしょうか。

市長（平田隆義君） 海上保安部においては、喜界町、奄美市、龍郷町と網羅してトカラ列島まで網羅できます。することになりますので、十管本部が相当な関心を持って海の安全の確保ということで取り組んでおります。従いまして、灯台のことについては、実行委員会で十分に検討されているものと思っておりますが、海上においての体制ということも十分に進んでいるものと期待をいたしておりますので、御理解賜りたいと思います。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 概要につきましては、今、市長が説明をいたしました、この用岬のですね、灯台の入場規制の件につきましては、奄美海上保安部からの対案と言いましょか、その辺りで対応できるということでありますので、御理解をお願いいたします。

4番（蘇 嘉瑞人君） 分かりました。これはまたゆっくり担当者にお話しにまいりますので、よろしくお願いたします。

次に、港湾、漁港の管理についてお聞きします。外から入ってくる船舶などに対しては、どのような対応をするのかというのを伺いたしたいです。例えばヨットやそういった小型船舶というものは、本来であれば届け出なしでもどんどん停泊できると思うんですけども、こういったものがどんどん入ってきてしまうと、外国からの不審船であったりそういったものがどんどんスルーで入ってきてしまう危険性もあります。ですので、こういったものに対して市が管理者になっている漁港や港湾もございませう。例えば漁港でいえば小湊、崎原、和瀬、小宿、喜瀬の5か所、港湾であれば知名瀬、赤木名、屋仁、大笠利、和野、山間、奄美市が管理者になっております。こういったところ、こういったように管理していくのか、決まっていることがあればお聞かせください。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 御紹介のありましたように奄美市には、市が管理する港湾、漁港が11港ございまして、県が管理する港湾、漁港が3港ございませう。皆既日食時の各港湾、漁港における船舶受け入れにつきましては、地元との調整を行い、関係部局より協議いたしました結果、市の管理する知名

瀬港，小湊漁港，県が管理をしております大熊漁港の3港において，各港とも10隻程度の受け入れが可能ということで，現在，事務局が扱っております市民観光課のほうで受付を行っているところであります。

4番（蘇 嘉瑞人君） その島外から入って来るその安全管理も大事なんですけども，港湾や漁港というのは広場になっています。ということはやはり，野宿者や個人的にキャンプを持ってきた，テントを持ってきて宿泊を考える方もいらっしゃると思うんですね，そういったことを一つ許してしまうと，どんどんそこに村じゃないんですけど，たくさんの方が停泊する，泊ってしまうという状況が生まれてしまうと思うんですけども，こういった危機管理等はどう考えているんですかね，何で聞くかということですね，あるこれは龍郷町の女性の方なんですけども，やはり農村集落というものは働く時間には働く年代の男性はその集落から外に出ています。ということでその状況において，集落にたくさん知らない人がいる状況というのは，大きな不安を覚えるという声をいただきました。ですのでやはり，この安全管理というのは考えていったほうがいいと思うんですけども，どういうふうに今，なっているんでしょうか。

産業振興部長（瀬木孝弘君） また港湾漁港施設における観測者，野宿者への対応をどうするかという御質問だったかと思えます。現在，その方々への規制は考えておりません。港湾漁港管理者のほうでは，施設用地を利用される方々が安全に利用できるよう施設のパトロールなどを行って安全管理に努めるということ聞いております。改めまして申し上げますと，それぞれの漁港や特に漁港等につきましては，地区に漁業会，あるいは小型船舶組合などを構成しておりまして，優良な社会活動団体として普段から緊急時におうことまで管理をしていただいている経緯がございますので，自治会等あるいは集落会等，その辺りの連携で対応していただくということも可能ではないかと思っております。

4番（蘇 嘉瑞人君） 答弁で言うと，そのテントを持って来たり寝袋を持って来た人が泊ることは容認できるというふうな解釈でいいんですか。

産業振興部長（瀬木孝弘君） はい。お答え申し上げます。基本的には対応はできると思っております。申し上げたいのは占有をする場合には，通常，占有手続きがそれぞれの管理者に届け出が必要でありますが，先ほど申し上げておりますように，地域の安寧，あるいは地域の管理の状況の中でですね，対応が可能であれば，差し支えないものと私は思っております。

4番（蘇 嘉瑞人君） 地域の管理ということは，行政はもうタッチしないで，その地域の人にこうお任せするという形なんですかね，それはやはり大変危ないことだと思うんですね。しかも管理者が奄美市となっている以上，そこで例えばハブに咬まれて，そのキャンプしている人が亡くなったり，そういった事態になった時の管理責任というのは，もちろん管理者である奄美市にあると思うんですよ。この度ここで容認するのを地域の人の思いによっては容認するということであるので，そういったことも含めた上での今の発言があったのかどうかだけ。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 管理者は先ほど申し上げておりますように，常時パトロールで努めると申し上げておりますし，普段の漁港施設，公の施設の管理については，それぞれ指定管理者の制度も導入いたしておりますし，また，管理については先ほど申し上げた漁業関係者，小型遊魚船組合などとの連携も普段から図っているところであります。このあたりの対応でできると思えます。先ほどハブの咬まれた場合どうするかというようお話であります，基本的には御自分の護身については，その知識の上で対応していただくのが基本ではないかと思ひ，ただ災害が発生した時には，その通報等によりまして緊急時には対応できるよう先ほど，市民部長からお話のあったような対応でしていく予定であります。

4番（蘇 嘉瑞人君） 是非ですね、この港も含めて、これから続いて聞こうと思っていた公園や学校施設といったところに対しても同様の懸念があると思います。ここはやはり、様々なリスクが考えられると思いますので、その一つひとつの危険性に関して集落や奄美市内の各組合の判断だけでは、とても難しいところがあると思うんですね、それは今、各集落にお任せしている公民館や集落施設も同様です。なのでできるだけ、来島者においても危険が及ばないように、そして地域住民においても安心して暮らせるようなガイドラインというものを行政が示す必要は、私は少なからずあると思っていますので、1か月ぐらいしかない時間ではありますが、是非とも作っていただけるようお願いしたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

それでは、次に交通についてお伺いします。まずは、航空便、船便など島外からの移動は臨時便も含め、どのような状況なのか、お聞かせください。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 航空便、船便の状況についてでございますが、まず、航空便につきましては、ほぼ満席の状態であります。船便につきましては、一般向けの予約受付が乗船日のひと月前からということで、鹿児島港につきましては、昨日、6月17日から、また、東京阪神航路につきましては、本日から予約受付となっているところであります。

4番（蘇 嘉瑞人君） それでは新聞等に出ていた臨時便等は今のところないという判断でよろしいんですか。

産業振興部長（瀬木孝弘君） はい。まず、実行委員会のほうのキャンプサイト等の受託者のほうでは、チャーター便を鹿児島往復で出すということがありますし、また、期間中の先ほど申し上げております、18日から21日を中心といたしまして航空会社、日本航空のほうでも増便をいたしているところでありますので、タイムテーブルで御確認をいただきたいと思っております。

4番（蘇 嘉瑞人君） 先ほどの防犯や交通も含めて、それでは警察とはどのような連携を今、とっているのでしょうか。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 次に、交通渋滞対策及び交通規制についてでございますが、所管の奄美警察署との現場踏査、協議をこれまで幾度となく行っております。笠利地区の国道、県道、市道の幹線部分のみ駐停車禁止、さらに笠利崎と宇宿地区の一部で一方通行に設定をいたす予定であります。渋滞の緩和、車両の流れをできるだけスムーズにしたいということで協議を重ねているところであります。また、期間中、金作原原生林等の資源のツアーもあろうかと考えておりました、7月21日から23日までの4日間、一方通行や交通整理の配置など関係機関と協議を重ねているところであります。なお、知名瀬港にシャトルバスを配置いたしまして混雑の解消にも努めたいということであります。

4番（蘇 嘉瑞人君） ちょっと時間がなくなってきたので、だいぶ進んでしまうんですけど、皆既日食ツアーについて少しお伺いしたいと思います。まず、参考までに2009年6月4日の南日本新聞を読み上げます。7月22日に皆既日食が観測される奄美大島北部と喜界島で3自治体が募集している観測ツアーの申し込みが1日現在で定員4,160人に対し2,024人と半数にも届いていない。龍郷町と喜界町は比較的順調とするが奄美市が2,620名を募集するテントサイトは4割足らずの933人と伸び悩んでいる。同市実行委員会によると近畿日本ツーリストなど2業者に委託し4月から募集、特設テントサイト22コース以外にホテルに宿泊する9コースもあるが、同コースは8割以上が埋まっているという。旅行業者の担当者は不景気や新型インフルエンザ流行などが影響していると分析、酷暑時期のテント泊にもかかわらずインフラ整備が加算され10万円を超えるコースも多いなど、価格が高めなどもネックなようだ、と書いてあります。実態を聞こうと思ったんですけど、このように解釈して話

を進めたいと思います。こちらですね、このようにテントサイト募集のツアーにおいて、かなりの人数がまだ募集定員に達していないという状況があります。それではですね、当初の目的で、あやまる岬には700名の宿泊を予定しているキャンプサイトを計画されておりました。こちらですね、このような状況においてもあやまる岬は、ちゃんとテントサイトとして運営する意思があるのかどうか、お聞かせください。また、そもそもキャンプサイトを造ろうと思った目的も重ねてお伺いします。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 御質問のございました、あやまるテントサイトの件でございますが、現時点の考え方を申し上げます。あやまる岬でのキャンプサイトについてでございますが、あやまる岬については約600人の受け入れを予定いたし募集を行っております。太陽が丘テントを含め太陽が丘運動公園内のテントサイトを含めまして、現在、6月10日現在でございますが、960人という状況でございます。現在も募集は続けておりますが、業務受託者のほうでも新たな受け入れ構築等についても検討を進めているところでありますので、今しばらく、その推移を見守っていきたくて考えております。

議長（伊東隆吉君） 目的まであったでしょう。

産業振興部長（瀬木孝弘君） はい。すいません。申し訳ございませんでした。おまたせいたしました。それでは御答弁申し上げます。キャンプサイトの運営業務委託することに関してでございますが、当然のことではございますが、人員や経費面など相当なコストを伴うものでございます。また、集客や輸送などには旅行業務に携わる専門的知識やノウハウが必要であり、経験のない行政で行うことは困難ではないかと判断いたしました次第でございます。このようなことから実行委員会におきましては、キャンプサイト運営業務については、経験のある専門業者において実施されることが利用者にとっても最も使い勝手のよいという認識もございまして業務委託を行うと決定されたものでございます。

4番（蘇 嘉瑞人君） たぶんですね、そもそもの目的は、その飛行機や船を利用して乗ってきて、その奄美に来る人がどう少なくみても1万人はいくんじゃないのか、また、それぐらいの人が来たいと希望するんじゃないかという予測の下、奄美には3,000いくらか宿泊の定員がありません。なのでできるだけ泊れる人の数を増やすための努力でキャンプサイトを設けたものだと思っています。しかし、キャンプサイトになぜか商品に対して食いつきが、食いつが悪いという表現は悪いですね、商品に対して魅力を感じる人が少なくて購入者が今のところあまりいないという状況があります。ただそれでも航空券の状況等お伺いしますと、やはり取りたくても取れない、つまり奄美に来たい人はいっぱいいます。その中で、僕が懸念したのは、せっかくキャンプサイトとして設ける準備があるのに、あやまる岬からそのキャンプサイトを撤退してしまうことに対して不安を覚えています。確かに旅行代理店の方にはいろいろな様々な業務を一括して委託したという経緯はありますけれども、それぞれの業務は分割されたものです。ですので、宿泊地として設けたあやまる岬のその700名というものは、しっかりキャンプサイト運営をするように確保していただいて、これから取り組んでいただきたいと思いますので、担当者においてはどうかよろしくお伺いいたします。

次に、時間もありませんので皆既日食については終わりました、文化行政についてお尋ねいたします。文化芸術の振興、文化財の保存の活用について行政は何をすべきで何ができるのでしょうかという答えなんですけど、これは様々な答弁の中でいろいろお伺いしているのです省略をしたいと思います。今回は時間が限られているので文化財の保存、活用について質問を続けます。文化財は地域のアイデンティティーの核となるものであり、文化財や歴史、伝統を活かしたまちづくりは地域の魅力の増大と活力の向上に寄与するといった課題意識の下、平成19年10月の文化審議会文化財文化会企画調整会報告書で提言されたのが、市町村による歴史文化基本構想の策定です。奄美市は文化庁所管の先ほど言った基本構想の策定の測定を図るためのモデル事業である文化財把握モデル事業を平成20年10月からスタートしています。奄美市がこのようなことに取り組むことにはどのような意義があるのか、お聞かせください。

教育長（徳永昭雄君） 奄美市が歴史文化基本構想を策定することに取り組む意義はということで、お答えをいたします。各地域の多種多様な文化財を効果的に活かして文化の香り高い空間を形成し、まちづくり、地域づくりをしていくためにも様々な視点からの文化財の総合的な把握をしていかなければならないものと感じております。先ほど、御案内がありましたとおり、市におきましては文科省の文化財総合的把握モデル事業を平成20年度から導入いたしました。多種多様な文化財の把握調査、基礎的なデータの作成作業に取り組んでおります。さらに、赤木名地区の文化的景観事業、赤木名地区まちなみ景観整備事業、笠利地区の文化財分布調査事業、また、今年度からは、住用地区の文化財分布調査事業を補助事業として導入しておりまして、取り組むことになっております。これらの事業は、指定、非指定に関わらず、それぞれの地域、集落における多種多様な文化財の情報を数多く収集し、市民や住民、研究者等多くの方々にその情報を提供して、今後のまちづくりや地域づくりに役立てていこうとするものであります。

4番（蘇 嘉瑞人君） この歴史文化基本構想を策定することは、さらに未来につながるような希望を私は感じています。文部科学省、農林水産省、国土交通省の共感で地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、通称歴史まちづくり法があります。この法律は地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を歴史的風致と定義し、その維持及び向上を図るために制定されたものです。何かすごく難しい言葉なんですけど大事な建造物があった時に、それだけではなくて周りのソフト的な部分も一体化させて応援していこうというものが、この歴史まちづくり法です。歴史まちづくり法では市町村が歴史的風致維持向上計画を作成し、国が認定を行うことで様々な支援を受けることができます。歴史文化基本構想を示していれば計画策定はスムーズに進むと聞いております。そうすれば今までと違ったまちづくりを考えられるかもしれません。例えば、その法律では市町村の中に重点区域を設定し、その中にある未指定の建造物でも重要な役割を果たしているものについては、歴史的風致形成建造物として復元や修理、買収などを補助事業で行えるようになります。例えば奄美全体をその文化圏として島尾敏雄さんという偉大な方がいらっしゃいます。そうなれば、今、くずぶっている旧島尾官舎などもこれまでとは違った形で展開ができるのかもしれませんが。こういった希望を個人的にはいっぱい沸いているのですが、歴史まちづくり法でなくてもいいです。今後、この歴史文化基本構想を活かした具体的なその後の施策など等も考えていられるのでしょうか。

文化財室長（中山清美君） はい。ただいまの歴史まちづくり法、これは議員今、御指摘のとおり総合的に把握するというございますので、今までの文化財の概念を捨てて、そして総合的にということは、生活も含めた空間も含めたすべてを取り扱って政策策定をしようというふうに考えております。これは歴史まちづくり法にやるためには、さっき御指摘がありましたように、こちらのほうでは文化基本構想を策定し、それが認定されていきますと文科省のほうでは、そういった提案をし、それを認可されると国土交通省関係各省庁が事業を実施するというのが、歴まち法のさっき御指摘のあったとおりでございます。

奄美市としましたら、その文化財総合的把握モデル事業の20か所に選定されておりますので、昨年からはそれについて取り組んで、今、作業を進めている段階でございます。

4番（蘇 嘉瑞人君） このようにですね、これからは文化財というものも、まちづくりの事業を考える間に大事な観点になってきます。なぜならば、そこに対して国が補助をつけるという意思表示を見せているからです。ここで話がそもそも戻ってしまうかもしれませんが、文化財とは何かという概念がやはり気になってくるのですが、どうでしょうか。また、こういった文化財において、おがみ山は文化財となり得る存在なののでしょうか。おがみ山バイパスは、おがみ山に穴を開ける計画です。歴史的にも文

化的にも重要な場所であるなら地域住民がこの計画をおかしいと思うはずです。名瀬市など文献を読んでも現在の奄美を紹介する様々な媒体を見ても、おがみ山の存在感は大きいです。激しくこのバイパスに反対する人たちもいます。しかし、実際はおがみ山バイパスに関心の薄い人が多いようにも感じます。なので、おがみ山バイパス計画に対する判断に迷うところが私自信多くあります。本当におがみ山は大事な場所なんだということをトンネルを掘った後に気付くのは奄美で暮らす人々、少なくとも私にとっては大変不幸なことです。歴史文化面から考えた時に、おがみ山が重要かどうかという審議は是非、トンネルを掘る前に必要だと思います。文化財としての審議は、このとても絶好な指標になるのではないのでしょうか。それに対して教育長は、どう感じますか。

教育長（徳永昭雄君） まず、文化財とはどんな存在なのかについて御説明申し上げます。文化財とは昭和25年の法の制定で定められております文化財保護法に始まります。文化財には自然、歴史、文化上の学術的価値を有する有形、無形のものがあります。ある地域を理解するためには欠かせない資料であると思います。時間がございませんので、おがみ山について答弁申し上げます。議員お尋ねのおがみ山につきましては、名瀬市誌の上巻第3章の名瀬の出発で大山麟五郎さんの記述がございます。それを参考にさせていただきます。現在の状況ですが、堀切りの一部をわずかに確認できますが、いろんな名瀬市内の68の遺跡を見てみますと、市内に数多く存在するグスクの中では、おがみ山は遺跡としての原型はかなり失われている部類に属すると、こういうことに判断しております。

4番（蘇 嘉瑞人君） だからこそその歴史まちづくり法があると思っています。やはり島の大事にしてきたものをこれからも作っていきたいです。よろしく願います。ありがとうございました。

議長（伊東隆吉君） 以上で無所属 蘇 嘉瑞人君の一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。（午前10時30分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午前10時45分）  
引き続き一般質問を行います。  
次に、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

16番（崎田信正君） 日本共産党の崎田信正です。まず初めに、先日行われました後期高齢者医療広域連合議会議員選挙で多くの同僚議員より御支援をいただきました。ありがとうございました。この場を借りて厚く御礼を申し上げたいと思います。さて、昨年10月から衆議院の解散総選挙だと騒がれておりましたけれども、麻生内閣は解散する勇気を持てなかったのか今に至っているわけです。その間、昨年暮れから現在まで国民の暮らしは悪くなる一方で失業者、生活保護受給者の増加は失政の結果だと思っています。完全失業率はついに5パーセントとなり、名瀬職安の管内の有効求人倍率も低迷をしている状況です。このような状況におかれている市民生活に対して行政が、そして政治がどのような手立てを取っていくのか、今、鋭く問われていると思います。通告に従って順次質問を行っていきますが、まず、最初に、市長の政治姿勢についてです。施政方針は行政が今年何を行うのか、重点政策は何かを市民に明らかにするもので、市政運営の基本をなすものだと思います。そこで市長にお伺いをしたい。施政方針、議長の許可を得て資料を持ってきております。広報奄美市だよりの4月号で、これは市民に知られているところですが、小さい字でびっしり書いてありますので、どれだけ読まれているか心配でありますけれども、その2面の5段目、健康で長寿を謳歌するまちづくりの11行目に社会保障制度について、給付に応じた負担が原則という文言があります。私はこれは原則論としては根本的に間違っていると思います。どうしてこんな文言が奄美市の施政方針に出てくるのか、市長の考えをお聞きしたいと思えます。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 崎田議員の質問に答弁いたします。私は社会を構成する中で民主主義社会を貫くとなれば、いろんな行政サービス、これは国も地方もですが、結局は国民が負担するものだということは大前提であろうと、このように思います。ただわざわざ、施政方針にこれをなぜ記したかということが質問の趣旨だろうと思います。国のほうも地方分権の時代ということで合併を推進してまいったわけでございます。その中で当初はこの合併は財政の問題ではないという話をよく聞かされてきたわけですが、時代の時の流れに従って国の財政が問われるようになって三位一体という形でこれが最終的に合併後の地方へしわ寄せがきたということが普通の受け止め方ではないかなと、こう思います。そのことについては、かねてから申し上げておりますように、現場に応じた対応がなっていないということで、特に地方の中クラス以下の市においては、大変厳しい状況に置かれているということを強く申し上げて、その改革を求めているところであります。そういった点では、社会保障というものをどう定義するかということですが、議員がおっしゃるように医療、福祉、介護という点に絞ってまいりますと、現時点での特に奄美大島においての状況としては、その給付に対する負担をすべて担うという状況にはないということはあるんじゃないかと、こう思っております。ただし考え方としては、今後、こういう方向にいく可能性が強いですよということを申し上げなければならぬだろうと、このように思います。我々は、貿易立国という言葉をよく耳にしました。世界の経済の中でグローバル化ということで、多くの金融企業が合併することによって、体制を整える、規模を大きくして世界にまたがるような形での企業活動ができるよということがございました。しかしこれが、今、破たんしたと指摘されているわけでございますから、この大きな企業の展開によって、貿易によって収益を上げて、国民所得を上げてから税金が納められて、それなりの国の財政、特に地方財政が敷かれるものだという理解をしていたんですが、そういうことではないんだということが分かったわけですので、今後は地方に所得を生むような政策の展開を求めていかなきゃならない。その中で給付に応じた負担という言葉が、私は適用されてくるのではないかと、こう思っております。現時点での介護、福祉、医療ということを取上げてみると、とてもじゃないが給付に応じた負担だけでは済むものではないと、いう認識はしているつもりでありますので、御理解を賜りたいと思います。

16番（崎田信正君） まず最初、市長ね、質問の趣旨を取り違えているというのがあります。なぜこれが施政方針に出てきたかということの問題にしているんじゃないかと、市長がこれが原則だと、私の質問は、原則論として根本的に間違っているんじゃないかということをやったわけです。その原則ということについてはね、社会保障のことについて、ちょっと述べたいと思います。日本の社会保障制度というのは、ヨーロッパと比べても元々水準が低いんですよ、さらにそれが年々、切り下げられているというのが実情ですね、今、多くの同僚議員が言っていますように、経済危機です。その下で国民の暮らしを支えをなくし、貧困に追い打ちをかけている。さらに将来不安をいよいよ深刻なものにしているのが日本の実情じゃないですか。年金なんか大変な実情でしょう。こういった国民生活に安心を与えるのが、社会保障でなければならないんです。これが本来の姿だと思います。だから原則ということ言えばね、負担は能力に応じて給付は平等にということではなければならない。しかし、今の状況は受益者負担主義、受益、要するにサービスを受けた、応じた負担で国民に負担増と給付減を押し付けているというのが、今の政治の現状でもあります。その結果、日本の社会はどうなっているのか。市長も大きな話を、今、されましたけれども、主要な資本主義国の中では、日本にしかないという異常な事態があらゆる分野で引き起こされているというのが現実なんです。例えば医療費の問題でも、窓口負担が通院、入院とも3割だという国は、主な資本主義の中ではありません。ヨーロッパの多くの国は、窓口負担は無料です。後期高齢者医療制度という高齢者を年齢で区分けをして、別に差別医療料を持ち込むと、そういう制度を取っているのも日本だけです。さらに、高すぎる国民健康保険税、払えない世帯から保険証を取上げるという冷酷非情な政策を行っている国もヨーロッパには見当たらないんです。障害者自立支援

の名前で、障害者福祉にまで応益負担を持ち込んでいる、障害が重い人ほど負担が重いという制度を導入した国も日本だけあります。こんな日本の現状だからこそ先日、新聞で発表されました国民の政治意識調査ですね、政治に取り組んでもらいたいという分野で、南日本新聞ですかね、年金、医療、介護など社会保障制度に充実を求めているのが68.9パーセントです。断トツなんですよ、そういった状況ですね、これから私も国民健康保険の問題、介護の問題、取り上げますけれども、社会保障制度の問題なんですね。これからの質疑をより生きたものにするためには、原則論ですから政策の違い、見解の相違ですまされない問題なんですよ。そういう原則が違っておればね、後で減免の問題をどうのこうのと、私質問しても、むなしい気持ちになりますよ。元々負担するのが当たり前だという考えで政策を進めていくということが前提になれば大変なことになると思いますから、今、私が申し上げたことも含めてですね、これからのこともありますから、この場でやっぱり給付に応じた負担が原則ということじゃなくて、負担は能力によって、給付は平等にという原則で行うべきだと思います。だからこの場でそういった文言は撤回するように求めたいと思いますが、再度、市長の考えをお聞きしたいと思います。

市長（平田隆義君） 端的に申し上げれば、総合扶助という言葉が適用すれば大体理解できるのじゃないかなと、こう思います。今も税制改革の話が国会でなされております。国民がお互いが支え合っているということですから、原則は相互扶助だと、給付は負担に応じてということだろうということは、私は世界はいろいろ選択が分かれていますけれど、原理原則はそこにあるだろうと、こう思っております。ですからもう少し社会保障制度を充実せよという意見も出てきますし、一方では今でいいんじゃないかと、むしろこっちのほうに予算を使ってくださいという国民もおるとということで、政権交代という話なども出るだろうと、私はそう思っておりますので、この考えを変えるつもりはございません。そういう中で市民がどうすれば幸せに生きていけるかという、その時代時代それに応じた対応の仕方は努力する必要があることだと、こう思っております。

16番（崎田信正君） 入り口でとても時間取りそうですけれども、避けて通れないんですよこれ、ほかにいっぱい質問予定していますけれどもね、いかないということも考えられます。これね、社会保障の考え方ですけれども、これ広辞苑ではね、国民の生存権の確保を目的とする国家的補償だというふうに広辞苑には示されております。憲法25条が問題なんですよ、だからすべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると書いてあります。国はすべての生活部門について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと、いうふうに書いてあります。すべて国民は最低限度の生活を営む権利を有すると、書いてはいるけれども、実体はそうになっていないじゃないですか。社会保険税が、国保税が高くてね、払えない、病院にも行けない。これが最低限度の生活保障をしているとは、とても言えないんです。そんな時にですよ、給付に応じた負担が原則だと、保険税を払えない人は医療を受けられないのが当たり前だという考えに最終的につながっていくんですよ。一般の市民ですよ、窓口で国保税の担当されている職員も大変苦労されていると思います。市長はそういった切実な相談を受けることはないんだと思いますけれども、私たちの事務所には毎日のように、お金がないから医療だけでも何とか保護を受けることはできないかと、いう相談しょっちゅう来るんですよ。お金の工面ができないからですね、そういった時にですよ、私が心配するのは職員の意識改革というのは機会あるごとに言うわけじゃないですか、意識改革と言った時に、どういう立場で意識改革をするのかということが問題になってくるわけです。意識改革の意味を取り違えるととんでもないことになる。市民にとって大変不幸なことになるわけです。例えば国保の問題でもさっきから言っています赤字が大問題です。滞納があって保険証が発行されない世帯があり命さえも危険にさらされる場合も出てくるでしょう。この時に給付に応じた負担が原則というなら、職員が考えを持ってですよ、しかもそれこそまじめにその立場で職務を執行しようとするればね、負担をしていないんだから給付受けられなくて当然だと、滞納の保険税を全部持ってこないと保険証は発行しませんよと、というような考えにつながっていくのではないかと、まじめな職員が多いからそういう取扱しないと思うけれども、そういう認識が徐々に増大されて

いけばね、とんでもないことになるから、こういう立場でやるなと言いたいわけです。それを言いたい一つのことがね、3月の奄美市だよりにこんな記述があります。資格証明書のことを書いた文面ですね、この中ではですね、こう書いていますね、資格証明書で受診する時は、診療費用の全額を自費で支払っていただきます。これはそうですよ、制度がそうなっていますから。申請すると7割相当額が後日支給されますが、この額の全部または一部は保険税の滞納に充てさせていただきますと、いう記述があるんです。これは制度としては当然そうなんですけどね、ここに相談をしましょうとか、そういう文面が奄美市だよりにはありません。滞納に充てるんだと言い切っているわけですよ。ここに温かみを感じない、いうふうに私は思います。一方ですね、社会保障費の削減を続けている国でさえですよ、医療機関に関する医療費の一時払い、3割負担ですけれども、保険証がなければ10割ですよ、これを困難であるという旨の申出を行った場合には、当該世帯主は保険料を納付することはできない特別な事情に準ずる状況にあると考えられることから、緊急的な対応として短期保険証を発行することができる、ということまで麻生太郎首相の名前で文章がでていたわけですよ。それと比べれば本当に冷たい内容だと思いますよ。それがどっから出てくるのかと言った時に市長の言う原則ですよ、給付に応じた負担が原則だと言うからこういう文章になるのかなと思います。だから市民の皆さんがいろいろ困った時に、役所に本当に私たちの生活どうするんだと、いろんな制度を活用したいけれどもどうかと言った時の相談の足を遠のかせるような、そういう状況ではないのかなと思いますので、そういう給付に見合ったということじゃなくてね、これは政策だ、見解の違いじゃないんです。原則として憲法25条にも反しているし、社会保障の考え方そのものが市長として間違っていると、その言葉を撤回しないということになればね、市民にとっては不幸、今すぐでも市長は辞めてもらいたいという気まで私は起こってきますけれども、再度、見解をお願いいたします。

市長（平田隆義君） 原則、相互扶助の原則を変えるわけにはまいりませんと申し上げているところです。そして、現場において議員が指摘されるように、そういう思想があれば弱者の切り捨てになるという論理を今、展開されたわけですが、そうつなげないためにどれだけ職員が苦勞なさっているのかというのを御理解していただきたいと思います。

それでいいんじゃないですか、運営の仕方ですから。先般も18歳という年齢制限のことで高校生は18歳も19歳もいるよねと、そうならば高校生でいいんじゃないかとかいう議論はしているわけですよ、それは大変な苦勞を職員がされているということなんです。その中で成り立っている。でありますから、こうして議会でも議論が出てくるんだらうと、こう思いますので、議員の立場は議員の立場、また一方の立場の議員もいらっしゃるということなども考えて総合的に判断をしていかなきゃならないというのが、私の現場での立場だらうと、こう思っております。

16番（崎田信正君） また繰り返し言っているのは、原則、社会保障とはどういうものか、憲法25条とは、どういう立場で取り組まなければいけないのかということを行っているわけです。現場の人が本当に苦勞されているのは知っています。いろいろ頑張ってるね、後で質問もありますけれども国保税の収納率などもずっと頑張っているけれども90パーセントいかないんでしょう。現場の生活を知っているから無理に取って来るわけいかないからやっているわけですよ。その時にどんどんどん財政が切り詰めていくとね、もうこの原則論でいけば、もう医療は受けられなくても当然だということにつながっていくということを言っているわけですが、原則論ですよ、間違っているということ、再度、認識をしてもらわなければいけません。

市長（平田隆義君） 国保会計にしますと、原則を貫いて何とか相互扶助の精神において、赤字の出さないような国保運営ができないかということで、数年間も頑張ってきたわけでしょう。それでもどうにもならなかったんでしょ。ですから今後、6億円という一般会計から繰り入れをしようという決断をしましたよと申し上げているのは、そういうことなんだと私は思います。

16番(崎田信正君) これ以上論議をしても水掛け論になりますけどね、それは政策上こうするああするというのはあるんですよ、赤字、繰越の赤字を解消しようという努力をそれは認めます。ただ原則を間違っておればね、ゆくゆくは本当に困った時に、どう手立てを差し伸べていくのかという時に、間違った方向に行くと。それは今、いろいろ問題があるから、いろいろ努力したのは当然ですよ、生活保護の人も増えてくれば、その生活保護の人たちのね、生活に見合っただけ保護決定をするとかというのは現場の人が一番苦労しているのは、私も何回も相談行きますから知っていますけれども、原則だから言っているわけではありませんから、これ以上論議しても、市長がそういう考えが理解できないという市長だということで認識をして、次の質問にいきたいというふうに思います。違うんですよ、社会保障全然分かっていない。

次は2番目に、なぎさ園の建て替えの進ちょく状況についてお伺いをしたいと思います。なぎさ園の建て替えの進ちょく状況ですが、これは議会でもずっと討論を行ってきたわけですね、私も移譲が提案された議案に対しては、問題点を指摘をして討論にも立ってきました。入居者の快適な環境を早期に実現する立場から、あえて反対をしなかったわけです。その時に、議会に約束されたことは、3年後をめぐりに具体的な計画を作成することであり、市民や議会及び関係者の総意理解の上、事務を進めることを基本とし、理解をお願いすると、いうものでした、間違いないですね。あれから1年が経過しておりますが、これまで経過報告はありませんので実際どうなっているのか、心配をするわけです。議会としてもいろいろ議論を尽くして認めたものであり、その進ちょく状況について、まだ1年目ですから進ちょく状況だけ聞きます、これから2年3年という状況になって新たな問題があれば、その時にまたお伺いをすることになるかと思いますが、さらに建て替えの場所です。現在地の建て替えが前提となっていたのではないのかと、だから建設に当たってはプレハブで仮施設を造るという必要性なども新たな支出があるということで、元々なぎさ園、黒字経営でしたから、いわば持参金付きで移譲したわけですよ、土地は当然市のものでありますから、土地の賃貸契約書も締結をされているのかと思いますけれども、こういった条件で賃貸契約結ばれているのか、お伺いをしたいと思います。多くは進ちょく状況とその土地の問題。

福祉部長(福山 治君) お答え申し上げます。まず、現在地においての建て替えにつきましては、現在の地が海拔の4.5メートル海岸線から距離が35メートルということで、地球温暖化による海面上昇や津波対策、それから入居者が高齢にあるところの避難対策等を考えた時、もっと陸地に造る必要があるという指摘がございまして、現在地での建て替えについては断念をした経緯がございまして。それでなぎさ園の建て替えにつきましては、現在、移譲先の社会福祉法人蒼寿会で施設整備計画を策定中でございます。今年度中の建て替え用地取得について、5月に開かれた理事会で用地買収の費用が認められているところでございます。今後、整備計画の提出など県との協議を経て、平成22年度に県への補助金申請を予定しているということでございます。市といたしましても合意書による5年以内の建て替えに着手するものとするとの条文中に基づき、今後とも社会福祉法人蒼寿会と奄美市、社会福祉事業団との連携を取りながら建て替えが行われるように協力してまいりたいと考えております。

16番(崎田信正君) 現在地で建て替えできないというような話は、これまで全然なかったですね、初めて聞く内容ですよ。いろいろ議論してきた中でそういった基本的なことが、なぜ議論にならなかったのか、ということがちょっと解せませんけれども、とにかく1日も早いその居住環境ですね、それを実現してもらいたいということで、まだ約束の期間というか、まだ1年経過したところですから、2年3年どうなっているのかということ推移を見ていきたいというふうに思います。

次に、和光園の将来構想についてですが、和光園の将来構想については、昨年の2月に和光園の入所者自治会長よりハンセン病問題の真の解決と国立ハンセン病療養所奄美和光園の存続、医療、福祉の実を求めるとの請願が出されました。全会一致で採択をしているわけですね、その時に請願趣旨の文面は、

入所者56名、それからまたさらに減っております。平均年齢は81歳とあり高齢化、重度障害、疾病の重複化に対応した医療、介護、介護体制の強化は喫緊の課題だと訴えておられるわけです。ハンセン病問題を真に解決する施策を進めるために新法を制定し、療養所を統廃合することなく地域に開かれた施設として開放、拡充することを国に要望しております。その新法というのはハンセン病問題基本法、長年、国の誤った隔離政策で苦しめられてきた元患者の要求と運動で去年の6月に成立をいたしました。今年の4月から施行されているわけです。この基本法は、隔離政策による被害の回復として、国が元患者への福祉増進、名誉回復に努めることを国と自治体に対して医師、看護師の確保義務を定め、初めて療養所を地域に開放することができることになりました。今、求められることは、必要な医療スタッフが確保されること、介護員を増やし、当直制度の改善をはじめ、在園保障の療養所の将来構想を具体化することだというのが、13園の全部の課題だというふうに思います。療養所を地域に開放する将来構想の実現には、本来、国が責任を持つべきものでありますけれども、地元の要望を実現するためにも、地元の将来構想検討委員会の果たす役割は、大変大きいものと思います。そこで、お伺いしますが、将来構想検討委員会では、長寿検証センターの設置をずっと要望してはいたしましたが、これはもう頓挫をしております。奄美和光園は13施設のうちの最小の施設であり、こういった方向を目指すのか、早い対策が求められるわけでありまして。5月の9日10日には、鹿屋市でハンセン病市民学会交流集會が開かれて、そこで駿河療養所の経験が報告をされているということです。ここは2006年に入所者自治会と療養者職員で委員会を作ったけれども、なかなかいい方向が出ないということで、その後、2008年、去年ですね、区長、社協、医師会、市議会、療養所自治会、市などの各分野の代表12名で、駿河療養所将来構想検討委員会を発足をさせたということでありましてけれども、こういったところとも連絡を取り合い進めることも必要だと思っておりますが、現状の課題についてお伺いをしたいと思っております。

市民部長（有川清貴君）お答えいたします。奄美市奄美和光園の将来構想についての御質問でございますが、平成16年7月に療養所としての施設機能を十分に活用しながら、国立長寿医療センターの活動を補完し、人の生命力とその増進メカニズムを実施に研究、検証していく施設として、仮称国立長寿検証センターの設置を厚生労働大臣をはじめ、国及び国会議員の皆さまに要望したところであります。その後、進展がないままに至っておりますが、昨年12月24日に厚生労働省医政局国立病院課高度専門医医療指導官と同じく医政局国立病院課医療第二係の担当者が来訪され、仮称国立長寿研修センターの併設について、国としては設置の計画はないとの回答を受けております。

本市といたしましては、将来構想として期待しての要望ただけに白紙回答は非常に残念でありました。平成20年1月31日の将来構想検討委員会において、全国ハンセン療養所入所者協議会等からのハンセン病問題基本法を制定し、開かれた国立ハンセン病療養所の未来を求める国会請願署名についての協力要請を受け、署名活動がなされ、昨年6月、ハンセン病問題基本法が成立しております。今年4月1日から施行されましたことは、入所者の方々にとりまして大きな喜びだったと思っております。この法律の基本理念には、入所者が現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が社会から孤立することなく安心して豊かな生活を営むことができるように、配慮されなければならないとあり、地方公共団体の責務として基本理念にのっとり国と協力しつつ、その地域の実用を踏まえ、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進を図るための施策を策定し及び実施する責務を有するとあります。

奄美和光園においては、6月1日現在、入所者が50名と全国の療養所の中でも最も少なく、最高年齢者が99歳、最も若い方で66歳、平均年齢も82歳と高齢化が進む中、地域の特色として皮膚科外来の一般診療、地域町内会自治会との交流、園内の畑の開放などが行われております。今後も入所者の方々の御意見を伺いながら、またそれぞれの地域の検討委員会の将来構想も参考にしながら奄美の実情に合った将来構想について検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

16番（崎田信正君） 奄美市になってから将来構想検討委員会も新しいメンバーでやっていますね、こ

れまで何回会合開いたのか教えていただけますか。

市民部長（有川清貴君） 奄美市になって2回だそうです。

16番（崎田信正君） 喫緊の課題だと訴えられていてね、奄美市になってからもう3年でしょう、2回しか会合開かれていないと、その会合の内容もどういった内容かは分かりませんが、副市長は名瀬市の助役時代からずっと携わっておられるわけで、一番詳しいことだと思いますが、奄美市になって2回しか開かれていないと、こういう会合の在り方でいいのかどうか、副市長の見解をあれば出してください。

副市長（濱田龍太郎君） 御指摘がありましたように奄美市になって2回ほどの開催しかありません。ただ以前に私も国立仮称の長寿検証センターを要望しておりまして、そのことについての国の回答などもまだいただいてなかったわけです。昨年の12月にこの回答をいただいたところでございまして、大きく分けてその回答の以前と後に対応が変わってくるんじゃないかというふうに思います。回答をいただいた後につきましては、まだ一度しか開催されておりませんが、それを受けて、これから具体的にどのように取り組んでいくかという議論がなされないといけないというふうに思っております。近いうちにまたこれを開催をして、この議論を進めていきたいというふうに考えております。

16番（崎田信正君） 実態として今、報告があったとおりで、何ともお寒い状況だと思いますよ、これから益々時間を切羽詰まっているわけですから、運営に在り方についてもどれだけの情報収集をもって会議を開くかと、会議を開いて空中戦みたいな話をやっていたんじゃないわけですから、そういったこともしっかりやってもらってですね、ここの要望書にあったように喫緊の課題だと訴えているわけですから、それに応じた対応を是非、進めていただきたいというふうに思います。

次に、国民健康保険制度についてお伺いをしたいと思います。国民健康保険制度、これは最初、5月25日の臨時会で国保会計については、2億円の財源補てんの手当てがされました。その時、総括質疑に立ちましたが、答弁では単年度でなお3,500万円の赤字が出るということでした。国保会計には当初から5,000万円の財源補てんが予算化されていますので、2億円の財源補てんにより2億5,000万円の財源補てんがなされたこととなります。昨年10月の19年度の決算委員会では、累積赤字が6億819万円、11月18日の国保運営協議会では20年度の決算見込額は、4,584万円の赤字見込みという報告がありました。その後、今年1月21日の予算見込み総括表などが各会派で説明されたわけでありまして、その時は20年度の単年度は、3億8,197万円、21年度は3億1,511万円の単年度赤字の見通しを示していたわけでありまして。今回、報告第15号では、繰上剰余金は5億7,692万円計上されております。つまり単年度では3,127万円の黒字決算となったというふうになりますよね、このように決算の見込み数字がこの数か月の間で、こんなに大きく変動するという要因は何か、国保会計の実態についてどのように分析をされているのか、現状と問題点についてお伺いをしたいと思います。一番肝心なことでありまして、市長もさっき言われましたが、その改善策は、どのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

市民部長（有川清貴君） お答えします。19年度の決算を踏まえて、20年9月末までの予算の執行状況により11月に決算見込み、財政状況につきまして、当時第1回運営協議会で報告したところでございます。その後、20年度からの制度改正による歳入予算額につき従来の算定に対し不確定要素が判明し、県をはじめ県内各市の国保担当課と情報収集を行い、20年度の予算に対し、不足を生じるのではないかとの見解に立ったところでございます。例年では、この年末から1月の初旬には国からの説明を受け、県が市町村に対し説明会を開催し、制度の変更から財政対策等について説明を行うところでありますが、20年度には開催されなかったところです。具体的には前期高齢者交付金が国庫支出金に与え

る影響額について情報がなく、国・県の説明が行われず従来通りの計算をしていたが、3月になって新しい計算根拠が示されたことによるものでございます。国民健康保険特別会計におきましては、給付等に見合う収入の確保ができず、国・県の補助と本来求められる税金が確保できない状況にあります。このような中で国保税の確保の問題、低所得者、軽減世帯が多く、国保加入者が多くのその結果、徴収率がよくない現状にあると考えています。

改善策についてでございますが、保険給付費が毎年、増える中で今後とも徴収率の確保に努め、医療費の適正化をさらに進めてまいりたいと考えております。

16番(崎田信正君) 改善策は徴収率だけのことしか言われませんでしたけれども、これは毎年、やっているわけですよ、それで徴収率が下がっているということで、先日、地元新聞でも国保問題2社とも大きく取り扱ってありました。2008年度の国保税の収納率は、88.05パーセントというふうになっていますね。そういう状況の中で徴収率だけで改善ができるとはとても思えませんよ、これも十年來ずっとやっているけれども、90パーセントいかないわけですよ、ここで一つ確認しておきたいのは、収納率が低い自治体では、国によるペナルティがございまして。この制度そのものが理不尽なものだと思んですが、収納率が前年度を上回れば、それでも半額が戻ってくるということですが、今回の場合は戻ってくるんですか。

市民部長(有川清貴君) 戻ってこないということです。

16番(崎田信正君) 戻ってこないわけでしょう。さらに、状況を悪くするわけですから、根本的な解決策がなくてはならないんですね、そのペナルティ自体が私、理不尽だと言いましたけれども、これは国に対してこういう制度は止めるように言わないといかん。一番この88.05パーセントという収納率が下がったというのは、先ほど部長も言われました制度の改正によって高齢者が後期高齢者医療制度移ったために収納率の高い部分がなくなったために下がったわけですよ、これは国の制度でそういう実態が出てきたわけですから、それによる低下によってペナルティ半額戻ってこないというのはおかしいということで、これは市長会とか通じて国に要望できないですか。職員の努力、それこそ無にするようなことですよこれ。

福祉部長(福山 治君) 福祉部長ですが、前回までの3月までの市民福祉部長でございましたので答弁をさせていただきますと思います。今のペナルティのその問題につきましてはですね、今年度のそのペナルティの計算の仕方において特別な計算の仕方が示されています。それは、今、言われたように高齢者が抜けるということ想定して、計算の仕方がいろいろ変わっていきましてけど、そういうのがあってもそれでも対応できない状況になったということでございます。それと市長会とかそういうところに要望ができないかということですが、これは県の市長会も含めて九州市長会、そういうところも含めてですね、市長会からもそのペナルティの解除についてという要望は、毎年、上がっているということでございます。

16番(崎田信正君) 制度の改革によってね、社会保障制度の国の政策によって、職員が一生懸命頑張っているけれどもペナルティを回復できないというのは実体なんですよ、それは国保税が払えない人がいるからですよ、その人たちに給付に応じた負担が原則だということを市長は言っているのと同じなんです。それこそ改めてそう言っておきたいと思えます。

次に、平成21年度の国民健康保険証の資格証明書の発行の条件についてお伺いをしたい。国民健康保険証は国保税の滞納がない世帯については3月で各家庭に送付されております。1年以上、つまり8期以上の滞納のある世帯については資格証明書、まず、年度当初の国保加入世帯数、正規の保険証発行世帯数、短期保険証発行世帯数、そして資格証明書の発行世帯数についての数字を示していただきたい

と思います。さらに、私たちは資格証明書の発行自体なくすべきだと、これまでも繰り返し主張をしております。今回、その主張が国民の強い運動と相まって部分的ではありますが先ほど市長も言われました中学生以下の子どもには、短期ではありますけれども保険証が発行されることになりました。この制度の適用を受けたい人は何人になるのか、中学生以下の保険証発行を当面18歳未満あるいは高校生までに引き上げることが必要だと思うんですね、それは市長もさっき議論されているということでしたが、対象者が何人いるのか、そして実施できないのか御答弁をお願いしたいと思いますが、実は地元新聞にこの数字が出ています。改めて数字だけで結構です。報告していただきたいと思います。

市民部長（有川清貴君） その前にですね、和光園のほうで検討委員会、2回と言いましたが3回開いています。失礼しました。お尋ねの平成21年度の国民健康保険加入世帯数は9,540世帯、保険税を完納された正規の保険証発行世帯は7,346世帯、資格証明書の発行世帯は449世帯、短期保険証の発行世帯は1,745世帯となっております。議員が御承知だと思いますが、本年4月から資格証明書の交付世帯の中で中学生以下の子どもがいる場合には、有効期間を6か月とする短期保険証を交付することとする法律の改正が施行されました。本市におきましても59世帯95名の対象者へ短期保険証を交付しております。短期保険証を交付を18歳未満あるいは高校生以下までに拡大した場合の対象者は18歳未満の対象者が26名、高校生以下を対象者が34名となっております。短期保険証の交付対象者を18歳未満あるいは高校生以下まで拡大できないかという御質問でございますが、資格証明書を交付されている方が病院での診療を受けられる際には、担当課におきまして従前から滞納保険税の納税相談に応じ、保険税の分納誓約をされた方へは短期保険証を交付し診察を受けられるよう対応しておりますので、何とぞ御理解のほどよろしく願いいたします。

16番（崎田信正君） 次は、減免制度と一部負担金の減免についてです。この実施条件についてお伺いをいたしますけれども、昨年暮れから派遣労働者のリストラなど厳しい雇用状況が社会問題となっております。奄美ではそれ以前から労働条件の厳しさは際立っていたわけですが、さらに深刻さを増しているのではないかと思います。この状況の中で国保税は前年度の所得を基に算定されるために、家計を圧迫することになります。その時に少しでも援助するのが減免の制度だと思うのですが、国保税条例第27条には、市長は災害その他特別の事情により減免すること、著しく生活が苦しくなった困難となった者、またこれに準ずると認められる者で、特に必要があると認める場合は申請によって減免することができるというふうに27条では謳っているわけです。7割、5割、2割という法定減免は実施をされているわけですが、この27条による減免の実施状況はどうなっているのか、また特別の事情とは何をいうのか、また準ずる場合も適用されることにはなりますが、具体的にはどういった場合か、それはどこで誰が判断するのかまでお示しをいただきたいと思います。さらに国民健康保険一部負担金の減免についてであります。市のホームページでも紹介をされております。生活が著しく困難であった場合に療養費の一部負担金、つまり3割負担ですが、これを減免する制度を設けているわけです。この実施状況についてもお伺いをしたい。また、国民健康保険料ではなく国保税というふうに呼称しておりますよね、その国保税としている理由は何か。国保税は59万円が最高額となっておりますけれども、この対象者の世帯数までお示しをいただきたいと思います。

市民部長（有川清貴君） まず、国保税の減免について答弁します。平成20年度の減免の実績は35人、医療分35件、107万1,200円、支援分25件、21万3,200円、介護分17件、18万3,500円、合計77件、146万7,900円でした。特別の事情というのは、被保険者が少年院その他これに準ずる施設に拘禁された時、刑事施設、労役、労役場のこれに準ずる施設に拘禁された時や後期高齢者医療制度の創設に伴い、当該被保険者の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者について、被扶養者保険の被扶養者になった期間に保険税を課せられてなかったことに対して、被保険者になったことで新たに保険税を負担することになったこと。奄美市減免に関する規則第5条の規定に基づき、

別途定めた内規で定める本人の意思に反して職を失った場合、要件に該当し失業の翌日から1年間の合計所得の見積額が前年中の合計所得の10分の5以下に該当するものです。準ずる場合とは個々の要件により判断することになります。

奄美市国民健康保険税条例における被扶養者にかかる条例減免の取扱要綱や奄美市税減免に関する規則に基づく内規などにより市長までの決裁を取っております。

続きまして、一部負担の減免、3割負担ですが、本市におきましては災害に伴う国民健康保険一部負担金の減免に関する事務処理要綱を制定しております。災害により一部負担を支払うことが困難であると認められる被災者の経済措置として国民健康保険法第44条第1項の規定に基づき、一部負担を支払うことが困難であると認められる者に対し減免措置を取ることができる旨規定がされておりますが、実績につきましては現時点ではないところであります。

続きまして、国民保険料でなく国民健康保険税としている理由はなぜかというお尋ねですが、基本的には同じだと認識しております。国民健康保険では76条で保険者は国民健康保険事業に要する費用に充てるため世帯主から保険料を徴収しなければならないと規定しておりますが、但し書きに、但し保険税を課する時はこの限りでないとしています。これが保険税により賦課徴収する場合の根拠規定となっております。相違は適用される法律が違うということです。保険料は国民健康保険の規定、保険税は地方税法の規定で運用されます。国保税は59万円が最高限度額となっておりますが、この対象となっている世帯数は、平成20年度は156世帯であります。

16番(崎田信正君) 特別の事情の時に、今の説明ではね、本人の意思に反して職を失ったということですが、リストラの場合を言っているんだと思いますが、例えば病気になって仕事を辞めたという場合も病気ですから、本人の意思とは違うんですね、やむを得ず辞めるということについては当然特別な事情に入るとは思いますが、確認をしたいと思えます。いかがですか。

議長(伊東隆吉君) 答弁を求めます。

市民部長(有川清貴君) 条例の中にもありませんので、これは今、やっていません。

16番(崎田信正君) 特別な市長の判断ということですか、今の例はどのように判断されますか。

市長(平田隆義君) 病気が自分の意思でないのかということの議論になると思うんですが、今、私もどういう答弁をするか興味を持ったんですが、これは高度の判断だろうと思います。国のほうでどう判断を示しているのか、もう一度、法律ができたわけですから、そこは当然に議論になっているだろうと思いますので、ちょっと問い合わせてみたいと思います。

16番(崎田信正君) 多くの自治体ではね、そういう時だけじゃなくて生活保護基準の1.3倍までは減免しようとかいうのはもうもっているのが多いんですよ。だからそれだけ奄美市の場合は認識が遅れていると、その遅れている状況がさっき市長がずっと言っているね、給付に合った負担がところから出てきているんじゃないかなと、いうふうに思うもんですから心配をするわけですよ。それで税金のことを言いました、なぜ国保税ということで聞いたかと言いますと、地元新聞でも国保の問題に特効薬はないとかいてあるんですよ、高所得者層が少ないと低所得者層の負担は軽くできないというように書いてあるんです。今の仕組みはそうなんです。これからの対策として徴収率を上げるということしか言われませんでした、税金ということになればね累進課税が当たり前ですよ、ところが、今の税金で言えば現行の所得割は11.44パーセントですね、単一課税です。しかも59万円の限度額を設けていますから同じ家族構成であれば、例えば4人家族だとすればですね、法定減免がなければ均等割り、平等割や所得に関係なく同額の保険税となります。違ってくるのは所得割なんですよ、限度

額を設けておりますから高額所得者の所得割は11.44パーセントよりも低いことになりませんか。皆さん方が提供された資料で計算してみると、4人家族、給与収入は280万円の方、例えばね、所得割は10.5パーセント減免制度はありません。700万円の収入の方は10.02パーセントになるんです。これはですね、今度、新しく11.44パーセントになりましたから280万円の方の所得割は11.44パーセント、10.5パーセントから上がっております。700万円の所得割の方は9.93パーセントに下がるわけですよ、おかしいでしょうこれ、累進課税所得割所得税の場合は10パーセント、20パーセント、30パーセントと上がって行って、その税率に応じて所得税払うわけですよ、ところが国保税の場合は、700万円以上の方はどんどん所得割が下がっていくという現状になるわけですよ、これは地元新聞でも高所得者層が少ないということですが、156世帯がこの対象になっているということですから、下のほうを見たらね、この人たちにはちょっと我慢していただいて、それが不満ならば国保制度そのものを変えていくという低所得者と高所得者が力を合わせて国保制度変えるという方向につながっていけばいいわけですよ。だからこの59万円の限度額を引き上げることは、さっきから地方にどんどん権限移譲ということになってはいますが、こういうことはしるとは言いません、検討できないのかだけお伺いしたいと思います。

市民部長（有川清貴君） これ法律事項ですのでできません。

16番（崎田信正君） だからね、こういう実態があるんですよ、明らかに矛盾なんです。だから法律を変えないとならんのですよ、だから社会保障のことも言っているけれどね、補正予算で先決を決めていてね、繰上充用費というのは、医療滞納分で4億全部前年度滞納分でしょう、この新聞でもありますけれども、滞納の徴収率が10パーセントちょっとですよ、ですからこれは、市長は財源で保険税を手立てしたと言ったけれども、入ってこない可能性のほうがずっと大きいわけですよ、これが全部入ってくれば累歳赤字0ですから、だからこれはならないけれども、こういうペナルティも含めて、今の制度も含めて国保制度の持っている矛盾ですから、国に対してみんなが安心してできる国保制度に変えていくというのは国に対して要求せんといかんじゃないですか、市民のこの苦しい状況をね、制度だから仕方ありませんということじゃなくて、どれだけ迫力を持った国への要望をすることができるのか、市民の期待を担っているわけですから、市長、それに決意表明があれば是非一言。

市長（平田隆義君） 先ほどから申し上げておりますように、国保会計においても国民の相互扶助によって成り立つということに原点に代わって、その解決策としては国保会計だけが厳しい状況にありますので、医療会計を統合して広域でやっていくというのが当面の我々の課題です。その実現について取り組んでいるところです。

16番（崎田信正君） 広域と。

議長（伊東隆吉君） 以上で日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。（午前11時46分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後1時30分）  
午前に引き続き一般質問を行います。  
無所属 奈良博光君の発言を許可いたします。

8番（奈良博光君） 今日の最後から二番目の質問になりますが、ちょうど眠たい時間ではございますけれども、お付き合いのほどよろしく願いいたします。  
無所属になりました奈良博光でございます。よろしく願いいたします。それでは最初に景気浮揚、

景気対策についてお伺いをいたします。

アメリカの証券大手リーマンブラザーズが経営破たんして昨年9月、大変厳しい状況に陥っている昨今でございます。失業率も5パーセント台になり、このままでいくと6パーセント台に悪化するだろうという予測が立てられております。こういう状況の中、21年度第二次補正予算は景気浮揚、経済対策のために総額15兆円余りの補正予算が出たと思いますが、この予算はこの奄美市においてどのような配分になって使い道というのもあると思いますが、景気浮揚対策として奄美としてどのように考えているのか、まず一点目お聞かせいただきたいと思っております。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

総務部長（福山敏裕君） それではお答えいたします。去る5月29日に成立いたしました国の一般会計補正予算の内容につきましては、経済危機対策関係経費が約1兆4千700億円計上されております。国際政治基金特別会計への繰入を含めると追加額は約1兆4千775.5億円となっております。経済危機対策関連経費の内訳としましては、雇用対策約1兆2,700億円、金融対策約2兆9,700億円、低炭素革命約1兆5,800億円、健康長寿子育て約2兆2,000億円、  
（「部長、奄美市だけ」と呼ぶ者あり）

はい、分かりました。奄美市への配分額ということでございますので、それに対してお答えいたします。現在、配分額が示されておりますのは地方公共団体への配慮、約2兆3,800億円でございます。その内地域活性化経済危機対策臨時交付金1兆円分で、奄美市配分額が約5億2,300万円となっております。

8番（奈良博光君） ですから5億円余りのお金がどのように使われているのか、例えば計画とかそういうのを立てていると思うんですが、そういうところをちょっと詳しくお願いします。

総務部長（福山敏裕君） それは景気対策、雇用対策の計画ということでございますが、現在、全課に對しまして今回の国の経済危機対策関係経費に該当する事業があるか、また、経済対策となり得る事業の洗い出しを現在は支持しているところでございます。早急に具体的な事業を取りまとめたいと考えておりますが、県におきましても未だ具体的な事業の可否について判断が下せない状況で苦慮しているのが現状でございますので、御理解を賜りたいと思っております。

8番（奈良博光君） 国も思い切ったお金を出してくれているわけですから、それに対して奄美市としても思い切った計画を作っていただいでですね、この経済浮揚につなげていけるようお願いをしておきたいと思っております。それと早急にですね、国が決まってないから県が決まってないから、そうだったらいつまでたっても自主性というのがありませんので、是非、奄美市にその補正組まれた分で、奄美市が自信を持って使っていいわけですから、その分は是非とも早急に使っていただきたいと、非常に景気が悪い景気が悪いということで、この議会の中でも皆さん全部取り組んでおります。そういう状況の中でもらえるお金というのは、やはり大切にきちっとその年度で使うというのが、僕は道だと思っておりますので、その点よろしくようお願いをしておきたいと思っております。

2点目に入ります。去年一昨年だったですかね、体育館の整備計画がありまして、耐震対策でですね、去年1年間遅れておりますが、是非これも聞くところによると、ある程度めどがついたという話でございますので、その点どうなっているのか教えていただきたいと思っております。

教育事務局長（里中一彦君） 屋内運動場の耐震の状況についてお答えをいたします。屋内運動場の整備につきましては、昨年の8月に8校の屋内運動場について耐震診断を実施いたしました。その診断結果が本年3月に出たところでございます。結果は、3校、3校といいまして芦花部小中学校、崎原小中、

住用小、の屋内運動場でございます。これにつきましては、いずれも現在の耐震性を有する建物としての結果が出ておりますので、この3校の屋内運動場につきましては、当初の予定通り改修のみの工事を先月、発注をしたところでございます。また、残りの5校、内訳は笠利小、節田小、緑が丘小、手花部小、小宿中この5校の屋内運動場につきましては、数値が下回っておりましたので耐震性を持たせるには、どのような工法を施したらいいか引き続き耐震補強計画、補強設計の委託業務を本年5月に発注をしているところでございます。今後はこの補強計画の内容に基づきまして速やかに耐震補強を含めた体育館の改修工事を発注をし、年度内の完成を図りたいと考えているところでございます。

8番（奈良博光君） 耐震対策が取られていない体育館というのが4校ということでございましたが、平成21年度中にはですね、是非発注して完成を遂げるようお願いをしておきたいと思えます。

それでは、最近のこの景気が悪い中で失業者が増えてきております。その関係上ですね、全国的に生活保護世帯が増えている、それから失業者が増えているという中でですね、本市の生活保護申請はどのようになっているのか、お願いします。

福祉部長（福山 治君） 議員御指摘のとおり、戦後最悪の不況と言われていることから、失業者が増加し全国的にも生活保護の申請が増えてきているところでございます。奄美市におきましても生活保護の申請は増加傾向にあり、平成20年4・5月の28件に比べ、21年の4・5月は57件と申請件数が倍増となっております。

8番（奈良博光君） 先ほど、崎田さんの質問の中にもありましたが、その生活保護の申請をしに来た場合ですね、そのケースワーカーとして、その対象者に対してどういう形でね、指導をしているのか、例えばあなたはどういう形でもらえないんですよ、もらえるんですよといかいう、そういう対応の仕方がいろいろあるかと思えますけれども、そういうのはどういうふうに、例えば奄美市としては対応しているのか、そのケースワーカーに対しての指導の在り方というのは、どういうふうになっているのか、ちょっと分かった範囲内で教えていただきたい。

福祉部長（福山 治君） まず、生活保護の申請といいますが、相談に来られましたら相談員が相談を受けます。それで相談員が相談を受けられまして、いろんな生活保護の制度とかそういうものの趣旨のいろんな説明をいたしまして、可能性が高いと思われた場合には、それなりの申請をしていただくという形になっております。あとケースワーカーの指導と言われましたが、ケースワーカーにつきましては、月一遍、毎月定例会でいろんな研修を行っておりますので、ケースワーカーそれぞれ個人においての差というのが生じないような公平な取り扱いができるような対応をとっております。

8番（奈良博光君） それであと一点だけね、生活保護者が増えてきますと、ケースワーカーとしても人数を増やしていかなければならないと思うんですが、そういうのは十分間に合っておるんでしょうか、そしてそういう方々が来た時にですね、きちりと月に1回や2回ぐらいは家庭訪問とかそういうのをされていると思うんですけども、そういうのに支障がないのかどうか。

福祉部長（福山 治君） これまでの奄美市の福祉事務所というところにおける生活保護世帯の増加に対する現業員の配置が追い付かない状況でございました。しかしながら平成21年度今年度におきましては、生活保護の世帯が1,987世帯に対しまして基準現業員の24人が配置をされております。適正な生活保護行政が運営されているというところでございます。この件につきましては、今後も適正な生活保護行政の執行に努めてまいる所存でございますので、御理解を賜りたいと思えます。

8番（奈良博光君） やっぱり対人関係ですから、常に懇切丁寧にやっぱりやっていただきたいと思いま

す。そしてですね、弱い立場の人は臆引くんですよ、ですからそういうことのないようにね、やっぱりケースワーカーとして指導していただければなというふうに思いますので、その点よろしく願いをしておきたいと思います。

次に、学童問題に入ります。じゃない、前にあったわ。定額給金となっていますが、給付金の間違いでございますので、訂正をお願いをしたいと思います。

（「5はいいですか。」と呼ぶ者あり）

2番のほうです。

（「1の はいいいですね。」と呼ぶ者あり）

1の はもう省きます。

（「はい。」と呼ぶ者あり）

2番の定額給付金の件につきまして、お伺いをいたしますが、7億2,500万円全家庭に行き届いたのかどうか、この間の誰か質疑をした中で少し残っているような話を聞いたんですが、それをどのように対策していくのかね、今後、どのようにしていくのか教えてください。

福祉部長（福山 治君） 先般の大迫議員の質問でもお答えしましたけど、平成21年5月末現在で17,925世帯に対して5億9,122万4,000円を支給しております。6月分の振り込み予定まで合わせますと6月末には給付状況が約9割余りに達するという予定になっております。

（「大迫議員の質疑の時と答弁と一っしょ、だったらいいです。」と呼ぶ者あり）

8番（奈良博光君） かぶらないように一つお願いします。同じことを2回聞いてもしょうがないですから、それは誰々議員にお答えしてありますで結構ですので、よろしく願いいたします。それと有効申請期間というのが10月6日までとしたのはなぜなのか。

福祉部長（福山 治君） 定額給付金の給付申請受付開始日について、それぞれの市町村において決定することができ、奄美市定額給付金給付事業実施要項第5条によりまして、市長が定めた日ということになっております。したがってまして本市におきましては、平成21年4月6日を給付申請開始日と定めております。申請期限につきましては、総務省の定めた定額給付金給付事業費補助金交付要綱の別紙の規定により、市町村における給付申請受付開始日から6か月となっておりますので、この規定に基づき本市では、平成21年10月6日が申請期限という形になっております。

8番（奈良博光君） 例えば取りに来なかった人とか、そういう方々がおりましてね、それが残ったら自治体で使えるんですか、それとも返納なんですか、どうですか。

福祉部長（福山 治君） すべて返納ということになっております。

8番（奈良博光君） はい、分かりました。それでなるべくですね、返納のないように一つやっていただきたいと思います。

その景気浮揚対策としてですね、定額給付金が全国民に支給されたわけですけども、その効果として奄美市、まだ何か月もありませんが、どういう効果が出ているのか分かりましたら教えてください。

福祉部長（福山 治君） 効果というのまでは確認は取れないと思いますが、ただ最初の振り込みを4月22日に行っております。私どものほうで確認をしたところ各金融機関において振り込まれた口座から給付金額を引き出す市民が殺到したということで伺っており、旅行や買い物等に消費したとの意見も伺っておりますので、景気浮揚にはつながったんじゃないかということで理解しております。

8 番 (奈良博光君) はい、分かりました。じゃ3番目に移ります。学童保育については昨日の師玉議員がいろいろ聞いておりますので、私のほうでは簡単に答弁をしていただければ有難いと思います。私、去年の6月にもですね、朝日小学校の学童保育の現場を見て非常に小さい所だなど、そして隣には楽器が置いてたもんですから、その楽器を取り除いて少しでも広く利用できるように相談できないかということで、当局の答弁を聞きましてですね、じゃ直ちに現場を見て検討したいというふうに答えてありましたが、その結果を教えてください。

福祉部長 (福山 治君) その件につきましては、現場を検討いたしました。楽器を置いていて、そのスペースがないということで、その楽器がまたもう一つは廊下まではみ出ているという状況でございました。それを何とかできないかということで相談をしたわけなんですけど、問題はその楽器の積み方そのものにも山積みするわけにもいかないということで、平積みになっているということで、それからもう一つは余裕のある教室がどうしても確保できないというような事情がございましたので、何とかしてこれの解決をするためには、別に物を立てる以外に道がないんじゃないかというようなところに結論が向いているというところでございます。

8 番 (奈良博光君) 分かりました。師玉さんの答弁にもそのように答えておりましたのでね、いい方向に進むように検討して、検討するだけじゃなくて実行してくださいよ、よろしくお願ひしますね、そういう方向付けでやっていただきたいと思います。それと今回ですね、陳情も出ておりますが、その学童保育のお父さんお母さん方が共働きでなかなか子どもを見ることができませんので学童保育という形になったんだろうと思います。そして、そのお父さんお母さん方は生活費、教育費など出すために非常に苦労しているようですね、そういう意味では是非ともですね、その国・県また市の単独でも補助当りはできないのか、そういうところどうですかね。

福祉部長 (福山 治君) この学童保育に対する補助という件につきましてはですね、今、国の補助に絡めて何とか助成ができる方法がないかということで、今、検討を進めているところでございます。ただ問題は、この補助要綱が最低で1か所10名以上確保する必要があるという状態でございますので、10名以上あるところはいいんですが、10名以下のところの場合はその補助が導入できないという問題等もありますので、そこら辺をどういう形をするかも含めてですね、今、前向きに検討しているというところでです。

8 番 (奈良博光君) 龍郷町がそれをやっているんですよ、そういうところを見れば、この大きな奄美市はやろうと思えば努力さえすればできるんじゃないですか。

福祉部長 (福山 治君) 龍郷町の例はですね、龍郷町はすべて町の単費で行っております。補助も導入しながら残りの分につきましては、すべて町費を一般会計から導入しているという状況ですので、議員がおっしゃるように、一般会計からすべて導入すればやってやれないものは何もございませんので、そこを何とか補助を入れて何とかできるような方法を模索したいということで御理解いただきたいと思ひます。

8 番 (奈良博光君) その件につきましては、前進ということで理解してよろしいですね、それとなぜこういうこと言うかということ、国保税見た場合、今度一般会計から借入をして5億数千万円入れるわけでしょう、社会保険に入っている人などは、おかしな税のやり取りになるんじゃないかと、いうふうに思われてもしょうがないんですよ、ですから小さな物でも、やはりそういうふうに皆さんが努力をして考えていっているんですよと、いうことを市民の皆さんにも少し理解してもらいたいと、いう思ひで私はこの質問をしたところでございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは四点目、ちょっと早いですが四点目に移ります。風力発電についてなんですが、私たちは愛知県の田原市の風車を見てきました。奄美市も、今、建設中ということで、今年度いっぱい出来上がるのか分かりませんが、その建設費の総額、それからまた得た電力というのはどういうところに使うのか、今後、奄美市としてその1基だけじゃなくて、あちこちに造ろうとしているのかどうかまで教えてください。

市長（平田隆義君） 奈良議員の風力発電についての質問に答弁いたします。この風力発電は西日本プラントと奄美市が出資をした会社で運営することになっております。御承知のように議会の御理解をいただいて約250万の株主と1,000万の会社の250万の株主ということになっております。風車の建設につきましては、現在のところ6億4,596万円を見込んでおります。建設計画については20年度、21年度の2か年事業となっております。今年の年末あたりには運転開始ということになる予定であります。10月には完成の予定と伺っておりますので、工事も順調に進んでおるようでございますので、安心したところですよ。規模に、大きさにしましては、今、議員がおっしゃった田原市とほとんど同規模の発電能力をもっております。発電した電力は、九州電力に買い取っていただくということになっております。同時にこれがCO2削減の役割を大きく果たすのではないかとということでも期待をしているところでありますし、もう一つは、自然エネルギーを活用した大型の発電装置ということで、これからの地域のエコエネルギーに対する宣伝というか、啓発というか、そういう効果も期待できるんじゃないかと、こういうところでおるところであります。細かい点につきましては、また担当のほうから答弁させていただきたいと思っております。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 三点の内、市長のほうで二点答えていただきましたので、今後、増やしていくのかというお尋ねがございました。これからの建設計画でございますが、九州地区には九州電力株式会社が設定をいたしました電計可能量の上限というのが設定されておまして、奄美大島本当では2,800キロワットとなっております。今回の風力発電は、議員御承知のように1,990キロワットでございますので、残りの残量が810キロワットとなります。新たな風力発電所の増設につきましては、事業主体であります奄美大島風力発電株式会社で検討を進めた結果、810キロワットでは事業の採算性が極めて厳しいということのようでございまして、現在のところ増設の計画はございません。

8番（奈良博光君） これは田原市の現状なんですが、小高い山がありましてね、500メートルくらいですかね、その上に同じような風車が建っているんですが、その下に住んでいる方々がですね、非常にうるさいというようなね、この言われをしたもんですから、ああいうのを民家がある近くに持ってきたら大変ではないかなと、いうことを思ったもんですから、今日、一応取りあえず聞いたということですので、これ以上は増えないということの理解でよろしいですね。はい、分かりました。

それでは五番目の名瀬クリーンセンターについて、少しだけお聞きしたいと思います。先般、里さんの質疑でほとんど大方理解しましたが、その耐用年数がもう後2年ということでありましたけれども、その後の計画については組合ですか、組合の中で検討してどうのこうのと、昨日、里議員の答弁にありましたが、そういう問題じゃなくて、出資している奄美市、近隣市町村が将来的にどういう方向付けでどういうところに、どういう建物を造らなければいけないというのが、私は奄美市の市として方針を出すべきだと、組合が考えてないから自分たちはまだ考えていませんという答弁じゃよくないんじゃないですか。私たちは奄美市としてこういう方向付けで、こういう形で、こういう年度で造っていきますぐらいいは、やっぱり今のうちにやっとなないと、いつ壊れるか、耐用年数が過ぎて、いつ壊れるか分からない、皆さんは大事に使って後15年20年もたしたいと思う気持ちはあるのかと思いますけれども、そうじゃなくて前もってそういうのは、検討すべきだというふうに思っておりますが、どうですか、その一点だけ。

市民部長（有川清貴君） これまで新たな施設の建設や大規模改修などの議論は、なされておられませんでしたが、しかし、施設建設に係る市債の償還が平成23年度で終了いたしますので、基金の積立なども含めた長期計画について構成市町村及び大島地区衛生組合との協議を始める予定でございますので御理解ください。

8番（奈良博光君） 積極的にですね、自分のほうから出て行ってやるということが、そういう姿勢が大切だと思いますので、その点よろしく願いをしておきたいと思います。続きまして、後の質問しませんのでね、よろしくお願ひします。

六番目、税の徴収について、これも崎田議員がやったんですが、少しやっていますが、この間の新聞を見ますと、夜間徴収や差し押さえなどして強い態度で臨むと、そういう強い態度で臨むんだよというふうに市民に威嚇をしておりますが、その成果はどうか。

市民部長（有川清貴君） お答えします。平成20年度の市税の徴収率は、現年度分が96.69パーセントです。滞納繰越分が35.45パーセントで、全体で92.59パーセントとなっております。対前年比で0.26パーセント下回っております。議員御承知だと思いますが、厳しい経済状況であります。税負担の公平さを図る必要があることから特に年末や4月5月の出納閉鎖期間には、夜間徴収や休日徴収を実施しております。また、悪質な滞納者には、不動産や預貯金等の債権押さえなど滞納処分を実施しております。平成20年度は230件の滞納処分を行い、その件数は年々増加しております。今後とも税負担の公平を図るため努力してまいりたいと思いますので、御理解ください、お願ひします。

8番（奈良博光君） ということは、これだけ新聞で出しても効果は出てないよね、徴収率は上がってないということですか、どうですか。

市民部長（有川清貴君） 職員は鋭意努力しまして、今の経済状況ではっきり言いますと滞納処分が35パーセントあるというのは奄美市だけなんです、後は大体10パーセント前後なんです。御理解ください、お願ひします。

8番（奈良博光君） 奄美市だけが35パーセントですよと、そういう威張った言い方はないですよ、だから質問をし辛くなりますが、そのやっぱりこれだけ強い姿勢で臨むという気持ちは分かりますが、結果を伴わない強い姿勢というのはよくないんじゃないの、やっぱり厳しいことは厳しいと分かっているんだから、こっちも。ですからその厳しい中でもこういう対応、夜間徴収とか年末徴収とかいろいろやっているのも理解して質問しているんです。だからあなたも35パーセント奄美市が一番悪いんですよ、それが一番いいみたいな言い方をされると私たちも困りますから、ですからそういう意味ではね、やはり結果を出すように私たちも議員であれば当然のごとく、こういう質問もしなければいけないでしょう、そして、市民の皆さん、職員と一体となって叱咤激励しながら市民の家庭訪問をするわけですから、やはりそれくらい経済が奄美市は悪いということですよ、滞納がこれだけ増えているということは。そういうところも理解しますが、是非ともその頑張っていたきたいと思ひます。もうこれで税は終わります。

それではですね、最後に大島紬についてお伺いをします。伝統産業であります大島紬の低迷により、毎月減反が続いていることは御案内のとおりだと思います。昨年の生産反数はピーク時の約5パーセント、このまま放置すると産業崩壊につながりかねない、また、紬組合が運営する撚糸工場も赤字が続いて、4月16日には休業をしているようでございます。この状況を奄美市としてどのように考えているのか、お答えください。

産業振興部長（瀬木孝弘君） それではお答え申し上げます。撚糸工場の休止の状況をどう思われますか

という御質問で

（「紬全体が生産個数が低くなっているが、そしてこういうふうにな景気になってきていると、そういう全体、紬の全体的な不況」と呼ぶ者あり）

申しございません。戦後一貫して右肩上がりが増産傾向にありました基幹産業の大島紬につきましては、昭和47年の生産反数のピーク、それから昭和56年の生産額のピークをして微減の傾向にございましたが、60年代に入りましてバブル経済の破綻とともに、急激な減退傾向がございます。先ほど、生産反数のパーセンテージは20年の結果、議員が御案内したとおりでございます、極めて厳しい状況と言えるのは事実かと思っております。したがって、このような厳しい状況の中で組合の運営も大変厳しゅうございまして、先ほど御案内のありました燃糸工場の4月の休止状態もそのいったんの結果ではなかるうかということで憂慮いたしております。

8番（奈良博光君） それでね、紬対策として、昨日、誰かに答弁していただきましたが、その奄美市としてはね、その補助に対してだったかな、そういうものは毛頭ありませんという誰かの議員の答弁に答えていたようですが、やはり皆さんも大島紬で育ってきたんですよ、我々もですけども、今の現市長も、そういう意味ではですね、この産地が崩壊しようとする現在立ち上がらなければ、これから先に潰れてしまっただけで立ち上げようとしても、なかなか無理なんです。今、何か起こさなければいけないんじゃないかと思うわけですよ、中途半端な気持ちでやろうとしたら間違いの元です。やるのであれば、この大島紬に携わる人がたくさんできるようなものを講じていかなければいけない、そこを民間と一体となつてね、奄美市が取り組むことによってどうか、この場のつなぎができるんじゃないかと、三島さんの質問の中にもありました、高島屋との提携をして、これから販売をしていこうという紬組合の強い気持ちも出てきておると思います。それに対して市のほうも協力して、産地販売というんですかね、あちこちで、やっていこうという体制も分かりますが、それ以上に根本的に何が幸いしているのか、勉強したことありませんか。要は資金ですよ、市長、資金がないがために大島紬もあんだけ低迷していています。市がいろいろ預託資金とかやってですね、それは分かります。それは借り物なんですよ、やっぱりある程度のその予算を市と組合とが一体となつてですね、方向付けを決めて、じゃこのものについては、こういう使い方をしましょうという、そういう案などを作ってですね、紬組合とタイアップして、じゃ俺たちの分野はこの分野だと、君たちの分野はこの分野だというぐらいの気持ちでお互いが予算も頭脳も持ち寄って、やるべきじゃないかなと考えているんです。一番は販売が元ですけども、販売を元にするのも結構だけど、地場で働く人がいなくなったらもうおしまいですよと、だから地場で働くその大島紬の生産をする方々のその底支えになるようなね、対策をもう少し考えていただけないかなということなんです。僕がここで言いたいのは、これだけ伝統産業が潰れてきているのに。だから多くの産地問屋というのは、今、非常に厳しいと思いますよ、だけども産地とその業界と行政が一体となるから、まだしも少しずつでも伸びてきていると思うんですよ、そういうところもですね、十分こういう、そこに来た時には、やっぱり一体となつて考えていただきたいというお願いをしておきます。

それでね、燃糸工場のあと、建物がもう休業に追い込まれてどうしようもありませんが、その件でね、紬組合から話し合いとかそういうのはなかったのかどうか。

産業振興部長（瀬木孝弘君） その前に、先ほど昨日の三島さんの御質問の関係についての御見解がございましたので、再度、ちょっと私の考え方を

（「同じものだったらいい」と呼ぶ者あり）

申し上げますのは、高島屋さんが18店舗グループがございますが、そちらのほうで産地研修を行いたい、その産地研修に対する経費は持てないのかという御質問でございましたので、私どもとしましては、歳費にかかる経費の一部ということで従来からこの件については補助しておりません、補助ができませんと申し上げております。それからもう一点申し上げたいのは、今回、オール奄美産地、それからオール地球印、そして流通段階における問屋の段階を抜くことなどを目的に、従来の2回を5回に

拡販をいたしております。この結果を先ほど、昨日の三島さんにもお答えしましたが、その結果の状況によってですね、厳しいこの大島紬の状況をですね、何とか風穴が少しでも開かないのか、この結果によっては行政としても紬組合と連動して、新たな攻めの販売といえますか、このあとに大変期待をしているところでもありますので、御理解をお願いいたします。長くなりましたが、すみません、撚糸工場の建物についてのお話でございますが、まず、この件につきましては、紬組合から、この紬組合の休止の状況につきましては、直接伺っておりませんが、新聞情報等承知いたしまして率直なところ、大変驚いているところでもあります。これに基づきまして組合さんに照会させていただきましたが、撚糸工場を休業しても組合員の方々に対しまして、糸の供給等では迷惑はかけない旨の回答がございました。

本市といたしましても紬産業の低迷による厳しい組合運営の状況からの判断ではないかと、いうふうを考えておりまして、この件については推移を見守りたいと思っているところでもあります。

8 番 (奈良博光君) 分かりました。例えば休業しても地代は取るわけですよね、奄美市は、どういうふうになります。

産業振興部長 (瀬木孝弘君) 旧名瀬市の土地にですね、紬組合さんが奄振事業で設置をしてから、もうほぼ46年が経過しております。したがって、平成6年に土地のいわゆる貸付契約を結んでおります。約100万円を超えますが、当時の紬組合との協議の中で2分の1に減免をいたしております。結論から申し上げますと、紬組合さんが所有している建物が建っている以上は、固定資産税と同様、基本的には借地料と言いましょうか、貸付料は払っていただく、というのが基本ではないかと思っております。

8 番 (奈良博光君) 土地代としては貸しているから土地代を取るんだと、大いにそれは結構だと思えますが、やはり休業してその撚糸工場からは収益は全く上がらないわけですよね、そういうふうになってきた矢先に、さらに50万円の家賃を払えるかということ、なかなか難しいと思います。そういうことなども先ほどの産地研修などについてもね、やっぱり少し幅を持たして補助は全くできませんよとか、そういうことじゃなくてね、少しでも行政が業界があれば金がないんだったら協力しましよぐらいのね、手を差し伸べてもいいんじゃないの、どう思います、その件について。

産業振興部長 (瀬木孝弘君) ただいまの件については、紬組合の執行部のほうからも直接伺っておりますが、当然そのようなお話がある場合には、話し合いをさせていただきたいと思っております。

8 番 (奈良博光君) じゃ発展的に理解していいですね、

(「発展的の、発展的の意味は。」と呼ぶ者あり)

取りあえず、そういうことでお互いに話し合う場をたくさん持って、そして協力できるものは全面的に協力やってあげればいいじゃないですか。奥に引くんじゃなくて奄美市も前に出てきて、紬組合も前に出て行って、お互いにケンカしながらでもいいから先に進むんですよ、そうしないと一つも産地の意味がない、それだけは理解をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

3番目の朝戸にある給食センターの土地について伺いますが、あの土地は紬組合の土地らしいです。その上に給食センターを建てているようですが、その契約などしたんですか。土地を借りる契約なり、建てていいよという契約など、そして地代はいくら払っているんですよとか、それをね、聞いたところ、あんまりはっきりしないんですよ、どうですか。

産業振興部長 (瀬木孝弘君) ただいまの御質問の経緯については、若干の経緯がございますので、ちょっと触れさせていただきたいと思えます。朝戸地区に建設をいたしました名瀬米飯給食センターの件でございますが、昭和59年に紬組合から本場奄美大島紬会館の建設に際しまして、本市が所有する旧青果

市場跡地と紬組合が所有する、御質問の朝戸用地の交換の件で陳情書が本市のほうへ提出をされております。市といたしましては、土地交換は固定資産税がございますので、重要事項と考えまして、紬組合の総会等での承認を求めていました。これに基づきまして、平成元年の第34回紬組合通常総会におきまして、最終的には土地を交換すると、また交換されるまでの期間は、双方の利益供与を認めると、併せまして土地交換前に、市から朝戸の紬組合所有地の一部を使用する必要が出た場合の承認については、理事会に一任する旨の議案が承認された経緯がございます。このような経緯を踏まえまして、当時の紬組合の理事会で土地使用の承認を得まして、本市は平成3年4月に朝戸集会所を建設し、御質問の米飯給食センターにつきましては、平成9年に建設をしたものでございます。したがって、米飯給食センターの土地につきましては、本市と紬組合の土地交換を前提とした使用と位置付けておりますので、契約書は作成されておられません、申し上げました一連の事項を本市と紬組合、双方確認の上、平成19年7月には覚書の締結を行っております。

8番（奈良博光君） はい、分かりました。じゃきちっとした契約、19年度に行われたということですよ。

産業振興部長（瀬木孝弘君） 恐れ入ります。覚書の締結はですね、平成の14年7月であります。併せまして、本市は、本市及び紬組合相互の先ほど申し上げました、利益供与の理由から地代の支払いは双方とも生じないものと考えて取り扱っております。

8番（奈良博光君） ということは、朝戸を借りている土地代は、支払わないでいいという旨の条項が、そこに一筆入っているということ。それではちょっと納得しましたが、やっぱり人の土地にね、物を建てる時には、必ず契約というのが必要だと思うんですよ、それをしないで物々交換みたいだね、やって後は山となれというようなことではですね、行政としてよくなかったもんですから、今日、聞いたところはそこのところ、だから、これから先もそういうものが往々にして起こる可能性はあると思います。ですからそのところ十分注意して、契約を交えてやるなり、作成をして取引をするというような格好に、今後ともやっていただきたいということで、私の質問を終わります。

議長（伊東隆吉君） 以上で無所属 奈良博光君の一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。（午後2時21分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後2時40分）  
引き続き一般質問を行います。  
無所属 戸内恭次君の発言を許可いたします。

5番（戸内恭次君） 議場の皆さん、市民の皆さん、こんにちは。無所属の戸内恭次です。6月議会一般質問の最後を務めさせていただきます。質問に入ります前に少し時間をいただきたいと思います。奄美の天体ショー皆既日食は7月22日と刻一刻と近づいておりますが、国政、市政は既に皆既日食状態にあります。この状態から脱却するには、政権交代や市政の変革が待たれるところであります。さて、厳しさばかりが目立つ昨今の社会状況ではありますが、最近ほっとするようなニュースがありました。全盲のピアニスト辻井伸行さん二十歳が、アメリカのヴァン・クライバーン国際ピアノコンクールで目が不自由なハンディを物ともせず、日本人で初めて優勝したことであります。このことは障害者だけではなく、健常者に対しても勇気、元気、そして希望を与えてくれましたし、多くの事を教えてくれました。また、彼へのインタビューの中で、早く親を安心させたいとか、生んでくれてありがとうとの発言もあり、心豊かな人格にとても感動いたしました。このニュースが奄美の将来を担う子どもたちの教育へも大きな示唆を与えてくれるものと期待しているところであります。

それでは、通告のとおり質問をさせていただきます。最初の質問です。皆既日食当日は、奄美市の全職員が、来島者に奄美大島へプラスのイメージを持ってもらえるよう最大限努力すべきものと考えます。そこで7月22日は、市役所の業務休止の日とし、これを市長のほうから全市民に広報するなどして、ほとんどの職員を受け入れ対応に当たらせるという号令はかけられないものかと、お尋ねいたします。次の質問からは、発言席よりさせていただきます。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

総務部長（福山敏裕君） それではお答えいたします。午前中の議員の質問の中にもお答えしたとおりでございますが、やはりこれだけの大規模な多くの方々が来島することが予定されますので、全庁規模で取り組むということを申し上げたところでございますが、当然我々は市民サービスをしなければなりませんので、窓口業務等の最低限の業務は行いながら全庁体制で取り組んでまいりたいと考えております。

5番（戸内恭次君） おもてなしの気概を感じる御返答をありがとうございました。是非そのように市民のほうにもですね、奄美市は全職員を挙げて取り組むということをアピールしたらいかがかなと思います。それとこれはもう御紹介という形になるんですが、須野集落がですね、道路の入り口を非常にこう花で埋め尽くしているということで、話を聞きましたら、須野集落の名瀬を含めた同窓会の皆さんがボランティア活動をして、この花壇づくりをされたということで、住民の中からもですね、ボランティアで受け入れる気持ちが出てきたということで、大変いいことだなということで、こういったこともですね、応援を市のほうですて何らかの呼び掛けをすとか応援をしていただくことがですね、今度の来島者の受け入れの気持ちを高めるといふか、そういうことにつながるの御紹介をさせていただきます。

それでは次の質問に移らせていただきます。休耕地の問題でございますが、これは私も前回だったですかね、質問をした中で、その休耕地をいろんな角度から開発するという行政上の名称の付け方があるんですけど、その時に受益者負担というのがあるんですが、そういう受益者負担を極力ゼロにするという方向でできないか、ということをお願いしたんですが、そういうことが検討されておられるのかどうか、よろしくお願いたします。

農政局長（田丸友三郎君） ただいまの御質問にお答えをいたします。受益者負担金につきましては、前回同様の回答になるうかと思っておりますが、農道や水路などの公共性の高い部分につきましては、負担金は対象外となります。その事業により特定の範囲の者が利益を受ける場合は、他の者との間に不公平感が生じないために、費用の負担をお願いをしていただくことになっております。したがって、個人の農地については、受益者が特定できるため、合併後の調整によりまして平成20年4月1日以降の事業につきましては、名瀬地区、住用地区、笠利地区、3地区とも事業費の5パーセント以内を負担をしていただくことになっております。

5番（戸内恭次君） 農業という仕事は、大変、環境といふか気候とかに影響を受けたりですね、リスクの非常に高い産業でございますので、そういう中でせめて行政のですね、暖かい支えがあってほしいなということで、今の問題を取り上げました。

次にまいります。休耕地対策の問題でございますね、一番の問題は、師玉議員からかなり鋭い質問をしていただいていたわけでございますが、さらに私は、その一步を進んでですね、提案を申し上げたいと思うんですが、その主なその対策として、その不明地主ですね、地主が分からないということの土地の対策がですね、一番問題だろうと思うんですね、そういう土地に対してですね、一つの提案でございますが、この広い土地の中にポツンとそういった土地がありますと、議論がありましたとおり、虫だとかいろんな問題で、農業者にですね、影響があるということで、しからば、これをですね、迷惑条例なるものを作っていただいて、科料に科すという、いわゆるそういった条例づくりができないものかなということ

を思います。今回の今日の新聞にも載っておりましたが、農地法の改正でですね、かなり利用権について行政がやり易くなったというようなことを大方書いてありましたけれども、それをさらに一歩進めて、例えば道路の問題で強制執行だとかいう問題が発生する、これはもう住んで、いわゆるそこで生活している人の権利まで奪ってしまうような強力なものなんですよ、農業の場合にそこまでやる必要はないわけですから。ただ土地が分からない、荒れているということですから、そういう意味でですね、迷惑条例とかそういったことをやることによって、その農地を半強制的に利用できると、一つにはそれなりの対価が必要ですから、その土地を利用した、いわゆる対価としてですね、例えば供託をして、自治体が供託をして、その持ち主が出てきた時にいつでもその供託を返すとか、使用料を払うとか、そういったことですね、持ち主がないからできないということではなくて、持ち主がいなくてもそれなりの使用収益ができるようなことがですね、条例でできるのではないかなと思うものですから、そこら辺りがもし何らかの方策があるのか、教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

農業委員会（山口敏光君） ただいまの質問のそういう農地に対して条例を制定して、それを解消する方法はできるのかということですが、それは奄美市のほうで検討はいただくとして、農地法の改正の中では趣旨としては、そのようなことをして解消を図ろうということは、農地そのものは、本来、国民あるいは国のものであるんだけれども、所有権を認めているのは、その所有者が固定資産税という形で使用料を払って、国から預かっているんだと、預かっている土地は農地として有効に活用しなければならないんだと、それを活用しないのであれば、何らかの形で活用できるような方策を講じる必要があると、これが今回の法改正の大きな視点でもあります。そういうことで、おっしゃるようなことが、かなり解消できる仕組みにはなると思います。昨日、改正成立した農地法のいわゆる施行が12月ということになっておりますので、それまでには細かいいろいろと通達やらまいと思いますが、それを参考にしながら検討していかなければいけないと思っております。それで農業委員会が果たすべき役割と責任というのは、そういうことで益々高まっております。今回の農地法農地制度の改正では、国内の食糧供給力を強化し自給率の向上を目指していくことが喫緊の課題となっておりますので、そのために担い手農家への農地利用集積の促進、農地の貸付制度の創設、それに耕作放棄地対策の整理などがポイントとなっております。そのような中で農地の有効利用の促進のための農地流動化推進が今後の地域の課題でもあります。

本市においても、はい、どうぞ。

5番（戸内恭次君） 休耕地の問題に絡んでですね、また提案ですが、これは地域を変えるのはバカ者、若者、よそ者と言われるんですが、そのよそ者の方からのいい意味でのよそ者の方からのアイデアなんですが、その牧草をですね、作ったらどうかと、サトウキビはいろいろ農業を使ったりしますが、牧草の場合はそういうことじゃないんじゃないかということと、年に何回も刈り入れができるんじゃないかということで、一つのビジネスとして飼料産業というんですかね、そういったことで、その牧草を成長させる牧草産業というんですか、そういったビジネスとして成長させれないかということがですね、たまたまあったものですから、そういったことで牧草について何か資料がありましたら教えてください。

農政局長（田丸友三郎君） 農耕飼料の穀物は元より粗飼料も輸入に依存している地域が多い中、輸出を考える発想は大変すばらしいと思います。ただ議員と同じような発想をした職員もおりまして、実は過去にこの牧草問題につきまして、取り組んだ経過がございます。次の二点において断念したとのことです。報告だけさせていただければと思います。まず、原則的に奄美群島の気象状況では、乾燥の製造に向いていない地域であることを御理解いただきたいということ、要するに湿度が高くカビが発生するというであります。天気が続いて乾燥させてもですね、夜露絡みでなかなか難しいということが、まず第一点であります。

次に、50年代に農業改良普及センター、農地試験場などと共にですね、干し草作りを研究をしたん

ですけども、同じようにやはりカビが発生して、完全な乾燥には、この完全な乾燥というのは水分率が9から10パーセントということだったんですけども、現在のあのラップサイレージ体系、要するにぐるぐる巻きにして、畑などに積んであるのを見受けられるかと思うんですけども、ああいったもので水分が60パーセントなんです。これが今の現在では、一番奄美に合っているというような考え方です。

そしてもう一つは、奄美市における畜産農家の飼育する牛のですね、畜産の牛の頭数に見合った粗飼料の確保に現在は推進していきたいと、それとキビ農家、皆さん方のお仲間の中にもキビ農家いらっしゃいますけれども、このキビ農家の皆さん方のキビの増産等にも努めておりますので、大変この奨励をですね、牧草だけにするのは難しいというような考えの中でおります。ですから先ほどの水分率の問題と湿度が高いという、気候が向いていないということなどと、それから農協さんにもお願いして乾燥機を入れていただいたんですけども、コストが高かったということで断念したということをご報告させて、答弁とさせていただきます。

5番（戸内恭次君） ありがとうございます。じゃ次にまいります。世界自然遺産に関わる件でございます。世界自然遺産のことについてですね、総務建設委員会で国会のほうに勉強に行きました。環境庁からもですね、お話を伺うことができました、感触としてはかなり積極的に国立公園というものをまず目指すということをおられまして、私も興味があったもんですから、その国立公園だとか、あるいは世界自然遺産だとか言いますが、業者が個人の山をどんどん切っていくてしまいますよと、それはどう対応するんですかと、世界遺産登録の前に何とかしなくちゃいけないんですか、という話をしましたら、一部予算の範囲内でそういう土地をですね、いわゆる山林を取得する可能性もあると、いうことを環境庁のほうで言われて、かなり積極的な話だったなあと感じておりました、そういうことで世界遺産というのが、本格的に国としても取り扱っているんだということを感じたんですが、そこで、私がこれはもう同僚議員も質問していた件ではありますが、その犬・猫のですね、対策というものをもっと真剣に徹底してですね、天然記念物のクロウサギを守るために、いろいろ方策をしてほしいなど、猫の対策というのは、あまり例がないそうでありまして、ペットにする方が多いわけでございますが、そういった人たちとですね、いわゆる共生をするためにも、いろいろ施策を講じてほしいなど、そのために市のほうもいろいろマイクロチップを入れるとかですね、いろいろ必要なことについては義務化をし、また、投資をしていただくというようなことで、世界自然遺産登録に向けた動きをしていただければなど、いうことで思いますが、これについて何かありましたら教えてください。

市民部長（有川清貴君） 議員が言ったとおり、世界自然遺産登録に向けて鋭意努力したいと思っております、ノイヌ、ノネコだと思いますけれども、これについては当初はみんな飼い犬、飼い猫だったと思っております。市民のモラルの向上を進めると共に、今後、検討していきたいと思っております。

5番（戸内恭次君） ありがとうございます。次にまいります。四番目の観光圏構想についてですが、これは多田議員のほうから、いろいろ質疑もありましたので省略をさせていただきます。

続いて、5番の国道58号おがみ山バイパスについてですが、よろしいですか、費用対効果の算出方法についてですね、これは県の仕事だから知らないと言えばそれまでではあります、時間も経過しておりますので、市のほうも把握しておられると思うんですが、その算出方法について、10年前とこう4倍もの差があるというようなことで、いったいこういう、いわゆる数字的に費用対効果の効率のいい数字を10年前に上げながら、現在の数字ではその4分の1だと、人口が減ったんだとか、いろんな計算方法が違ったということですね、この道路の必要性が非常に薄くなっているという現実があるんですが、この費用対効果の計算方法について、市のほうで把握しているのがあれば教えてください。

建設部長（田中晃晶君） 国道58号おがみ山バイパス等の道路事業を実施するに当たりましては、議員おっしゃるB/C、費用便益比というものを分析を行います。当市に見合った効果が得られるかどうか

という評価であります。評価とは、国土交通省の作成します費用便益分析マニュアルに基づき行うこととなります。費用対効果の算出方法につきましては、道路が整備される場合とそれぞれされない場合のそれぞれについて、道路整備に要する費用額と道路供用後に生じます便益額を算出します。費用額と便益額を比較し、費用便益比はいわゆるB/Cですが、の数値を算出することとなります。算出に係る費用といたしましては、建設費、用地補償費、道路の維持管理費であります。また、便益比としましては、評価対象期間を道路供用後、50年に設定をし、交通がスムーズに流れることによる走行時間の短縮による便益、二つ目に、燃費の向上などの走行経費が節約されることによる走行経費減少による便益、三つ目に、交通事故等の危険性が解消されることによる交通事故減少による便益、この三点について将来の交通量推定の結果から各種便益を計算を行うこととなります。

このような計算の結果、事業を新規導入する際には、費用便益比は1.0以上が基本とされております。その他事業効果等を含め事業の妥当性や必要性が判断され、国の認可に基づき事業が実施されるものであります。

5番(戸内恭次君) もう一度お尋ねします。積算が20年、40年、50年というふうに数字が出てくるんですが、大島支庁では20年、奄美市は40年で、今日のお話だと50年というような数字が出てきたんですが、これ積算ということですか、その数字についてちょっと教えてください。

建設部長(田中晃晶君) 評価の対象期間を当初、今年の2月だったと思うんですが、見直しということで、便益費用の計算方法の見直しという国からの通達がきまして、その際に、50年を見直すということになっております。

5番(戸内恭次君) 私が質問しているのは、そのB/Cのですね、その道路利用する期間だと思うんですね、それを20年ですか、40年ですか、50年ですかという、お尋ねをしているんですが。

建設部長(田中晃晶君) ですから50年です。50年の供用期間ということですよ。

5番(戸内恭次君) 非常に質問すればするほどわけが分からなくなりましたが、大島支庁でその説明会があった時に聞いたのは20年でした。奄美市でつい最近、説明があった時は40年でした。私はあらかじめ20年ですか、40年ですか、どちらですかということをお尋ねをしていたんですけど、今日は50年ですということで、また数字が違って来たんですけれども、また、これはもう追及したところで分からないでしょうから、これ以上は言いませんが、非常に費用対効果の出し方についてもですね、行政によって違う、都市によって違う、こんないい加減な140億円だ、この前は160億円だというような話でころころ20億円が入れ替わってみたいですね、このおがみ山バイパスについては、非常にその疑問点がだんだん膨らんでくるんですけれども、どうぞ。

建設部長(田中晃晶君) 20年の11月にニュース等でも御存じのようにB/Cの見直しということがございましたね、その中で15年のB/Cの供用期間については40年でした。それがここに資料がございまして、交通事故の死亡事故の損失額に精神的損失額を追加しましたと、諸外国の事例や内閣府の研究におきまして、死亡事故の精神的損失額のデータが得られたことを踏まえ、死亡事故の損失額に精神的損失額を加えたというのが一点、それから評価期間の見直しにつきましては、道路施設の供用年数、実績が法定上減価償却資産の耐用年数の取扱ということで、国内外事業の考え方の整合性を踏まえ、評価対象期間を40年から50年に見直すと、これにつきましては建設後50年以上を経過した橋梁等の橋が8,900橋あるとか、その技術、それからコンクリートその他、鉄、その製品の質が向上したということ等を含まれての40年から50年の見直しだというふうに思います。

5 番（戸内恭次君）　ますます疑問が深まってまいりましたけれども、要するに行政の、この国土省もですが、B / Cの効果を上げるために、上げるためには20年よりも40年、40年よりも50年のほうが計算し易いわけですよ、1.2なのが1.7になったり、2になったり、いわゆる長期間使えば使ったという計算を出せば出すほどB / Cいいわけですよ、そういう意味で何か民主党が追及すれば、そのたんに自分たちの都合のいいような計算方法に変えていっているんだというようなイメージを今、持ったんですが、そういうことではないだろうと思うんですが、もう一度、私から申し上げておきますが、大島支庁に市長とそして市と是非そのB / Cの出し方をですね、すり合わせをしておいていただきたいと、私はわざわざ問い合わせをですね、そしたら大島支庁は20年だと言っていましたので、そうなりますと20年の計算で1.2ですから、それが40年になれば倍近くなるわけですからね、これ以上B / Cの効果は言いにくいという面もありますが、しかし、全国的に18か所のB / Cの問題で凍結になったと、工事中にでも凍結になったという例もあるわけですから、そういうことで非常に大事な数字の出し方なんです、この問題はこれ以上申し上げません。

続いて、5月28日に国道58号おがみ山ルートを考える会の代表世話人で元治雅宏さんからですね、申し入れ書が来ていると思います。これはですね、私たちは国道58号おがみ山バイパス事業について下記の理由により、即時凍結または見直しを鹿児島県知事へお伝えいただきたく申請いたします。

1. 事業に伴い立ち退きを求められている地権者及び借地権者等の生活への不安解消や合意を得ぬまま事業が進行しているのは、極めて強制的であり基本的人権を侵すものである。

1. 本事業に伴う工事により直接的、間接的に地権者及び周辺住民が土砂災害に襲われ、生命への危険が生じられると考えられるが、その解消がなされていない。

という申し入れ書を渡しておりますけれども、この取り扱いはどうなったのでしょうか。

建設部長（田中晃晶君）　5月28日付の国道58号おがみ山バイパス整備事業に関する申し入れを受けましたところであります。本事業につきましては、これまでの間、また、一昨年に設置されました奄美のまちづくりの在り方検討委員会の中でおきまして、地元関係者や多くの市民の意見を伺い、半年余りにわたって議論がされた結果、おがみ山バイパス事業は必要との結果を得ておる事業でございます。現在では、都市計画決定変更案の手続きが進められております。4月26日には本案に関する公聴会が行われまして、19名の方々が意見を述べられております。今後も公告縦覧等の手続きや県の都市計画審議会での審議など予定され、変更案の妥当性が判断されていくものというふうに考えております。

事業を実施するに当たりましては、当然のことではありますが、関係権利者や住民をはじめ、多くの市民の御理解と御協力をいただかない限り事業はスムーズに進めることはできません。市といたしましては、今後とも地元としての立場や役割等を十分に踏まえ、事業の施行者であります県といっしょになって、地権者や借地権者などの意見を十分に伺いながら将来の生活再建への不安解消や事業の円滑な執行に努力してまいりたいというふうに考えております。

5 番（戸内恭次君）　十分伺いながらと、住民の声を聞きながらということなんです、住民の声を聞いたら聞くほどですね、公聴会をしましても、そりゃもう凍結してくれと、こういう工事は止めてくれと、地域住民の感情にそぐわないというようなことで、この工事は止めてくれという意見が圧倒的なんです、そういう地域住民の声は聞かずして、従来進められているからということだけで進めているような気がするんですが、その本当に地域住民のことを考え、地域住民の声を聞く気があるのかどうか、もう一度お尋ねします。

建設部長（田中晃晶君）　先ほど申し上げましたが、その考えについて全く変わるものではございません。

5 番（戸内恭次君）　市長、これ大変なことなんです、地元に住んでいる人たちにとっては、今の生活が脅かされる、そして道路ができることによって、その自分の家のすぐそばがトンネルになってしまう

というような怖さ、不気味さ、こういったことをですね、奄美市民が思っているんですよ、不安を、こういう道路をどうして無理して通す必要があるんですか、お尋ねします。

市長（平田隆義君） この道路のトンネルを含んだ道路の建設についてはですね、名瀬市の時に道路網の提言がありまして、当時は瀬戸内町が飛行場の陳情などをしていました時です。瀬戸内と飛行場の間の時間短縮ということは、県の考えもあったんだろうと追測します。その時のルートがですね、平田町から和光園のところに抜けるという構想でありました。しかし、その構想は総合計画にも載っていると思います、名瀬市の。ところが実際に道路をそういう具合にした場合に、名瀬市の便益はどうなるのかということ判断した時に、今の和光ルートになったわけです。したがって、都市計画の変更事業としては、浦上の国道58号線を起点として名瀬中学校のところまでの起点を対象にしているということで、古見本通りの拡幅をする便益と名瀬中のところからトンネルを通過して今の永田町に出てくる便益ということと比較して、現在の路線が採択されたと聞いております。そして名瀬市においても最初反対の陳情書署名が上がってまいりましたが、賛成の署名を取りましたら、その数倍の人数の署名がありました。特に、このことについては、当時の住用村、宇検村、瀬戸内町からの署名もいただいていたのですが、多くの人たちが、この道路の必要性を認めて建設していただくようにという請願が出てきたわけでありまして、私はそのことを踏まえて、この道路の建設を県や国にお願いをしているところであります。

5番（戸内恭次君） この道路計画は、もう大津市長時代に出来上がっていましたよね、基礎的な線は。そうでなかったんですか、いずれにしたって、いわゆる高度成長のまだ名残があるような時期にですね、この道路、まだまだ奄美のほうは旧名瀬市は人口が増えていくんだという想定に基に作られていきまして、そういう意味ではカピの生えたような計画を、いまだにやっているというようなことなんです。時代に則さない、しかも弊害すら出てくると、いわゆる地域の商店街が壊滅状態になるかもしれないとか、造ったはいいものの、出来たトンネルはですね、永田橋と支庁通りの中間に、また大きなトンネル出来ると、あの永田橋とですね、大島支庁の交差点の真ん中に大島病院があるんですが、あそこに大きな交差点がもう一つ出来る、また向こうに大きな道路が出来るんです。そういうことでですね、もうやっていることは、その業界のために一生懸命やっておられる市長からすれば、そりゃ当り前のことかもしれないかもしれませんが、一歩離れた外から見るとですね、何の計画なんだというような声大きいんですよ、そういうことで最近特に、整合性があると、区画整理事業と整合性があるという言い方をしてですね、もう区画整理事業があるから、どうしてもこの路線を変更出来ないんだというようなですね、意地になっているんじゃないかなというような感じすら見えるわけですね、本当に地権者というか借地権者、自分たちの生活が脅かされて大変なんですと、それに対して十分な手当ては、市も県もやらないんですよ、やらないでにおいて、いや自分たちの計画だけは理解してくれと言って、今、どんどん進めています、こういうふうに人権無視、生活を脅かす、そんな強硬なことですね、今のこの時代に沿った行政の仕事ということと言えるんですか。それでも人間性を無視してもやるということですか市長は。

市長（平田隆義君） 公益性の高い事業だという認識を持っております。

5番（戸内恭次君） すみませんが、公益性はかなり薄い、最近のB/Cの結果からもですね、かなり薄い、実はこれは、この前、国の方に行きました時もですね、国土省の方も人口はだんだん減ってくるしなと、私がそういう説明をしたら、私は、計画は奄美に要らないんだと、迷惑なんだという話をしたら、頭をかきかき、人口は減ってくるしな、ということで苦し紛れの発言を国土省の方が言っておられました。恐らく皆さん、いわゆるこの地元、平田市長以外は、みんなそう思っているんじゃないかなと、私、思っているんですが、そういうことでそれ以上追及してもだちはあきませんので、次の問題に移ります。

末広・港土地区画整理事業についてであります。この問題はですね、もうずっと何べんも問題は出し

ているんですが、最近、特に、審議会という問題が出ましたし、もう一步一步10年近く反対してもですね、住民の声を無視して、自分を支えてくれる、私から言えば、平田市長のグループがですね、推進をする事業を住民無視の姿勢でどんどん続けているというふうにしが見えないんですが、このことについてお尋ねします。

昨年12月、アンケートを調査しましたが、その回収率はいかにほどですか。

建設部長（田中晃晶君） 末広・港土地区画整理事業に係りますアンケート調査につきましては、議員おっしゃるように12月に、土地所有者や建物所有者の方々を対象に換地設計に関する意向調査を実施しました。調査の目的としましては、将来の土地利用や建物をどのように利用していかれる予定なのかということ、それから換地について特に要望があるかということ、それなどをお聞きしまして、換地設計において地権者の皆さまの意向を参考にできればと思え実施したものであります。その結果、約5割の方々から回答をいただいております。また、先月にも比較的小規模な土地、いわゆる過小宅地の所有者を対象に換地設計の基準を定めるために、意向調査を実施したところであります。

5番（戸内恭次君） 回収率は50パーセントで、あれだけ市が一生懸命やって、予算98億円だと言って、活性化のためだと言ってですね、大威張りでやっている割には、アンケート調査をしたら50パーセントしか返ってこないということは、本当に住民は、この問題というか、この区画整理事業を受け入れる気があるんでしょうか。それで中身についてどういうふうな中身だったんでしょうか、教えてください。

建設部長（田中晃晶君） 今の両方の調査の目的といたしましては、土地の適正な利用のため、面積が小さくなり過ぎないことを検討していく必要もありました。所有者の皆さまの意向を確認するために実施をしたものです。いずれの調査にしましても、所有者の皆さまの個人的な意見が含まれておりまして、調査内容の公表については行わないということを前提に調査したものであります。また、このアンケート調査自体が事業の目的や進捗よくに対しまして影響を及ぼす内容ではございません。回答するしないに関わらず、特に換地設計に利益、それから不利益を講ずるようなことはございませんので、調査結果並びにそれぞれの回答の意見報告をする予定はありません。

5番（戸内恭次君） そういうふうに影響を受けないのであれば、別に発表してもいいと思うんですが、それならば、反対する人もいたと思うんです。50パーセントの中には反対のアンケートした人もいると思うんですが、その割合はわかりますか。

建設部長（田中晃晶君） 先ほど申し上げたように、将来の土地や建物、どのように利用するかとか、特に希望があるかというお尋ねのアンケートですので、賛成とか反対とかというような内容ではございません。

5番（戸内恭次君） じゃそのみんなは、その市が聞こうとしたことについて、きちっと答えていましたか、それとも何かコメントはしてなかったんですか。

建設部長（田中晃晶君） 特にございませんでした。

5番（戸内恭次君） それでは次に移ります。確認事項でございます。私は、再三、いろんな場所で、またこの議会でも聞いたことあるんですが、区画整理事業については強制執行はしない、代執行はしないということをして市長も言われていますが、これについては間違いありません、部長。

(「強制執行はするかということ、しないでもいいですかということ。」と呼ぶ者あり)

建設部長(田中晃晶君) 強制執行、直接施工の話ですが、土地区画整理事業の制度上は可能であります。ただし、本市ではこれまで施工してきた他地区において実行したことはございません。この末広・港土地区におきましても、現時点で全く予定されているものではございません。皆さまの御理解をいただきながらスムーズに事業が進められるように誠意を持って対応してまいりたいというふうに考えております。

5番(戸内恭次君) 今までと若干ニュアンスが違ってきます。現時点ではという話が出てきましたけれども、私は、その委員会でも質問をしたつもりなんです、区画整理事業では強制執行はしないと、はっきりおっしゃっていますが、現時点ではということについては聞いておりませんでした、その付近を確認します。

建設部長(田中晃晶君) 制度上あるかないかということと、それから現時点と申しますのは、今、計画に入っている段階でございます、まだ施工にも着手していない状態です。そのような意味での現時点、現段階ということでございます。

5番(戸内恭次君) 市長にお尋ねいたします。強制執行はしないと、しかし、皆さんの理解を得るために努力しますという話は前から伺っておりますが、そのお言葉には間違いはございませんか。

市長(平田隆義君) そのとおりです。

5番(戸内恭次君) ありがとうございます。失礼しました。それではですね、先行取得者が、その希望者がいたと思うんですが、全体でどれくらいの方が先行取得の希望を出されておられましたか。そしてその内の29件を買われたという話は、3月末までに買われたという話は聞いておりますが、一応、全体的な先行取得希望者の数を教えてください。

建設部長(田中晃晶君) すいません、通告のほうでなくて、その資料が今、持ち合わせてございません。申し訳ございません。

5番(戸内恭次君) それではお尋ねします。この区画整理事業について、反対をする地権者が存在しますか。反対をするテナントが存在しますか。本当に素朴な単純な質問ですが、お答えください。

建設部長(田中晃晶君) 賛成、反対ということではなく、推進を望む方、そうでない方、中立の方、それぞれいらっしゃいます。

5番(戸内恭次君) 私が質問しているのは、反対をする地権者がいるかどうか、イエスかノーかで結構です。お願いします。

建設部長(田中晃晶君) はい。調査の段階では、おります。

5番(戸内恭次君) 認めていただいてありがとうございます。それでは反対するテナントの方はおられますか。どうですか。

建設部長(田中晃晶君) それに先におっしゃっていただければ資料を用意しておきましたが、これにつ

きましても、この場では資料を持ち合わせておりません。

5 番（戸内恭次君） 質問を変えます。先行取得者の希望者は、29件以上でしたか、それともちょうど29件ですか。

建設部長（田中晃晶君） 議員のその件数というものが、我々は、同じ土地でも一筆筆数があったり、それから持ち主が供しとったり、いろいろと件数というものの基準というものをお示しいただかないと、何件だという、その件というものが、そうですね、はっきり申し上げられないというか、数字としては、今、ここではお答えするものは、ちょっと控えさせていただきます。

5 番（戸内恭次君） 次に、質問を変えます。審議会についてです。審議委員は、選挙をするということになっておりますが、その審議委員が選挙しなくてもいいという状態に、今、なっているわけですが、この審議委員は、立候補を何名が立候補してきたのか、審議委員に何名が立候補してきたのか、その人数を教えてください。

建設部長（田中晃晶君） 数字だけで申し上げますと、土地所有者の代表、8名につきましては、8名ちょうどの立候補であります。

5 番（戸内恭次君） 質問は、私が聞いているのは立候補者は何名ですかということです。審議委員に対する。

建設部長（田中晃晶君） 8名でございます。

5 番（戸内恭次君） その立候補者という私が言ったのは、自ら手を挙げて立候補してきた人の数を言っているわけでありまして、いいですか、部長、自らが審議委員に立候補しますと手を挙げてきた人の人数を言っているわけでありまして、市が推薦をして、あるいは、市が薦めた人の話ではないです。その数をちゃんと分けて教えてください。

建設部長（田中晃晶君） 自らかどうか、第三者に頼まれたかどうか、それについてまでは私どもは把握しておりません。立候補者が8名であります。

5 番（戸内恭次君） 世の中にはですね、いろんな偶然はありますが、お互いが連絡を地権者とはあまり連絡を取っていないわけですよ、そういう中で選挙しないように、ちょうど8名だけ談合したように、8名だけ出てきたということに不自然さを感じて、私はそれを聞いているんですが、それでも、この不自然な8名だという人数の在り方について不自然さを感じているんですが、それでもあなた方は、いやそれは推薦していないとか、推薦した人、あるいは自ら立候補した人の数を分けていかないんですか。

建設部長（田中晃晶君） 何べんも申し上げますが、立候補者は8名でございます。

5 番（戸内恭次君） ですから立候補者といっても、最終的には立候補者ということになるんでしょうけれども、それでは質問を変えます。

各ブロックごとに一人ずつ、どうしても審議委員をおかなくちゃならないから、立候補者が少ないので審議委員に是非出てくださいという市からお願いをしたことはございませんか。

建設部長（田中晃晶君） まちづくり協議会、それから通りとかいう推進をするグループ等がございますが、

我々は、今、おっしゃるように、各ブロックにと申しますか、そのブロックブロックにやはり代表者がいたほうが公平に、しかも審議が可能かなということがありまして、そういうお話等につきましては、機会ある度に申し上げてきております。

5 番（戸内恭次君） 機会ある度にじゃなくて、この審議会がもう発足をさせなきゃいけないので、審議会のために相談をしていったわけでしょう。その付近をごまかさないようにしてください。審議会のために各ブロックごとに一人ひとり置くために、立候補者がいないから、あるいは少ないから市が一生涯懸命口説いたんですよね、どうですか。

建設部長（田中晃晶君） 御理解を賜りたいというふうに思います。

5 番（戸内恭次君） これ以上申し上げても、この問題については不自然な、不自然な世にも不思議な定数談合があったというふうに私は理解をして、次に進みます。

今回、私どもは、この申し入れ書、反対をする関係地権者、また、まちなみを守る会ということで申し入れをいたしました。この申し入れの中で、この審議委員について立候補及び立候補推薦届を全面的に拒否いたしますということで、この元々、区画整理事業については反対でありますし、反対し続けておりますし、今さら、この進めるための法に則った構図をするわけにはいかないということで、推薦あるいは立候補を全面拒否いたしました。そこでお尋ねしたいんですが、審議会の設立についてですが、審議会というものは、区画整理事業が合意を得られて進められているから必要であって、あるいはそれを前提にして成り立つものであって、今回のように地権者がいて、反対地権者がいて、この工事がもしかしたら中断するかもしれないような、こういう状況の中で、審議会というものの存在価値があるんですか。

建設部長（田中晃晶君） この土地区画整理審議会は、地区内の権利者の意見が事業に反映され、事業が公平に執行されることを目的に設置されるものでございます。この審議会の中で、換地計画や仮換地の指定等の意見を述べる権限、それから土地評価委員の選任や過小宅地などに対する宅地地籍の適正化の決定等に対して同意する権限等を持っていることとなります。そのような意味から、この土地区画審議会は必要と申しますか、価値があるものだというふうに思います。

5 番（戸内恭次君） もう何せ反対なんだと、区画整理に反対なんだと、絶対動かないと、ありがたいことに平田市長も強制執行はしないと、じゃ生きている間、私は絶対動かないと頑張っている人がいるわけですから、そういう人に審議会が云々言ってみたってですね、これは通用しない話なんです、この反対地権者を審議会に協力しない、いわゆる認めないという人、反対地権者をですね、どういうふうな形で説得しようというんですかね、教えてください。

建設部長（田中晃晶君） 先ほど申し上げたように、御理解願えればということですが、この換地案を定めるに当たりましては、それまでの意向調査、この間の意向調査を参考に、それから審議会や地権者の意見を伺いながら案を作成するわけです。この最終的な地権者の皆さまへの供覧を行います。その意見を伺った上で決定をするということになります。したがって、換地設計や建物の移転計画につきましては、施工者である、市、審議会のみで決めることではなくて、地権者の皆さまの意見を十分に伺いながら、調整を図りながら取り組んでいくというのが、この審議会の役割でございます。

5 番（戸内恭次君） 審議会の在り方について分かったんですが、元々審議会は、その地権者と行政の間に立って、地権者の意向を聞こうってことの審議会ですから、ところが地権者は審議会を拒否しているわけですから、地権者は審議会の意向を聞こうとしないわけですね、審議会と地権者の話し合いもでき

ないわけですよ、そういったところをどういうふうにしてやるかという質問をしているんですが、なかなか分かってもらえないので、ちょっと質問を変えます。

審議会の前に地権者と十分話し合うという話をこの前、聞いたんですが、その地権者の意向を聞くということを市役所が審議会の前に聞くということで理解してよろしいですか。

建設部長（田中晃晶君） そのとおりでございます。

5番（戸内恭次君） ということは、地権者は審議회를拒否しているの、審議会とは一切話し合いはしない、しかし、その市役所は地権者とは話し合いをすると、そういうことでよろしいわけですね、しっかり話はするというので、よろしいですね。

建設部長（田中晃晶君） はい。そのようなことで努力してまいりたいというふうに考えております。

5番（戸内恭次君） それで、先行取得の問題と、昨日、三島議員から出された、私、非常に興味を持っている問題がございますが、ある大手の方がですね、大手の方が土地を売却をしましたと、市に売却をしました。で、その代わりに今度は港湾の一部の土地を買い取ると、そういう話が昨日、私は聞いたんですが、そういうやり取りがあったということでもよろしいですか。

建設部長（田中晃晶君） ありがとうございます。昨日の件で若干、説明不足がございましたので、ここで申し上げさせていただきます。

私は、その当時と申しますか、都市整備課長でございまして、末広・港土地区画整理事業について先行取得に取り組んでおりました。この用地取得を進める中で、代替用地の希望要請を受けておりました。この事業が国道58号線のバイパス事業と同様に奄美市全体のまちづくりに資する公共事業だということで、開発公社のほうと私の立場で、本港地区用地の提供の協議等検討をしておりました。

申し入れの理由につきましては、三点ほどございますが、用地取得を予定する箇所が更地で、かつ面積が約1,600平米ちょっと余りあります。大きな土地であるために優先的に交渉を進めていたところでありました。事業を推進するために是非とも取得したいというふうに考えておりました。

二つ目に、用地先行取得予定の箇所に見合うまとまった土地が、本港地区以外に既存の市街地の中では確保することが非常に厳しかったことが一つです。

三つ目に、この地権者は本港地区埋立事業の計画の当初から本港地区での土地利用要望を行っていた企業でございます。ちなみに用地需要調査では平成14年10月に1回、平成19年3月に1回、意向調査としまして平成19年9月に1回、以上の理由から、私どもと公社とは協議をしておったところであります。

5番（戸内恭次君） 私は昨日、市長から市長の言葉としてですね、そういう取引があつたということを聞いたので、部長は何でそれを部長がやったような形に、今、文章を読まれたんですか。

建設部長（田中晃晶君） 申し上げた時に申し上げましたが、末広・港の用地先行取得を行うためにという立場で行いました。

5番（戸内恭次君） 私が聞いているのは、市長自ら、昨日、言われたことを伺っておるわけでありまして、ただ問題は、昨日伺った問題はですね、要するに先行取得者、先行取得をするために土地を買い取った、その流れの中で特定の業者のみ話がいつているということが問題である、不公正を欠いているというようなことで、言葉を少し変えますと、利便を便利を特定の業者に計らったのではないかと、そういうような疑いを持ったもんですから、お聞きしているんですが、市長、その付近について、これは部

長の話として今日はやっていますが、市長自ら昨日お話をされましたよね、確認します。

市長（平田隆義君） これだけの事業を私一人で決めれるというのは、とてもじゃないけどできないんです。みんなと話し合っ、私の昨日の答弁も、今、部長が話したような経緯を踏まえて、それを理解して私から答弁をしたということだけですので。

5番（戸内恭次君） 昨日の話の中では、決してそういうニュアンスで受け取る人、ここには誰もいないと思いますよ、それは市長自らが率先して特定の業者に対して話をしたというような理解しかできないような話でありましたので、私はそういうことで今後、この問題については、しっかり勉強していきたいと思います。これで質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（伊東隆吉君） 以上で無所属 戸内恭次君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして一般質問の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案等調査のため、明日19日から21日まで休会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし。と呼ぶ者あり」）

御異議なしと認めます。よって6月22日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。（午後3時30分）

出席議員は、次のとおりである。

1番	師	玉	敏	代	君	2番	多	田	義	一	君	
3番	橋	口	和	仁	君	4番	奈	良	博	光	君	
5番	戸	内	恭	次	君	6番	平	田	勝	三	君	
7番	向	井	俊	夫	君	8番	蘇		嘉	瑞	人	君
9番	朝	木	一	昭	君	10番	竹	山	耕	平	君	
11番	伊	東	隆	吉	君	12番	里		秀	和	君	
13番	泉		伸	之	君	14番	関		誠	之	君	
15番	三	島		照	君	16番	崎	田	信	正	君	
17番	奥		輝	人	君	18番	平	川	久	嘉	君	
19番	渡		京	一	郎	君	20番	竹	田	光	一	君
21番	栄		勝	正	君	22番	世	門		光	君	
23番	平		敬	司	君	24番	大	迫	勝	史	君	
25番	与		勝	広	君	26番	叶		幸	与	君	

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市	長	平	田	隆	義	君	副	市	長	濱	田	龍	太	郎	君								
住	用	町	高	野	匡	雄	君	笠	利	町	塩	崎	博	成	君								
地	域	自	治	区	事	務	所	長	地	域	自	治	区	事	務	所	長						
総	務	部	長	福	山	敏	裕	君	総	務	課	長	川	口	智	範	君						
財	政	課	長	則		敏	光	君	収	納	対	策	課	長	中	英	信	君					
農	政	局	長	田	丸	友	三	郎	君	企	画	調	整	課	長	安	田	義	文	君			
福	祉	部	長	福	山		治	君	市	民	部	長	有	川	清	貴	君						
い	き	い	き	健	康	課	長	朝		郁	夫	君	産	業	振	興	部	長	瀬	木	孝	弘	君
農	林	振	興	課	長	熊	本	三	夫	君	産	業	建	設	課	長	澤		修	平	君		
建	設	部	長	田	中	晃	晶	君	下	水	道	課	長	盛		正	弘	君					
水	環	境	課	長	川	上	一	弥	君	生	涯	学	習	課	長	圓		順	次	君			

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 赤 近 善 治 君	次 長 兼 山 崎 實 忠 君 調 査 係 長 事 務 取 扱
議 事 係 長 森 尚 宣 君	議 事 係 主 査 麻 井 庄 二 君

議長（伊東隆吉君） それでは皆さん、改めましておはようございます。ただいまの出席議員は26人です。会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） なお、教育長が所管行事に参加のため、本日の会議を欠席いたしますので、御了承願います。

日程に入ります。日程第1、議案第61号から議案第72号までの12件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案12件に対する質疑に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

はじめに、奄美興政会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

10番（竹山耕平君） 皆様、おはようございます。私は奄美興政会の竹山耕平でございます。私は議案第64号 奄美市銅像等管理基金条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。今回の改正案は、大津鐵治前名瀬市長銅像建立にかかわる寄附金の残額が、現在約2,600万円あり、この基金の運営が長年活用されておらず、谷村先生の約300万円と市の持ち出し約100万円で、計3,000万円の基金を成立し、当時の市が銅像建立に関わった4氏の銅像に活用ができるようにするための改正案でございます。

質疑に入る前に少々時間をいただきたいと思います。先日泉 堅二郎先生のお話の中でも大津氏のごことが紹介され、私が話したいことはすべてお話をされておりましたが、改めて発言させていただきます。大津鐵治全名瀬市長は、奄美群島が昭和28年に日本復帰を果たした後、昭和33年に名瀬市長に就任され、そこから7期28年にも渡り、旧名瀬市の復興、振興、また、奄美の生活基盤の基礎をつくった大変偉大な人物であったことは、皆様も御承知のとおりでございます。当時の財政再建計画により赤字の解消を指導し、名瀬市長期総合開発計画の策定や市民生活状況を訴え、旧名瀬市における市営住宅建設を積極的に推進し、開発公社の設立、小宿、小浜、長浜、佐大熊地区の埋め立てによる住宅用地や工業団地の造成、また大川ダムの建設や芦良地区への道路開通、朝仁トンネルの建設、また文化都市の形成として市役所本庁舎の建設をはじめ、奄美文化センター、博物館の建設、三儀山総合運動公園の整備を行い、そして何よりも上下水道の整備に力を入れられ、下水道の普及率は県下でもトップクラスと現在ではなっております。また、ソフト分野においても、奄美まつりや市民運動会、市民文化祭の開催も指導いたしました。

このように、今日までの奄美の基礎を整備してきた大津前市長の政治姿勢は、市民の声を大事に、また打てば響く、やまびこ政治をモットーに、仕事には大変厳しく、強い信念を持ちながらも、温厚な人柄は市民並びに市職員からの信頼は、とても厚いものでありました。先日の泉先生のお話の中でも、あの方は夢が大きかったというお話も出ておりました。そのような人物だったからこそ、先日5月14日には奄美8・6会や市職員OBの方々、約40人が集まり、20回忌の供養が行われ、大津前市長の功績を偲ぶとともに、遺志の継承を誓い合われたということでもあります。前置きが大変長くなってしまいましたが、以上を踏まえた上で質疑を行いたいと思います。

1点目に、大津氏の銅像建立には全国から集まった多額の寄附金により建設されたものであります。大津氏という人物だからこそ集まった寄附金であります。その残額の約2,600万円が基となる今回の改正案だと、私は考えております。確かに改正案どおりだと4銅像の補修などが可能になり、市の負担分も軽減されます。しかし本来の大津鐵治氏、谷村唯一郎氏の功績による寄附金の趣旨と違うのではないかなと感じるわけであります。そこで、改正案に伴い、両氏の建立に関わった方々へ、改正案の説明を行い、意見の集約を行ったのかどうか。行ったのであればどのような意見であったのかをお示しく下さい。

2点目に、私もいろいろな方々からお話を伺いました。そのような改正案なら大津前市長も皆のために使われるのであれば喜ばれるのではないかという意見や、まだ多額の基金が残っているのなら、是非大津鐵治基金を設立し、市民のために役立てたらどうかという意見もいただきました。基金であれば、大津鐵治前市長の名前が残り、後世へしっかりと受け継がれることもできるという御意見もございました。そのようなことから、大津鐵治基金の設立についての検討がなされたのかどうかをお示してください。

3点目に、先日地元新聞記事において、泉 芳朗氏の眼鏡が壊れており、条例の改正を行って補修したいという記事がございました。この記事だけを読みますと、まるで眼鏡を補修するために今回の条例改正案が出たのかと疑うほどの感じを私は受けました。個人的にはこの眼鏡の件につきましては、泉 芳朗氏を偲ぶ会方々の会があり、そこで補修をいただければよいのではと考える次第ではありますが、後、なぜ、議会上程理由の前にこのような記事が出たのかも、私は少し不思議な感じがしております。それはそれで今回の改正案は、記事でもあったように、泉 芳朗氏の眼鏡の補修を行うためのものであるのかをお示してください。

4点目に、先ほど来申し上げているように、大津前市長は復帰後の奄美の基盤をつくってこられた、大変偉大な人物であります。泉 芳朗氏については、復帰の日や総合的な学習の時間などで、子供たちにしっかりと、しっかりと受け継がれていると認識しております。しかし、現在の生活基盤を作ってこられた大津前市長の存在が、あまりにも忘れられつつもある感じを私は受けております。当局職員やOBの方々の話にもお話を伺った際にも、銅像がどこにあるのかも分からない若い職員の方々もいるのではないかという話を出て次第でございます。ほかの同じく偉大な名誉市民である大先輩方も含め、忘れることのない受け継ぐべき伝承であると考えます。今後、社会教育や学校教育の分野においてどのように取り組んでいくお考えなのかをお示してください。また、取り組んでいるのかをお示してください。これは、奄美の伝統である細などに関しても同じく言えることであると考えます。よろしく申し上げます。

議長（伊東隆吉君） それでは答弁を求めます。

生涯学習課長（圓 順次君） 本条例の一部改正につきましては、今議会に上程しております補正予算第2号と付加分一体でございまして、まず、予算について説明させていただき、続けて御質疑にと詳しく答弁させていただきます。

補正予算で歳入413万2,000円、歳出で銅像管理基金として同額413万2,000円を計上いたしております。歳入の内訳は谷村唯一郎先生像の建立に伴う指定寄附金が302万6,000円、地域振興基金から繰入金92万6,000円で、合わせて413万2,000円を銅像管理基金として積立てるものです。これで銅像管理基金の総額は大津鐵治氏の像建立に伴う基金2,586万8,000円がございまして、ちょうど3,000万円となり、その基金運用収益で奄美市として一体的に銅像の良好な管理を図ろうとするものです。御質疑につきましては、大津鐵治氏の像建立に伴う基金が約9割にも及ぶため、その管理範囲を元名瀬市長大津鐵治氏の像及びその周辺と、谷村唯一郎先生の2銅像に限定するのか、基金というものがないけれども奄美市として管理したほうがよい銅像がほかにあるのではないかということなどを、去る5月15日庁内で調整会議をし、関係者10名で協議をいたしました。その際、4案を提示し、協議のたたき台といたしました。1番目は、元名瀬市長大津鐵治氏の像及びその周辺と谷村唯一郎先生像に限定をする。2番目は、元名瀬市長大津鐵治氏の像及びその周辺とおがみ山公園に建立されております谷村唯一郎先生以外の2銅像7石碑も含めてはどうかという。3番目には、おがみ山公園に限らず、名瀬のほかの銅像、石碑も考えてはどうか。4番目には、奄美市になったのでありますから、住用町、笠利町のことも考えて対象にしてはどうかということで、住用町には銅像石碑はありません。笠利町の3銅像1石碑も考えてはどうか。それぞれ意見を述べ伺いましたが、銅像が行政が深く関与したもの、その銅像を対象にしようじゃないか。2番目には石碑は、石碑のほうは建立者が不明なもの、行政が関与していない、個人的であったり、限定された団体的なものであり、この際石碑は対象外としよう。3番目には、合併しましたので、笠利町にまで含めて全体的に銅像のこ

とを考えていこうということで、それぞれの銅像の建立の経緯を調べた結果、元名瀬市長大津鐵治氏の像及びその周辺と、谷村唯一郎先生像に加え、泉 芳朗先生の像と永野芳辰先生壽像も、地域振興基金から92万6,000円を繰り入れることによって、この管理基金の対象にしようとするものです。この結果を踏まえ、議員が御疑問も提示されたように、大津鐵治氏の銅像建立委員会会長は、元名瀬市長成田廣男氏ですが、既にお亡くなりになっておりますし、関わった当時の常任委員の皆様方も他界されたり高齢になっておられますので、事務局長でありました当時総務部長の宮原好道氏、監事の当時収入役の関 務郁氏、著書人間大津鐵治の編集委員会世話人代表で御親戚の大津幸夫氏に調整会議の内容をお話申し上げたところ、それぞれから奄美市の判断で良からうとの御返事をいただき、条例の一部を改正するものです。

2番目の大津鐵治基金のことでありますが、銅像管理基金として、平成4年に収支決算がなされ、2,500万円が名瀬市に寄附されまして、銅像管理基金ができたわけですが、この管理基金を銅像の良好な管理だけでなく、別用途での基金の活用という件に関しましては、現在のところ検討する段階にまではいたっておりません。今後、新たな銅像管理基金としてではなく、別の用途の基金の活用につきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

3番目に、今回条例の一部改正が可決されまると、元名瀬市長大津鐵治氏の像及びその周辺に加え、谷村唯一郎先生、泉 芳朗先生、永野芳辰先生の良好な管理が図られることになり、これにより泉 芳朗先生像の眼鏡の補修ができるようになります。しかし、そのためだけに条例を改正するものではなく、元名瀬市長大津鐵治氏の像を中心に四つの銅像を管理するものですので、御理解を賜りたいと存じます。

最後の件であります、郷土の先人に学ぶ第4集に、島を愛し、島おこしのために誠一筋に生きた人大津鐵治を関 務郁氏が執筆されております。学級の友だちや家族の人と一緒に楽しく読めるように工夫されておりまして、読書後、お互いに話の中で大津鐵治氏の生き方に触れ、親子と一緒に考えるきっかけにもなるようPTAの研修会や家庭教育学級などで紹介してまいりたいと存じます。

また、文化センターでイベントがあり、学校や学級単位で参加するときなどに、先生が銅像の前に子供たちを案内して、その大津鐵治氏のことを語り聞かせるのもよいのではないかと考えております。さらには、銅像、石碑巡りなどの中で、大津鐵治氏の偉業を語り継いでいくのも一案ではなからうかと考えております。現在、このような郷土に学ぶ教育がさほどされておりませんので、生涯学習課としても学校教育課と連携を図りながら、周知を図ってまいりたいと思っております。議員の御懸念ごもともでございますので、先人に学ぶことの大切さを機会をとらえて、その周知に努めてまいりたいと存じます。

10番(竹山耕平君) 答弁いただきました。少し、ちょっと再質疑をさせていただきたいと思っております。まずこの3,000万円の基金でございますが、改正案であるわけですが、この基金がもしこれから4氏の銅像の補修など、後は少し大津鐵治氏の銅像が少し汚くなっていると、そういったことで少しきれいにするような計画があるという計画を聞きましたが、こういった今後のこの基金活用の計画の実施予定なのかというものと、今、最後の2点目にですね、この基金がもしなくなった場合、どうしていくのかということです。また、3点目に、最後に教育の場で、これまで行われてこなかった、あまりこなかったというところがですね、なぜこなかったんだろうかなというふうに思っています。これはですね、教育事務局長にお答えいただきたいんですが、現在総合的な学習の時間がもう何年ほど前から行われているわけですが、そういった中で、なぜこの奄美の先人に学ぶこの書籍、私も子供のころ見た覚えがあるんじゃないかなという覚えがしておりますが、そういった形で総合的、広く言ってしまうと、ちょっと長くなってしまうので、簡単に教育分野として、そういったところでの大津鐵治氏の、またほかの先人の、奄美の先人に学ぶこの書籍からこういった学校教育をされてきたのか、されるのかを、もう一度再質疑としたいと思います。

生涯学習課長(圓 順次君) 御指摘の大津鐵治氏の像でございますが、地元の新聞報道で先人のことが掲載されておりまして、カラー入りで随分汚れているような形で大津鐵治氏の像が写されておりました。

どうしようかということで、メンテナンス関係を専門の業者に文化センターの像を見ていただきました。当初はピカールという洗剤で洗っていけばいいだろうというふうな専門家の話でありましたが、じっくり銅像を見ていただきますと緑青という一種の被膜が既に銅像のほうには緑色の被膜ができております。これは銅像関係では美しいとされております。あえてこの緑青に似たようなことが出るように、平田町にありますループ橋はレリーフ板はわざとで、あえて緑青を出すために加工したことだそうです。ですから、水荒い程度、軽いブラシ程度で洗うぐらいにしておいたほうがいいでしょうという専門家話でありまして、早速管理しております開発公社のほうにジェット噴射なり、それなりできれいに磨きをかけるように、汚れを落とすように指示を出してあるところであります。

2番目の、大津鐵治氏の今度の3,000万円の基金がなくなったらどうするのかという問題であります。銅像等を見て、御覧のとおり、そんなに時代の流れの中で壊れたり、大きな改修を要するような物体ではないのではないか。3,000万円の運用益程度で十分に改修したり、ちょっとしたほころびがあったら繕ったりとか洗ったりとか、その程度のことではできていくものであり、基金がなくなるといったことはないのではないかと考えております。

教育事務局長（里中一彦君） まず、これらの偉大な先人の功績をどのように、いわゆる子供たちと教育、あるいは社会教育の分野で広めていくのかという御質疑でございました。私もこの銅像をどうするのかということで関わったときに、改めてそれぞれの先人の方々の偉業を改めて知るところでした。当然、概略的には存じ上げていたところがございます。このような偉大なる先人の方々を知らしめる、また知るということは、奄美の子供たちにとっても自信と誇りを持ち、あるいはその生涯に向けた職業選択に向けても、大変意義のあることだというふうに考えております。したがって、先ほど生涯学習課長からも出ましたが、社会学校教育の中でも、社会科の中で、そういった授業がありまして、またその本ですか、本を作るのもそういった先生方が集まってですね、どのような教育をしていくのかと、このような場もございますので、そういった中で先ほどの先人に学ぶという本も、冊子もでてきているわけがございます。今後もこのような形で子供たちにその偉業を知らしめるということは大切なことだというふうにとらえておりますし、また、社会教育の分野においてもそのことが必要だろうというふうに考えております。そのような形で今後も進めていきたいというふうに考えております。

それから先ほど出ました、この基金が無くなるんじゃないかという御懸念の御発言がございました。3,000万円に今年なりますので、これらの資金を有効に運用することによって、これらが枯渇することがないように、関係部署とも協議をしているところでございますので御理解を賜りたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 再々質疑ありますか。よろしいですか。

それでは次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

議案72号 奄美市公共下水道名瀬終末処理場建設工事委託に関する協定について質疑をさせていただきます。旧名瀬市は、昭和50年度に豊かな生活環境を目指し、名瀬市公共下水道事業計画を策定、昭和51年度から60年度までの10年間、第一次下水道事業をスタートさせています。当初の資料によりますと、計画予定166ヘクタール、人口2万4,600人、処理能力1万7,500立米、事業の総事業費が100億円というふうに出ております。51年度当初予算が65億6,700万円からしますと、いかに大きな事業だったかが伺えます。この事業の結果、河川港湾は見違えるほど美しくなり、生活環境も一段と豊かなものになっています。これは元大津鐵治市長の先見ある事業の一つではないかと評価をするものであります。あれから34年が過ぎ、建設の時代から維持管理の時代を迎えており、今後の維持管理の安全を期するためから、以下の質疑をさせていただきます。

まず第一に、建設工事の施工に要する費用3億5,290万円の予算化した概要をお示しをいただきたいと思います。当初予算では終末処理場改築工事業務委託予算3億3,050万円が計上されてお

ますので、後の差額についてお示しをいただきたいと思います。協定書第5条甲の指示する設計書というふうになっておりますが、この設計はどこの業者が設計するのか、お示しをいただきたいと思います。

三つ目に、協約書には完成検査の条項はなく、完成認定となっているが、市側の完成検査はしないのでよいのか、完成認定と完成検査の違いは何かをお示しいただきたいと思います。

四つ目は、協約別記2の建設工事の各内容、もし分かっているならば概算金額をお示しをいただきたいと思います。汚泥消化施設とか、土木、機械、汚泥処理運転操作施設、あと、理計装施設、電気一式とありますが、四つの項目について概算が分かればお示しをください。それと、今後の計画と現在の普及率、処理能力はいかほどか、お示しをいただきたいと思います。

下水道課長（盛 正弘君） それではお答えをいたします。議案第72号 奄美市公共下水道名瀬終末処理場建設工事委託に関する協定についてお答えをいたします。

まず最初に、奄美市公共下水道と終末処理場の概要について説明をいたします。公共下水道事業でございますが、名瀬総合支所管内において昭和51年度より事業に着手をしまして、昭和59年3月から供用開始いたしております。全体計画が586ヘクタールのうち546ヘクタールの事業認可を得ており、平成20年度末現在の整備状況は、500ヘクタールで91.5パーセントの整備を完了いたしております。なお、計画区域内の普及率は98.7パーセントで、水洗化率は92.8パーセントとなっております。一方、終末処理場の各施設において、機械、電気設備等の老朽化による機能低下や維持管理における安全性の確保が困難になってきております。このことから、平成12年度に策定をいたしました改築計画に基づき、平成13年度から計画的に改築の更新を実施しております。

それでは、1番目の建設工事の施工に要する費用3億5,290万円の予算化の概要についてお答えをいたします。協定金額の3億5,290万円につきましては、平成21年度当初予算に1億7,290万円と、それから平成22年度の債務負担行為額として1億8,000万円を計上いたしております。

次に、2番目の協定書第5条甲の指示する設計書はどこの業者が設計したのか、またするのかについてお答えをいたします。改築計画に基づき、平成19年度に日本下水道事業団が設計を行っております。

次に、3番目の協定書には完成検査の条はなく、完成認定となっているが、市側の完成検査はしないのでよいのかについてお答えをいたします。委託協定に基づき、建設工事の設計、発注、施行管理、完成検査を協定先が行いますが、施行管理及び完成検査には市として立会確認を行っております。市としましては、引き渡し時に総合試運転並びに完成認定を行い、施設を引き受けるものであります。

次に、4番目の建設工事の各内容の概算額についてお答えをいたします。まず、アの汚泥消化施設土木一式については、消化槽タンク2基の内部の防食工事で、約5,400万円を計上いたしております。次に、イの汚泥消化施設機械一式については、消化槽内部の機械拡販装置装置2基と、それから余剰ガス燃焼装置等で約2億700万円を計上いたしております。次に、ウの汚泥処理運転操作施設電気一式については、中央監視室における制御盤、それから監視盤の更新で約7,400万円、それから、エの汚泥処理計装施設、電気一式については、消化槽における計器類の更新で約1,700万円であります。

次に、今後の計画と現在の普及率、処理能力についてお答えをいたします。今後の計画は、平成24年までの1期工事といたしまして、水処理施設等の更新、それから天日乾燥所の増設などを予定いたしております。なお、平成24年度以降の2期工事ではありますが、市内4か所にあります中継ポンプ場の更新などを計画いたしております。先ほども申し上げましたが、平成20年度末の整備状況は91.5パーセントの整備を完了し、計画区域内の普及率は98.7パーセントで水洗化率は92.8パーセントとなっております。なお、処理能力は日最大1万7,700に対しまして、現在の1日の平均流入量は1万2,000立方メートルとなっております。

御承知のとおり、下水道事業は生活環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与することを目的としております。下水道の処理施設を一度供用開始しますと運転を停止することができない施設でありますので、今後も適正な維持管理に努めていきたいと考えております。

14番(関 誠之君) ありがとうございます。何点かにわたって再質疑をさせていただきます。

一つは、常識的に考えますと、発注する側が設計をして、入札をして、受注をするというようなことなんだろうと思いますが、特殊なものであるから今のようなことが行われているのかなと思いますので、下水道事業団にこういった工事を一括発注する根拠があれば示していただきたいということが一つ。

協約書の12条に下請業者の契約報告を規定をしておりますけれども、地元業者への優先発注等について、非常に景気の悪い昨今ですから、そういった指導がなされているのかなのか。過去の事例があれば、どういう事例があったということをお示しをいただきたいということが2点目。

3点目は、なかなか難しいことではあると思いますが、例えば地元発注するものが何件か、総額幾らぐらいか。もしくはその工事の出す何パーセントぐらいが地元のほうの工事に発注されるのかということが三つ目。

まず、この三つについてお知らせをいただきたいと思います。

下水道課長(盛 正弘君) 下水道事業団への委託協定を結ぶ理由でございますが、今年度の名瀬終末処理場の改築更新事業といたしましては、汚泥処理施設関連の脱水機更新並びに消化槽の更新であります。事業の推進に当たっては、土木建築機械、電気、水質などの各分野における専門の技術者が必要となり、特に消化槽の中に充満しているガスの引き抜きなどにつきましては危険なため、専門的な知識が必要となります。そのため、計画、設計、施行管理、完成検査を一括して行うことが、現在供用開始をしております処理場の運転並びにトータル的には早期に完成が図れるということで、これまでに旧名瀬市の下水道の計画から実施、それから設計施工、それから通常の維持管理のメンテナンスやら技術指導などを援助を行っておりますので、そういう形の中で日本下水道事業団に委託することが最も有効なものだと考えております。

次に、地元業者の下請けの件でございますが、今回の内容につきましてはほとんどの機械電気については、工場での製作になります。そして工場の製作したものは一つの製品として処理場の中の各施設に設置をされるわけでございますので、どうしてもその内容によってはですね、地元で発注ができないという、そういう面等も出てきますので、今回につきましては、やはりそういう総合的な製品を持って来て据え付けるということになりますので、我々としましては、事業担当の話の中でも、できるだけ地元で対応できるものについてはということで、当然工場から輸送されてきますので、輸送や、それから、処理場での設置に関する中で、電気、機械、それから鉄工所やら、それから添え付けをする重機やら、いろんな形で地元の業者がですね、参加できるような体制については事業団にも毎回、その都度要請をしております、その内容については金額的にはまだはっきり把握をしておりませんが、地元対策ができておると思っております。それから、これまでのそういう実績でございますが、平成16年度にはですね、いわゆる水処理施設の関係で改築更新をいたしております。その中で、分離発注が可能なものについてということで、手すり関係、それから一部電気関係、それから一部外装の、いわゆるコンクリートやらそういうものの地元でできるものについては、地元で発注をいたしておりますので、今後ともできる限りそういう形で地元の皆さんが処理場の工事に参加できるように、今後とも一生懸命努めてまいります。

14番(関 誠之君) ありがとうございます。今の中で、一つだけ確認をしたいことがありますので、下水道事業団に一括発注する根拠の中で、法的なものがあるのかなのか、今の答弁によりますと、一括して技術その他の面で、やるほうが非常に優位性があるというような答弁だったと思っておりますけれども、何か法的な根拠があるのかなのかということが一点と、もし今の議論を聞いて、市長ですね、地方分権が今進んでいる中で、自治体側にですね、設計や検査する体制がないということは、非常にこれは問題があるんじゃないかなというふうにも思いますし、下水道事業団が先ほど答弁の中でありましたとおり、設計をして、またこの中によりますと国庫補助対象に係る資金計画を定めて、所要額を決定をして、その資金計画に基づいて下水道事業団の請求により所要額を市のほうが下水道事業団に支払いをすると、

前払いをするということになっておりますけれども、要するに工事を発注される側が、実質完成検査をして、補助金取扱いを行って国庫補助対象額に係る資金計画所要額の決定し、設計できるようになっているわけですが、このようなシステムについて地方分権主権を推進させなければならない市長の立場として、もし所見があったらお聞かせをいただきたいと思います。私はやはり専門職を配置をして、市独自で設計や検査、また維持管理ができるようにすべきではないかと、一朝一夕にはいきませんが、方向としてはそのような方向が望ましいのではないかと考えますので、もしこの件について市長の見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

市長（平田隆義君） 市の職員で自前でするようにという御意見のようですが、そうできれば確かにいいと思います。ただし、これだけの小さい市ですので、下水道にそれだけのエキスパートを要請するとなると、その方を何十年もそこに張り付けないとできないだろうと私は思います。今のように3年、数年でローテーションを組んで職員を動かす、動かさないといけない状況の中では、少し無理ではないのかなと、こういう判断はしております。

下水道課長（盛 正弘君） 事業団となぜ協定を結ぶか、その根拠でございますが、地方公共団体が下水道事業を整備するには、施設の建設、維持管理に関する多くの専門技術者、土木、建築、機械、電気、水質などが必要となります。しかしながら、下水道を行う地方公共団体では、これらの専門技術を整えるのは極めて困難であります。そのため、このような地方公共団体を支援することを目的に地方公共団体の首長などにより、日本下水道事業団の前身である下水道事業センターを昭和47年11月に設立されております。その後、昭和50年8月に日本下水道事業団として拡充されたことにより、終末処理場、それからポンプ場などの根幹的な施設の計画設計、施行管理、検査、維持管理等の技術的なサポート並びに試験研究や、それから運転後のいわゆる事後点検など、多くの業務を行うことができるということになっております。

議長（伊東隆吉君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第65号から議案第66号、議案第69号から議案第72号及び議案第61号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての7件は、これを総務建設委員会へ、議案第62号から議案第63号及び議案第61号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての3件は、これを厚生委員会に、議案第67号から議案第68号及び議案第61号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての3件は、これを産業経済委員会に、議案第64号及び議案第61号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての2件は、これを文教委員会へそれぞれ付託いたします。

本会議において受理いたしました請願陳情はお手元に配布してあります文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので御報告いたします。

各常任委員会審査及び報告書類整理のため、明日23日から7月2日まで休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日23日から7月2日まで休会することに決定いたしました。

7月3日9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前10時18分）

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	朝 木 一 昭 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	里 秀 和 君
13番	泉 伸 之 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	奥 輝 人 君	18番	平 川 久 嘉 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	竹 田 光 一 君
21番	栄 勝 正 君	22番	世 門 光 君
23番	平 敬 司 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	教 育 長	德 永 昭 雄 君
笠 利 町 地域自治区事務所長	塩 崎 博 成 君	総 務 部 長	福 山 敏 裕 君
総 務 課 長	川 口 智 範 君	財 政 課 長	則 敏 光 君
企 画 調 整 課 長	安 田 義 文 君	福 祉 部 長	福 山 治 君
市 民 部 長	有 川 清 貴 君	市 民 課 長 (住 用)	浦 口 一 弘 君
自 立 支 援 課 長	小 倉 政 浩 君	産 業 振 興 部 長	瀬 木 孝 弘 君
産 業 情 報 政 策 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	土 地 対 策 課 参 事	池 畑 修 三 君
建 設 部 長	田 中 晃 晶 君	下 水 道 課 長	盛 正 弘 君
会 計 管 理 者	松 元 龍 作 君	教 育 事 務 局 長	里 中 一 彦 君
教 委 総 務 課 長	白 坂 稔 君		

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	赤 近 善 治 君	次 長 兼	山 崎 實 忠 君
		調 査 係 長 事 務 取 扱	
議 事 係 長	森 尚 宣 君	議 事 係 主 査	麻 井 庄 二 君

議長（伊東隆吉君） ただいまの出席議員は26人であります。会議は成立いたしました。  
これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 本日の会議は、お手元に配布してあります日程第2号のとおりであります。  
お知らせいたします。副市長が都合により本日の会議を欠席いたしますので御了承願います。  
日程に入ります。日程第1、議案第61号から議案第72号までの12件について、一括して議題と  
いたします。  
本案に対する各委員長の報告を求めます。  
最初に、厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長（向井俊夫君） おはようございます。御報告申し上げます。厚生委員会は6月23日の1  
日間開会いたし、慎重に審査をさせていただきました。去る6月23日の本会議におきまして当委員会  
に付託されました議案第61号、議案第62号、議案第63号についての3件の主な質疑についての審  
査結果を御報告いたします。

まず、議案第61号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてであります。福祉政  
策課、高齢者福祉課、健康増進課よりそれぞれ補足説明がございました。委員より、12ページ、3款  
民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費の障害者自立支援制度改正に対応するため、総合福祉システム  
改修の内容についての質疑があり、その制度改正の主な内容は、報酬、障害者福祉費用の改正と国保連  
の仕様書の変更、利用者負担の軽減増進に関する改正とのこととでございます。マシン運用業務のシステ  
ム改修内容は、マスター管理のサービスコード表の差替え作業、受給者証、通知書の発行、国保連との  
連携によるプログラムの修正、利用者負担額の登録などが主な改正内容とのこととでございます。9目介  
護保険支援事業費の1、647万9,000円の5事業者グループホームのスプリンクラー設置の補助  
金は、それぞれの事業者の発注になるとのこととでございます。

次に、議案第62号 平成21年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてで  
あります。健康増進課より補足説明があり、委員より7ページ歳入、3款国庫支出金2項国庫補助金1  
目財政調整交付金の特別調整交付金の算定方法の仕組みの質疑がございました。この算定については、  
主なもので医療費の結核検診、さらにはへき地直診に対する補助、医療費通知、保健事業、特別事業、  
収納特別対策事業とその他の事業などを合わせて、大体成り立っているとのこととでございます。

議案第63号 平成21年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第1号）について御報告いたします。  
笠寿園長より補足説明があり、委員より8ページ歳出、1款総務費1項施設管理費1目一般管理費7節  
賃金713万増額の質疑がございました。これは笠寿園の職員体制に特殊性の中で、8割から9割が臨  
時職員ということであり、笠利、住用、名瀬の合併前の臨時職員の賃金単価がばらばらであったものを  
統一し、それに伴い増額になったと御理解いただきたいとの答弁がございました。また、AET購入価  
格35万円、木製いす10脚購入価格35万円の質疑がございましたが、この際省略いたします。

これら3件の議案につきましては、お手元に配布いたしました報告書のとおり、いずれも全会一致で  
原案可決すべきものと決しております。

以上で、厚生委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお  
答えしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 次に、産業経済委員長の審査報告を求めます。

産業経済委員長（与 勝弘君） おはようございます。産業経済委員会は、6月23日午前9時30分に  
開会いたしました。6人の委員出席の下、慎重に、かつ活発なる審査が行われました。産業経済委員会  
に付託されました議案第61号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項分につい  
て、議案第67号 奄美市企業立地の促進等による地域に、失礼しました、企業立地の促進のための固

定資産税の課税免除に関する条例について、議案第68号 奄美市企業立地の促進による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の基づく準則を定める条例の制定についての3件の議案につきましては、皆様のお手元に配布してあります審査報告書のとおり、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しております。

以下、審査の内容について簡潔に御報告申し上げます。

まず、議案第61号につきましては、農林振興課、そして産業情報政策課、そして細観光課の各部署より補足説明があり、以下、委員から質問がありました。

巡るいのちのキョラジマ創造事業における長寿・健康食材としての島野菜を使用した食材についての、今後の具体的な利用方法についての質疑がありました。それに対し当局は、21年度については、それを組み合わせた弁当、ホテルメニューを作り、さらに催事での弁当販売、島を訪れる観光客にも提供し、百貨店での催事販売につなげたいとの答弁がありました。そのほか、レシピカードについての質疑では、平成20年度までは健康増進課で行っていたのを、なぜ細観光課に変わったかという質疑に対して、21年度から3年間のスパンで個々のレシピを組み合わせ、特産品としてつなげていこうということで特産系の事業になったとのことでありました。そのほか、アマミムラサキ、ハンダマについての質疑があり、鹿児島島の伝統野菜としてのレシピを含め、島民にも今後紹介してほしいという要望もありました。そのほか、7款商工費2目商工水産費19節の負担金補助及び交付金の100万円の日本商工会議所青年部第29回九州ブロック大島大会の開催に伴う補助金についての質疑では、補助金100万円の基準や経済効果等についての質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

議案第67号、68号の二つの条例については、一括して審査を行いました。

委員から、固定資産税の免除が3年間の規定であるが、3月に国の同意を得たということであるが、3月議会に間に合わなかったのかという質疑に対して、どうして間に合わなかったかという質疑に対して、3月25日に条例の基となる基本計画の同意を得、そこからスタートしたので、今議会の提出となったということでありました。固定資産税の免除については、該当する事業があれば来年からの3年間の固定資産税の免除になるとのことでありました。そのほか、条例案の第2条にある5年以内の意味は、奄美市の企業立地促進条例との兼ね合いについて、またその間、企業が進出する予定があるか等の質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

以上で、産業経済委員会に付託されました議案3件についての報告を終わりますが、御質疑がありましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。以上で報告を終わります。

議長（伊東隆吉君） 次に、文教委員長の審査報告を求めます。

文教委員長（渡 京一郎君） おはようございます。文教委員会は、去る6月24日、午前9時30分から開会され、付託されました2件の議案を慎重に審査いたしました。

それでは文教委員会に付託されました議案第61号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項及び議案第64号 奄美市銅像等管理基金条例の一部を改正する条例に制定についての審査結果を報告いたします。

これら2件の議案につきましては、お手元に配布してあります文教委員会審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の経過について御報告いたします。

当局の補足説明の後に、委員より、屋内運動場の補強工事の耐震に触れた五つの小・中学校予算は、どのようになっているのかとの質疑がありました。当局より、改修工事で概算でおおよそ7,000万円掛かるということで、昨年当初計画しておりましたが、今年耐震部分について耐震補強工事に該当する部分としておおよそ1,500万円から2,000万円ということで、21年度当初で計上してあり、11月ごろに補強も併せて同時発注を考えているとのこととございました。次に、保健体育の部分では、指定管理者委員の選考方法についてや、指定管理者には2期6年とか、一応の区切りをつけて、多くの

市民に仕事の間を与えなければ、経費の問題だけではないのではないかという質疑があり、当局より、企画サイドと調整を図っていきたいという答弁がございました。

議案第64号については、おがみ山の泉 芳朗先生の眼鏡はどのようになっているかなどの質疑があり、当局より、泉 芳朗先生の眼鏡は10数年前にいたずらをされ、壊されましたので、新しく眼鏡を作り、現在企画調整課のほうで保管をしておりますとのことで、12月25日の復帰記念日のときにかけるようになっているとのこととございました。ほかにもスクールニューディール構想について、理科支援授業についてなど、ほかにも多くの質疑がありましたが、この際省略いたします。

以上をもちまして文教委員会における議案審査の報告を終わります。なお、御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。以上で終わります。

議長（伊東隆吉君） 次に、総務建設委員長の審査報告を求めます。

総務建設委員長（栄 勝正君） おはようございます。総務建設委員会は、去る6月24日、午前9時30分より開会され、熱心な議論がなされました。総務建設委員会に付託されました議案第61号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項について外6件につきまして、審査の結果を御報告申し上げます。

これら7件の議案につきましては、お手元に配布してあります総務建設委員会報告書のとおり、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。その審査の経過について、議事審査の順に従って御報告いたします。

議案第61号 平成21年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項について。当局より補足説明があり、18節備品購入費として40万円は奄美空港等に設置を予定している募金箱を購入する費用、2款15節工事請負費450万円は本庁舎のトイレ等衛生設備の改修に伴うもの、5款労働費7節賃金に762万7,000円のうち215万5,000円は奄美市有財産すべての土地1万5,000筆と建物1,107棟を管理台帳システムへの入力作業を行うため、3名を6か月間雇用する経費、8款13節委託料1,420万円は区域内の道路の詳細測量設計と下水道管路施設の詳細設計の委託料で、補償及び賠償金から組み替えるもの。委員から、印刷製本の件、高齢者防火訪問の件、家屋調査、募金箱、公有財産管理台帳システムの件、末広・港土地地区画整理事業の先行取得の件、委託料の組替えの件など、多くの質疑がありました。

次に、議案第65号 奄美群島振興開発特別措置法に基づく市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号 奄美市交通災害共済条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告いたします。

議案第61号は、奄美群島振興開発特別措置法一部改正に伴い、市税の特別措置の拡充を行うため、所要の規定の整備を図ろうとするもの。第3号に新たに情報通信産業を追加するもの。

議案第66号 奄美市交通災害共済条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

共済見舞い金については、自損行為及び道路交通法での悪質な違反による交通事故を起こした場合に、見舞い金の支給制限を行うため、条例の一部の字句を削り、新たに第10条を加えるもの。委員から、奄振の特例措置を受けている件数及び減免の金額、情報処理産業の予想等の質疑がありました。

次に、議案第69号 新たに生じた土地の確認について、議案第70号 字の区域の変更については、笠利町大字喜瀬に隣接する国有地の地先水面埋立工事がしゅん工、当該埋立地を本市の区域内の土地として確認し、併せまして笠利町大字喜瀬宮田に編入しようとするもの。委員から特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第71号 辺地に係る公共的施設の統合整備計画の変更については、名瀬辺地における公共的施設の整備計画の表中、農道・林道事業費2,252万2,000円、辺地債で1,020万円増が見込まれる。農道・林道の欄と合計の欄の各項費の額に増額を変更するもの。住用辺地における整備計画の表中、350万円の辺地債が見込まれ、消防施設の欄の増額変更するもの。笠利辺地における整

備計画の表中、学校給食施設整備に680万円の辺地債が見込まれ、増額変更するもの。

次に、議案第72号 奄美市公共下水道名瀬終末処理場建設工事委託に関する協定についてを御報告申し上げます。

昭和59年度供用開始以来、老朽化が顕著な汚泥処理設備の消化槽タンクの設備を改築するもので、建設工事委託協定の相手方は、東京都新宿区四谷3丁目3番1号 日本下水道事業団と締結をしようとするもの。協定期間は本協定から平成23年3月18日、金額は3億5,290万円。委員から、下水道事業団に一括発注する法的根拠があるかないか、地元発注の件、債務負担行為の件、硫化水素に対する耐用年数、改修や補修の件などの多くの質疑がありました。

なお、質疑がありましたら他の委員の協力を得て答弁したいと思います。

議長（伊東隆吉君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

議案第61号から議案第72号の12件を一括して採決いたします。

この議案12件に対する各委員長報告は、いずれも原案可決であります。

議案12件は、各委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第72号までの12件については、各委員長報告のとおり、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第2、請願第1号、請願第2号及び請願第3号の3件の訂正の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしました請願第1号ほか2件につきましては、請願者から訂正いたしたいとの申し出がありますので、これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号、請願第2号及び請願第3号の3件の訂正の件は、これを許可することに決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第3、請願第1号から第3号及び陳情第3号の4件を一括して議題といたします。

本案に対する厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長（向井俊夫君） 御報告申し上げます。厚生委員会、6月23日、午前9時30分から開会し、慎重に審査をさせていただきました。去る6月22日の本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第1号から第3号及び陳情第3号について審査結果を報告いたします。

この請願等につきましては、お手元に配布いたしました審査報告書のとおり採択すべきものと決しております。

以下、主な審査内容について御説明いたします。

請願第1号 学童保育への公的補助・支援に関する請願及び請願第2号 学童保育への公的補助・支援に関する請願であります。第1号の請願者は、名瀬朝仁新町44の1, 小宿小学校学童保育たんぼばクラブ保護者会会長、瀬戸口徳満さんほか2, 026名であります。第2号の請願者は、名瀬久里町15の10, 奄美小学校学童クラブ保護者会会長、諏訪史郎さんほか30名であります。

請願第1号及び第2号については、慎重審査の結果、全会一致により採択すべきものと決しました。

次に、請願第3号 奄美市の子育て環境改善を求める請願であります。請願者は、名瀬古田町20の26, 有川普美子さんであります。

請願第3号については、慎重審査の結果、全会一致により採択すべきものと決しております。

なお、この請願第1号から第3号については、これを市長に送付し、会議規則第135条の規定により、その処理の経過及び結果の報告を求めたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

最後に、継続審査になっております陳情第3号 協同出資、協同経営で働く協同組合法（仮称）の速やかな制定を国に求めることについての陳情であります。陳情者は、名瀬末広町9の3, 中央会館ビル1階、日本労働者協同組合連合会（ワーカーズコープセンター事業団）奄美地域福祉事業所ガジュマル所長、福田奈津子さんであります。陳情事項は、1. 協同出資、協同経営で働く協同組合法（仮称）の速やかな制定の趣旨、意義について御理解、御賛同いただきますようお願いいたします。2. 1の早期制定を図るため、貴議会におかれましては趣旨を御理解いただき、国会及び関係行政庁に対し法制化を求める意見書を提出していただくよう陳情する。

陳情第3号については、慎重審査の結果、全会一致により採択すべきものと決しております。

なお、ただいま御報告いたしました陳情第3号に関しましては、採択と決した際には、会議規則第136条の規定により後刻意見書の提出を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で請願第1号から第3号及び陳情第3号の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら、他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

請願第1号から第3号及び陳情第3号に対する各委員長報告は、いずれも採択であります。

委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号から第3号及び陳情第3号は、委員長報告のとおり、採択することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま採択されました請願第1号から第3号及び陳情第3号の取扱いについては、委員長報告の中にありましたとおり、これを市長に送付し、会議規則第135条及び第136条の規定により、その処理の経過及び結果の報告を求めることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号から第3号及び陳情第3号の取扱いについては、これを市長に送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることに決しました。

---

議長（伊東隆吉君） 日程第4，議案第73号 協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）の速やかな制定を国に求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は，提案理由の説明を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決を行います。

議案第73号は，原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第73号 協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）の速やかな制定を国に求める意見書の提出については，原案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先については，議長に一任願います。

---

議長（伊東隆吉君） 日程第5，議案第74号から議案第76号の3件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。ただいま上程されました議案第74号から議案第76号までの奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして，提案理由を御説明いたします。

本日の奄美市固定資産評価審査委員会委員として，浜崎幸生氏，別府良美氏及び肥後末雄氏の3人を選任いたしたく，地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上をもちまして議案第74号から議案第76号までの提案理由の説明を終わりますが，何とぞ御審議の上，同意くださいますようお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

本案は，委員会付託及び討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから，採決をいたします。採決はこれを1件ごとに行います。

まず，議案第74号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

お諮りします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第74号はこれに同意することに決定しました。

次に、議案第75号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。  
お諮りします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第75号はこれに同意することに決定しました。

次に、議案第76号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。  
お諮りします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第76号はこれに同意することに決定しました。

---

議長(伊東隆吉君) 日程第6, 議案第77号及び議案第78号の2件を一括して議題といたします。  
市長に提案理由の説明を求めます。

市長(平田隆義君) ただいま上程されました議案第77号及び議案第78号につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第77号及び議案第78号 奄美市人権擁護委員候補者の推薦につきましては、春岡仗子氏及び濱田由美子氏の任期満了に伴い、武下 梢氏及び益満久美氏を人権擁護委員候補として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞよろしく御承認くださいますようお願いいたします。

議長(伊東隆吉君) これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、採決をいたします。採決はこれを1件ごとに行います。

まず、議案第77号について採決いたします。

本案はこれを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第77号はこれを承認することに決定しました。

次に、議案第78号について採決いたします。

本案はこれを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第78号はこれを承認することに決定しました。

---

議長(伊東隆吉君) 日程第7, 議案第79号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） ただいま上程されました議案第79号の提案理由を御説明いたします。

議案第79号 固定資産評価員の選任につきましては、平成21年4月1日付けの人事異動に伴い、前任の税務課長 有川清貴が移動になりましたので、後任の税務課長 重山 納を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして議案第79号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、採決をいたします。

議案第79号について、本案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第79号はこれを同意することに決定しました。

議長（伊東隆吉君） 日程第8、議案第80号 核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

16番（崎田信正君） おはようございます。ただいま上程されました議案第80号 核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める意見書の提出について、提案理由を説明をいたします。

核兵器の使用は、悲惨な結果を招くことは明らかであり、世界で唯一、原子爆弾の被害を受けた日本国民として、核兵器の廃絶を願うことは当然のことです。4月5日のオバマ米大統領のブラハ演説は、核兵器を使用したことのある唯一の核兵器保有国として、米国は行動する道義的責任があると述べ、核兵器のない世界に向けて、一緒になって平和と進歩の声を高めなければならないと、世界の諸国民に協力を呼びかけたことは、核兵器廃絶を求めるすべての人々に勇気を与えています。その一方で、北朝鮮が核実験を強行しており、強い憤りを覚えます。今こそ日本政府が被ばくした世界でただ一つの国の政府として、核兵器廃絶に向け、主導的役割を果たすときであり、その努力を強く要請するものです。是非、意見書の提出に御賛同いただきますようお願いを申しあげまして、簡単ですが提案理由の説明を終わります。

議長（伊東隆吉君） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、採決をいたします。

議案第 80 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 80 号 核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

---

議長 (伊東隆吉君) 日程第 9, 議案第 81 号 振り込め詐欺撲滅に関する決議についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

21 番 (栄 勝正君) 振り込め詐欺撲滅に関する決議の提案理由の説明を行います。

議案第 81 号 振り込め詐欺撲滅に関する決議について、提案理由を説明いたします。

お手元に配布されています資料にありますように、近年振り込め詐欺による被害は、全国的に急増し、大きな社会問題となっており、奄美警察署管内においての被害も出ており、相談件数も今後増加傾向にあるとのことであります。このようなことから、市議会として市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会実現のため、警察や関係機関と連携し、振り込め詐欺撲滅に対する姿勢を明確にし、防止策を積極的に推進する決意の下、今回振り込め詐欺撲滅に関する決議として提案するものです。御賛同よろしくお願いいたします。

議長 (伊東隆吉君) これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

議案第 81 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

議長 (伊東隆吉君) 日程第 10, 議員定数検討特別委員会及び議会基本条例策定調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

奄美市議会委員会条例第 6 条の規定により、奄美市議会議員定数の検討の件については 13 人の委員で構成する議員定数検討特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、また、奄美市議会基本条例の制定の件につきましては 13 人の委員で構成する議会基本条例策定調査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、奄美市議会議員定数の検討の件については 13 人の委員で構成する議員定数検討特別委員会を設置し、また、奄美市議会基本条例の制定の件につきましては 13 人の委員で構成する議会基本条例策定調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました両特別委員会の委員について、委員会条例第8条第1項の規定により指名いたします。

議員定数検討特別委員会に三島 照君、竹田光一君、渡 京一郎君、奥 輝人君、世門 光君、里秀和君、泉 伸之君、与 勝広君、橋口和仁君、師玉敏代君、奈良博光君、朝木一昭君、平田勝三君、以上の13名を、議会基本条例策定調査特別委員会に崎田信正君、蘇 嘉瑞人君、関 誠之君、栄 勝正君、平川久嘉君、平 敬司君、竹山耕平君、伊東隆吉君、戸内恭次君、叶 幸与君、大迫勝史君、多田義一君、向井俊夫君、以上の13名をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げましたとおり、それぞれの諸君を先ほど設置されました両特別委員会委員に指名いたします。

両特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。(午前10時18分)

---

議長(伊東隆吉君) それでは再開いたします。(午前10時29分)

先ほど設置されました各特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

議員定数検討特別委員会委員長に世門 光君、副委員長に師玉敏代君、議会基本条例策定調査特別委員会委員長に栄 勝正君、副委員長に多田義一君、以上のとおりであります。

お諮りいたします。

両特別委員会は、閉会中の継続審査とし、期限につきましては協議終了までといたしたいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、両特別委員会は閉会中の継続審査とし、期限につきましては協議終了までとすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります文書表のとおり、議会運営委員長及び総務建設委員長から申し出がありました議長の諮問に関する調査等及び陳情第1号、陳情第2号の2件については、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長の諮問に関する調査等及び陳情第1号、陳情第2号の2件については、これを閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって、平成21年第2回奄美市議会定例会を閉会いたします。(午前10時31分)

---

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長	伊 東 隆 吉
奄美市議会議員	叶 幸 与
奄美市議会議員	師 玉 敏 代
奄美市議会議員	多 田 義 一